

阿見町議会会議録

平成31年第1回定例会

(平成31年3月5日～3月20日)

阿見町議会

平成31年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	29
◎会期日程	30
◎第1号(3月5日)	33
○出席, 欠席議員	33
○出席説明員及び会議書記	33
○議事日程第1号	35
○開 会	38
・ 会議録署名議員の指名	38
・ 会期の決定	38
・ 諸般の報告	39
・ 議員派遣報告	40
・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙	44
・ 議案第13号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	44
・ 議案第14号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	46
・ 議案第15号から議案第21号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・ 議案第22号から議案第28号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	51
・ 議案第29号から議案第35号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	56
・ 阿見町予算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	77
・ 議案第36号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	78
・ 議案第37号から議案第38号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	79
・ 議案第39号から議案第44号(上程, 説明, 採決)	80
・ 議案第45号から議案第54号(上程, 説明, 採決)	81
・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること(上程, 説明, 採決)	83
○散 会	83
◎第2号(3月6日)	85
○出席, 欠席議員	85
○出席説明員及び会議書記	85
○議事日程第2号	88
○一般質問通告事項一覧	89

○開 議	9 0
・一般質問	9 0
久保谷 実	9 0
海野 隆	1 2 3
永井 義一	1 5 0
紙井 和美	1 7 1
難波千香子	1 9 4
○散 会	2 2 5
◎第 3 号（3 月 7 日）	2 2 7
○出席，欠席議員	2 2 7
○出席説明員及び会議書記	2 2 7
○議事日程第 3 号	2 2 9
○一般質問通告事項一覧	2 3 0
○開 議	2 3 1
・一般質問	2 3 1
川畑 秀慈	2 3 1
栗原 宜行	2 5 3
柴原 成一	2 7 8
樋口 達哉	2 8 8
倉持 松雄	2 9 5
石引 大介	3 0 6
・休会の件	3 1 5
○散 会	3 1 5
◎第 4 号（3 月 2 0 日）	3 1 7
○出席，欠席議員	3 1 7
○出席説明員及び会議書記	3 1 7
○議事日程第 4 号	3 1 9
○開 議	3 2 1
・議案第 1 4 号（委員長報告，討論，採決）	3 2 1
・議案第 1 5 号から議案第 2 1 号（委員長報告，討論，採決）	3 2 4

・議案第22号から議案第28号（委員長報告，討論，採決）	328
・議案第29号から議案第35号（委員長報告，討論，採決）	334
・議案第36号（委員長報告，討論，採決）	344
・議案第37号から議案第38号（委員長報告，討論，採決）	345
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	346
○閉会	363

第 1 回 定例会

阿見町告示第30号

平成31年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月20日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 平成31年3月5日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成31年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	3月5日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	3月6日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第3日	3月7日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	3月8日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	3月9日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	3月10日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	3月11日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	3月12日	(火)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第9日	3月13日	(水)	休 会		・議案審査
第10日	3月14日	(木)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	3月15日	(金)	午前10時	委員会	・ 予算特別委員会 (産業建設所管分)
第12日	3月16日	(土)	休	会	・ 議案調査
第13日	3月17日	(日)	休	会	・ 議案調査
第14日	3月18日	(月)	休	会	・ 議案調査
第15日	3月19日	(火)	休	会	・ 議案調査
第16日	3月20日	(水)	午後 1時30分	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[3 月 5 日]

平成31年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成31年3月5日（第1日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
防災危機管理課長	白石幸也君
生活環境課長	石神和喜君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	中村政人君
社会福祉課長	煙川栄君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
道路公園課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	井上稔君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君
農業委員会事務局長	吉田恭久君

○議会事務局出席者

書	記	野口和之
書	記	湯原智子

平成31年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成31年3月5日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣報告
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
- 日程第6 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 議案第14号 阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）
- 日程第8 議案第15号 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第22号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第23号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第25号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第26号 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第28号 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第10	議案第29号	平成31年度阿見町一般会計予算
	議案第30号	平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第31号	平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第32号	平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第33号	平成31年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第34号	平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第35号	平成31年度阿見町水道事業会計予算
日程第11	議案第36号	町の区域の設定について
日程第12	議案第37号	町道路線の廃止について
	議案第38号	町道路線の廃止について
日程第13	議案第39号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第40号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第41号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第42号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第43号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第44号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
日程第14	議案第45号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第46号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第47号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第48号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第49号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第50号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第51号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第52号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第53号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第54号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第15 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（吉田憲市君） 定刻になりましたので、ただいまから平成31年第1回阿見町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 野口雅弘君

8番 永井義一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る2月26日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成31年第1回定例会につきましては、去る2月26日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月20日までの16日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、3月6日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、3月7日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、3月8日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時からは民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは、休会で議案調査。

7日目、3月11日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目、3月12日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、総務所管分。

9日目は、休会で議案調査。

10日目、3月14日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、民生教育所管分。

11日目、3月15日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、産業建設常任委員会所管分。

12日目から15日目までは、休会で議案調査。

16日目、3月20日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月20日までの16日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの16日間と決定をいたしました。

議会運営委員会委員長柴原成一君。

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） 失礼いたしました。3月20日の最終日の訂正をお願いいたします。

3月20日は最終日となりますが、午後1時30分から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会となります。失礼いたしました。

○議長（吉田憲市君） ただいま訂正がございました。御了承願います。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

議長より報告いたします。

今定例会に提出されました議案は、町長提出議案第13号から議案第54号、以上44件であります。

次に、本日までに受理した陳情書等は、陳情書、日米地位協定を見直す会及び陳情書、一般財団法人日本熊森協会並びに決議、沖縄弁護士会の3件です。内容は、お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成31年1月分に関する月例出納検査結果について報告がございましたので報告をいたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成30年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、3月4日付で町長から報告がございました。内容は、お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法100条第13項及び阿見町議会規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議長において決定した議員派遣報告を行います。

初めに、議会報告運営委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔議会報告運営委員会委員長海野隆君登壇〕

○議会報告運営委員会委員長（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、議会報告運営委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る1月30日に、議会報告会の先進地である取手市議会を視察し、議会報告会の運営について意見を交換してまいりました。

欠席が1名あり、委員4名、議会事務局より局長及び野口係長が同行をいたしました。

取手市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度ランキングで県内一の議会改革度、全国でも17位に位置する議会改革先進議会でございます。ちなみに、茨城県では、第2位が茨城県議会、第3位が守谷市議会とランキングされております。

取手市議会が評価されているのは、議会傍聴の際、請願・陳情者の発言機会が認められていること、また、女性が議会活動しやすい制度や施策を検討する女性議員による議会改革特別委員会を設置し調査を行っていることなどが、高い評価を受けているようでございます。

取手市議会では、議会改革の一環として、8年前の2010年、平成22年に、試行的に1年間4回、市内4会場で議会報告会を同時に実施いたしました。しかし、参加者の固定化や少数化のため終了することになってしまいました。

その後、市民からの陳情を受けて再開し、2011年、平成23年では、1会場1回で実施、議会基本条例の制定を受けて、2012年、平成24年からは年2回実施するようになっております。

2018年、平成30年からは、議会基本条例の改正により議会報告会を改めて、意見交換を目的にして、名称も「議員と語ろう！現在と未来～市民との意見交換～」として開催をしております。

取手市議会でも参加者の固定化や少数化にすぐに直面して、その改善にさまざまな工夫が凝らされておりました。特に、報告と質疑や意見交換の時間配分、意見交換会となって以降は、常任委員会ごとのテーマの設定、対面方式から車座型へ、場所などに多彩な取り組みが行われたということでもあります。さらに、議会として、有権者教育を担う試みが積極的に行われており、高く評価できると思えました。子ども議会などの試みも、執行部ではなくて、議会側が自ら担うという決意と実行力も高く評価できると思えます。

あらかじめ送っておりました9項目について、取手市議会から御説明をいただきました。

1、取手市議会の議会全体としての取り組み、事務局のかかわり及び各議員の役割分担などについてはどのように行われているかについては、取手市では議会運営委員会で決定し、議会報告会運営チームを結成し、運営チームで開催日や場所、進行方法、係などを決定している。ポスターやチラシの印刷も運営チームが、配布については全議員で行っている。事務局はあくまでサポート役に徹し、パワーポイントの作成やホームページへの掲載、議会メールなどについての広報を行っている。事務局も積極的に関与してサポートしているということでした。

2番、取手市議会での広報体制及び議会あるいは議会として動員体制をとったのかどうか、お聞きしました。また、参加者の確保、参加者の多様性を確保する方策にどのような方法をとりましたかということについては、参加者を確保するための特別の動員等については行っていない。来場する市民の偏りはあるが、会場を移動したり、テーマを設けたりする中で、参加者確保や多様性を確保するような努力をしている。議会のメールマガジンを活用して発信したり、掲示のお願いに行ったりしているという説明でした。

3番、取手市議会の実施日時で、土日祝日、平日の夜間など、特に配慮した点、逆に、この日時は、この日程は避けたということはありませんかについては、経験的に土日の午後は参加者が極端に少なくなる。そこは避けるようにしている。現在では、土曜日の午前中10時から12時で実施している。経験的に土日の夜間は避けるということになっているということでした。

4番、取手市議会の議会報告会の回数、時期等についてはどうかということについては、取

手市の現在の実施状況は、条例上は年1回以上となっているが、予算議会終了後の5月及び決算議会終了後の11月の年間2回、午前中に実施しているという説明でした。

5番、取手市議会では、開催日程の固定化など、日程の固定化について考慮したことはありましたかについては、阿見町議会と同じように、年2回程度実施することを決めており、5月のゴールデンウィーク及び11月の第2土曜日の午前中にほぼ固定しているということでした。

6番及び7番は一緒でございますが、取手市議会報告会での内容はどのようなものであったのか。報告と質問時間配分、内容についてどのように実施しているかについては、取手市議会でも参加者の固定化や少数化にすぐに直面した。その改善にさまざまな工夫を凝らした。特に、報告と質疑や意見交換の時間配分、意見交換会となって以降は、常任委員会ごとのテーマの設定、対面方式から車座型へ、場所などに多彩な取り組みを行った。2018年からは、議会基本条例の改正について、議会報告会を改めて、意見交換を目的として、名称も「議会と語ろう！現在と未来～市民との意見交換～」として開催しているとのことでした。

8番、取手市議会での議会報告会のあり方については、さまざまな方式を採用して実施していると聞いているけれども、これまでの報告会のあり方及び今後の報告会のあり方について、どのような構想を持っているかについては、これがベストと思われるようなものは存在しない。いろいろな工夫を行い、議会報告を実施していきたい。参加者が例え少なくなってもやり続けるという意思を持つことが大事だということでした。

質疑の中では、阿見町でも道の駅の問題など、町の中で大きな問題があったときにはどういう形でやるのかという質問に、例えば、取手市の場合、中学生の自殺問題や政務調査費の問題など、その時々市民の関心のあるテーマや問題などについて、これは絶対聞かれると思われることがある。そうすると、本来、午前で終わる報告会を、その関心のあるテーマについては、午後も開催して対応するというのもやって、説明責任を果たしてきた。市民的関心事のあるテーマも敏感に感じてやれるようにしているという説明がありました。

その後、議場を御案内いただき、議会映像配信、議場での表決方式、映像による参考資料の表示といった議会運営についても説明を受けました。

お忙しい中、視察を受け入れ、終始熱心に御説明いただいた取手市議会運営委員長の赤羽直一議員、議会事務局の岩崎弘宜さん、土屋靖孝さんに深く感謝を申し上げます。

視察の成果は、本年5月11日及び11月9日に行われる予定の議会報告会に活かしていこうと考えています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、6番栗原宜行君、登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、議員派遣報告をさせていただきます。

去る2月21日、茨城県市町村会館において、平成30年度町村議会議員自治研究会が開催され、県内12町村、約170名の議員や議会職員が参加しました。

阿見町からは吉田議長を初め議員10名、議会事務局から3名、合計13名で研究会に参加いたしました。

茨城県町村議長会会長の大洗町今村議長の主催挨拶のうち、「環境問題を考える」をテーマに、生物学者で早稲田大学名誉教授の池田清彦先生の講演がありました。

池田先生は、1947年東京都に生まれ、東京教育大学を御卒業後、東京都立大学大学院を修了され、山梨大学教授、早稲田大学教授を歴任され、「さんまのホンマでっか!?TV」などに数多く出演され、執筆活動や講演を精力的に行って御活躍をされております。

当日は、CO₂の削減、外来種、里山を事例に、いかにコストをかけずに住みやすい環境をつくるかについて、興味深く、また時に笑いを交えながらお話をされました。

CO₂の削減対策では、地球温暖化は世界中で取り組まなければならない喫緊の課題だが、1兆円をむやみに投入しても、気温は0.02度しか下がらない。

また、外来魚対策では、琵琶湖に生息するブラックバスやブルーギルが謎の減少をしている。捕獲手段に注視した対策ではなく、どんな環境にすれば外来魚が減少するのか、環境面から変える、考えることも重要だ。

そして、里山対策では、里山は人間がつくった自然、人が里山の手入れをしなければ、すぐ荒廃してしまう。常緑樹など樹木の種類を考慮して里山にして保護をしなければならないなど、視点を変えた考察の大切さを指摘されました。

また、仙台市が進めている藻類のボトリオコッカスを利用した下水処理場からエネルギーを生産する新たな循環型システムについてのお話もありました。これは、ボトリオコッカスを下水処理水に含まれる窒素やリン等を栄養素として光合成により増殖させ、石油系のオイルを抽出する研究だそうです。下水処理場の汚泥から新たなエネルギーが生まれるという、エネルギー問題の解決と震災復興に貢献するプロジェクトとして注目されているとのことでした。

地球温暖化、環境汚染は、集中豪雨や洪水などの異常気象、自然災害と密接な関係があり、被害は年々増加しています。環境問題は大人の責務、未来の子供たちのために環境問題を多面的に捉えるヒントをいただいた有意義な講演でした。

以上で、議員派遣報告を終わります。

○議長（吉田憲市君） 以上で議員派遣報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118号第2項の規定により指名推選によりしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に久保谷実君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました久保谷実君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい

中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

議案第13号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年12月24日午前7時45分ごろ、阿見町阿見地内の町道2183号線を北から南方向へ走行していた車両が、対向車とすれ違う際、同町道の左脇へ寄ったところ、破損していた、または破損しかかっていたと推測される側溝のふたに左後輪を乗り上げたことによりタイヤをパンクさせたものでございます。

そのため、国家賠償法の規定により町に賠償責任が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号については原案どおり承認することに決しました。

議案第14号 阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第14号、阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第14号の阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）について提案理由を申し上げます。

本案は、現行の阿見町空家等の適正管理に関する条例について、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び活用並びに空家等の発生の予防に関し、必要な事項を定める条例に全部改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） それではですね、第13条、応急措置ということで、以前には入っていなかったものが入っているのだと思いますけれども、この応急措置というのは、どんな状況が生じたときに町がどんな対応をとると、こういうふうな想定でこの応急措置が入りましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

応急措置を想定している事案といたしましては、例えば、非常に緊急性が伴う周りに悪影響を及ぼすような事案ということで、例えば強風によりまして屋根瓦が飛ぶとか、そういったことで周りに非常に悪影響を及ぼすような事案が発生した場合にですね、例えばその屋根瓦の飛散を防ぐためにブルーシート等による養生等、そういったものを想定しているものでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、空き家になっているので、この場合は、第2項でね、当該空家等の所有者等が判明しているときは費用を請求することができるということになっていて、これ全体としては、判明しない空き家もあるという想定でつくられているのかなと、そういうふうに思いますけれども、それでいいんですか。ごめんなさい。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

原則として、所有者に請求しますという意味合いですけれども、所有者等が判明しない場合、例えば所有者の所在確認等を行ってもなかなか見つからないといった場合にですね、消息不明といった場合にはですね、なかなか請求するのは難しいのかなということでございます。所有者がですね、判明している場合は、これは必ず町としては請求していくということで考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 来年度の予算に、見てたら計上しているの、この程度想定しているのかなというふうに思いましたけれども、この応急措置と代執行、法ではね、代執行という決まりがあると思うんですよ。これはちょっと違うんですね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

代執行につきまして、特定空家等と認定された場合ですね、そういう流れの中で、最終的に代執行というような形になるかと思えます。

それにつきましては、まず特定空家と認定する前にですね、そういったものがありましたら、助言とか指導を行っていくと。その後に、それでもなかなか改善が見られない場合には、勧告。勧告してもですね、それでもなかなか改善されてないといった場合には命令というような流れで進む形になりますけれども。最終的にそれも履行されてないといった場合には、最終的に行政代執行というような形になりますけれども。

行政代執行につきましては、なかなか最終的な手段でございますので、一義的には、所有者にそれなりの措置を行う義務があるということから、まずは勧告や命令に至る前にですね、是正を促すことがやっぱり重要であるということで、その前にですね、所有者等に対して指導等を行ってですね、なるべく改善が図れるようにするというので、指導していきたいというふ

うに思います。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 委員会でね、深掘りをしていただきたいと思うんですけども。なかなか費用の請求という形で、所有者はわかっているわけだから、所有者に「やりますよ」と、そういうね、多分あらかじめ言わなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよね。「やりますよ、お金を払ってくださいよ」って、こういう形になればね、当然、本来は所有者がやるのは当たり前なんだけれども、緊急、応急的にやるということなので。しかし、そのときに、きっちりね、費用をね、きちんと回収できるか、徴収できるかというのは、結構問題があるんじゃないかなと私は思いますので。今、部長がおっしゃったように、それ以前に、至るまでの対策を、しっかりと予防的対策を打っていくと、これが非常に大事だなと思ひまして、説明いただきましてありがとうございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

ただいま、16番久保谷実君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名となりました。

議案第15号 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

議案第16号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第18号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

- 議案第19号 阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について
議案第20号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第21号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第15号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第18号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第19号、阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について、議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第21号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第15号から議案第21号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第15号の阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、本条例で規定している技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第16号の阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、被災者ニーズに応じた災害援護資金の貸し付けを実施するため、本条例で規定している貸付利率、償還方法について、所要の改正を行うものであります。

議案第17号の阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例で規定している放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第18号の阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術

管理者の資格要件が改められたことに伴い、これらの資格要件を参酌して定めている本条例について、同様の改正を行うものであります。

議案第19号の阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、文化財保護法の一部改正により、地方文化財保護審議会の委員の要件が明文化されたことに伴い、本条例で規定している委員の要件について改めるほか、文言の整理等、所要の改正を行うものであります。

議案第20号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町空家等対策協議会につきましては、空家等対策計画の作成に関する協議を行う機関であります。当該計画の変更並びに実施に関する事項その他空家等に関する施策に関し必要な事項について協議する機関とするため、その所掌事項を改正するものであります。

阿見町観光プロデュース推進委員会につきましては、町内の観光資源の実態を把握し、新たな観光価値を創出することにより、観光資源のブランド化と採算性の高い観光事業の確立を目指すために設置するものであります。

阿見町実穀地区公民館整備検討委員会につきましては、実穀地区の地区公民館の整備に関して、地域住民等の意見を聴取し効果的な運営を図るために設置するものであります。

阿見町吉原地区公民館整備検討委員会につきましては、吉原地区の地区公民館の整備に関して、地域住民等の意見を聴取し効果的な運営を図るために設置するものであります。

議案第21号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

消防団の団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員につきましては、本町消防団員の処遇改善を目的として、報酬の額等を改定するものであります。

町民活動センター長につきましては、センター長として町職員を配置し、非常勤特別職として任用しないことから、その項を削除するものであります。

市民活動コーディネーターにつきましては、市民活動を支援するために新たに設置する市民活動コーディネーターの報酬等を追加するものであります。

国際交流推進員につきましては、本町における国際友好親善と国際相互理解を促進し、国際交流事業を推進するために、新たに設置する国際交流推進員の報酬等を追加するものであります。

観光プロデュース推進委員会委員につきましては、観光プロデュース推進委員会の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

実穀地区公民館整備検討委員会委員につきましては、実穀地区公民館整備検討委員会設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

吉原地区公民館整備検討委員会につきましては、吉原地区公民館整備検討委員会設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第21号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

議案第22号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第23号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第24号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第25号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
議案第26号	平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第27号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第28号	平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第23号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案

第24号，平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号），議案第25号，平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号），議案第26号，平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号），議案第27号，平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号），議案第28号，平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号），以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第22号から議案第28号までの補正予算について，提案理由を申し上げます。

まず，議案第22号，一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額から3億2,405万2,000円を減額し，歳入歳出それぞれ163億2,225万2,000円とするほか，繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第1款町税では，決算見込みにより固定資産税家屋及び償却資産を増額する一方，町たばこ税を減額。

第6款地方消費税交付金では，交付見込みにより増額。

第11款地方交付税は，交付見込みにより普通交付税を増額。

第15款国庫支出金では，民生費国庫負担金で，給付金の減に伴い児童手当国庫負担金及び施設型給付費負担金を減額，教育費国庫補助金で，国の第2次補正予算に対応するため学校施設環境改善交付金を新規計上。

第16款県支出金では，民生費県負担金で，給付費の減に伴い児童手当県負担金及び施設型給付費負担金を減額，教育費補助金で，額の確定に伴い国民体育大会市町村競技施設整備費補助金を減額。

第19款繰入金では，財源調整のため財政調整基金繰入金を減額する一方，事業費の確定に伴い特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金を増額。

第20款繰越金では，前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では，土木費雑入で，阿見吉原地区公園緑地整備負担金を減額。

第22款町債では，土木債で，社会資本整備総合交付金事業債を減額，教育債で，学校施設整備事業債を減額するものであります。

次に，4ページからの歳出であります，第2款総務費では，一般管理費で，勸奨退職者の増に伴い一般退職手当負担金を増額。

第3款民生費では、障害者福祉費及び保育所費で、過年度精算分として国庫支出金等返還金を増額。

第5款農林水産業費では、農業委員会費で、成果実績に伴い農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を増額。

第9款教育費では、小学校費の学校管理費で、国の第2次補正予算に対応するため小学校の設備改修工事に係る経費を新規計上。

第12款諸支出金では、交付金の確定に伴い特定防衛施設周辺設備調整交付金事業基金積立金を増額。

このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

6ページの第2表・繰越明許費補正につきましては、道の駅整備検討事業ほか7件について、年度内に事業が完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

7ページの第3表・地方債補正については、罹災証明書交付等共同整備事業ほか7件について、事業費の確定等により限度額を変更するものであります。

議案第23号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から3億8,318万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ48億3,592万4,000円とするものであります。

その主な内容は、保険給付費で、実績見込みより一般及び退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費を減額するもので、その財源として、県支出金の保険給付費等交付金を減額するものであります。このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

議案第24号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から3,883万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億3,119万8,000円とするものであります。

その主な内容は、歳出では、維持管理費で、流入汚水量の増により霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を増額する一方、一般管理費で、確定に伴い消費税を減額、下水道事業費で、確定に伴い吉原地区下水道工事委託料を減額するもので、歳入では、公共下水道受益者分担金及び公共下水道使用料を実績見込みにより増額、財源調整として、一般会計繰入金を減額するものであります。このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

4ページの第2表・繰越明許費につきましては、管渠維持管理費ほか2件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

5ページの第3表・地方債補正につきましては、事業費の確定により、流域下水道事業債を減額するものであります。

議案第25号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から575万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,797万8,000円とするものであります。

その主な内容は、一般管理費で、農業集落排水設備設置工事費補助金を減額するもので、そ

の財源として、県支出金の農業集落排水施設接続支援事業補助金を減額するものであります。このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

議案第26号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に9,068万5,000円を追加、歳入歳出それぞれ33億3,507万1,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、第1号被保険者保険料を増額、歳出では、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

議案第27号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から229万円を減額し、歳入歳出それぞれ8億9,452万6,000円とするものであります。

その主な内容は、広域連合納付金で、広域連合事務費負担金を減額するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

議案第28号の阿見町水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、199万5,000円を増額するもので、その内容としましては、消費税の修正申告に伴い過年度損益修正損を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 一般会計補正予算ですけども、その中で、歳入のところで、11ページですか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

教育費の国庫補助金のところでは、中学校補助金で冷房設備対応臨時特例交付金が減額になっているわけですけども、これちょっといろいろ調べてみたら、12月の議会の中で同額の補正がなされているわけなんですけれども、12月議会で同額補正で増額されてて、そのまま同じ金額で今回減額という形になっているかと思うんですけども、その理由をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長、朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

11ページの国庫支出金、国庫補助金ですね、中学校費補助金についてですけど、ちょっと手元にちょっと資料がないものですから、今確認させていただきます。済みません。

○議長（吉田憲市君） よろしいですか。

財政課長黒岩孝君。

○財政課長（黒岩孝君） お答えいたします。

こちらにつきましてはですね、竹来中学校のですね、空調設備の改修工事、こちらのほうにですね、補助金のエントリーをさせていただいたわけなんですけど、既にもう竹来中学校のほうはですね、ついている部分でその改修ということでございまして、補助金がですね、つきにくいということで、補助金がつかなかったということでございまして、それを落としたということでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） じゃあ、あれですか、12月の補正で一応金額が入っていますが、それがつかなかったという関係で、全然お金も入っていないような状態なんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

黒岩課長。

○財政課長（黒岩孝君） はい、そういうことでございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る3月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

議会の再開は11時5分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時06分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

議案第29号	平成31年度阿見町一般会計予算
議案第30号	平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第31号	平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第32号	平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第33号	平成31年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第34号	平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号	平成31年度阿見町水道事業会計予算

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第10、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算、議案第30号、平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第31号、平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第32号、平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第33号、平成31年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第34号、平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号、平成31年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 平成31年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり、予算の提案に先立ち、平成31年度の町政運営につきまして所信の一端と、主な施策の概要を申し上げます。

私は、町長に就任し、昨年6月に所信表明を行い、議員各位並びに町民の皆様には「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」の実現に向けて誠心誠意努力することをお約束いたしました。2019年度も、初心を忘れずに、皆様との対話を欠かさず町政運営に邁進してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国は、人口減少や少子高齢化といった大きな社会問題に直面しております。平成26年のまち・ひと・しごと創生法の施行以来、全国の地方公共団体においてさまざまな地方創生の取り組みが進められておりますが、総人口の減少と東京圏に集中する人の流れを反転させるだけの力とはなっておりません。

阿見町においては、幸いにも、人口はほぼ横ばいの状況であり、顕著な減少傾向は見られません。しかし、年代別人口構成を見ると、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が続いてお

り、こうした構造変化により顕在化する政策課題に的確に対応できる仕組みづくりが求められています。

このような変革の時代においてこそ、中長期的な政策需要の全体像をしっかりと見据え、地域力を育み、お互いに支え合い、安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現に全力で取り組んでまいります。

私が昨年町長に就任してから、早くも1年が経過しようとしておりますが、この間、町民の皆様とお約束をした政策公約を推進するとともに、皆様からいただいた御意見や現場の声に応えるべく施策を展開してまいりました。

その幾つかを申し上げますと、町内の市街化区域における住宅地開発の加速や働く女性の増加などにより課題となっている待機児童対策として、民間保育園において保育士等が集まらず児童受け入れが困難な状況を改善するために、町内民間保育園に勤務する保育士等に対し、月額1万5,000円の助成を開始しております。また、保護者の経済的負担を軽減し、町内に住む子供たちが必要とする医療を安心して受けられるよう、0歳から18歳までの医療費の完全無料化を昨年10月より実施し、子育て環境の充実を図ってまいりました。

昨年7月以降の記録的な猛暑では、空調設備が整備されていない学校の教育環境を心配される声を数多くのお寄せいただきました。児童生徒の健康と安全を第一に考え、阿見第一小学校、阿見第二小学校、君原小学校について、2019年7月中までに空調設備を完備できるよう予算措置をいたしました。

交通安全の取り組みとしましては、毎年、飲酒運転によって痛ましい事故が引き起こされており、町内においても、昨年4件の飲酒運転による人身事故が発生しております。町職員が率先して模範となるよう、飲酒運転根絶のための行動指針を定め、「飲酒運転三ない運動」を推進しております。さらに、町民や関係機関の皆様にも運動の輪を広げ、町全体の機運醸成に取り組んでまいりました。

このように、一つ一つの課題に着実に取り組むことで、町民の皆様の安全・安心な暮らしを保障することが、住民に最も身近な基礎的自治体の長としての使命であると感じております。

今後ますます多様化する地域課題を、町民の皆様とともに培ってきた地域力を持って解決していくために、2019年度から2023年度までの総合的かつ基本的な町政運営の方針である第6次総合計画後期基本計画に基づき、これまで以上に町民の皆様の意見を把握する機会を充実させ、町民の皆様と行政が一体となって、魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、平成31年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」、「支え合い」、「賑わい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要を御説明いたします。

初めに、1つ目のテーマである「参加」における「地域力を育むプロジェクト」についてであります。

町民が町政に参加しやすい体制をつくり、町民ニーズから発想し、将来の持続可能な行財政運営に取り組むことで、自立性の高いまちづくりを推進し、地域力を育ててまいります。

そのために、まず、町民参加の促進とコミュニティ活動の充実に取り組めます。

町民の皆様がまちづくりについて話し合っていただく場として、定期的な町民討議会を開催いたします。町民同士が率直な意見を交わし、アイデアや解決策を導き出す討議を通して、多くの方にまちづくりに参画していただきます。

また、地域の活性化や地域課題の解決を図るための活動を行うNPO等を支援するため、平成29年度より実施している市民公益活動支援制度を拡充し、町が捉えた行政課題について、NPO等が主体となって解決に取り組む活動に対し、新たに支援を行ってまいります。

次に、持続可能な行財政運営のため、財政の健全化に取り組めます。

町の公共施設等の維持補修等につきましては、将来的に多額の費用が必要となることが想定されているため、平成28年度に阿見町公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点での更新・統廃合・長寿命化に取り組んでおります。平成31年度は、学校施設等において、各施設の計画的な管理を行うための個別施設計画を策定してまいります。また、将来的な公共施設の大規模改修や建て替えに備えるため、公共公益施設整備基金に計画的な積み立てを行ってまいります。

続いて、「参加」のテーマにおける「町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト」についてであります。

町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、企業や大学、研究機関等の相互連携を促進し、地域振興を図ってまいります。

そのために、産学官連携の推進に取り組めます。

商工会、JAを初め、町内の事業経営者や農業者、町内の工業団地に立地する企業等と連携し、ふるさと納税事業を実施いたします。阿見町ならではの魅力ある特産品を充実させるとともに、ふるさと納税制度の趣旨に沿った制度設計を行ってまいります。

また、茨城大学農学部や東京農業大学生物産業学部と連携し、耕作放棄地の拡大防止や農産物を活用した新商品を開発、新規事業創出などに関する研究を実施し、農業者の経営安定と生産性向上を図ってまいりました。こうした協力関係について、対象とする分野の拡大を含め、さらなる連携の強化を図ってまいります。

次に、町民の参加を促進するため、生涯にわたって学べる環境づくりに取り組めます。

平成29年度をもって廃校となった旧吉原小学校と旧実穀小学校の2つの施設については、地

域の意向を最優先とし、地域交流拠点や防災拠点となる施設としての利活用を図るため、具体的な整備内容を検討し、設計と用途変更に伴う法令上の手続を行ってまいります。

続いて、2つ目のテーマである「支え合い」における「子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト」についてであります。

出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭、地域全体で子供の成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。

そのために、子ども・子育て支援の充実につきましては、妊婦期から子育て期にわたり、妊産婦や乳幼児がその実情にあった支援を受けられるよう、総合保健福祉会館内に子育て世代包括支援センターを設置いたします。妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整をすることにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供してまいります。また、これまで妊婦から出産までの期間については、妊婦が受診する健康診査に対する助成を実施してきましたが、産後初期段階の身体的機能の回復や精神状態を把握し、必要な支援につなげるため、新たに、産後2週間と1カ月の産婦健康診査に係る費用の一部助成を実施してまいります。

次に、保育環境の確保については、女性の社会進出などによる保育需要の高まりを受け、子供や子供の養育者が必要とする保育を受けられるよう、中期的な保育需要を適切に想定し、定員枠の拡大や保育士の確保に努め、待機児童の解消を図ってまいります。

平成31年度は、新たな小規模保育事業所等の開設により利用定員数を増やすとともに、公立保育所においても保育士の増員を図ってまいります。また、保育所をつくっても保育士が集まらない状況を改善するため、民間保育所に対し平成30年度から実施している保育士等処遇改善助成金を継続して実施するとともに、障害などの理由により通常保育の中での対応が難しい子供や子供の養育者が安心して必要な保育を受けられるよう、障害児保育事業補助金制度を拡充し、保育士等を加配して障害児の受け入れを行う民間保育所を支援してまいります。

次に、将来を担う子供たちに対し、未来に向けた投資を行うため、学校教育の充実と児童生徒の健康管理と安全対策に取り組みます。

小学校に入学する児童の健やかな成長を祈り、その健全な育成を支援するため、2020年4月に入学する新1年生より、ランドセルの入学祝い品贈呈をスタートいたします。

教育の現場においては、小学校では2020年度から新しい指導要領に沿った教育がスタートいたしますが、これに先駆けて、外国語指導助手を増員し、2019年度から新しい指導要領に対応できる体制を整えてまいります。

また、児童生徒の問題行動に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、障害のある児童生徒が学校で生活する上でのサポートを行う特別支援教育支援員を増員し、学校現場を支えてまいります。

教育環境の改善につきましては、冒頭でも述べましたとおり、3つの小学校に空調設備を整備してまいります。これにより町内の全ての小中学校に空調設備が整備されることとなります。

このほか、阿見第一小学校のトイレ・給排水設備の改修工事、阿見中学校の外壁の改修工事、阿見小学校のプールの改修工事等の老朽化対策も実施してまいります。

続いて、「支え合い」のテーマにおける「町民の暮らしを支えるプロジェクト」についてであります。

町民や地域、行政等が互いに支え合い、高齢者や障害者に優しく、町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

そのために、交通体系・公共交通の充実に取り組みます。

高齢者や車を持たない方の町内での買い物や通院などの移動手段、交通不便地域を補完する手段として運行している、デマンドタクシー「あみまるくん」については、利用者等へのアンケートを実施するとともに、茨城大学と連携して予約状況等の分析を行い、よりよい運行体制の構築に取り組んでまいります。

また、身近な場所に食料品などの生活に必要なものを購入できる店舗がない地域において、移動手段を持たない高齢者等にとっての買い物支援は喫緊の課題となっていることから、移動販売を実施している事業者と連携し、移動販売車による買い物支援を平成31年度中に実施できるよう検討してまいります。

このほかにも、公共交通については、必要とされる方の目的や地域の実情に合わせ、よりよい形で実施できるよう引き続き調査研究してまいります。

次に、災害時の緊急時に備えた危機管理として、情報化の推進、地域防災対策の推進、消防・救急体制の充実に取り組みます。

自治体が保有する行政情報を適切に管理し、安定した行政サービスを提供するために、行政情報ネットワークサーバーのクラウド化を実施いたします。複数の手段で行政情報を管理することで、災害時等でも業務を継続し、行政サービスの水準を維持できるよう努めてまいります。

次に、地域の防災について、全ての行政区で結成されている自主防災組織が自主的に防災活動を行い、災害による被害の防止や軽減を図れるよう、継続して地区防災計画の作成をしてまいります。

また、一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、災害時に迅速に安否確認を行い、支援を実施するために必要な情報を管理するシ

システムを導入いたします。

消防及び救急体制につきましては、稲敷広域消防本部と連携し、救急車の現場への到着時間の短縮を図ります。平成30年度には、人口増加に伴い救急搬送の要請件数が増加している町の西部地域の救急車到着時間の短縮を図るため、本郷ふれあいセンターへの救急車の駐留を開始しました。平成31年度も引き続き町全体の消防・救急体制の強化・充実に向け、稲敷広域消防本部とともに取り組んでまいります。

次に、住民票等の行政が発行している証明書をコンビニエンスストアで取得できる、コンビニ交付サービスを導入します。これにより、マイナンバーカードの交付を受けていれば、役場及びうずら出張所の窓口開庁時間外であっても、住民票と印鑑登録証明書を身近な利用可能店舗で取得できるようになります。サービスの開始は、2019年10月を予定しております。

最後に、3つ目のテーマである「賑わい」における「霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト」についてであります。

霞ヶ浦の水辺や自然環境、農作物の地域資源を活かした、新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、町の魅力を積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

そのために、観光の振興に取り組めます。

まい・あみ・まつりについては、第30回記念を迎えることから、節目の年にふさわしい、ふるさとの祭りとなるよう開催を支援してまいります。

また、阿見町観光振興基本計画に基づいて実施している各種観光施策の骨格となる阿見町らしい観光資源を確立するため、阿見町観光プロデュース推進委員会を立ち上げ、観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業の確立を図ってまいります。

あみプレミアム・アウトレット等の集客施設を訪れる観光客の町内への回遊を促すため、町内店舗等を結ぶスタンプラリーイベントや、霞ヶ浦の自然景観を活かし、つくば霞ヶ浦りんりんロードを活用したレンタサイクル事業に引き続き周辺自治体と協力して取り組んでまいります。

予科練平和記念館については、開館から10年が経過し、昨年度も5万人を超える来館がありました。10周年の記念式典を開催するとともに、増加する外国人観光客に対応するため、館内表示の英文化併記を実施してまいります。

次に、本町の自然環境や農業等を町の魅力とするため、農業の振興に取り組めます。

農業者の高齢化や後継者不足により拡大している耕作放棄地については、認定農業者を中心に農地の活用を図ってまいりましたが、今後さらに不足する地域農業の担い手を確保するため、地域や集落を単位とした集落営農等の設立に向けた取り組みに対し、補助金を交付して支援し

てまいります。

グリーンツーリズムについては、都心等からの需要はあるものの、受け入れ農家側の体制が課題となっております。新たな受け入れ拠点の発掘や人材育成、体験・交流メニューの充実を図り、農村交流の活性化に取り組んでまいります。

続いて、「賑わい」のテーマにおける「地域経済の活力向上プロジェクト」についてであります。

首都圏へのアクセスのよさを活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

そのために、商工業の振興に取り組めます。

町内の個人消費を喚起し、商業の振興と活性化を図るため、阿見町商工会が実施するプレミアム付き商品券事業に対して支援するとともに、商工まつりやスイーツフェアなどの事業についても継続的に支援を行い、商工業の活性化を図ってまいります。

さらに、地域資源を活かした新商品開発への支援を継続してまいります。創業等により町内で新しい事業を行う者に対しては、創業体制の構築、創業等の経費を支援する創業支援事業により、新たな需要や雇用を創出し、地域産業の活性化を促進してまいります。

開発が進む阿見吉原地区におきましては、県内全区間が開通し、アクセス環境が飛躍的に向上した圏央道の阿見東インターチェンジに隣接するという絶好の立地条件を活かし、茨城県と連携して積極的な企業誘致等に取り組んでまいります。

次に、町内への定住を促進する良好な受け皿を確保するため、市街地の整備に取り組めます。

荒川本郷地区におきましては、民間活力による住宅地等開発を誘導してまいります。具体的に区画整理や面的な整備計画が進んでいるエリアについては、事業者や地権者等とともに良好なまちづくりを推進してまいります。

都市基盤の軸となる幹線道路においては、中央、西部、東部地区を結びネットワーク化を図る都市計画道路寺子・飯倉線の整備を進めてまいります。

上水道・下水道につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業において、2020年度からの地方公営企業法の適用に向けた移行作業を進めてまいります。これにより、事業の財政状況や経営状況を明らかにするとともに、公営企業会計を導入することで経営の透明性を確保してまいります。

こうした基盤整備に引き続き取り組みながら、少子高齢化・人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画の策定に取り組んでまいります。

最後に、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会」につきましては、2019年9月に本町の霞ヶ浦セーリング特設会場を舞台に、正式競技であるセーリングの本大会が開催されま

す。これまで、昨年10月に開催したりハーサル大会を含め、入念に計画、準備を進めてまいりました。選手の皆様が競技に集中できる環境づくり、そして、全国から観戦に訪れるお客様に阿見町のよさを知っていただけるよう、おもてなしの心を持って、町全体の開催機運を盛り上げ、大会の成功に向けて取り組んでまいります。

以上、平成31年度の町政運営の所信の一端と、主な施策の概要を申し上げました。

新年度は、第6次総合計画後期基本計画の初年度として、今後5年間とその先を見据えた中長期的な視点において、必要な施策を厳選して盛り込んでおります。

後期基本計画では、次の時代に向けて重点的に取り組むべき施策を「あみ・未来プロジェクト」と名づけました。

町民の皆様とともに、未来に向けた魅力あるまちづくりのために今何が必要かを考え、未来に責任を持てる魅力あるまちづくりを必ず実現していくという、私の強い決意を込めております。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げて、平成31年度の施政方針といたします。

平成31年3月5日、阿見町長千葉繁。

続きまして、議案第29号から議案第35号までの、平成31年度一般会計ほか6件の予算について、概要を申し上げます。

なお、平成30年度当初予算が骨格予算であったため、予算の増減については、平成30年度6月補正後の予算額との比較となります。

それでは、予算の概要を申し上げます。

議案第29号の平成31年度一般会計予算は164億200万円で1.9%の増、議案第30号の国民健康保険特別会計予算は49億3,300万円で4.6%の減、議案第31号の公共下水道事業特別会計予算は18億4,000万円で10.8%の増、議案第32号の農業集落排水事業特別会計予算は1億5,000万円で6.7%の増、議案第33号の介護保険特別会計予算は32億5,800万円で1.1%の増、議案第34号の後期高齢者医療特別会計予算は9億5,300万円で8.4%の増、議案第35号の水道事業会計予算は17億3,181万2,000円で5.2%の増となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第29号についての説明を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） それでは、お手元に平成31年度阿見町予算書を御用意ください。

初めに、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の主な内容について御説明いたします。

なお、先ほど町長からありましたように、平成30年度当初予算が骨格予算であったため、これ以降御説明する予算の増減につきましては、主に平成30年度6月補正後の予算額との比較で御説明いたします。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、その内容を申し上げます。

11ページをお開きください。

まず、歳入です。

第1款町税から御説明いたします。

第1項町民税第1目個人町民税では、雇用・所得環境が緩やかに回復していることなどにより、現年課税分所得割で0.6%の増、個人町民税全体では0.9%の増額計上。

第2目法人町民税では、企業業績を反映し、現年課税分均等割で10.7%の増、現年課税分法人税割で23.6%の増、法人町民税全体では20.3%の増額計上。

第2項第1目固定資産税では、01土地で荒川本郷地区の宅地分譲などにより2.2%の増、02家屋で新築家屋の増により5.6%の増、03償却資産で既存償却資産の経年減価により1.5%の減、固定資産税全体では2.5%の増額計上。

12ページ上段の、第5項都市計画税では、現年課税分で6.0%の増額計上。

町税全体では、3.4%の増額計上となっております。

次に、13ページ中段の、第11款地方交付税では、臨時財政特例債振替額の減などにより、26.7%の増額計上となっております。

次に、16ページからの、第15款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、第1目民生費国庫負担金の第2節児童福祉費負担金の10地域型保育給付費負担金の増がある一方、公立学校施設整備費負担金の皆減などにより、4.3%の減額計上。

第2項国庫補助金では、民生安定施設整備事業補助金の皆減がある一方、17ページ上段、第5目土木費国庫補助金の第1節都市計画費補助金の12社会資本整備総合交付金の増などにより、51.9%の増額計上。

国庫支出金全体では、4.4%の増額計上、骨格予算との比較では、10.6%の増額計上となっております。

続きまして、17ページ下段からの、第16款県支出金では、第1項県負担金の第1目民生費県負担金の第2節児童福祉費負担金で、18ページ上段、09地域型保育給付費負担金の増などにより、3.9%の増額計上。

第2項県補助金では、19ページ中段、第6目教育費県補助金の02第74回国民体育大会市町村

競技運営費補助金の増がある一方、01第74回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金の減などにより、9.8%の減額計上。

同じく19ページからの、第3項委託金では、茨城県議会議員一般選挙費委託金が皆減となる一方、20ページ上段、第1目総務費委託金の第5節選挙費委託金の02参議院議員通常選挙費委託金の新規計上などにより、10.8%の増額計上。

県支出金全体では1.0%の減額計上、骨格予算との比較でも1.0%の減額計上となっております。

21ページの、第19款繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金の増などにより33.0%の増額計上、骨格予算との比較では66.1%の増額計上となっております。

22ページからの、第21款諸収入では、第5目雑入の、24ページ下段、第6節土木費雑入で、阿見吉原地区公園緑地整備負担金の皆減などにより34.3%の減額計上、骨格予算との比較では23.9%の減額計上となっております。

25ページ中段からの、第22款町債では、第3目土木債第1節都市計画債の03社会資本整備総合交付金事業債都市計画街路整備が増となる一方、地方交付税の振替措置である第6目臨時財政特例債の減などにより24.6%の減額計上、骨格予算との比較では9.7%の減額計上となっております。

続きまして、27ページからの歳出について御説明いたします。

第1款議会費から申し上げます。

28ページ中段からの、1112議会事務局費で、29ページ上段の議会インターネット配信委託料の増などにより、1.3%の増額計上、骨格予算との比較では9.5%の増額計上となっております。

同じく29ページからの、第2款総務費について申し上げます。

第1項総務管理費第1目一般管理費で、0303職員給与関係経費、30ページの、0404臨時職員雇用費の増などにより、18.5%の増額計上。

次に、45ページからの、第9目電子計算費では、46ページ中段の、1112行政情報ネットワーク運営事業で、システム更新に伴う増などにより、22.4%の増額計上。

総務費全体では2.3%の増額計上、骨格予算との比較では3.9%の増額計上となっております。

次に、71ページからの、第3款民生費について申し上げます。

第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、73ページ下段、1120後期高齢者医療特別会計繰出金の増などにより、3.0%の増額計上。

89ページからの、第2項児童福祉費では、92ページからの、第4目保育所費で、96ページの下段、1117地域型保育事業で、小規模保育事業所及び家庭的保育事業所の開設に伴う増などにより、6.6%の増額計上。

民生費全体では2.9%の増額計上、骨格予算との比較では3.7%の増額計上となっております。次に、100ページ下段からの、第4款衛生費について申し上げます。

第1項保健衛生費では、103ページからの、第2目予防費の1111予防接種事業で、104ページ上、各種予防接種委託料で、風疹の定期予防接種化に伴う増などにより、16.9%の増額計上。

106ページからの、第2項清掃費では、107ページからの、第2目塵芥処理費で、1112霞クリンセンター維持管理費の増などにより、9.5%の増額計上。

衛生費全体では6.9%の増額計上、骨格予算との比較では9.2%の増額計上となっております。次に、115ページ下段からの、第5款農林水産業費について申し上げます。

第1項農業費では、118ページ下段からの、第3目農業振興費で、同じく122ページ上段、1148新規就農者支援事業の増により、0.9%の増額計上。

農林水産業費全体では1.4%の増額計上、骨格予算との比較では1.2%の増額計上となっております。

次に、124ページからの、第6款商工費について申し上げます。

第1項商工費では、126ページからの、第2目商工業振興費で、127ページ上段、1112阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業で、立地奨励金の増などにより、78.3%の増額計上。

商工費全体では48.6%の増額計上、骨格予算との比較では60.8%の増額計上となっております。

次に、129ページからの、第7款土木費について申し上げます。

130ページからの、第2項道路橋梁費では、132ページからの、第3目道路新設改良費で、133ページ下段、1112特定地区道路整備事業の増などにより、35.7%の増額計上。

135ページからの、第4項都市計画費では、140ページからの、第7目街路事業費で、1111都市計画道路寺子・飯倉線整備事業を新規計上。

土木費全体では8.8%の増額計上、骨格予算との比較では11.7%の増額計上となっております。

次に、142ページからの、第8款消防費について申し上げます。

第1項消防費では、第1目常備消防費で、1114常備消防事業の稲敷地方広域市町村圏事務組合消防分賦金の増により、1.5%の増額計上。

消防費全体では1.7%の増額計上、骨格予算との比較では3.6%の増額計上となっております。

次に、146ページからの、第9款教育費について申し上げます。

151ページからの、第2項小学校費では、第1目学校管理費で、158ページの、1122学校施設整備事業の増などにより、63.1%の増額計上。

162ページからの、第3項中学校費では、第1目学校管理費で、166ページ、1117学校施設整

備事業で、朝日中学校校舎増築工事の皆減に伴う減などにより、66.3%の減額計上。

191ページからの、第5項保健体育費では、193ページからの、第2目体育施設費で、1111総合運動公園維持管理費で、総合公園スタンド改修、フットサルコート人工芝改修工事の皆減に伴う減などにより、69.2%の減額計上。

195ページからの、第3目保健体育事業費で、1111国民体育大会事業の増がある一方、196ページ下段からの、1112国民体育大会施設整備事業の減などにより、3.6%の減額計上。

教育費全体では12.8%の減額計上、骨格予算との比較では1.6%の増額計上となっております。

200ページの、第11款公債費では、第1目元金は長期債償還元金で、前年度とほぼ同額を計上、第2目利子は1.4%の減額計上。

公債費全体では0.1%の減額計上、骨格予算との比較でも0.1%の減額計上となっております。

201ページからの、第12款諸支出金では、第2目公共公益施設整備基金費で、積立金の増などにより諸支出金全体で265.3%の増額計上、骨格予算との比較でも265.3%の増額計上となっております。

以上で、平成31年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。

議会の再開は、13時といたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第30号についての説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第30号、平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書211ページをお開きください。

平成31年度の予算総額は、49億3,300万円で、前年度と比較しまして、4.7%の減額となっております。これは、歳入歳出とも、国保税調定、保険給付費、事業費納付金など数年次の実績内容や制度改正に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

217ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、一般被保険者で6.0%減、退職被保険者

で86.2%減、合計6.4%の減となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込み額を計上したものです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、現在の賦課状況により見込み額を計上したものであります。

218ページをお開きください。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきましては、普通交付金は、保険給付に係る必要額を全額県から交付されるもので、前年度と比較しまして0.4%の減額となっております。特別交付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして0.9%の増額となっております。保険者努力支援分、県繰入金（2号分）等が増額となっております。

第2目財政安定化基金交付金につきましては、科目計上となります。

219ページをお開きください。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして1.8%の減額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、介護基盤安定、職員給与費等及びその他繰入金として保険事業費経費などとなっております。

220ページをお開きください。

第9款町債第1項財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となります。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

221ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして5.1%の減額となっております。

224ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして0.5%の減額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

227ページをお開きください。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして14.6%の減額となっております。

228ページをお開きください。

第4款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上していますが、第2期データヘルス計画書に基づき、データを活用し各保健事業を実施していくもので、前年度

と比較しまして4.3%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第31号についての説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第31号、平成31年度公共下水道事業特別会計予算の内容について御説明申し上げます。

なお、平成30年度当初予算が骨格予算であったため、予算の増減につきましては、一般会計同様、主に平成30年度6月補正後の予算額との比較で御説明いたします。

予算書の237ページをお開きください。

平成31年度の予算総額は18億4,000万円となり、10.8%の増額計上となります。前年度との比較では、11.2%の増額計上となっております。

それでは、まず歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

245ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、平成30年4月に料金改定を実施したことなどにより、5.7%増の7億5,450万3,000円となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、荒川本郷地内における污水管、雨水管整備による工事費の増額等により、51.5%増の2億5,255万5,000円となっております。

第4款第1項の県負担金につきましては、阿見吉原土地区画整理事業費の減少により、64.6%減の4,024万7,000円となっております。

第4款第2項の県補助金につきましては、公共下水道への接続工事費に対する補助金であり、269.6%増の765万円となっております。

次に、246ページをお開きください。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、料金改定による収入の増等により、1.9%減の5億3,423万8,000円となっております。

第8款第2項の雑入につきましては、主に道路路面復旧負担金となり、297.0%増の1,613万2,000円となっております。

次に、247ページをお開きください。

第9款第1項の町債につきましては、起債対象となる下水道工事の事業量増により、117.0%増の2億1,900万円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

248ページをお開きください。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、職員給与関係経費を含めた事務費及び使用料徴収業務費並びに受益者負担金賦課徴収事務等であります。消費税の減等により、10.4%減の1億93万円となっております。

次に、250ページをお開きください。

第2目の維持管理費は、管渠の正常な機能を維持するための保守点検委託料及び汚水処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金等であります。下水道管渠の適正な維持管理のため、維持補修工事の増及び霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金の増等により、10.7%増の4億6,226万6,000円となっております。

次に、251ページをお開きください。

第2項の下水道事業費ですが、主なものとしましては、職員給与関係経費、阿見吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料、工事請負費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。荒川本郷地内の地区施設道路27号線道路整備に伴う污水管、雨水管整備による工事費の増等により、40.3%増の6億2,740万9,000円となっております。

次に、253ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金・利子の償還費であります。

元金につきましては、3.4%減の5億3,316万9,000円、利子につきましては、11.7%減の1億1,592万6,000円となっております。

戻りまして、241ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第32号についての説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 引き続きまして、議案第32号、平成31年度農業集落排水事業特別会計予算の内容について、御説明いたします。

予算書の261ページをお開きください。

平成31年度の前年度予算総額は1億5,000万円となり、6.7%の増額計上、前年度との比較では6.4%の増額計上となっております。

それでは、まず歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

267ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、平成30年度の使用状況の推移により、2.1%増の2,459万円となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、農村漁村地域整備交付金を活用した小池地区及び君島大形地区の施設更新計画策定補助金であり、80%増の360万円となっております。

次に、268ページをお開きください。

第4款第1項の県補助金につきましては、農業集落排水への接続工事費に対する補助金及び処理場から排出された水質に対する改善のための補助金であり、179.8%増の594万5,000円となっております。

第5款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、君島大形地区の施設修繕料の増等により、3.6%増の9,064万円となっております。

第2項の基金繰入金につきましては、実穀上長地区の事業債償還金の元金に充当させるため、農業集落排水事業債減債基金から繰り入れるもので、元金償還額の増により、1.9%増の2,299万3,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

270ページをお開きください。

第1款第1項の施設管理費の主なものは、人件費を含めた一般管理費及び小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区の施設管理に要する経費であります。施設管理費は、農業集落排水設備設置工事費補助金及び君島大形地区の施設等修繕料の増等により、14.7%増となり、274ページにあります、計7,365万7,000円となっております。

第2款公債費につきましては、農業集落排水事業の管渠整備及び処理場建設等に要した事業費に対する長期借入金の償還費であります。

元金につきましては、2.3%増の5,657万7,000円、利子につきましては、6.4%減の1,936万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第33号についての説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第33号、平成31年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の281ページをお開き願います。

平成31年度介護保険特別会計の予算総額は、32億5,800万円で、前年度と比較しまして1.2%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増による介護保険給付費の増額によるものであります。

歳出の約94%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、第2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

289ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と比較しまして、2.3%の増額計上。

第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする療養給付費負担金並びに地域支援事業に係る交付金においては、保険給付費総額の増により増額となりますが、市町村間の財政力の格差を調整するために、第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金が減額となり、前年度と比較して0.7%の減額計上。

290ページの、第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る27%分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較して1.6%の増額計上となっております。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の19.5%が県の法定負担分であり、前年度と比較しまして1.6%の増額計上であります。

291ページの、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金が合計で1.2%の増額計上をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

293ページをお開き願います。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして0.7%の減額計上。

294ページの、第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、12.3%の減額計上。

295ページの、第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する

経費を計上しているもので、2.2%の増額計上。

296ページの、第4項趣旨奨励費では、介護保険制度の周知に要する経費を計上しているもので、26.3%の増額計上。

次に、第2款保険給付費ですが、297ページから298ページの、第1項介護サービス等諸費では、冒頭に申しあげましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれることから、全体的には増加傾向にあり、主なサービスでは、居宅介護サービス費が3.1%の増、地域密着型介護サービス費は4.4%の増、施設介護サービス費は0.8%の増、居宅介護住宅改修費が20.7%の減、居宅介護サービス計画給付費が13.1%の増額となり、全体で2.7%の増額計上となっております。

298ページから300ページの、第2項介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費37.9%の減、その影響により介護予防サービス計画費の38.0%の減、全体で29.4%の減額計上となっております。

300ページの、第4項高額介護サービス等費では、19.9%の減額計上。

301ページの、第5項高額医療合算介護サービス費においては、0.3%の減額計上となっております。

301ページから302ページの、第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が、低所得者にとって過重な負担とならないよう、負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、8.7%の減額計上となっております。

302ページからの、第4款地域支援事業費につきましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は15.7%の減となっております。

303ページから304ページの、第2項一般介護予防事業費は、5.7%の減。

304ページから307ページの、第3項包括的支援事業・任意事業費は、4.5%の増となっております。

地域支援事業全体では、3.8%の減額計上になります。

全体では1.2%の増額計上になります。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第34号についての説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 続きまして、議案第34号、平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書315ページをお開きください。

平成31年度の予算総額は、9億5,300万円で、前年度と比較しまして8.4%の増となっております。

ます。これは、歳入歳出とも、前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

321ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして9.8%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして7.6%の増額計上となっております。

それでは、次に歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

323ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして0.2%の増額計上となっております。

324ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして8.6%の増額計上となっております。

325ページの、第3款保健事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして10.0%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第35号についての説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第35号、平成31年度阿見町水道事業会計予算の内容につきまして御説明をいたします。

予算書の331ページをお開きください。

まず、第2条、業務の予定量につきましては、（1）給水戸数を前年度比0.1%増の1万7,450戸、（2）年間総給水量を前年度比0.1%減の402万8,700立方メートルと見込んでおります。また、（4）主な建設改良工事につきましては、配水管新設工事の増等により、17.3%増の4億4,858万円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款水道事業収益は、1.1%増の12億1,474万8,000円となっております。なお、第1項営業収益につきましては、主な収入は水道料金であり、0.7%減

の10億1,390万7,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款水道事業費用は、0.3%増の11億1,094万7,000円であり、前年度との比較では0.04%の減額計上となっております。第1項営業費用につきましては、主な支出は県企業局に支払う受水費及び浄水場・配水場の動力費であり、0.2%増の10億9,042万5,000円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入は、主に阿見吉原土地区画整理事業の収束により、23.6%減の1億8,658万2,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出は、主に配水管新設工事の増等により、15.3%増の6億2,086万5,000円であり、前年度との比較では66.9%の増額計上となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,428万3,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,801万6,000円、建設改良積立金3,500万円、過年度分損益勘定留保資金3億7,126万7,000円で補填してまいります。

最後に、332ページをお開きください。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費となり、5.7%増の3,482万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） 147ページ、8番、報償費のところの1,419万円、記念品代というところなんですけれども、これは新入生入学祝い品事業ということで、ランドセルなんですけど、これの事業の財源を教えてくださいということと、あと、対象者は新1年生全員なのか。また、その人数をお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えさせていただきます。

147ページの報償費、記念品代ですけれども、こちらの財源は一般財源を今のところ予定し

ております。

一応対象人数は、新入生430人ということで、今、予算措置しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） 430人というのは、全員の人数でよろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

そうですね、阿見町に住民票を有しております新入学生全員を一応想定しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、その中でほかの町外の私立の学校に行く人、あるいは特別支援学校に行く人、そういう対象になる人の対応はどのようにしているのか、お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

その対象の中にですね、そういう方も入っております。今現在ですね、特別支援学校に行く生徒に対しましても、事前に希望の色をとるとか、そういうことを考えておりますので、その中でランドセルを背負えないような場合にはですね、ほかのものも一応今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 31年度予算の中に、町長公約のものもかなり盛り込んであると思います。

1点目、公約の中の予算の中に、公約は何件入っているのか。予算総額は幾らになるか。予算の内訳はどのようなものか。

その3点お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） お答えいたします。

町長の政策公約24項目のうち、14項目を今回は計上してございます。

総額は、1億8,144万2,000円でございます。

財源の内訳でございますが、防衛補助と言われます、特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらから1,600万円、残り1億6,544万2,000円が一般財源を予定してございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） 町長の所信表明について質問してはいけないでしょうか。

〔「それはだめだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 所信表明は先ほど終わりました。所信表明は質疑問題ではありません。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第35号については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選を行いますので、よろしく願いいたします。

会議の再開は、予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたしたいと思えます。

それでは、全員協議会室のほうへお願いいたします。

午後 1時33分休憩

午後 1時39分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（吉田憲市君） 予算特別委員会の委員長，そして副委員長の互選の結果報告を行います。

事務局長代理に報告させます。

○議会事務局長代理（野口和之君） それでは，御報告いたします。

予算特別委員会の委員長は難波千香子議員，同じく副委員長は平岡博議員です。

以上となります。

○議長（吉田憲市君） 以上で，予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果の報告を終わります。

予算特別委員会では，付託案件を審査の上，来る3月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第36号 町の区域の設定について

○議長（吉田憲市君） 次に，日程第11，議案第36号，町の区域の設定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第36号の町の区域の設定について，提案理由を申し上げます。

本案は，阿見吉原土地区画整理事業西南工区の実施に合わせて，町界町名地番整理事業を実施することに伴い，大字吉原の一部を，よしわら一丁目，二丁目，五丁目，六丁目に区域及び名称の変更をする必要が生じたため，地方自治法第260条第1項の規定により，町の区域の設定について議会の議決を求めるものであります。

本事業の実施により，阿見吉原土地区画整理事業区域は，新たな市街地にふさわしい，わかりやすい住所，地番に変更となるものであります。

なお，事業実施日は，土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日となり，来年2月以降を予定しております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたし

ます。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

議案第37号 町道路線の廃止について

議案第38号 町道路線の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第12、議案第37号、町道路線の廃止について、議案第38号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第37号の町道路線の廃止について及び第38号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第37号は、主に阿見吉原土地区画整理事業を初めとする開発行為に伴い、機能を廃止した道路について、町道の廃止をするものであります。

議案第38号は、主に阿見吉原土地区画整理事業を初めとする開発行為により整備された道路について、町道の認定をするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願い

いたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第38号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第39号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第40号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第41号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第42号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第43号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第44号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第13、議案第39号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第40号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第41号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第42号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第43号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第44号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、以上6件を一括議題とい

たします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第39号から議案第44号までの阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は，阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により，地方自治法の本旨に理解があり，かつ政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者，または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから，いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することになっており，委員の任期は2年となっております。現在6名の委員が在任しており，本年3月31日で任期満了となります。

当該委員のうち，専門的知識を有する川村清氏，中島紀一氏，伊藤富美子氏，八木健治氏につきましては，人格・識見ともにすぐれており，最適任であることから引き続き委嘱したいと考えております。

また，村木貞之氏，太刀沢貫氏は，一般公募の応募者として選考した結果，人格・識見ともにすぐれており，適任であることから引き続き委嘱したいと考えております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案6件については質疑，委員会付託及び討論を省略し，直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め，さよう決定をいたします。

これより採決いたします。

本案6件は，原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって議案第39号から議案第44号については，原案どおり同意することに決しました。

議案第45号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第46号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第47号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第48号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第49号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第50号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第51号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第52号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第53号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第54号	阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第14、議案第45号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第46号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第47号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第48号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第49号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第50号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第51号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第52号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第53号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第54号、阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上10件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第45号から議案第54号までの阿見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

各案は、現農業委員会委員の任期が本年3月31日をもって任期満了することに伴い、新たに10名の農業委員会委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案10件については質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより採決いたします。

本案10件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって議案第45号から議案第54号については原案どおり同意することに決しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第15、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、内容はお手元に配付をいたしました資料のとおりです。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のある者の中から議会の意見を聞いて町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっております。任期は3年であります。

本件2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって本案2件については原案どおり適任とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時52分散会

第 2 号

[3 月 6 日]

平成31年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月6日（第2日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
情報広報課長	遠藤康裕君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
危機管理監（防災危機管 理課副参事兼課長補佐）	押切俊樹君
生活環境課長	石神和喜君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	中村政人君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
健康づくり課長	田邊好美君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君
学校給食センター所長	木村勝君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

書
書

記 野 口 和 之
記 湯 原 智 子

平成31年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成31年3月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成31年第1回定例会

一般質問1日目（平成31年3月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 久保谷 実	1. 阿見町の歴史的遺産をどう伝えていくのか 2. 小学校の統廃合について 3. あみ観光協会の活動状況について	教 育 長 教育長・町長 町 長
2. 海野 隆	1. 霞ヶ浦と町民の暮らしとの関わりを取り戻すための取り組みについて 2. 阿見町の子どものいのちを守るための体制の現状と再構築について	町長・教育長 町長・教育長
3. 永井 義一	1. 国民健康保険税について 2. 中学校での発達障害児に対する支援と、学校・警察の関係について 3. 自衛官募集に対しての町の対応	町 長 教 育 長 町 長
4. 紙井 和美	1. 防災意識の変革で危機管理体制の強化と助け合う力を高めよう 2. プログラミング教育の充実と学校におけるICT環境の整備について 3. 風疹の拡大防止へ向けての取り組みについて	町長・教育長 教 育 長 町 長
5. 難波千香子	1. 保健事業の拡充について 2. 移動販売車による買い物弱者支援について 3. 安全対策の教化について	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事につきましては、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べ、その後に議長の許可を得てから反問をしてください。

初めに、16番久保谷実君の一般質問を行います。

16番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔16番久保谷実君登壇〕

○16番（久保谷実君） どうも皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

1点目の、阿見町の歴史的遺産をどう伝えていくのかについて質問いたします。

先日、民生教育委員会の視察で、茨城県埋蔵文化財センターが運営をしている「いせきびあ茨城」を視察する機会がありました。そこには、茨城県内で発掘されたいろいろな土器があり、大変興味深く拝見をいたしました。その中で特に興味を引いたのは、阿見町吉原から発掘された約1,600年前に集落の祭祀の際に使われたと思われる鉄斧形土製品は県内に類のない土器で、このような完全な形で発掘されたものは全国的に見てもかなり珍しいものだそうです。

阿見町で六十何年生活していくのに、このようなものが阿見町の吉原から発掘されたことを全く知らずにいたことが恥ずかしくなってきました。自分の住んでいる町の歴史を知り、このような歴史的遺産をどのように後世に伝えていくかの観点から、次の質問をいたします。

1点目、吉原地区の発掘はどのような経緯で行われたのか。

2点目、町内で吉原地区以外にあると思われる場所について。

3点目、発掘されたものの保存はどのようにされているのか。

4点目、町には歴史的に見ても残しておきたい地名や呼称があると思うのですが、どのように考えていますか。

以上4点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいま、17番倉持松雄君が出席いたしました。ただいまの出席議員は18名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） それでは、久保谷実議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の、吉原地区の発掘はどのような経緯で行われたのかについてであります。

文化財保護法94条等には、埋蔵文化財包蔵地における開発行為が予定されている場合、事前調査として発掘調査を行うべきことがうたわれております。この目的は、記録保存することで以後開発が支障なく行えるようにすることですが、県事業である吉原地区土地区画整理事業に伴う造成工事に際して、主に茨城県教育財団による発掘調査が現在までに9遺跡で行われました。

2点目の、町内で吉原地区以外にあると思われる場所は、についてであります。

阿見町は、霞ヶ浦から複雑に延びる谷津と丘が入り組むという地形上の特色を持ちますが、阿見原を除く町内全域に埋蔵文化財包蔵地が216カ所点在しております。特に、中郷の宮脇遺跡、追原の小作遺跡、根方遺跡などは、専門家からも重要遺跡と考えられております。

3点目の、発掘をされたものの保存どのようにしているのかについてであります。

整理事業が行われた出土遺物は、基本的に実穀の埋蔵文化財保管倉庫に保管し、また一部の遺物は公民館等で展示しながらの展示保管を行っております。遺物の種類は、土器、土師器、須恵器、石器、金属器等があり、300箱程度に分類・整理され文化財倉庫に保管しております。

なお、議員が「いせきびあ茨城」でごらんになった鉄斧形土製品は、全国的にも貴重なものでありますが、4月以降に県から当町へ返還されますので、役場庁舎などに展示スペースを設け、広く町民に知っていただけるよう進めてまいります。

4点目の、町には歴史的に見ても残しておきたい地名や呼称があると思うのですが、どのように考えていますかについてであります。

古い町名や字名には、例えば滑走路・学校区・牛頭座など、昔の地域性や暮らしぶりをうかがわせる文化的・地形的な特色を持つものが多くあります。そうした町の特色を理解することは、今後の町民生活にとっても有益なことと考えられますので、広報物等で周知・普及させるとともに、看板等の設置についても今後の課題としてまいります。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） どうもありがとうございました。

まず、これ吉原地域の開発は県がやったから、このような文書で簡単についていうか、流れがわかるんですけども、個人が例えばあそこへ家を建てるとか、あるいは何か事業をやる場合に、その流れについて教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。どなたですかね。生涯学習課長武井浩君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい、お答えいたします。

個人がですね、住宅の建築等で開発をする場合、文化財保護法の規定によります93条の届出申請をしていただきまして、町のほうでまずその現地を当たります。で、文化財の包蔵地であってですね、必要であれば町のほうで試掘をして、協議をさせていただいて、それで本当に文化財が埋蔵されてるということであれば本調査になるんですが、実際にこの申請があつてですね、本調査にまで至るといのは、おおよそ1割ぐらいというふうに御理解いただければよろしいかと思ます。

ほとんどの場合は、特に個人住宅ですとそんなに規模は大きくありますので、そこまでのことにはなかなかならないと。あるいは業者さんのほうでもですね、本当にその建築する場所に何か埋蔵されてて本調査をするということになりますと、かなりの経費がかかってまいりますので、場所をちょっとずらすとか、そういう形で対応をしたりとか。そういったことがございますので。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今の答弁の中で、試掘は町のお金でやると。で、本掘になったときは本人がやると。その当事者っていうんですか。そういう解釈でいいんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい、そのとおりでございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） それでは、この牛頭座とか、この赤太郎、鉄斧形土製品が出てきたところは、いわゆる県の事業だったから、経済的には助かったっていうか、県でやってもらったと。で、これは町が事業主体でやったら町が一切の発掘の経費を持つわけでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい。例えば、ちなみにですね、道の駅の整備予定の場所があつたんですが、そこはですね、小作遺跡と申しまして大規模な遺跡があるわけ

なんですね。先ほど教育長の答弁の中でも、非常に重要な遺跡であるという御答弁させていたしましたが、そこについては町の事業でしたので、町のほうで事業費を使ってですね、発掘調査を行いました。ちなみにですね、概算の経費がですね、約1,890万円かかったということでございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 経緯の話になって申しわけないんですけども、じゃあアウトレットの、この鉄斧形が出てきたところはどれくらいかかっているんですか。県のほうのお金でしょうけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） 竜ヶ崎工事事務所にですね、問い合わせをしましたところ、全部で9カ所の遺跡ですね、かなり広大な面積ございますので、発掘調査を行っていただきまして、合計で約3億9,000万円。それほど大きな経費をかけて発掘調査をしていただいたということでございます。そのおかげですね、多数ですね、遺跡が発掘調査されて、それなりの文化財がですね、日の目を見たということでございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 3億9,000万。今びっくりしたんですけども。それによって、町の歴史が幾らかひもとかれたと。1,600年前のいろんなことがわかったと。町にとっては、あそこの竜ヶ崎土木に対しては、本当に何回頭下げても下げきれないほどありがたい話だと思いますよ、本当に。

それでは2点目の、町内で吉原以外にあると思われる場所について、中郷の宮脇遺跡、追原の小作遺跡、根方遺跡などがありますと。これ専門家から見ても大変重要という話がありましたけども、これは今で言ったらどの辺……。今この小作遺跡っていうのは道の駅の予定地であったところだって話がありましたけども、そのほかの2件についてどの辺の場所か教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） 宮脇遺跡はですね、これは中郷地内ですね。いわゆるマイアミショッピングセンターの近く。具体的にいうと、昔ビデオ屋さんがあったビルがございまして、今空き店舗となっているところ。昔泰山があったとか、その間のあたりでございまして、阿弥神社周辺ですね。ここはですね、宮脇遺跡はですね、何が重要なのかと申しますと、今から約1,200年前ほどのですね、平安時代に国の役所が置かれていたということがわかっております。当時ですね、国の役所がそんなに全国にない中で、阿見町に国の役所があったというのは、本当に貴重なことであると思っております。

あと根方遺跡はですね、追原の筑波南第一工業団地のところにセブンイレブンがございます。あそこの県道の整備に伴いまして、発掘調査が行われたところでございます。ここはですね、今から約1,300年前、奈良時代に諏訪廃寺——諏訪というお寺ですね、があったと。今はもうないので諏訪廃寺と言ってるんですが、当時のですね、信太のですね、中心地であったということがわかっております。多くの竪穴式の住居跡も見つかっていて、当時根方周辺が繁栄していたということがわかっております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） そうすると、今この、何ですか、牛頭座とか赤太郎とかいう遺跡があつて、そのほか町に古いのが3つあつて、この4つについてもきちんとしたことがわかってるんですね。1,200年前とか1,300年前ということがわかってるんですね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい。ある程度のごことはわかっております。ただ、宮脇遺跡につきましては、いわゆる行政の開発があつた周辺にはなされておらず、民間開発による発掘調査という状況でございますので、なかなか全貌がわかっていない状況でございます。

ただ、近々の話ですと、宮脇遺跡のほうで民間による開発がございまして、いわゆるドラッグストアができるという構想がございまして、それに伴う発掘調査を予定してございます。この調査の結果によりまして、出土物等ですね、またさらに全貌がわかってくるんじゃないかというふうな期待をしております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今、民間がやってるからという話があつたんですけども、民間がやったときには、その民間の人が発掘をしたのを町へ提出すると。こういうのがありましたよと。で、それは町は100%認めるわけ……、認めるっていうか、あ、わかりました、これでいいですと、そういうことになるわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） はい。町のほうでもですね、発掘調査に関して、それなりに当然指導をしておりますので、はい。その辺、相談をさせていただきながら、協議しながら発掘調査をしていただいて、出土物に対しても報告をいただくということになります。

最終的にはですね、例えばこれ、今持ってきたんですけど、道の駅のときの小作遺跡の発掘調査報告書なんですが、こういった報告書もまとめていただくように、民間開発の場合でもな

りますので、そういった面で適正な発掘調査が行われるというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 安心しました。民間がやるからといって、適当にっていう言葉は悪いですけども、もっと大事なものがあつたのに、それが発掘されなかったということになると、ちょっと阿見の歴史というか、それが問題になると思うんで、今の答弁聞いて安心しました。ひとつよろしく願います。

それから3点目、発掘されたものの保存はどのようにしていますかということなんですけども、一部公民館等で展示をしていると。この公民館の展示してるのは、何カ月に1回とかって入れ替わりがあると思うんですも、どれくらいなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） 現在ですね、中央公民館に展示してございますのが、先ほど申しました根方遺跡、小作遺跡のほかですね、吉原地内の篠崎遺跡というところと赤太郎遺跡でございます。残念ながら、大変申しわけないんですが、今のところいわゆる入れ替えというのは定期的には行っておりません。

ただ、今後ですね、当然その鉄斧形土製品も戻ってまいりますし、入れ替えをするなり、展示に工夫をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 町民に、町に対して興味を持ってもらおうと。自分が今住んでる町に対して。あるいは町外の人が来たときに、阿見町に興味を持ってもらおうというのは、いろんな方法で宣伝をしていくしかないと思うんだよね。ぜひね、それは入れ替えして、いつも同じでは、同じ人が来たらもう見なくなっちゃいますからから、だから目先を変えるっていうか、ぜひ展示を回してほしいなど。何カ月かに1回、半年でもいいですけどもやって、阿見にはまだまだこんなものがあるんだよということを町民の皆さんに理解してもらおうと。大事なことだと思しますので。

それから、鉄斧形については役場の玄関あたりに置いとくという話があつたんで、非常に安心をしました。「いせきぴあ茨城」でも鉄斧形の銅製品は特別扱いなんですよ。ずっと並べであるんじゃなくて、1つだけ別のガラスケースに入れてあって、上から電気が照ってて、とにかく別扱いだつていうのがよくわかんですよ。それほど貴重なもんだという向こうの人の話ありましたけども。ぜひ、町の玄関に飾って、1,600年前の阿見ですから、やっぱり今住んでる人は、その歴史をきちんと認識をすると。

それと、この阿見の中央公民館ばかりでなくて、例えばほかの公民館に回すとか、そういうことは考えられませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。武井課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（武井浩君） 確かに議員御指摘のとおりかと思えます。そういった工夫をして、町民にですね、町の埋蔵文化財について知っていただく機会を持ちたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今の言ったことについてなんですけども、例えば小中学校に貸すんじゃないかって行って、その日はそれを見てもらうとか、そういうことも大事だと思うんだよね。だから、その辺公民館を回すと同時に、教育委員会ですから、学校のこと少し考えてほしいなと思えます。これ貴重品ですから大変でしょうけども、そういうことを、これは要望しときます。

それから、歴史的な町の呼称や、そういうことについてなんですけども、これ今後も課題としますというけども、この前にもあれですけど、赤太郎通りに行ってきました。そしたら、あそこには赤太郎通りというのもきちんと表示してあるし、それから牛頭座という信号の標識があんですよ。こないだ都市計画審議会の中でも、そのもらった地図の中に赤太郎通り、それから牛頭座ってちゃんと地図に出てくんですね。これ、すばらしい名前をつけたなと私思ってるんです。

この名前のつけた経緯って、どういうことでそれがそういうふうになったかわかりますか。信号だったらきつとね、普通だったらよしわら一丁目とかよしわら三丁目とかって、そんなになっちゃうと思うんだけど、牛頭座という信号の表示があんですよ。この名前のつけた経緯わかりますか。経緯について。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

阿見吉原土地区画整理事業地内の公園ですとか、道路ですとか、あとは橋、1つあるんですけども、乙戸川の橋がアウトレットから牛久のほうに桂川の橋もあるんですが。あと、それから交差点ですね。その名称については、段階的にいろいろな部会をつくって、地域の区長さんですとか、子供会の役員さんですとか、シルバークラブですとか、町の職員ですとか入って、いろいろこの名称を加えてきたというふうなことでございます。

その中で、その愛称については今12愛称、12個の愛称が決められております。例えば、阿見吉原全体160ヘクタールの部分については「いぶきの丘阿見東」という、これはそういう字名を使った愛称ではないんですけども。それから公園として4カ所、道路として4カ所、それと橋梁として1カ所、交差点が2カ所というふうな愛称を使っております。

そんな中で、阿見吉原の区画整理地内、大体21ぐらいの字名があるんですけども、その字

名を使ったところが、公園が2カ所、道路が2カ所、交差点が1カ所、その字名を使った愛称が入ってるというふうなところでございます。具体的には、平成24年、25年度ですね、24年度にそういう阿見吉原地区のまちづくり協議会がございまして、この下部組織の公園部会というのをつくりまして、先行的に街区公園が2つできました。それがアミラ薬師山公園、篠崎さくらヶ丘公園というふうな名称になっているというふうなところでございます。

それから、26年度に道路4路線と橋梁1カ所、公園2カ所、交差点2カ所を、これまたちょっと公共施設の名称の愛称検討部会というのを、また新たに立ち上げまして検討した中で、道路としては赤太郎通り、牛頭座通りという2つの字名を使った路線が名称としてつけられたということと、あとは交差点、先ほどDPLから入ってくるところに牛頭座というふうな交差点があると思うのですが、牛頭座というふうな交差点の名称を使っているということと、あともう1つは向。これは県道阿見線と福田工業団地線のところに向というふうな交差点のところに、交差点の名称で向というふうな交差点の名称をつくったというふうなところでございます。

今後についてはですね、また平成30年度に街区公園7カ所、緑地公園1カ所、それと区画道路2路線、それと交差点2カ所の愛称を検討しているというふうなところですけれども、これについては、やはり愛称検討委員会の中で決めていくというふうなことになってるようでございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） この、まちづくり協議会で名称を決定したという解釈でいいですか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。基本的にはですね、1番最初にできたのがアミラ薬師山公園と篠崎さくらヶ丘公園と、これ街区公園早くできたんですけども、それが阿見吉原土地区画整理事業まちづくり協議会というのがあるんですけど、その下部組織に公園部会というのをつくりまして、14名、3行政区の区長さんですとか、地権者代表、それから育成会の代表、それとシルバークラブの方の代表、14名の方から委員を募りまして、その名称をつくったということでございます。

その後、いぶきの丘に……。平成26年に160ヘクタールの全体の愛称をどうしましょうかというふうなこと。これについては、また、地区愛称検討部会、これはまちづくり協議会ではなくてですね、竜ヶ崎土木事務所の中である程度コンサルと、その全体の愛称を6案ぐらい作成をしまして、その中から行政区の代表ですとか、アウトレットの支配人ですとか、それと地権者代表と、その6案から3案に絞り込みまして、その後ですね、このいぶきの丘阿見東は、投票をしたということなんです。

投票については、さわやかフェアのイベント時ですとか、あとはホームページ、投票等によりまして投票したということで、1,620ぐらい集まって、その中で3案の中から、いぶきの丘阿見東を選出したというふうなことの選出方法になっております。

また、その後平成26年にさっき言った4路線、橋梁1カ所、公園2カ所、交差点2カ所なんですけれども、これは選考過程につきましては、阿見吉原地区における公共施設名称愛称検討部会というのをまた新たに立ち上げてまして、その中で名称を決めていったというふうなことでございます。

で、今現在やっているのは、いぶきの丘阿見東まちづくり協議会の公共施設愛称検討委員会というふうなところで、その名称を決めていこうということで、街区公園7カ所、緑地公園1カ所、区画道路2路線、それに交差点2カ所。この愛称を今決めているというふうなところでございます。で、その都度その都度、ちょっと地権者の意向ですとか、いろんなこと……。意見の中で、検討委員会は別なんですけれども、そこに入っている委員の人たちは、大体おおむね地区の人とか区長さんですとかって同じ人を選んで検討していただいているというふうな状況です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今吉原も平仮名のよしわら一丁目、二丁目となっておりますよね。漢字の吉原はこっちの開発に関係ない地域だけになってくと思うんですね。そうも言いながら、やっぱり漢字の吉原が消えてしまうと……。まあゼロにはなんないんですけども、その平仮名のよしわら一丁目、二丁目の中に、例えば牛頭座であるとか赤太郎であるとか、そういうことが、名称が残るとするのは歴史を知る上で非常に大切なことだと思うんです。

その中で、こんないろんな検討部会とか何かができなかったら、その名前が残らなかったのかなど。普通の開発では。牛頭座って信号を見たときに思いましたよ。大したもんだなど、吉原の人たちは。これを残したということは。普通だったらよしわら一丁目とかさ、そういうふうになっちゃうと思うんだ。開発となるとね。だけど全然その牛頭座と、例えば赤太郎通りと、アウトレットのあるあそこの景観が違和感がないと。ちゃんと昔のが残っていて、今の近代的な建物とか場所があるということで、私は全然違和感はないなと、そんなふうに感じました。

ぜひ、これからいろんなことあそこ開発いろいろ、今言った公園とかいろいろとあるでしょうけども、そこに昔の字名を残していったら、ずっとそれが残って、何百年たっても何年前はこうだったんだよと伝えていけるような、それが私は文化だと思うんだよね。それを残し伝えていくことが大切だと思いますので、それはよろしく願います。

それから、もう1本道路の呼称っていうんですか、名称なんですけども、これ平成29年の第

4 回定例会で久保谷充議員が道路の名称について質問をしてるんです。その中で、執行部の答弁の中に、道路を選定して歴史的遺産をきちんと町民に知らしめていくことは町にとってもいいことだと思うので、少しでも早目にできるような状況をつくっていくが大事なことだと思っていますという答弁があるんですね。で、その後の経緯はどうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原幸徳君） その件に関しましては、道路公園課のほうに指示をしております。今年度中にその選定の方法につく要綱等について今取りまとめを作成をしているというふうなところでございます。それについては、次年度にはある程度道路審査会等にも諮りまして、どこの路線を決めていくかとか、名称等についても、どういうふうな方法で決定していくかというふうなことを、具体的に進める予定になってございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） ここでも滑走路という言葉が出てきますけども、あそこ、私は阿見生まれですから、私らが小さいときからコンクリの舗装になってたんだよね。あそこだけは。ほかはみんな砂利道でも。それは何でかっていうと、中島飛行機製作所という飛行機つくるところがあって、あそこで滑走路のあれをしたそうなんです。だからだということを私は聞いています。そういう意味では、やはり字名と同じに、道路の名称も地域の名称も歴史がつくってるわけですから、それきちんと道路に表示をするなりしていかなければならないと思っます。

また、学校区もみんな中央になっちゃいましたよね。で、学校区って非常に何か文教地域つつうか、学校区ってこう、言葉聞いただけでも何かあか抜けた、昔からそういう場所だったんだろうなと。そのゆえに阿見小も阿見中も学校区にあったんだろうなと。今は中央になりますけども。で、そんなふうには、やっぱり地名とか字名っていうのは歴史だと思うんだよね。で、我々が今ここにいるということも、そういう歴史の上に立ってることは事実ですから、ぜひその道路も……。

これ要望しときますけれども、来年やるって言ったんで、よかったことですが、ぜひそういうことをやってほしいなと。特に予科練記念館から、あの周りにはいろんな、何ていうの、戦争あれの海軍道路とか、そういうことがあるわけですね。ぜひ、それはよろしく願います。

これで、1点目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

2点目は、小中学校の統廃合について質問いたします。

この問題は、議会で何回も取り上げられていると。しかし、これほど重要なことなんだなという認識を持ってほしいと、まず思っています。私たちも、大切なことだという認識の上に立って質問いたします。

町では、平成30年3月をもって町立実穀小・吉原小が廃校になりました。時代の変化、地元住民の同意があったといえ、大変寂しい思いがあるのは事実です。今でも、あの道路を通るときに、ちょっと広くて誰もいない、門も閉まっていると、ちょっと感傷的になるのは私だけではないと思います。ましてやその地域の住民にとっては、小学校というただ単純に子供たちが勉強をやるという場所ではなくて、地域の拠点を失ったことのマイナスは計り知れないことがあると思います。

そこで、次の質問をいたします。

統廃合で子供たちが学校が変わったと。生活態度に何か変化はありましたか。

2点目、現在の再編計画の進捗状況について。

3点目、今後の統廃合の考え方について。

4点目に、廃校になった学校の利活用の進捗状況について、質問いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 小学校の統廃合についての質問にお答えいたします。

1点目の、統廃合で学校が変わった子供たちの生活態度で何か変化がありましたか、についてであります。

平成30年度3月に実穀小学校、吉原小学校が本郷小学校、阿見小学校に統合となり、両校で学校再編によるアンケートを6月と2月の年2回実施いたしました。2月のアンケートは現在集計中ですので、6月に実施したアンケートの結果をもとにお答えいたします。

統合した学校になれましたかという質問に対して、実穀小学校で96.2%、吉原小学校で92.1%の児童がなれた、まあまあなれたと回答しています。

統合して児童数が変わりましたがどのように思いますかという質問には、実穀小学校で84.8%、吉原小学校で84.2%の児童がよかった、まあまあよかったと回答しています。

授業の様子は変わりましたかという質問に、実穀小学校では64.6%、吉原小学校では60.5%の児童が授業が楽しくなったと回答しています。

遠足・集会など学校行事の様子は変わりましたかという質問には、実穀小学校で74.7%、吉原小学校で81.6%の児童が今までより楽しくなったと回答しています。

学校が統合したことについてどう思いますかという質問には、学校が統合してよくなかったと回答したのは、実穀小学校で3.8%、吉原小学校で2.6%となっています。

保護者に、お子様の学習への意欲に変化は見られますかという質問には、実穀小学校で

76.5%，吉原小学校で75%の保護者がよい変化が見られる，どちらかというといよい変化が見られると回答しています。

学校行事において，児童数が変わったことにおいて，お子様に変化は見られますかという質問には，実穀小学校で75%，吉原小学校で58.4%の保護者が，よい変化が見られる，どちらかというといよい変化が見られると回答しています。

2点目の，現在の再編計画の進捗状況についてであります。

平成27年3月に策定した阿見町立学校再編計画に基づき計画を進めており，平成30年3月に実穀小が本郷小に，吉原小学校が阿見小学校に統合しました。また，昨年度に阿見第二小学校は阿見小学校への指定校変更を今年度から認めるとともに，平成23年3月に阿見小学校へ統合することを決定しました。

君原小学校につきましては，学校再編に対する地域の方々等との合意形成を図っているところです。

3点目の，今後の統廃合の考え方についてであります。

今後も阿見町立学校再編計画に基づいて行いますが，計画内容の見直しも慎重に検討していく予定です。

4点目の，廃校になった学校の跡地利用の進捗状況につきましては，町長から答弁させていただきます。

○教育長（湯原正人君） 3ページに戻りますが，下から2行目，2023年3月でありますね。平成23年というふうに自分は申し上げたと思います。大変失礼しました。訂正いたします。

○議長（吉田憲市君） 次に，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。

久保谷実議員の小学校の統廃合についての4点目の，廃校になった学校の跡地利用進捗状況についてお答えをいたします。

平成30年第4回定例会における海野議員の一般質問にお答えしたとおり，町では廃校となった実穀小学校，吉原小学校，それぞれの小学校区において組織された跡地利活用検討委員会からの要望にできる限り沿えるよう検討を行ってまいりました。

その結果，まずは地区公民館としての環境整備を行いたいと考えており，平成31年度予算案には教育費の地区公民館整備事業として，必要な調査設計費用などを計上させていただきました。今後は，地区公民館としての使用面積や運営方法などについて，地元の方々の意見を含めて検討してまいります。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） まず1点目の、子供たちの生活態度については、なれたとか、まあまあなれたとか、そういうことでかなりのパーセンテージがあるということでは、非常に安心をしています。

で、1点、吉原小の通学バスで通ってますよね。このバスについての何かアンケートはとりましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

バスについては、アンケートではなく、実際バスを利用してる保護者の方と話し合いを行っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 話し合っておりますじゃ困るんだよね。その結果がどうかを聞きたいわけだから、こっちは。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） ちょっと手元に結果はないんですけども、運行方法についてですね、具体的にお子さんの状況を保護者から聞いて、実際スクールバスでどういったトラブルがあるとか、そういったことを今何回もですね、話し合いをしてですね、その都度修正とか改善できるところは改善させていただいております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 何回も話し合いをしてということは、いろんな問題があるというふうに解釈して……。その都度直していくんだらうけど、修正していくんだらうけども、運行上いろんな問題があるというふうに解釈していいんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

問題といたしますか、スクールバスがですね、これまであんまりバスに乗る機会がなかったことで、何か遠足に行くようなバスのイメージをお子様たちが最初思っていて、中で結構安全にというよりもはしゃいで乗ってしまうと、そういう状況が最初のころ見受けられたということがあって、それをどういうふうにするのかっていうことで、運転手さんからも注意していただき、やはり子供たちにもですね、バスの中でちゃんと座って、立ったりしないようにってことで指導をさせてもらいました。そういったことで、最初のうちはそういう戸惑いっていうんですかね、がありました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 小学校だから部活動ってのはないわけですから、登校時間はみんな一斉でしょうけど、下校時間はみんな一斉なんですか。何かの理由で、バスに乗れなかったっつう子供さんはいないんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

下校時間は、皆さん一斉です。で、図書室等ですね、そこで一旦集まったりとか、時間を過ごしていただいて、皆さんが集まって、決まった時間に運行しますんで、その時間まで待っていただいて、皆さんがそろったところで出発しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 何らかの事情で、早く帰るとか遅く帰るという場合は、やっぱり家族の人が送り迎えやるといことなんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい。体が具合悪くなったりしたときですね、そういった場合には、御家族のほうに連絡させていただいて、学校のほうで送り届けるってことはしておりませんので、御家族の方にお迎えに来ていただいております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 一番それが問題なんだよね。一斉に行って、一斉に帰ってくれば全然問題ないんだけど、何らかの理由で早く帰るとか遅く帰るとか、今の既存の学校でもそれは同じだかもしれませけども。そういうところはスムーズに動いてるんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今おっしゃるとおりですね、スクールバスにかかわらず、どの学校対応も今そのように具合が悪くなりましたら、保護者のほうに連絡してお迎えに来ていただくという対応をしております。これについては、特にスクールバスに関して、そういったことでのトラブルというか、問題は聞いておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 特別問題がなければ、これからもそんなふうに進めていってほしい

など思っています。

2点目で、現在の再編計画の進捗状況について。これ君原小学校が合意形成をつくっていくという、ここに答弁があるんですけども、その後、君原小学校では何か動きはなかったですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

君原小学校ではですね、今年に入ってからですね、これ君原小学校のPTAの役員さんからですね、教育委員会のほうにちょっと情報提供がありました。その内容はですね、君原小学校のPTAで1月にですね、保護者の意向調査を行ったと。そのアンケート結果がまとまったということで、私どものほうにもそのアンケートの結果について、一応いただいております。

そのアンケートの内容ではですね、統合することに対しての、統合したほうがいいのか、統合しないほうがいいのかと。そういうふうなアンケートの内容になってまして、統合したほうがいいのかという意見が33%、存続したほうがいいのかという意見が59%、その他が8%と。そういったアンケートをとったということで報告を受けております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） これ29年12月にも君原小学校はPTAのアンケートをとってますよね。そのときには、統合したほうがいいのかという返答が多かったんですよね。29年12月。そうすると、2年ぐらいしかたってなくて、それが逆転するわけですよ。それはPTA会員が変わるから当然そうだからかもしれないけども、それほど微妙なもんだってということなんですよ。2年間で答えが変わっちゃうわけだから。うん。その辺についてはどう思いますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、久保谷議員のおっしゃるとおりですね、統合に関しては大変地域でも微妙な問題だと、こちらのほうでも十分認識しております。そういうところですから、こういったアンケートとか地域の意向をですね、踏まえながら、これからも再編・統合については協議していきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） これ、感情論にならないように聞いてください。

同じ君原と二小で話があったときに、第二小学校は5年間で阿見小行くっていうふうに決めた。で、君原小学校はそのとき何も決めなかったと。それで、今になってそういうことが出てくるわけですよ。そうすると、これ第二小学校の中でもいろんな意見あるわけですよ。実は私たちへ、私たちだか私だかわからないけども、ある住民の方から手紙が来てるんです。統

合についての。

その中で、これ、いわゆる私たちのところへ怪文書と言われるものは随分来ますよね。だけどこれ、何人かに見てもらっても、これは怪文書ではないよなど。そんなことがあるんで、この中で何点かあるんですけども、急いで統合する必要があったのかと。それから、PTA・保護者の中にも初めから反対意見はだめだった。また、決まったからとの後ろ向きの意見が多いと。それから、地域の拠点として小学校がなくなることの、地域のコミュニティーはどうなるのかと。

それと、これもう1つ、これ一番私は問題だと思うんだけど、コミュニティ・スクールモデル校としての町が認めましたよね。あと4年か5年でなくなる学校にこういうの認めても、俺は全然無駄だと思うんだよね。この人も言ってますよ。阿見小かあさひ小にすべきじゃなかったのかって。そのほうがずっと続くわけだよね。コミュニティモデルっていうのが。最後にこの人いわく、もう一度立ちどまって再検討してもいいんじゃないかと。それはあれですよ、二小を残すという意味じゃないですよ。再検討するということだよ。

で、倉持議員も何回も、その通学区域について質問をしてますよね。で、俺思うんですけど、この学校の統合と、それからあさひ小学校のあれについては、余りにも行政側が急ぎ過ぎたんじゃないかと。で、今になると決まっちゃったからしょうがないって言い方するよね。それはそうだと思いますよ。二小もこう決まったんだから、しょうがないって言われればそのとおりですよ。でも、余りにも答えを急ぎ過ぎたんじゃないかなと。

倉持議員の通学区域のことについても、そう感じるんですよ。それについては、どう思いますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

こういったの再編・統合とかですね、通学区域も今お話ありましたが、これを定めるに当たりまして、町のほうとしましては、地域の方が委員となっております検討委員会というところに諮問をさせていただいて決めました。で、第二小につきましては、その検討委員会で諮問という形じゃなくてですね、どのようにしましょうかという話し合いをしていく中で、その中で5年後に、今からすると4年後になりますかね、に再編しましょうという結論が出たと思うんです。あくまでも町が急いだということではなくて、町のほうとしても丁寧にいろいろ説明して議論を重ねてやってきたというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 次長の話は全く町の言い分で、住民の人はそういうふうに思っ

せんから。これは、はっきり言うておきますよ。町に主導されたと。最初に統合ありきで、そこへ持っていくためにいろんなことをやったと。そういうふうには地元の人、思ってる人もたくさんいますから。だから、こういうことが問題になるわけですよ。倉持さんの通学路も同じですよ、うん。

じゃあ、町が何も出さないで決めてくださいってやったら、どういう結果になったかというのは、全く疑問だと思っておりますから。町がこういうことがあって、こういうことがあってやるから、そういうふうになっていくわけでしょうよ。で、検討委員会とか何とかって言うけども、全てそうだよ。検討委員会に聞きました、地元の人も入っていました。けども、町がちゃんと、答えを出してって言い方おかしいですけど、町はこういうふうにしていきたいんですよみたいな話があって、それに基づいていくと。

で、決まれば検討委員会があったからとか、地元住民の方も入ってて決めたことですから。いかにも町は関係ないような言い方しますが、町が80%、90%決めてんじゃないですか、学区割は。私はそう思ってますよ。だから、急ぎ過ぎたんじゃないですかっつってるわけですよ。もっとじっくり構えると、また違った答えが出たのかなと。もちろん納得した住民側にも責任はありますよ。それは十分理解しています。それはわかっています。けども、余りにも急ぐと……。どうですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

町がですね、これ決めたというお話ですが……。

○16番（久保谷実君） いや、決めたのは検討委員会。それはわかっています。

○教育次長（朝日良一君） はい。で、その検討委員会に諮る前にですね、阿見町学校再編計画というものです。これもこういった検討委員会組織に諮問して決めさせてもらったものです。その中で、小規模校はですね、適正規模校に再編するんだという計画がありました。その計画に基づいて、町はこういった話を進めてきたところです。まず、この計画をつくる時、そういった丁寧な地域の方との話し合いをもっとするべきだろうってことは、確かにそういうふうにおっしゃる部分は私も理解できます、はい。

ただ、現状としては、もうこういう計画があります。これ計画というのは町のいろんなところで計画つくってますけど、それに沿ってやっぱり行政としては実施していくってことですので、それに沿って実施していくと。ただ、相手があることですから、その計画どおり行かないことについては、丁寧に時間をかけてやっていくという考えでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今、小規模校という話がありましたけども、その定義はどうなっているんですか。小規模校の定義。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

小規模校というのは、各学年1クラス。2クラス以上は適正規模といわれていますので、各学年1クラスの学校、いわゆる小学校でいえばですね、6学年までで6クラス、そういったものが小規模校というふうに考えられております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） それは非常に……。もちろん決まりだから、それはいいですよ。だけれども、今、第二小学校は193人子供がいるんだよね。そうすると、2クラスあれば240人、1学年40人にして。だから二小も小規模校だろうって言われれば、規則ではそのとおりだよ。だけれども、団地をどんどん建てている場所もある。そういうことを考えて、機械的に2クラスないから小規模校だと。そういうふうにやっていいのかなということも思うんですけど、その点についてはどう考えますか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

久保谷議員がおっしゃるとおりですね、確かに第二小につきましては、ほかの今回、吉原小とかですね、君原小と比べると、児童数が多いのは十分認識しております。ですが、やはり一応そういった1学年1クラスを小規模校という考え方がございますので、二小もその考え方に含めましてこの結果ができていますものと思いました。それで進めさせてもらってます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 違う角度から聞きます。

茨城県内で百九十何名ぐらいの児童数が出て、統廃合になった学校はありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） 私もちよっと今資料がないんで正確っていうか、答えられないんですけども、恐らくいろんな状況があると思います。そういう規模でも統廃合をした学校はあるかと思いまし、もうちよっと少ない人数でも統廃合をしてない学校もまだあると思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） じゃあ、200名近くの学校で統廃合したところがあると、茨城県に

あるという解釈でいいんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

県内でもですね、いろいろな統廃合があつて、何でしょう、200名とかそのぐらいの学校が、規模がある同士と、あと小さい学校が統廃合して1つの学校になるって例がありますので、小さい学校は確かに小規模校だけど、統廃合される学校は、その一緒になった学校は200名以上という、そういうケースがあると思います。

ちょっと私の説明で、ちょっと勘違いされたかもしれませんが、そういった意味では、Aという学校が人数が少ないと、Bという学校は200名ぐらいいると。それが1つの学校になるって例はあると思います。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 今それは、あくまで次長が言っていることで、阿見はそうじゃないでしょうよ。例えば二小へ実穀小が来るっていうんなら、今言ったことぴったり合いますよ。でも、言ってんのが違うでしょうよ。二小が阿見小へ行くっていうことを進めたわけでしょうよ。だから全然違うよ、言ってること。俺が聞いていることと。

俺は二小が、この200名の、193名いるそういう学校で、どっかに吸収っていう言葉は悪いけど編入したことがありますかって。今、次長が言ったのは、そこを母体にして違う小さい学校が来ると。例えば実穀小学校が来ると。それは理解できますよ。この二小が、どっか行くっていう、そういう例があるんですかって聞いてんだ。茨城県内に。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） 私ちょっと質問の理解不足で、そこは訂正させていただきます。

ちょっと調べてないんでわからないですけども、もしかするとあるかもしれないし、全くそういう状況はないのかもしれませんが。ちょっとそこは資料がないんでわかりません。済みませんでした。

○議長（吉田憲市君） 教育長。

○教育長（湯原正人君） はい。いろいろ本当に御心配かけます。

200人ぐらいの学校が、例えば200人とか150人とか130人ぐらいの学校が3つあります。それを1カ所に新しい学校をつくって統合をするというケースはあります。大洗小学校なんて、今までこういう名前がなかったのかなと思うような、不思議なね、事態ですけど、そういう場合はそうです。

ただ、190名ぐらいの学校が吸収合併という、言葉は悪いですけど、そういう形になっていくというのはほとんどないと思います。ゼロではないかもしれませんが。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 自分が調べた範囲でもないんだいね。俺は教育のプロじゃねえから、教育のプロに調べてもらえばよくわかるでしょうけども。で、そういうことをいろいろ踏まえると、さっき手紙にあった、もう一度立ちどまって考えることも必要ではないかと。それは残すということが前提じゃないですよ。君原小も2年たってやったら全く違う結果が出てくるんだから。そういうことで、そこは十分考慮してほしいと。

それからもう1点、君原小学校はこれからどうなっていくんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

君原小学校についてはですね、PTAでこのようなアンケートをとったってということも情報提供受けてますので、これから君原小についても検討委員会という、PTAの役員さんとか区長さんが入ってる委員会を、これまでも、なかなかそれが継続して開催されていなかったんですけども、お願いして開くようになると思います。

その中で、今言ったようなPTAの意向とか、地域の意向を踏まえて、答弁にもありましたけれども、今のこの再編計画書の中では君原小は舟島小に再編・統合するという計画ができてますので、この計画書の見直しについて慎重に検討しなきゃならないと思っています。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） その計画書の見直し。二小もその中に入ることはできないんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） 二小については、今の段階では地域の方からもですね……。まあ、久保谷議員のところにもそういうお手紙も来てるということですけども、5年後にするということが決定していますので、現段階ではその見直しの対象には入らないかと思っています。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 現段階では、ね。これが来たのは、誰のどこ来てるかわかんないけども、議員のみんなに来てっか何だかわかんないけど、俺んどこさ来たことは確かだ。後でやりますから、これ。ちゃんと怪文書とか、そんなんでなくて、きちんとした考えのもとに書いてる人ですから。だから、ぜひね、さっき言ったように決まっているから……。ただ茨城県で200名もいて吸収されたという学校はないとか、そういうことを踏まえれば、もう一度地域の人と話す機会があってもいいんじゃないかなと。だから二小を残すことじゃないですよ。それは、どんな答えが出るかわかんない。君原小だって2年たったら答えが100%違っちゃうわけだから。

で、もう1点。小規模特認校ってありますよね。あれは人数は何名ぐらいの学校なんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

小規模特認校といって小規模というお名前がつきますんで、あくまでも考え方をしては各学年1クラス。人数まではちょっと詳しくはわかりませんが、各学年1クラスの学校をですね、小規模校として、これ文科省でも認めてる制度なんですけども、特認校として残すと。で、これはただ残すだけじゃなくて、いろいろ特色のある学校にしなければ小規模特認校とは言わないですね。そういった特色をですね、考えながら残していくというもので、ちょっと人数については詳しくはわかりませんが、1クラスのを小規模校といってると思います。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） そうすると、さっき言ったように二小も1クラスだから、統合の対象になったと。逆に考えれば二小も小規模特認校としては可能だということですね。じゃあ、5年たって動く動かないは別問題にしてくれよ。それはわかっていますから。そうじゃなくて、二小の場合も、その対象にはなるという解釈でいいんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

小規模校ですから、二小も。そういった意味では特認校ということは、考え方はあるかと思っています。ただ現状ではですね、5年後ということが出てますので、そちらに向かって進めるということになっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） これから、現状っていうのは今だからね、今。これからいろんな動きが出てくるかもしれない。そういうことでは、ぜひ、さっき言ったように、何ですか、これ、見直しを検討していきますって言っているわけですから、そういうことも十分考慮してほしいなと思います。どうも大変長い間ありがとうございました。

続きまして4点目、廃校になった跡地の進捗状況なんですけども、今回の予算書の中に六千何万ですか、この計画だか、調査費用だか入ってんですけども、これはどういうことをやろうとしてんですか。入ってんでしょう。入ってますよね、六千何万だか。予算書の中に。まだ予算は通ってないですけども、どういう予定なんだか、ちょっとお聞きします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今回の31年度予算にですね、旧吉原小学校と旧実穀小学校につきまして、地域の方から地区公民館的な拠点施設が欲しいという要望をいただいております。そういったことに転換するた

めにですね、学校施設は簡単に転換できませんから、まず調査、この建物の躯体とかそういったものの調査をかける費用、それと、その要望を聞いて地区公民館に変更するための調査・設計費用を予算として上げております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 12月議会で海野さんの御質問に答えて、4億という数字が出てきましたよね。4億という数字が何か……。その数字は大ざっぱで合っていない、漠然とした数字だという答弁もあるんですけど、議事録見てもらうとわかりますけど、4億という数字が出てくるんですよ。これは調査した結果、これくらいかかるだろうという思いなんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えさせていただきます。

4億という数字について、私もちょっとよくはわからないんですけども、今回はあくまで調査・設計をして、それに伴って今度工事費用がかかります。それが今度32年度予算になるかわかりません。それが先ほど言った数億ということも可能性はあるかと思えます。そこは調査してみないとわからないので、調査・設計した結果、必要な予算を今度、次年度以降の予算に計上させていただくということになると思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 民生教育委員会で神戸も行ったし、城里も行ってきました。で、阿見町との、この廃校利用についての決定的な違いは、神戸の「北野工房のまち」ですか、これは阪神震災でも倒れなかった校舎なんですよ。倒れた校舎は潰して、そこ駐車場になってましたよ。そこが決定的な違い。

もう1つ、水戸ホーリーホックが使ってる七会中、あれはもう二十数年前に二十何億かけて建てた建物だそうです。で、3億ぐらい今回かかったらしいですけども、それはホーリーホックを呼ぶために天然芝植えたり、バーベキュー場をつくったり、あとサッカーの選手がやるのにトレーニングルームをつくったり。そして躯体そのものは、そのままのような状態で使えたそうですよ。

で、これ地元の人たちから要望書が出るから、それは大事なことだと思いますよ。学校なくなると。けども、そういう躯体に金をかけて直して、果たして本当にいいんだろうかと。私は全部壊して小さいのを建てて、それを地区公民館として使ってもらうと。それが1番いい方法だと思ってんですよ。やっぱり成功したところは、そういうふうに建物がしっかりしてたと。「北野工房のまち」なんてのは、何でもありませんから。2階もばんばん使ってるんですから。

3階もあるんだっけな。3階は何か講堂みたくなってて、同窓会やったり。全然直さないで、そう使ってるですよ。だから、そこはちょっと考えないといけないと思います。

それから、こっちになるのかな、公民館につくると。こっちか、どっち。ああそうか。

で、公民館つくる。こないだの全協で、阿見町行政改革大綱の中で、31年から35年にかけて床面積2,000平米を減らすと、削減すると。町のあれをね。ちゃんとうたってますよね。そういう中で、この学校と、廃校利用等の兼ね合いはどうなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

久保谷議員おっしゃるように、今の既存のものを壊して新しいものをつくったほうがいいんじゃないかというような、そういった御意見なんですけども、その既存のものをですね、利活用するってような判断しましたのは、3つの理由がございまして、まず1つはですね、地域の心情的な配慮といいますか、両校とも130年以上の伝統ある、歴史ある学校ですので、そこをですね、建物というのはやはり象徴的なものになっているかと思います。それを壊すのはどうかというような、そういったことが配慮させていただいて残すというようなことと、それからもう1点がですね、両校ともですね、平成のですね、26年に耐震の補強をしております。これが国庫補助でして、条件としましては、仮にそれが廃校となってもですね、活用して残していくというような、そういった条件で補助をもらっておりますので、これが解体となりますと、大体1億——両校で1億程度のもの、国庫補助を返還するような、そういったことになるということで、財政的な理由からということでございます。

で、もう1点が今議員がおっしゃいました現計画との整合性といまして、阿見町の公共施設等の総合計画がございまして。今後30年後にですね、今の床面積の20%削減というような、そういった目標がありますので、それと整合させるためにという、その3つの理由からですね、今の既存の施設を活用していくというような、そういったことで判断したものでございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） はい、わかりました。1億返すのは大変だね。何にもやんねえで1億国に戻すんだったら、何か考えたほうがいい。

そこで提案です。篠山チルドレンズミュージアムというところは、民間に委託……。これ最初は篠山市でやったんです。で、失敗して今は民間に委託して、民間がやってる。その委託料が年間1,400万だそうです。それしか市は払わない。あとはみんなその民間会社がやっていると。経営は苦しいんだという社長さんの話がありましたけども。

この地区公民館というのは、どの程度のものなんですか。これ七会もそうだし、みんなこれ置くところは、住民票がとれたり何かしてるんだよね。残してくれつつた中学校で住民票がと

れるような小学校・中学校，そういう公民館。阿見町では，これ，どの辺考えてるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。まずはですね，地域の方々がどのようなものを要望してるかというようなことですが，こちらにつきましては，阿見町は20年前ですか，各小学校区に地区公民館を設置するというような，そういった計画を立てました。で，吉原・実毅小学校にはございませんので，ほかの小学校区と同じように，そういった地区公民館を設置してほしいというような，そういった要望でしたので，具体的な中身につきましては，これからそのような躯体の条件等も含めて，地域の方々ともう一度組織をしまして，検討していくというような，そういった約束で終わっておりますので，今後その中身，それから運営等につきましては，教育委員会のほうで，これからその地域と検討していった決めていくものと考えております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 各小学校区に地区公民館をつくるという話があって，実毅小学校は用地買ってありますよね。あの池の上に。あそこが実毅地区館ができる土地なわけでしょう，あれ。予定地っていうんですか。あそことの兼ね合いはどうなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えさせていただきます。

今，久保谷議員がおっしゃるとおりですね，筑見団地の入り口のほうに向かう池の奥のところに土地を所有しております。そういったことで，実際あそこに建てるっていう計画が当然あって，あの土地を買ったわけですので。今回地域の方から実毅小学校の跡，旧小学校をですね，地区公民館的なものにしたいというような意見があって，実際地区公民館的なものっていうのもどういったものをですね，まだ具体的に地域の方と話し合いしてません。

本当に，先ほど言った住民票のサービスが受けられるようなところにするのか，本当に今の公民館っていうのは，中ではアルコール類は禁止ですし，地域の方からいうと，今度本当に地域集会ができて，そういうところでアルコールなんかもいただけるようなものにしたいとか，そういう要望がいろいろあるかと思います。その中で，どんなふうにするかということの整理とあわせて今の実毅小学校の用地のことも整理したいと思います。買ってありますので，それについて今後の土地活用等を含めてですね，考えたいと思います。

それと，もう1点。先ほど耐震工事の補助金の話，今説明ありましたが，確かにお金がそれだけかかっていて，返還するというお話があったんですけど，ちょっと補足させていただきますと，必ずしも返還じゃなくて，返還の可能性がかなり高いということでございます。済みません。

補足です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） これ、いろんなことでが不特定で、はっきりここではできないよね。返還するって言うてれば、返還の可能性があるって言ったんでは、これ1億、両方で2億でしょう。違うの。両方で1億なの。実穀と吉原で。1億といたって、それは2億だよ。2億のお金返還するのか、しなくていいのかわつうのは大変な問題だよ、これね。これは。そこが決まっていなければ、質問あれです。まあ、時間もないんで、今日はこれでやめますから。これがまだはっきりした段階でいろいろ。

で、もう1つ言っとくのは、あれを利用するんだったら、例えば1教室か2教室は公民館として使う、残りは民間に貸し出すと。そんなことも考えて、地区の公民館としての活用というのを地元住民が望んでる。それは尊重するしかないですから。だから、そういう意味で、そんな方法も……。とにかく、何にも漠然としたところでは、ここでこれ以上やってもしょうがないんで。

最後に、公室長が、廃校になった地域のコミュニティ、これ大変なマイナスだと思うんだよね。吉原に住んでるから吉原のことはよくわかるんだろうし、学校がなくなったということは、さっき1番最初に言ったように、学校は単に子供たちが勉強する場ではないですから。地域のコミュニティにとっても大変重要な場所です。で、そこについてどう思いますか。どのように、これから小学校がなくなったところの地域の意識合成っていうか、その地域コミュニティをどうつくっていくかっていうことをちょっと聞きます。どっちでもいいです。

○議長（吉田憲市君） 篠崎公室長。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。吉原小学校の卒業生としまして、確かに長年なじんだ小学校がなくなるってことは、私も大変、何というんですかね、苦慮したところでございますが、ただ、今まさに小学校を基本としまして、これまでコミュニティを形成していたと思います。ですから、それをですね、吉原小学校区というのをですね、なくさずに、その学校を中心としたコミュニティを何とか地域の方々と一緒にですね、形成していければということで、先ほど朝日次長からありましたように、ただ単に地区公民館というようなことではなくて、そこを今の行政の枠を超えた、もう少し何かいい公共施設的なものが、活用ができればですね、より多くの方がですね、利用していただいて、何ていうんですかね、今までの学校のコミュニティ以上にですね、そこを活用したことができれば、結果的にはいい方向になるかと思っておりますので、今後ですね、もうすぐ退職ですので、努力していきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先ほどからの議論を聞いてますとですね、その地域の拠点をなくすと。

この小学校というのは大きな拠点になっているというふうに私も思っています。ですから、久保谷議員が質問がずっとされてますけれども、まさしくそのとおりだというふうに思っています。これは最初から町のほうがですね、統合ありきで始まったんじゃないかと、私は思っています。

今、行政の長の立場なので、余り細かく言うのは控えますけれども。その当時は私は議員でもありませんし、長でもありませんでした。そんな中ですね、今回のコミュニティの部分ですけれども、拠点をなくしたところのコミュニティがということになると大変難しいと思います。それをどうしていくんだということで、今までやってきたふれあい地区館であるとか、そういったことを強化をしていきたいということとですね、私の政策であります市民参加型予算というのは、やっぱり地区の小学校区単位でやってこうと思ってますので、その中で予算化をしたり、その中で地域コミュニティを強力なものにしていったり、そういったことで、それをフォローしていかなくちやいけないんじゃないかなというふうに思っています。

それから、総括になってしまいますけれども、先ほどの統廃合の問題ですけれども、二小と君原小学校はもう全然立場が違うということでもあります。というのは、二小は合意形成があって阿見小学校にということなんです。ですから、これはですね、それを急遽、長がかわったからすぐ変わったというわけには、これはなかなかいかないと思います。

君原小学校についてはですね、もう最初から合意形成されてませんので、合意形成されるまで私はいつまでも待ちますよということで、地区の総会等でもお話をしてきています。今ちょっとアンケートだとかっていうのがありましたけれども、アンケート程度でいいのかということも、やっぱり私はあると思うんです。

で、いろんな地区総会で呼ばれたときにもお話ししてるんですけども、君原小学校がなくなって拠点をなくした。そういうときに、皆さん住民として、これは大変な問題になるということが実穀小学校、吉原小学校を見てるとありますので、せっかくの機会ですから、君原小は特に歴史・文化・郷土芸能、こういったものがありますからね、そういったものをいかに将来まで継承していくかということも含めて、君原小の地区の皆さんには、老若男女集まっていたいで一堂に会して、そういった議論をしてもらいたいということでお話をしています。

これから、君原小学校についてはどんな形なるかわかりませんが、そういったことで見守っていききたいと。二小についてはですね、もう2023年までに阿見小学校へということになっています。これはそういったことで進んでいますので、何かその二小地区でアクションが起きない限り、このままでやっていくほかないというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） はい、わかりました。

で、次長も言ったように、急ぎ過ぎたんじゃないかということは認めてるわけですね。その点はよく考えてください。執行部として。

それと、もう1点。先ほど吉原小学校区という、公室長から話がありましたけども、これふれあい地区館というのは、学校がなくなっても残すんですか。吉原と実穀は。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えさせていただきます。

現在、今、ふれあい地区館活動はですね、学校がこう、再編されましてもその地区ごとで活動しております。学校という名前をとりまして吉原地区ふれあい地区館と実穀地区ふれあい地区館という名称で、ふれあい地区館活動は残っております。

あと、先ほどちょっと私のほうで補助金返還について、ちょっと説明が足りなかったのも、ちょっとつけ加えさせていただきます。今回、取り壊しということも視野に入れなきゃいけないのかなと思ひまして、いろいろ調査したところですね、文科省のほうで考え方を示しています。

その中で、短期間で取り壊さざるを得ない状況を文科省のほうで個別審査した上で、国庫補助金の返還、免除が妥当かどうかを判断するという指針が出てます。ですから、そういう場合には、こちらから文科省のほうに相談をしてですね、その結果によって返還しなくてもいいし、やはり全部返還しなさい。そういうことがあるという可能性で、先ほど御説明させていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） それは文科省の答えが出なくちゃ、ここで議論しても始まんない。

公室長、さっき自分で、これがもうすぐ終わりますんでっていう言葉ありましたけども、ぜひ、吉原の住民の1人として、吉原のコミュニティがうまくいくように、今度は頑張ってください。

それでは、あと10分しかないんで、3点目の阿見観光協会の活動の状況について……。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員、ここで暫時休憩といたします。

○16番（久保谷実君） いや、やっちゃうべよ。

○議長（吉田憲市君） いや……。議会の再開は11時30分といたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番倉持松雄君が退席いたしました。ただいまの出席議員は17名です。

ここで、先ほどの久保谷議員の答弁で、ちょっと違う答弁がありますので、久保谷議員からもう一度質問させます。発言時間に入れなくてください。

久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 先ほどの、壊す壊さないの答弁の中で、町長公室長は1億円を返すしかない。次長のほうでは、文科省に聞いて返す場合もある、返さないの場合もあるという話なんですけども、これちょっとずれてるんで、私たちはどっちをあれになるか、ちょっと質問します。

○議長（吉田憲市君） 篠崎公室長。

○町長公室長（篠崎慎一君） 大変失礼いたしました。先ほどはですね、その判断した、取り壊さないことを、既存のものを使うっていうような判断しましたのは、3つの理由からっていうことで、そのうち1点がですね、国庫補助金の返還ということで、おおむね1億円というように形でお答えいたしました。数カ月前はそういった判断でしたんですが、直近になりました教育委員会のほうで文科省に確認しましたところ、文科省と協議をして、その辺が確定するというようなことで、朝日次長が答弁したとおりでございますので、その辺の訂正をさせていただきたいと思っております。

大変失礼いたしました。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） じゃあ、1億円は返すか返さないかわからないと。文科省へ聞いただしてからはっきりするということなんですね。はい、わかりました。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 続きまして、3点目のあみ観光協会の活動状況について質問いたします。

阿見町には大きな観光地がなく、黙っていても人が集まってくるような町ではないと思っています。それゆえに、観光協会は大変な苦勞をしていることと思います。その中でも、町の観光がさらに発展していくと、そういう願いをもとに以下の質問をいたします。

あみ観光協会の具体的な活動内容。

2点目で、これからどのような活動をしていくのか。

3点目、阿見町には観光資源が少ないので、町をPRできるような人材が大変貴重になると思いますが、どう考えていますか。

4点目、あみ観光大使の選考基準はどのようになっていますか。

以上4点質問します。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） あみ観光協会の活動状況についての質問にお答えいたします。

1点目の、あみ観光協会の具体的な活動内容についてであります。

町では、平成28年度に「～あみ再発見～みんなで始める観光まちづくり」をビジョンとする阿見町観光振興基本計画を策定し、新しい人の流れと観光拠点の創出を目標に、あみ観光協会の事業計画に反映させ、観光のまちづくりを推進しております。

具体的には、集客力の高い施設であるあみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館へ訪れる観光客を町内に誘導し消費に結びつくよう、スマホを活用したスタンプラリーやつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会のレンタサイクル事業に参画するなどしております。

また、予科練平和記念館前に町民ボランティアとともに花壇を整備し、町を訪れる観光客におもてなしの気持ちを表現しております。

販売促進としては、町の特産物の魅力と知名度の向上を目的に、初夏の「スイカとメロンのマルシェ」を、秋には「レンコンマルシェ」を予科練平和記念館で開催しております。冬には雪印メグミルク関連商品と北海道の物産を扱った冬のマルシェをあみプレミアム・アウトレットで開催しております。

観光情報発信では、ホームページやフェイスブック等SNSを活用するとともに、茨城県観光物産協会の観光キャンペーンに参加するなど、町の特産物やイベントの紹介を行っております。

2点目の、これからどのような活動をしていくのかについてであります。

阿見町の観光をさらに推進するためには、骨格となる阿見町ブランドの創出と育成が課題となっております。

阿見町は首都圏に近く、歴史や自然に恵まれ、農業も盛んな地域です。阿見町らしいグリーン・ツーリズムの仕組みができないか調査研究を行ってまいります。また、茨城県で進めておりますつくば霞ヶ浦りんりんロードを活用した自転車の利活用を図ります。

さらに、平成31年度には、有識者や大学生を交えた阿見町観光プロデュース推進委員会を組織する予定です。そこでの議論と実践を通して、阿見町らしい観光資源の発掘が期待されますので、観光協会事業もそれらと連動した取り組みを実施していきたいと考えています。

3点目の、阿見町には観光資源が少ないので、町をPRできるような人材が大変貴重になると思うがどのように考えていますか、についてであります。

町には歴史遺跡を中心に案内活動を行っている観光ボランティアガイドの会がありますので、連携を強化して、観光資源の調査と活用を図ってまいります。また、地域の歴史や文化資源の

観光活用を推進するため、町民や保護団体とも連携し観光案内や人材の育成につなげていきたいと考えております。

4点目の、あみ大使の選考基準はどのようになっていますか、についてであります。

あみ大使は、あみ大使設置要綱により、町にゆかりがあり、町に対する理解・関心及び愛着を持ち、それぞれの専門分野において活躍する著名な者のうちから、町長が委嘱することになっております。活動については、阿見町の魅力を全国に紹介するとともに、町への有益な情報の提供・提言・助言を行うことでもあります。

最近では、イラストレーター諏訪原寛幸氏の将軍をモデルにした国体広報用のぼりや予科練平和記念館スタンプのデザイン協力、ガールズバンドみならいモンスターによる国体セーリングイメージソングの製作があります。また、藤田加奈子氏におかれましては、観光振興基本計画策定委員会委員や、あみ観光協会理事として貴重な意見を提言されています。

今後も大使としてふさわしい方がいれば積極的に委嘱していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） この霞ヶ浦りんりんロードの利活用推進協議会という話が出ましたけども、これ土浦の駅前にも自転車のあれができるということ。そして、ちょっと仕事の関係でよく霞ヶ浦の予科練記念館のこっち側、霞ヶ浦の土手のとこに行くことあるんですけど、土曜・日曜になると自転車が結構通るんですよ、あそこね。自転車っていうのは、ちょっとブームなんだなということを改めて考えています。

それで、これ今どのような形で……。参画をするなどしておりますですけども、どういう立場にいるんですか。阿見町は。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長岡野栄君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい、お答えします。

茨城県が中心になって組織しております水郷筑波広域レンタサイクル事業実行委員会の中に加盟しまして、平和記念館を拠点としたレンタサイクルに加盟しております。また、協議会にも加わりまして、近隣の自転車利用に伴う計画の参画に加わっているという状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 予科練記念館が自転車の駐輪場というんですか、なってるという話、それでいいんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野課長。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい。レンタサイクルの拠点として、貸し出しを行う施設として阿見町も行っております。平和記念館を拠点としております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） そうすることによって、平和記念館へ訪れる人も多くなるわけだから、ぜひそれはもっと強く推してやってほしいなど。とにかく多いんだね。自転車で来る人が。霞ヶ浦の土手を歩いている人が。そう思います。

それと、もう1点。観光ボランティアガイドの会というのがあるという話ですけども、これ何名ぐらいいるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野課長。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい。観光ボランティアの会は会員数9名ということで聞いております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） また、この答弁の中で、地域の歴史や文化資源の観光活用という答弁出てきましたけども、ここにさっき言った吉原で出た鉄斧形、ああいうのが大変大きな貴重な戦力だと思うので、それどうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野課長。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） 観光ボランティアガイドの会でございますけれども、こちらの会は皆さん個人的な団体でして、町と連携を強化して観光に加わってもらおうということでやっておりますので、ある一定の目的でですね、案内をしていただいているものでございませぬので、その辺は皆さんと連携を強化して、いろいろな情報提供や発掘等をしていっていただきたいと考えております。

観光を進めるに当たっては、やはり案内する人が1番大切でございまして、観光基本計画の中でも、インタープリターっていうらしいんですけども、来た人にそこを案内するっていう、そういう間を取り持つ人材が1番重要だということで、今後そういうふうな観光ボランティアガイドの会の皆さん方とも連携を強化して、進めていきたいというのが町としての考えでございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 課長、俺、鉄斧形がそういう観光の資源になるんじゃないんですかって聞いてるんです。どう思いますかって。鉄斧形土製品。吉原から出た。答弁お願いします。

○議長（吉田憲市君） 岡野課長。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい。いろいろ包蔵地が数多くあるということで、先ほどから勉強させてもらってますけれども、阿見町は生涯学習のまちづくりということで、町民の皆さんが歴史や自然いろいろなものに関心を持って、長くから活動してきておりますので、そういう皆さんと連携して観光資源に結びつけられればいいんじゃないかな

と考えております。

グリーン・ツーリズムも今後進めてまいりますけれども、やはり農業や緑を仲介して説明する人材、また受け入れる農家の皆さん方の御理解なども今後は必要になってきますので、幅広い観光資源の発掘に向けて、今後進めていきたいというふうに考えています。

○議長（吉田憲市君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 先ほどの出土したものにつきましても、今、岡野課長が言われたとおり、観光資源になり得るというふうなことであれば、ただ観光ボランティアの会の人たちとも今、その辺のところは話し合う必要があると思いますし、生涯学習課にもいろいろとそういうふうな遺跡とか何かをいろいろ調査されてる方もいらっしゃるんじゃないかと思えますし、予科練平和記念館にあっては、歴史調査委員さんというふうな形の方たちもいますので、そういう人たちも含めてですね、そういったものが観光として成り立つというふうなことであれば、町の観光として位置づけることは可能なんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） わかりました。よろしくお願いします。

それでは、もう1点。あみ大使についてなんですけども、これ現在何名いるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野課長。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい、お答えします。

現在5名いらっしゃいます。パーソナリティーをしております藤田加奈子さん、それとお笑い・物まね芸人のノブ&フッキーさん、武将専門のイラストレーターであります諏訪原寛幸さん、また姉妹バンドのみならいモンスター、それとアニメソングを歌っております薬師るりさん。以上、5名の方があみ大使として任命されております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） この人たちは阿見を宣伝するって意味だよな。よくテレビなどで、芸能人が何々県の観光大使になっていますとか何とか言ってるけど、ああいう考え方でいいわけでしょう。

それで、これ、どのような経過で決まってくるんですか。

それと、もう1点。推薦したい人がいるときはどうすればいいんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野課長。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい、お答えします。

あみ大使選考委員会規定というのがございまして、庁内で行う委員会にて判断いたします。

推薦したい方がいれば、商工観光課のほうに提案していただければ、町のほうでこの規定に基づいて審査して、任命するというふうな形になります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） ここで推薦してはだめなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野課長。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい、お答えします。

推薦していただければ、お伺いしまして、また委員会に諮ってみたいと思いますので、結構ですので、ぜひ推薦していただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 推薦したい人いるんですよ。今、推薦しますから。これ、成人式に出た方はわかってると思うんですけども、あそこの三味線やりましたよね。成人式の式典のときに。あの人が阿見町生まれで阿見中出身なんですね。それで、あれからまた1回聞くことがありました。そのときに、阿見にこんな人がいるとは知らなかったよと。いや、すごいなという話もありました。で、その後ノバホールであの人の公演みたいのがありまして、私そこへもいきました。何人かの役場職員にも会いました。で、あの人、日本ばかりではなくて世界を相手にいろいろ演奏して歩いてるんですね。ぜひ、ここで課長、推進しますから、ね。名前は井坂斗絲幸さん。岡崎の方です。

この人は三味線・民謡協会の師範をやってて、公認の三味線なんですよ。とにかく聞いた人がいるかと思うんですけども、1回聞けば本当にすごいなと思うようなことなんです。で、あの人に、全国歩いているわけですから、私は阿見町で生まれて、今住所も阿見町ですってこと言ってもらっただけでも、阿見のPRには随分なると思うんですよ。ぜひ、ここで推薦をしますので……。それは選考委員会にかけてもらって、大使になっていただいて、阿見を十分PRしてもらおうと。

ちなみに教育長は同級生ですから。阿見中出身で。あの人と話すると、よく阿見町という言葉が出てくるですよ。阿見中でどうのこうのとかね。そういう話が出てくるんで、きっとあの人、阿見に対してはいろんな思いがあるかと思うんだよね。だから、ぜひあみ大使になるようお願いします。お願いして、私の質問はこれで終わります。

学校のことについては、まだ不明確な点があるんで、またいずれ質問するときがあるんで、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、16番久保谷実君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 皆さん、おはようございますというよりも、こんにちはになってしまいましたが、海野隆でございます。引き続いて、一般質問を行います。

国会でもですね、平成31年度予算が衆議院を通過して、年度内に成立するという運びになっています。今年の天皇を代がわり、改元などもあります。茨城県及び阿見町にとっては初めての国民体育大会、国体開催という一大行事がございます。議会としても、町民が一丸となって成功するよう盛り上げていきたいと思っております。

昨日、千葉町長の平成31年度の施政方針をお聞きしました。昨年、選挙、当選、町長就任ということで、それから1年がたとうとしております。この1年、着実に町民との対話も進め、議会とも丁寧なやりとりをされていることは高く評価できると思っております。今後も、こうした姿勢を続けていかれることを希望したいと思います。

来年度予算は、当初から千葉町長が編成する初めての予算で、公約はもちろん、阿見町の次の時代に向けて取り組む、さまざまな事業を盛り込んでいるということですので、議会としてもしっかりと審議をしたいと思っております。

前置きはこの程度にいたしまして、1点目、霞ヶ浦と町民の暮らしのかかわりを取り戻すための取り組みについて質問をいたします。

先日、本郷ふれあいセンターで生活環境課と環境基本計画推進委員会の主催で環境シンポジウム、「第17回世界湖沼会議を振り返って・いま 阿見の水環境を考える」という集会があり、参加をさせていただきました。

集会では霞ヶ浦市民協会の沼澤篤さんが世界湖沼会議の全体を概観し、阿見町のユニークなスタディツアーの取り組みを紹介し、元阿見町教育長の大崎治美さんからは「霞ヶ浦と湖畔の民間信仰」という民俗学的観点からの講演がありました。

また、霞ヶ浦魚業協同組合阿見町支部の山崎政雄さん、NPO法人水辺基盤協会の吉田幸二さん、元国立環境研究所の春日正一さん、神田池を保全する会の、元町議ですけれども、荻島光明さん、レイクの森を守る会の村木貞之さん、家庭排水浄化推進協議会の石井早苗さん、この方も元議員ですね、の6名から、霞ヶ浦と住民のかかわりを重視し子孫に美しい霞ヶ浦を残せるようにという報告がございました。

霞ヶ浦と町民のかかわりは、水質の浄化や水利的な観点、漁業などの生業的な観点、泳げる霞ヶ浦などの親水的な観点、習俗や信仰など民族的な観点など、多面的なものがあります。コーディネーターの中島紀一茨城大学名誉教授、農学部の先生でしたけれども、今後の霞ヶ浦と

町民の暮らしのかかわりについての取り組みについての提言もありました。

阿見町、そして阿見町民にとって霞ヶ浦とは切っても切れない関係にあります。霞ヶ浦の恵みは景観や観光、農・魚業などにとどまらないものがあり、その恵みのもとに営々として暮らしてきたと言えます。しかし、護岸が整備され、湖に直接触れ合えなくなったことは、水質の悪化などから、住民にとって少し疎遠な関係になったとも言われています。

そこで、改めて以下の質問をしたいと思います。

1、霞ヶ浦の水質浄化に関する対策についての、現行の取り組みと実績について。

2番、霞ヶ浦と町民の関係がもっと身近にかかわれるような学校の取り組みや、一般町民向けのイベント等での現行の取り組みと実績について。

3番、沿岸における親水空間の整備。例えば砂浜ですね、の形成やトイレの整備等について。

4番、伝承が困難になってきた習俗や信仰などの民族的な観点について、記録の保存や習俗拠点の整備等について。

5番、漁業振興や販売促進、霞ヶ浦産魚というのかな、霞ヶ浦産魚の学校給食等での利活用、特産物の製品化などについて。

6番、霞ヶ浦の水源となる里山やため池、谷津田の保存や利活用について。

7番、平成23年3月に策定された阿見町環境基本計画は前期実行計画が終了し、現在平成32年度までの後期実行計画の期間となっておりますが、優先的取り組み課題として挙げられた中で、環境マネジメントシステムの推進及びごみの減量化についての現状と課題について。

8番、これ最後ですけれども、環境基本計画作成の基礎調査だった阿見町環境保全基本調査は、平成23年度から24年度の2カ年で実施されました。しかし、その後の開発の進行、特に太陽光発電システムの設置により大きな環境変化が生じたと思われまます。再調査を行い、保全すべき地域や種——動物の種ですね、動植物の種などについての再考の必要性があると考えますが、いかがですか。

以上、残余の質問については質問席で行います。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

海野隆議員の質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野隆議員の、霞ヶ浦と町民の暮らしとのかかわりを取り戻すための取り組みについての質問にお答えいたします。

1点目の、霞ヶ浦の水質浄化に関する対策について、現行の取り組みと実績について、であります。

現在、国において霞ヶ浦と那珂川、利根川を地下水路で結ぶ霞ヶ浦導水事業が2023年度の完成を目指して進められており、事業が完了して送水が開始されれば、目的の1つである霞ヶ浦の水質改善が図られるものと、大いに期待をしております。

町の水質浄化に関する対策としましては、下水道の普及促進が重要な課題の1つであります。そのため、公共下水道及び農業集落排水への接続支援制度や、高度処理型合併浄化槽の設置補助金制度の活用により、水質保全対策の強化に取り組んでおります。

また、水質浄化意識の醸成については、霞ヶ浦流域21市町村で構成する霞ヶ浦問題協議会や阿見町家庭排水浄化推進協議会と連携して、水質浄化キャンペーン等の事業を実施しております。今後も水質浄化に対する取り組みを継続してまいります。

2点目の、霞ヶ浦と町民の関係がもっと身近にかかわれるような学校の取り組みや一般町民向けのイベント等での現行の取り組みと実績について、であります。

町内小中学校での取り組みについてであります。阿見中学校の科学部では、霞ヶ浦や花室川の水質調査を実施し、当県において昨年開催された第17回世界湖沼会議の学生会議ポスターセッションの場において発表をしております。小学校では総合的な学習の時間の中で「霞ヶ浦湖上体験スクール」への参加、その他「霞ヶ浦を守ろうよ」等の霞ヶ浦をテーマにした学習を行っております。

また、一般町民向けの取り組みについてであります。「いま 阿見の水環境を考える」をテーマとした、環境シンポジウムを2月10日に本郷ふれあいセンターにおいて開催いたしました。シンポジウムにはたくさんの方に御来場いただき、暮らしや活動等の視点から発表や議論をいただき、改めて町の水環境を考える有意義な場となりました。その他、例年霞ヶ浦湖上体験スクール、うら谷津自然観察会、霞ヶ浦清掃大作戦等、霞ヶ浦を中心とした水環境保全意識の高揚を図ることを目的とした施策を実施しております。

3点目の、沿岸における親水空間の整備、たとえば砂場の形成やトイレの整備等について、であります。

町の霞ヶ浦沿岸については、平成23年度から進めています「かわまちづくり事業」で、緩傾斜堤防や桜堤、島津小公園を整備し、サイクリングやウォーキングにも適した親水性の高いエリアとなっております。

砂場の形成についてですが、平成28年度に緩傾斜堤防を整備するに当たり、前面に、砂浜と

湖水浴場の整備を、国・県と協議をしてきましたが、整備費や維持管理費が膨大となることから、事業実施は困難となった経緯があります。しかしながら、霞ヶ浦導水事業が完成し、水質が改善され、湖水浴が可能となれば、新たな事業も考えられると思います。

また、トイレの整備等についてですが、現在、霞ヶ浦護岸沿いで利用できるトイレは、予科練平和記念館・霞ヶ浦平和記念公園、自転車サポートステーションに位置づけられている店舗の3カ所があります。湖岸等にトイレを整備することとなると、防犯上の問題や、維持管理などの面で、現時点では整備することは困難であると考えております。

いずれにしましても、今後も国や県との連携を図り、さらなる霞ヶ浦湖岸の利便性向上と安全快適な環境の構築に努めてまいります。

4点目の、伝承が困難となってきた習俗や信仰などの民俗的な観点について、記録の保存や習俗拠点の整備等について、につきましては、教育長から答弁いたします。

5点目の、漁業振興や販売促進、霞ヶ浦産魚の学校給食等での利活用、特産物の製品化などについて、であります。

漁業振興については、現在、霞ヶ浦漁業協同組合阿見町支部の組合員数は30名おり、主な魚種としては、ワカサギやシラウオ、テナガエビ、ゴロなどの漁獲がありますが、阿見町支部に確認しましたところ、漁獲量は年々減少傾向にあるそうです。

また、支部では毎年2月にワカサギ人工ふ化放流事業を実施し、水産資源の維持増大のための取り組みを行っております。

現在町内で霞ヶ浦産の鮮魚・加工品を扱っている店舗は5店舗、飲食できる店舗は2店舗把握しております。いずれも需要に合わせた対応となっており、漁業従事者の高齢化に伴う漁業離れにより漁獲量が減少し、加工品生産量の拡大に至らない現状となっております。

特産物の製品化については、生産・加工・販売にかかわるそれぞれが、安定的に商品を販売するための体制を構築することが極めて重要であります。

町としましても、漁業組合や商工会などと連携をし、魅力ある商品の開発や製品化に向けた取り組みを進めてまいります。

学校給食での利活用については、教育長から答弁いたします。

6点目の、霞ヶ浦の水源となる里山やため池、谷津田の保存や利活用について、であります。

まず、里山としては、市街地の緑を保全し、潤いあふれる市街地景観を創出するため「町民の森」として中央と若栗の2カ所を指定し、地元自治会やボランティア組織による維持管理や利活用が図られています。また、小池城址公園においては、小池城址公園里山の会や地元行政区が環境保全に取り組んでいただいております。さらに町では、荒廃した森林の整備を行い、適切な保全・整備が推進され、森林の持つ機能を向上させるため、森林湖沼環境税を活用した

「身近なみどり整備推進事業」に取り組み、これまで約150ヘクタールの森林環境の整備を実施しております。

次に、農業用ため池については、町内に6カ所あり、農業用水の確保だけでなく、多様な生態系の保全場所、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しております。飯倉地区にある神田池と掛馬地区にある小山下池においては、多面的機能支払交付金事業の保全管理施設として、地元組織においてため池の維持管理がされております。

次に谷津田は、霞ヶ浦流域の水源地の保全・再生を図る上で、重要な水源地となっております。谷には水田があり、谷を囲む斜面には雑木林、そして台地の上には畑や林があり、景観的な魅力を高めているだけではなく、多様な野生生物が生育・生息する空間となっております。

町内においては、平成16年に茨城大学農学部において、うら谷津再生プロジェクトにより、谷津田を活用し田んぼづくりなどの取り組みが行われております。

町としましては、美しい自然環境である貴重な里山やため池、谷津田の保存について、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

7点目の、阿見町環境基本計画の中で、優先的取り組み課題として挙げられた環境マネジメントシステムの推進及びごみの減量化に関する現状と課題について、であります。

環境マネジメントシステムの種類には、ISO14001、エコアクション21、茨城エコ事業所等があります。このなかにおいて、経費関係や取り組みやすさの点から、茨城県の制度である茨城エコ事業所への登録を推進しております。

現在、町内登録件数は、町の11施設、及び今年度登録された1社を含め38事業所です。また、今年度中にうずら出張所が登録される予定でございます。

今後も、未登録である町内立地企業に登録を推進していくとともに、本制度の周知を効果的に図ってまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。現状としては、子ども会リサイクル事業への補助金交付、生ごみリサイクル容器購入に対する補助金交付、一般家庭及び給食センターの廃食用油を回収し、BDF——バイオディーゼル燃料等として再利用する取り組み、レジ袋削減の取り組み、かん・びん・ペットボトルのステーション方式回収の実施、小型家電リサイクルへの取り組み等による再資源化を中心とした施策により実施しているところであります。

課題としては、例えば、不要物を単にごみとして捨てるのではなく、分別して資源ごみに回すというような、町民一人ひとりがごみを減らすという意識を継続・向上させることが重要だと感じておりますので、全世帯に配布するごみの出し方一覧表や広報紙等によって、ごみ減量化への意識づけを絶えず行い、ごみ減量化に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

8点目の、阿見町環境保全基本調査の再調査を行い保全すべき地域や種などについての再考の必要性について、であります。

環境基本計画は、「あみの自然と暮らしの共生、共存に向けて」を基本理念に、平成22年度に策定されました。6項目から構成される具体的な施策体系の1つに、環境保全基本調査が位置づけられております。

現計画は2020年度までの計画であることから、次年度より2カ年で、第2次計画の策定をしてまいります。

なお、環境保全基本調査の再調査につきましては、第2次計画策定に伴い、設置する環境審議会に諮り、今後の計画について総合的に検討してまいります。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 4点目の、伝承が困難になってきた習俗や信仰などの民俗的な観点について、記録の保存や習俗拠点の整備等について、の質問にお答えします。

習俗や信仰は、それぞれの地域の歴史や特色を伝える貴重な文化であります。かつて農村部においては、農業生産の安泰を祈り、収穫に感謝して祝う行事などが盛んに行われ、また行事そのものが地域の青年たちの娯楽の1つにもなっていたようです。現在でも受け継がれている古い慣習や行事について、写真や映像、また文書による記録・保存をすることで、阿見町の習俗を後世に残していけるよう努めてまいります。

また、記録・保存した習俗などの拠点となる施設については、公民館などの既存の施設を活用しながら、今後とも町民に阿見町の歴史を知っていただく機会を提供してまいります。また、歴史民俗資料館等の整備については現時点では考えておりませんが、今後の課題として捉えております。

5点目の、霞ヶ浦産魚の学校給食等での利活用についてであります。

町長からの答弁にありましたとおり、霞ヶ浦の漁獲量が減少傾向にある中で、学校給食での活用は現在実施しておりません。

茨城県学校給食会に聞きましたところ、霞ヶ浦産の魚類を学校給食に提供している業者は確認できず、今後についても具体的な活用の予定はございません。しかし、今後、霞ヶ浦産の食材が必要な数量、採算に合う価格で供給されることがあれば、給食用に調理加工をすることができるとの学校給食会からの回答もありましたので、地産地消の観点からも、霞ヶ浦漁業の振興と漁獲量の増加を期待しております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございます。長い答弁で大変だったと思います。そ

れでまずね、1点目についてね、お伺いしたいと思います。再質問します。

町長の答弁の中にね、2回出てきたことなんですけれども、霞ヶ浦の水質はね、なかなかこれは水質が改善しないということですね。一定程度まできれいになりましたよ。かつてのね、アオコのような状況ではもちろんないんですけども、一定程度改善した後なかなか改善しないという状況なんですけれども、答弁でね、霞ヶ浦導水事業について大きな期待感を持っているという形で触れられておりました。2度ほど触れられておりましたので、現在のね、事業の進捗状況及び今後の見通しについて、御回答をお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

霞ヶ浦導水事業につきましては、霞ヶ浦導水工事事務所が進めておるわけでございますけれども、そこで公表されている資料見ますとですね、平成30年——昨年2018年の時点ではですね、工期が平成、平成っていうか、2023年度を完成目標年次としているということであってございます。

予算については、8割ほど消化していることでございますけれども、工事の進捗率としてはまだ約4割程度というふうに聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 何かこの前、小美玉のほうで地上権かなんかの関係で説明会があったというような話ですけども、なかなか実際は少し進まないじゃないかなと。だから、確かにこれはね、完成すれば相当那珂川と霞ヶ浦と、利根導水路は完成してますけど、利根川と霞ヶ浦の関係でよくなるんじゃないかと思っておりますけども、当面これはなかなか完成しないなという認識で進んでいただきたいと思っております。これは要望です。

2点目なんですけれども、ごめんなさい。いろいろと御説明をいただいて、霞ヶ浦と町民の関係ですよね。身近な関係ということで。先日ね、日曜日ですか、3日、町長もね、参加されて先頭に立ってやりましたけども、霞ヶ浦クリーン作戦が行われました。私もはっきり言って初めて参加したんですけれども、個人でなかなか参加しづらかったもんですから今まで参加しなかったんですが、参加してみて、企業が団体で来ているとかね、それから、地域で来ている人もいますよ、また私の知り合いだというと、どうして参加したのなんて言ったら、いや、来年はもっとたくさんの人と一緒に連れてきて、霞ヶ浦のこれに参加するんだと、こういうふうな人もいらっしゃいました。

それで、一度参加してみればね、こんなものかなという形で参加できるんですけど、いや、なかなかね、湖岸には何層にもわたってね、ごみが堆積しているような感じがやっぱりしまし

た。私も1時間ぐらいやったかな。ある地域だけとってたら、本当それで終わっちゃうぐらいなんですよね。この霞ヶ浦クリーン大作戦についてまとめていると思いますので、当日参加した人数とか回収したごみの量、こうしたことについてわかれば教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

海野議員言われたとおり、先週日曜日ですね、3月の3日に第91回霞ヶ浦清掃大作戦ということで行いました。それでですね、回収量としては全体で1.02トンです。参加者数でございませうけれども、先ほど行政区の皆さんとか、それから霞ヶ浦高校の野球部の生徒とか、それから民間企業の5企業が参加していただきまして、全部で321人。あ、それから役場の職員も入ります。役場の職員も61人ほど入っておりまして、合計で321人の参加をいただいております。

これは、霞ヶ浦清掃大作戦は、年2回ほど予定しておりまして、3月に行うのは全行政区とか民間企業とか入って一斉に行うものであります。それから9月ですかね、に役場の互助会の職員が参加して行う清掃大作戦ということで、2回ほどやっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） わかりました。ぜひね、1回参加してみるとね、意外と……。簡単に参加できるってわけじゃないんだけど、参加してみると本当に霞ヶ浦の沿岸の状況がわかるので、ぜひね、広報もして、私もこれから皆さんにお話したいと思っています。

それと、最初にも私お話していましたが、霞ヶ浦、ごめんなさい、シンポジウムですね、環境シンポジウム。「いま 阿見町の水環境を考える」というところで、全部紹介したいんですけども長くなるから、これはなかなか大したものだなと思ったもの1つあってですね、それは吉田さん、ごめんなさい、吉田さんといっても議長じゃありませんけれども、NPO水辺基盤協会の吉田幸二さん、この方がね、「霞ヶ浦から有料清掃活動のすすめ」という題でね、ごみ拾いに参加する釣り人からごみ処理費用を徴収して、それで、ごみの処理にはお金がかかるんだということを知ってもらって、自助自立の精神を育成している、ごみピックアップ——53ピックアップ運動、これを紹介をしていただきました。

この運動はね、私は実は初めて。もう大分歴史があるらしいんですけど、全く初めてお聞きする運動で、町長も多分会場にいらっしゃったので、会場の皆さんもね、大きな関心と感動をね、呼んだような感じがします。もし町長、この活動について一言いただければ。お願いしたいです。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 私も初めて参加させていただきましたけれども、お金を払ってごみを回

収するというその発想が、ちょっと私はわからなかったものですから。ただ、やっぱり今言われたように、ごみが発生すればその分お金がかかるんだよという意識づけですよ、大変いいと思いました。

その方からも、国体というイベントがあるんだから、その前にですね、全町挙げてあの辺を清掃したらどうでしょうかみたいな話をね、具体的なことも言われましたし、大変いい活動だなと。お話させてもらったのは、いつか講演会をやっていただけないかというようなことをお話をさせていただきました。大変すばらしい事業だと思って帰ってまいりました。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。ちょっと御紹介をさせていただきました。余りも感動したもんですから。

それで次のね、再質問なんですけれども、4番目。教育長の御答弁になったことなんですけれども。伝承が困難になってきたという話なんですけれども、これ元教育長の大崎さんですね、霞ヶ浦と湖畔の民間信仰という題で講演をしていただきました。私、生まれ育ちも霞ヶ浦でございますと、霞ヶ浦で産湯に浸かり云々と、こんな話から始まってですね、お話されてましたけれども、大崎さんはですね、水神様、これをキーワードにですね、かっぱの話。要するに、いろんな教えがあるんだと。その霞ヶ浦をきれいにしなくちゃいけないのは、そのかっぱに怒られて引き込まれないようにするとか。いろんな話をされておりましたけども、民族学的な観点からね、非常に有益な話だったなというふうに思っているんですけども。

そこで霞ヶ浦に限らずって話になってしまいますけど、とりわけてね、かつて地域、農村部ですね、主にね、主に農村部、農村部でいろんな伝統行事がありました。1月1日から12月31日まで。歳時記に載るようなですね、いろんな伝統行事がありましたけども、今ほとんど……。自分の、私の家庭を考えてみたって、本当に簡素化簡素化簡素化で、何もやらないような感じになってしまっていると。こういう現状ではないかと思うんですね。

ただ、まだまだ農村部にはですね、そういったことをよく知っている高齢者ですね、高齢者、若い人も知っているかもしれないですけど、高齢者の方たくさんいて、この人たちの力をかりて、さっき言ったような伝統行事とか習俗とか、そういった類いのものをね、もう一度阿見町で、残ってるんならばそのまま記録できるんだけども、再現して記録をするようなこと、これも大事なんじゃないかなというふうに思うんですね。

これは御提言だから、この御提言に関して感想を言っていただければありがたいですけども、ある地区、全部ではできないので2地区ぐらい決めてですね、それで1月1日から12月31日の主な伝統行事とか習俗とか、そういうものを子供たちと、大人というかね、高齢者も含めたそれで再現をしていくと。その再現したものを記録にとる。今、ビデオって言わないですね、D

VDにとって、それを残すと。こういう取り組みをね、ぜひね、考えていただきたいなど。来年は予算はね、もう決まっちゃっていますからできないんですけども、そういう考えを持っているんですけど、これについてはどんな感じで受けとめていらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、海野議員がおっしゃるとおりですね、地域の習俗や伝統行事、こういったものがだんだん、それが伝承できていけなくなると、忘れられてしまうと。大変いい御提案だと思います。これからですね、町の中でもいろいろなお祭りとかですね、そういう地域ならではの取り組みしてるところがありますので、そういったところに相談をしながらですね、ぜひとも保存・記録できるようなことで、ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。前向きな受けとめ方で安心いたしました。

それと、先ほどね、統廃合になった後の学校の利活用についてね、いろいろと議論がありました。それで、御答弁ではね、歴史民俗資料館については、ちょっと今すぐというわけにはいかないよと。こんな話がありましたですね。現時点では考えていないと、今後の課題とする。何度も私もこの議場の場でね、お話をしますが、阿見町は大正から昭和20年か——1945年、ここまでの歴史を今すごく深掘りしてます。

これはね、深掘りは非常にいいことだと思いますよ。ほかのところに絶対負けないような深掘りをして予科練平和記念館をつくってやってるわけですから。ただ、やっぱり大正以前にも、もっと前からいにしえから、やっぱりこの阿見町には人々が暮らしてるわけですよ。近世は伊達藩が支配したとか、旗本領が支配したとか、いろんな歴史があります。

それから、それ以降もですね、45年からもこの町の発展ってのは本当に……。高速道路も通ったってこともある。それから大学が立地した。いろんな意味でね、歴史のつながりがあるところなので、ぜひともね、この歴史民俗資料館についてはですね、考えていただきたいなど。さっき鉄斧形土器の話が出てましたけども、それも含めて、役場に展示するのも、ずっと持ち回すのもいいんですけども、やっぱり拠点となるべきところは、公民館ではどうもないような感じ、やっぱりするんですね。

ですから、それを統廃合になったね、吉原なのか実穀なのか、今のところ2つですからね。そちらのどちらかにですね、構想していただければありがたいと。そういうふうに思っておるんですけども、これについてもちょっと答弁だけいただいてね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、海野議員がおっしゃるとおりですね、拠点施設があることで、そういった過去の遺跡とかですね、文化財、あとその伝統なんかも広められると思います。そういうものがあればと思いますけれども、まだ現時点では課題と考えています。ただ、今おっしゃいました旧実穀小学校と旧吉原小学校については、まずは地域からの要望事項を踏まえて、その後ですね、残るようなところがあればですね、その中でも検討の1つの課題になろうかと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 次、5番なんですけども、漁業振興とかですね、販売促進、これは山崎さん、漁協の山崎さんがやっぱりいろいろ、本当におもしろい話をいろいろ聞かせていただいて、それで……。私も実は予科練平和記念館の道路挟んだ反対側に陽霞水産というね、販売所があるのを……。いや、何回もあそこ通ってるのに、全然気がつかないですね。来てよっていうから、この前行ってですね、買ってきましたけど。シラウオは非常においしかったですね。ゆでたシラウオ、ポン酢につけて、これだけでもおいしかったです。

それで、その関係でですね、学校給食なかなか難しそうな話ですよ。それから、その食材、数量、採算、こういう話出ておりますけれども、なかなか全体にね、給食センターが全部、全体に、これ4,000人ぐらい今いるのかな、4,000食ぐらやってますかね。そうなるとうるさいので、例えばですよ、もうほかのところも霞ヶ浦と縁があるよって言うかもしれないけれども、舟島小学校、舟島小学校にだけ供給すると。こういうこともね、考えられるんじゃないかと思うんですよ。

それで一定程度ね、ここはもうどうしても必要だつてことになれば、霞ヶ浦漁協の中で分け合って、年によって大部収穫量の増減はあるらしいんだけど、頑張ってもらって、どうしてもとれないときはしょうがないんだけど、ちょっと考えていただきたいと思うんだけど、どうでしょうね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

確かにですね、地産地消の観点からいえばですね、霞ヶ浦でとれたものを地元の学校給食で提供できれば、すごくいいことだと思います。今、舟島小学校というお話がありまして、ただ現状ではですね、学校給食は小学校と中学校の2つをつくってまして、その中でさらにまた小学校の一部をですね、つくるとなると、なかなか対応が難しいと思っております。

ですので、できれば全小学校と中学校にですね、提供できるような状況が来たときには、導入してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） もう1つはですね、特産物の話なんですけどもね、私もね、阿見町は、実際にね、ここに居住をし始まったのはね、そんなには長くない、10年足らずぐらいですけども、それ以前から阿見町に訪れ、よく来てて、役場の前に、カルケットの隣に、お土産物があったなっていうふうに思ったんです。ただね、私が見たときにはもう既に、何かこう閉まってて、看板だけが合ったような感じが。最近まであったような気がしたんですけどね。最近っていうか、わからないんですけども。だから、これはね、もったいないなと思っているんですよ。

だから、5店舗と、何だっけ、3店舗と5店舗か……。

○議長（吉田憲市君） 2店舗ですね、2店舗。

○9番（海野隆君） 2店舗か。そう、5店舗だな。加工品扱ってるのは5店舗。飲食できる店舗は2店舗ということなんですけども、あれは何という名前だったか、ちょっと忘れちゃったんですけども……。

〔「ふじわら」と呼ぶ者あり〕

○9番（海野隆君） そう、ふじわら。ふじわらっていうお店でしたね。ここはやっぱりね、役場に来るじゃないですか、みんな。それで、買い物、お土産物屋の目の前でやっぱり、目につくところで買うじゃないですか。これは非常によかったんじゃないかと思うんですよ。だから、これね、何とか特産物、ふるさと納税もそうだし今後も検討している道の駅なんかについても含めて、もうちょっとこの霞ヶ浦産魚のことについて頑張ってもらおうと、町も協力すると、そういう形でやっていただきたいと思うんですけど、これ誰が答弁するんですか。お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えします。

役場の前につくだ煮やさんが——霞ヶ浦産のお土産屋さんがあったんですけども、なかなか霞ヶ浦の漁業のというか、魚がなくなってきたということで、供給ができなくなってきたということで、多分なくなってしまったんだろうというふうなこと。これは、阿見町ばかりじゃなく土浦もそういうふうな状況になっております。

先ほど5店舗と2飲食、この中で5店舗の中で2店舗が漁業組合に入っている方なんです。ただ、具体的にいうと魚祐さんと陽霞水産は阿見町の漁業組合に入っておりますし、飲食については、魚祐さんとかばすさんという居酒屋さんがあるんですけども、かばすさんはお父さんが漁業組合の支部長さんになっていきます。

そういったところで、なかなか霞ヶ浦産の魚を使って加工してもらおうというのがなかなか今

できないというふうなところがあるんだろうと。その要因については、先ほど町長が答弁したように資源が少なくなってきたというふうなところと、やっぱり担い手がないというふうなところが1つなんだろうというふうに思います。

町の商工観光課としても、観光協会も含めてなんですけれども、やはり霞ヶ浦というのは阿見町にとって非常に大切な資源ですので、その辺のところでもそういう霞ヶ浦産の佃煮ですとか、そういったものについてもやはり——商品ですね、そういったものについてもやっぱり取り組んでいかなければならないだろうというふうなことは十分理解しておりますし、今後道の駅とか、その新商品に関して町の資源となるようなものところで、来年度から環境プロデューサー会議がございますので、そういった中でもいろいろ提言を受けながら、その霞ヶ浦産の特産品について考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

それでは7点目なんですけど、環境基本計画の中でね、優先的取り組み課題ということで環境マネジメントシステムとごみの減量化、これについて取り組み課題があるということで御答弁をいただいたんですけど、この茨城エコ事業所を最終的に阿見町はね、選択して。ISO14001はちょっと大変だなと、それからエコアクション21もちょっと大変だなと。茨城エコ事業所、これなら取り組みやすいということで登録をしてですね、活動しているのではないかなと思いますけれども、これ実績というものは出るんですか、出てくるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

今、御質問いただいてやつで、環境マネジメントシステムにつきましては、今、海野議員が言われたエコアクション21、それからISO14001ということで、これは環境省と国際標準化機構——ISOというところで規格制定してるわけですけども、この2つについてはなかなか取り組みづらい、費用も相当かかるということでございまして、今言われた茨城エコ事業所の取り組みを実践しているところではございますけども、これは茨城県独自の制度で、簡易な環境マネジメントシステムに取り組むことによって、より環境への負荷の少ない循環型社会づくりに寄与することを目的として行っているものでございます。

町内、町の施設としては今11カ所登録してございまして、そのほか事業所といたしまして合わせると全部で38事業所が現在登録しているところでございます。

で、実績ということではちょっと今手元に資料ないんですけども、一応その取り組みの格付ということでありまして、上位だとA3とか、下位に行くとAが1つとか、そういった形で格付しておりまして、阿見町の役場ですと今上位——今格付のA3ですかね、そういった形にな

っているかと思えます。全体的なちょっと実績というのは、ちょっと資料がないので、申しわけございませんが、ちょっとお答えできないというところです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） エコ事業所はね、何か目標を立ててこれに向かってやると。基本的には一緒なんだけれども、具体的な目標って形ではなさそうな感じがしますよね。環境問題に取り組む事業所とか個人というのは、地球環境を守るっていうね、非常にね、言ってみれば社会のため、地球のため、そういう感じの企業であり個人なんですよね。これは非常に重要な役割を果たしてるんじゃないかなと思っておりまして、町内にもね、いろんな事業所ありますね、企業。工場で取り組んでるところもあるしISOをとってるところもいっぱいあります。

ですからね、ぜひね、そういった環境マネジメントシステムにエコ事業所も含めてね、取り組む企業が、やっぱり情報交換するとか、そういう形でやっていただきたいと思えます。これ要望ですから、結構でございます。

最後なんですけども、最後じゃなくて、ごみの減量化なんですけども、ごみの減量化は阿見町はね、近隣市町村と比較すると1人当たりのね、ごみ排出量が多いっていう結構がありますね。これをやっぱりね、どうかしなくちゃいけないと思うんですよ。原因と対策を立てて、これやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと思えますけども。現状どうですか。これ近隣市町村と比較して、どの程度の状況にあるかわかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

まずですね、阿見町の1人当たりのごみの量ということでございますが、統計が出ている平成28年度の実績ではですね、1人1日当たりのごみ排出量は県平均が983グラムに対しまして、阿見町は1,205グラムということで、県内で43番目にあります。43番目ということはブービーです。はい。という形になります。

なぜ1人当たりのごみの量が多いのかということでございますけども、多い要因としてはいろいろ複合的な要因が考えられると思うんですけれども、まず他市町村と1番違うところは、ごみの収集日が多いということでございます。ごみを捨てやすい環境にあるのではないかっていうことが言えるかと思えます。県内のほとんどの市町村は、燃えるごみの収集は週2回となっております。阿見町については、燃えるごみにつきましては、週3回収集を行っているという状況でございます。

県内の状況を見ますと、週2回収集の市町村につきましては、44市町村中38市町村、約86%が週2回の収集ということでございます。また、週3回収集の市町村は阿見町を含めまして6

市町村ということで、13%というような形になっております。例えば隣接の土浦市、牛久市、それから稲敷市、美浦村は週2回ということで、阿見町より1人当たりのごみの排出量も少ない状況となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） まあ週3回のやつを週2回にしろとは言いませんけれども、基本的にね、やっぱりごみの排出量が多いというのはいろんな意味で問題があると思いますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後の8番目なんですけれども、再調査については今後の課題だというふうに書いてありますけれども、私の見たところ、これ阿見吉原は将来ね、阿見吉原の開発が進み、それで、太陽光発電のパネルをつくるために、森をたくさん切ったりしましたので、種類、種の数というのは相当減ったんじゃないかなという感じがします。

それで、いまだにですね、阿見町がですね、阿見町に生息してるのはこれですよって調査報告書を出すわけですよ。でも、これ現実とはちょっと違うので、やっぱり今度の環境基本計画をつくるときにはですね、同じようにやっぱり町民を動員してつくっていくと、そういう方向でやっていただきたいと思います。これは要望で終わりにします。

以上で、1問目は終わりにします。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） では、次の質問。阿見町の子供の命を守るための体制の現状と再構築について、入りたいと思います。

昨日もですね、ニュースで子供たちが、子供がですね、両親から虐待を受けて命を落とすというような事案が続いております。昨年3月の東京都目黒区の船戸結愛ちゃん5歳が両親による虐待により死亡した事件、今年1月に千葉県野田市の小学校4年生栗原心愛さんが両親からの虐待により死亡した事件など、罪のない幼い子供たちが命を落とす事件が頻発しております。

船戸結愛ちゃんの事件では、結愛ちゃんは毎朝4時ごろに起きて平仮名を書く練習をするよう父親から命じられ、もうお願い許してなどと書かれたノートには日々の体重や起床時間なども記されていたと報道されております。何とも痛ましく悲しい事件だと思います。

栗原心愛さんの事件では、逮捕された母親が、夫が年末から長時間立たせたりたたいたりしたと、私も傷を隠すために家から出ないように強く命じたと、数日間食事を与えないこともあったなどと話したと報道されています。この心愛さんは、学校のいじめに関する調査のアンケートにお父さんに暴力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときに蹴られたりたたかれたりされていますと。先生どうにかできませんかと。必死の思いをつづっております。

児童相談所が一時保護を解除し、親族の家から両親のもとに帰宅する際にも、両親や親族の前で家には帰りたくないと泣き出したと報道されています。

本来子供にとってですね、最も信頼し頼りになるべき両親が虐待を繰り返すなど、虐待を受けた子供たちの心中を察するに余りある悲しい事態で、到底許されるものではありません。両事件ともにですね、学校や教育委員会の対応、児童相談所の対応と連携など、いずれの場面でも命を救うことができた可能性が指摘されているなど、子供の命を守るための現在の体制について再考を迫られているような事態だと思います。

これ結愛ちゃん、心愛ちゃん、どちらも愛がつくんですね。本当にこの愛がつくのに、かわいそうだと思います。親もね、最初にこういう名前をつけたというのは、本当に愛する気持ちでつけたのではないかと思いますけどね。それはそう信じたいと思います。

そこでですね、阿見町における子供の命を守るための体制の現状と再構築について、以下の質問をします。

1、児童相談所が受理した町内の子供たちの件数について。

2番、児童虐待にかかわる件数とその対応について。要保護児童対策地域協議会の運営状況及び連携状況について。

3番、来年度予算にて整備される子育て世代包括支援センターと、2016年の児童福祉法改正で自治体に整備を求めた子ども家庭総合支援拠点の機能について。

4番、阿見町立学校の不登校児童生徒数の推移及び長期欠席児童生徒数の推移について。

5番、引き続き7日間出席をせず、その他の出席状況が良好でない事例数について。

6番、文部科学省の緊急点検について。

7番、教育相談センターへの相談件数や相談事例について。

8番、不登校児童生徒の居場所としてある「やすらぎの園」への通園者の推移と現状について。

9番、「やすらぎの園」の教育の場としての施設の現状と、課題及び改善すべき点について。

10番、不登校児童生徒の新たな居場所について。

11番、子供たちの命を守るためにできることについて。

以上たくさんありますけども、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 議員御指摘のように、昨今、両親による虐待で幼い命が奪われるという痛ましい事件が発生し、非常に心が痛む思いでいっぱいです。このような事件が二度と起こらぬよう、かけがえのない大切な命を絶対に守っていかなければならないと考えております。

それでは、阿見町の子供の命を守るための体制の現状と再構築についての質問にお答えします。

1点目の、土浦児童相談所が受理した町内の子供たちの件数——年齢別、相談内容別及び受付経路別相談件数、についてであります。

平成29年度に受理した虐待相談は61件であります。内訳については、今回、情報を得られませんでした。

2点目の、児童虐待にかかわる件数とその対応について、要保護児童対策地域協議会の運営状況及び連携状況についてであります。

まず初めに、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等の早期発見、適切な保護及び支援を図るために平成17年4月1日に設置し、委員は、阿見町議会、教育委員会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、茨城県県南県民センター、土浦児童相談所、土浦保健所、牛久警察署、子ども家庭課で構成されております。

毎年、児童虐待防止月間の11月に代表者会議を開催し、児童相談の状況報告や意見交換を行っております。その他、担当者レベルによる個別支援会議を年10回程度開催し、具体的な事案についての対応策を協議しております。

次に、町への平成29年度の相談件数は63件で、内訳は継続案件が45件、新規案件が18件であります。年齢別の内訳は、就学前が23件、小学生が28件、中学生以上が12件であります。相談内容別の内訳は、身体的虐待が12件、心理的虐待が4件、ネグレクトが14件、不登校が2件、家庭環境による養育相談が31件となります。受付経路別の内訳は、児童相談所が10件、小中学校が10件、保育所が8件、家族等が10件、他市町村が7件、民生委員が4件、健康づくり課が4件、一般住民が2件、その他が8件となっています。

対応としましては、家庭訪問を167回行い、相談内容によっては、個別支援会議を開催し、情報を共有しながら、児童の見守りや保護者への指導を行っております。案件によっては、児童相談所と連携して一時保護を実施し、虐待や育児放棄を最小限にとどめる対応をしております。

3点目の、来年度予算にて整備される子育て世代包括支援センターと、2016年の児童福祉法改正で自治体に整備を求めた子ども家庭総合支援拠点の機能、についてであります。

まず、子育て世代包括支援センターは、母子保健型の実施となります。母子保健型の事業の特徴は、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や育児に関するさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする人が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行います。そして、必要に応じて関係機関と協力して支援プランの作成と実施をしていくものであります。

具体的には、妊娠届けに来所したときに全ての妊婦と個別面談を行い、状況を把握し、妊娠早期から支援要因を把握します。また、産後健診や産後ケアなどにより、産後鬱などの心のケアが必要な人への支援も医療機関と連携し実施できるようにしていきます。このように、全ての妊婦の状況を把握して担当保健師との相談関係を築くことで、出産・子育て期の不安に適切に対応し、虐待の予防や早期介入につながることを期待できます。

次に、子ども家庭総合支援拠点とは、2016年5月に児童福祉法等の一部改正において、市町村は、最も身近な自治体として、子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、相談全般から支援や指導までを行う拠点の整備に努めることが規定されました。また、昨年末には国において、児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定され、その中では2022年度までに、全市町村に設置することとなりました。

業務内容としては、現在、子ども家庭課で行っている内容と基本的には同じですが、自治体の人口規模により、一定以上の子ども家庭支援員を配置することや、要保護児童対策地域協議会に常勤の調整担当者を配置することなどが規定されるなど、体制を強化する方向性が示されております。

今後、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが連携していくことが求められ、それぞれの役割が機能するように進めていきたいと考えております。

4点目から10点目につきましては、教育長から答弁をいたします。

11点目の、子供たちの命を守るためにできること、についてであります。

子供たちの命を守るためには、一時的には子どもの保護など緊急的な対応が必要になりますが、その後は、保護者への適切な支援も重要になると考えております。最近では、保護者が経済的理由や精神不安などにより養育困難になる相談も多く、内容によっては、生活保護認定に向けてのしるしや、医療機関との連携、自立支援に向けての福祉サービスや、法テラス、弁護士相談につなげるなど、保護者への支援を行っております。

また、通告方法の周知の取り組みとしては、広報紙への記事掲載や、さわやかフェアでの啓発活動を行っており、虐待が疑われる場合は、児童相談所への短縮ダイヤル「189」——いち早く、に迷わず通告するようにお知らせをしております。

今後も、関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに保護者への支援を充実し、子供たちの命を守る対策を強化してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 4点目の、阿見町立学校の不登校児童生徒数の推移及び長期欠席児童数の推移について、お答えいたします。

平成28年度、年間30日以上欠席の長期欠席児童生徒数は76名、そのうち不登校児童生徒数は

70名であります。平成29年度は長期欠席児童生徒数が89名、そのうち不登校児童生徒数は80名となっております。今年度も1月現在で不登校児童生徒数は80名を超えており、町内においても増加傾向となっております。

5点目の、引き続き7日間出席をせずその他の出席状況が良好でない事例数について、であります。

連続で7日間以上欠席し、100日以上欠席となっている児童生徒数は小学校で5名、中学校で17名の計22名となっております。

6点目の、文部科学省の緊急点検について、であります。

野田市の虐待事案を受けて、現在、長期間欠席している児童生徒の面会等を行い、虐待のおそれがないか各学校において確認を行っている状況です。学校だけでは対応が困難なケースについては、スクールソーシャルワーカーや町子ども家庭課との連携を図り、虐待のおそれがある場合には、速やかに児童相談所及び警察等と情報の共有を行います。

7点目の、教育相談センターへの相談件数や相談事例について、であります。

保護者からの相談件数は平成28年度が52件、平成29年度が50件、今年度は1月現在で38件となっております。相談事例につきましては、登校を渋っている子供への対応や思春期の子供への接し方に関する相談が多くなっております。

8点目の、不登校児童生徒の居場所としてある「やすらぎの園」への通所者の推移と現状について、であります。

通所している児童生徒数は平成28年度が小学生5名、中学生19名の計24名、平成29年度は小学生5名、中学生16名の計21名となっております。今年度は1月現在で小学生5名、中学生15名の計20名が通所しており、特別支援学級に在籍している児童生徒の通所が増加傾向にあります。

9点目の、「やすらぎの園」の教育の場としての施設の現状と課題及び改善すべき点について、であります。

周囲には公民館や図書館、町民体育館等があり、路線バスの利用もできるので地理的には恵まれていると考えます。しかし、建築後20年以上が経過しているため、老朽化が進み、通所している児童生徒の増加に伴い、個別の学習室等が手狭になっている等の課題もあります。

10点目の、不登校児童生徒の新たな居場所について、であります。

各学校では保健室登校や相談室登校、別室の少人数での対応等で登校できるようになった事例も見られます。今後もそれぞれの児童生徒の状況やニーズに合わせた支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時10分とします。

午後 2時01分休憩

午後 2時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

海野議員。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点ですけれども、土浦児相ですね、相談を受けた虐待件数は61件だったと、こういうことなんですけど、これ、わかればいいんですけども、全国の虐待相談の推移と茨城の虐待相談の推移、そして阿見町はどうかということについてわかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

ちょっとわかる範囲で、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。ちょっと手元にある資料の中では、まず土浦児童相談所管内の推移、それから阿見町に相談のあった件数の推移については把握してございますので、その点でお答えさせていただきます。

相対的に見ますと、児童の虐待の相談件数というのは増えております。恐らく全国的にも報道等によりまして増えているという状況にあります。例えば、土浦児童相談所管内における相談件数。平成25年度からは436件、平成26年度517件、27年度556件、28年度762件、平成29年度943件ということで、虐待の相談件数このように増加傾向にございます。それから阿見町におけるですね、相談件数でございますけども、全部の相談件数の合計は先ほど終わったかと思うんですけど、平成27年度については55件、それから平成28年度51件、平成29年度63件、平成30年度——これは平成31年2月現在ですけれども73件ということで、全体的には増加する傾向ということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ちょっと資料を私も見てたんですけど、平成2年はね、全国でですよ、この児童虐待相談対応件数ってね、1,100件しかなかったんですね。それが平成28年度に12万2,578件、100倍に増えてると。茨城県もですね、27年度が1,260件、28年度が2,038件。2倍まではいかないけれども、相当増えてると。やっぱり阿見町も増えてると。当然通報する数居も低くなってるし、通報をどんどんしていくという形になっているので、一概に比較は言えないけれども、やっぱりそういう状況があるだなというふうな感じをいたしました。

それで、阿見町はほかと比べて、比較の話をして、まことにいつも申しわけないんですけど

も、児童生徒数からすると、ほかのところと比べてどんな位置にあるんですかね。わかれば結構です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

先ほどの土浦児童相談所管内における虐待の件数ですけども、近隣市町村と比べまして、先ほど阿見町のほうが平成29年度61件ということで御答弁させていただきましたけども、近隣と比べると大体特出して増えてるといような状況にはございません。ほかの市町村と比べてですね、大体同じような推移件数……。個別の市町村をちょっと申し上げられませんが、さほど変わらない、恐らく人口に比例した件数ということでなってると思います。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 阿見町だけが特に突出しているわけじゃなくて、全国同じような傾向だと、こういうふう理解了しました。

それで次ですね、第2点目。この一時保護に至ることもあるんだと。こういうふう書いてありますけども、阿見町では一時保護の件数ってのはありましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

一時保護の児童数ですけども、平成29年度で4件、平成30年度、これ2月現在ですけども、これは8件ございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） まあ子供を指導するわけじゃないでしょうから、両親、保護者を指導するわけですよ、これね。それで、保護者への指導内容とか、それから保護者の対応っていうのかな、今度の心愛ちゃんかな、非常に高圧的な父親だというような話だったんですけど、そのことについてはどんな感じだったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

いろいろ虐待につきましては、身体的虐待であるとか、それから精神的虐待、それからネグレクト、そういったことで種類があるわけですけども、やはりそれぞれによって対応が異なってくるかと思えます。指導としては、やはりまずは子供に対する接し方の指導というふうなことになってくるかと思えます。

やはり虐待に至ってしまう経緯と申しますかですね、何と申しますか、最初にその虐待の通報等を受けて行ったときにですね、まずは安全確認、子供の安全確認が最優先であると。それ

から、まずは子供からお話を聞いて状況を確認、それから保護者からのお話を聞くというようなことになります。まず頭ごなしにですね、何ていうんですか、虐待はどうかのこうのっていう話ではなくて、まずはですね、子育てで困っていることは何なのかとか、それから何かですね、支援をできることはないかとか、そういったことを丁寧に聞きながらですね、まずは切り口としては入っていくとようなことでスタートしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） わかりました。当然保護者に対する対応はこういう形だったんだけど、会えない事例ってのはありましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。山崎課長。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） 今現在ですね、最近ここ、かかわっている案件の中では、会えない事例というのは今ございません。なかなか会えないような状況のときは、警察に入ってもらって会うと、会えるような状況になったというような事案もありましたので、そういったことでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 児童相談所、一時保護の話ですけども、児童相談所、それから町ね、町、子ども家庭課。これ、対応する専門家ってのは、どういう資格を持ってる人ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。山崎課長。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

児童相談所におきましては、児童福祉士というような形で資格を持った相談員が対応してございます。阿見町におきましては、要保護児童相談員ということで、今、相談員を1名雇用しております、その方はですね、こういった市町村レベルにおきましては保育士であるとか、それから教員であるとか、そういった免許をお持ちの方であれば相談員をすることができることになっておりますので、今、現時点ではそういった形で行っております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それぞれ子育てとか教育に経験、知識を持ってる方というふうに理解しました。

それで、現在どうも児相は非常に足りない。ね、ことが問題になっている。それで、この件数の推移を見たらね、多分この推移のように増えてはいないと思いますよね、人員体制も。阿見町も含めて連携と、それから現在の体制、子ども家庭課の体制も含めて不足はないのかどうか。問題や課題、それがあれば話してください。あるっていうと、なかなか難しいかな。言ってください、済みません。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。山崎課長。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

まず虐待等があった場合ですね、児童相談所が受ける場合もあるし、町が受ける場合もあって、それぞれその後はですね、家庭訪問などをし、それからそれぞれの部署でどういった今後対応がいいか協議しながら進めていくわけなんですけれども、やはり対応件数が増えております。

それから、やはり時間が、何ていいますか、まちまちというか、夜に対応するというようなことも多い状況でございますので、やはりその辺はですね、体制としてはもう少しこう、何とか、充実した体制を整えていかなければならないのかなというふうには感じております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 3番に入ります。

3番なんですけども、子ども家庭総合支援拠点ね、これは22年度に全国の自治体でやりましょうと。だけど答弁では、それと同じような機能を今子ども家庭課が負っていると。こういう答弁だったと思うんですね。しかし、さっきのもう少し人員的な余裕があればいいなという、こういう話だったんですけども、子ども家庭課の体制で強化すべき、つまり子ども家庭総合支援拠点としてなるために不足しているもの、強化すべき課題、これは何ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

先ほどの体制の関係に行くんですけども、まず結論から言いますと、人員です。子ども家庭総合支援拠点の整備をするということで、2022年度。これについては、先ほども答弁のほうでもありましたけれども、虐待を受けた子供たちの自立支援等に至るまでですね、切れ目のない支援を行っていくということで、体制を構築をしていくということで、あと児童相談所それから市町村の体制の専門性の強化については、児童虐待防止対策体制の総合強化プラン、これが平成30年12月に閣議決定されたわけなんですけども、そのプランの中で市町村の体制の強化というのがうたわれております。

で、この中で子ども家庭総合支援拠点の強化。これを市町村における相談体制を強化するために、子供とその家庭、妊産婦等を対象として地域の実情の把握、それから相談対応、調査、継続的支援を行う市町村子ども家庭総合支援拠点について、2022年度までに全市町村に設置するという事になってございます。この中で体制としましては、人口とか児童数にもよるんですけども、阿見町の場合は子ども家庭の支援員、これを常時2名配置する体制をとるということになってございます。

なので、今度また来年度から健康づくり課内に子ども子育て世帯の支援センター、これを整

備していきますので、こちらと連携を図りながら、この拠点の整備についても進めていきたいなということで考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 町長部局っていうか、11番ね、再質問します。11番ね、子供たちの命を守るためにできることということで、2つほどあるんじゃないかなということで考えて、当然それは保護者に対する支援ね。これ、さっき出てましたけども、経済的な支援とか精神クリニック、そういったところの支援とか、いろんなところの保護者に対する支援をうんとやると。

それから、やっぱり親はもちろんそうけども、親兄弟、親戚、隣近所、一般の国民、町民、その人たちもしつかりと通報すると。そういうことで書かれていたと思うんですけども、通常、ごめんなさい、通告義務というのが児童福祉法25条とか、改正の児童虐待の防止に関する法律で通報の義務、国民の義務ですね。児童虐待の通告は、全ての国民に課せられた義務だと。いち早くってさっき出てましたけども。

それと、もう1つは子育てにかかわる人たち。これ学校も含めてっていうことなんでしょう。学校、児童福祉施設、病院。当然役場なんか、その塊みたいもんですよね。その人たちが早期発見、早期発見の義務ですから、これね。義務があるよということを言っています。それで、保護者の支援とかそういうのは、極めて私は大事だと思っています。

それから、いろんなね、相談受けても、専門機関につなぐ。このことはね、とても大事なことで、多分生活保護につなげるとかね、医療機関につなげるとか。そういうところが非常に大事だと思っているんですが、今実際にやっている中で、つないだりしているところで、例えば生活保護は受けられないと。生活が苦しくてイライラしちゃって子供に当たるみたいな形で起きている場合に、生活保護が受けられない、そういった例があるのかどうかかわからないけども、そうやって実際に行っている中での課題ってのはどんなものがありますか。その親に対する支援で。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。山崎課長。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

今現在携わっている案件で、生活保護を受けている方もやはりいらっしゃいます。で、生活保護が受けられなかったかどうかという、ちょっとその詳細は今ちょっと把握していないんですけども、そうですね、いろいろ生活保護に至ってしまうのには理由もあると思います。なかなか、例えば母子家庭とかですとね、お母さんが精神的になかなか病んでしまって、子育てができないというような状況で、生活保護が認定されていると。中には生活保護認定にならなくてもですね、例えば今現在はそういった精神的なことで少し落ち込んで病んでしまってい

ますけれども、実は介護士の資格を持てるとか、いろんな話を聞くとそういったことも出てきます。

ですので、そういったことで例えば就業のほうのですね、支援をするとか、そういった資格を持っているので、せっかくなんで就業の支援をしていくと。ただ今現状では、なかなかそこまで至れないので、医療機関と連携しながらケアをしていくというようなことで対応しているというようなことでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） わかりました。ありがとうございます。

最後に総括的な話をしますけれども、再質問の中で、学校に関係することで、5番引き続き7日間出席をせずというようなものなんですけど、長欠よりはですね、こちらのほうがより深刻というふうに考えていいんですよね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

4点目のところにもありますけども、長期欠席児童生徒数が76名、28年度のところですが、そのうち不登校児童生徒数は70名と、数が違ってますけども、長期欠席児童生徒に関しましては病欠、これは入院・けが等も含まれておりますので、そのように御理解いただければと思います。

で、連続7日間以上ということは、対面で確認をするということで、学校のほうでも全て確認をしておりますし、3日以上会えない場合には家庭訪問ということも、各学校に周知徹底しております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 丁寧に細かく対応をしてると。こういうふうに考え……。それでもやっぱりなかなか学校に出てこれないと。そういう状況だと思うんですけど。出てこれない子供たちは教育相談センターに相談、保護者がしたり、本人が来たりもするのかな。そういう状況の中で、「やすらぎの園」の関係ですけど、ちょっと気になったのはね、この答弁書でね、特別支援学級在籍の児童生徒の通所が増加傾向にあると。本来特別支援学級って意外と小さい単位で、それぞれ障害っていうのかな、特別に支援しなければならない者に合わせてつくられているはずなのに、その子供たちがね、「やすらぎの園」に来るということは、どういうことのかちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

「やすらぎの園」に通所している児童生徒、それから不登校の児童生徒もそうなんですけど、

やはり学習に対する不安というものが1番ありますので、特別支援学級におきましても、知的の特別支援学級、それから自閉症等とありますけども、一概には言えませんが、そういう学習に対する、または対人関係での不安を抱えている児童生徒が増加傾向であるということであり

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 大ざっぱに分けるとなんでしょうけども、「やすらぎの園」に来ている子供たちは、どうも子供にちょっと問題がありそうだなと。だけど、どうも、さっき子供に対する対応をもうちょっと違う対応にしたらいんじゃないかという、さっき話もあるんですけども、この教育相談なんかです。ちょっと子供とのね、対応、学校由来っていうよりは、家庭由来みたいなものというのはあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

お子様に課題があるところもありますが、御家庭にも課題があるといえますか、親御さんが夜勤で夜をあけてるとか、そういう家庭等もございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そういうことについても、とにかく居場所をつくって、その居場所の中でそれぞれ育つようにというかな、学習の場と安らぎの場を与えていくと。そういう形だと思うんですけども。

それで、9番目。これ最後の質問。もう時間もありませんので、最後の質問になりますけども、民生教育常任委員会で視察をさせていただいてですね、状況も見せていただいたり、それから先生に御説明いただいたりいたしました。

それで、あれは学校ではないという設定なのか、家庭の延長みたいな設定なのか、学校の延長という設定なのか、ちょっと中身はわからないんですけど、ちょっと手狭だなとかね、体育館があるわけじゃないから、どこで体育やってるのかなとか、そしたら町民体育館を使ってるみたいな話になってますよね。それで、特に校庭があるわけじゃないし、入り口にね、狭い家庭菜園みたいなところはあったけれども、これで「やすらぎの園」になるのかなという感じを持つんですよね。これ、実際にはちょっと課題があるんじゃないかと思うんですけども、課題はありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。

今、海野議員がおっしゃるとおりですね、近くに体育館とか、そういった広場も校庭もないっていうのが実態です。今、体育館はですね、町民体育館じゃなくてですね、実穀小学校の体

育館を使わせていただいています。そういったことで、確かに子供たちがあそこに来て外で活動するとか、体を使うっていうことはなかなかそういう場所がないもんですから、それについては課題だと認識しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） さっきね、家庭的なところの延長なのか、学校的なところの延長なのかって話を聞いたのは、これもさっきのね、久保谷実議員の質問の延長になっちゃうんだけど、学校の利活用という点で、いろいろこれに使ったらいいんじゃないか、あれに使ったらいいんじゃないかって形でね、いや、こうしたほうがいいんじゃないかって話もある。

その中で、実穀小学校の体育館を使われているということであれば、そこへずっと移動して行くわけですよ。車で分乗していくのか、町のバスを使っているのかもしれませんが。どうだろうかと。例えば実穀小学校にですね、この「やすらぎの園」を拠点置いて、あそこは養護学校もあるし、そういう意味ではいろんな意味でね、今まで養護学校と実穀小学校って非常に連携がとれていた関係があります。そうすると、体育館もある、校庭もある、もちろん地域の人たちも来る、地域に人たちが来ると嫌だなというところもあるのかもしれないけども、そういうことは考えられますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

先ほどもちょっと御答弁しましたが、旧実穀小学校の跡地の利用につきましては、今地元の意向を聞いて、地区公民館的なものをまず整備すると。その後、多分余ればですね、その中で先ほども郷土資料館とか、そういったお話もあったかと思うんですけども、その候補の1つにはなろうかと思えます。そこら辺もいろいろ総合的に含めて検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。海野議員、残り時間2分なのでまとめてください。

○9番（海野隆君） 大丈夫です。まとめますから。

小学校の利活用ってのは、企業に全部貸してしまったりとかですね、あと総合的な機能を持った場所として使ってるってところが比較的多いようですね。それでぜひね、今、私がお話して考えることはできるなというような話だったので、ぜひね、今の「やすらぎの園」を、それらしいものにしていくというのかな、だから学校は嫌だっていう子はだめかもしれないね。実穀小学校に、学校に行くの嫌だと言って来ないなんていうことになりかねないけども、それはよく調査していただいて。

それで、最後にね、とにかくこの阿見町の子供たち1人としてね、少なくとも大人たちの責

任で命を落とすようなことは絶対させないと、こういうね、気持ちになって、国民の義務である何かあれば通告する、これ我々の義務ですね。それから、早期発見の義務があるのは学校であり、役場の組織だから、ここはもう一丸となってですね、ぜひやっていただくことをお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一です。

やっと私の出番が来ましたということなんですけども、早速1問目の質問に入らせていただきます。国民健康保険税についてです。

国民健康保険の運営責任が都道府県に移管し、市町村ごとの事業費の納付金の算定が出されました。県内44市町村では、全ての市町村が前年度と比べ減額となっています。その背景には、被保険者の後期高齢者制度への移管など、被保険者数の減少が挙げられています。この国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し国民皆保険の医療制度の重要な柱を担っています。しかし、昨今の経済状況の中で、国保に加入している人の年収は昔に比べ半額近くに減少しています。

もともと現行の国保制度がスタートした当初、政府は国民健康保険は被保険者に低所得者層が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額の国庫——国のお金ですね、国庫負担する必要があると認めていました。ところが自民政権は、1984年の法改正で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保に対する国の責任の後退と、国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で国保税の納入率も減少しています。国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はありません。

また、国保が他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に重い負担を強いている制度となっており、高過ぎる保険税の問題を解決するためには、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の維持を可能にするためにも、国庫負担を増やすことが重要な政治課題となっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険により保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして、国保を維持可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するよう抜本的な財政基盤の強化が必要

だと主張し、国から1兆円の公費負担を求めています。減免制度はありますが、根本的には国からの国庫負担を増やし、今の国保税を中小企業の労働者が加入する協会けんぽ並みに引き下げることが求められています。

町としても地方公共団体として、国に対して国庫負担を増やし国保税を協会けんぽ並みに引き下げを強く求めます。

今、そのことを政府に求めるとともに、阿見町に対しては国保税の均等割の削減を求めます。阿見町の国保の均等割は、子ども1人で年間2万9,000円です。人頭税のように家族が1人増えるごとに5万4,000円、8万3,000円と国保税の負担が増えていきます。人間の頭数に応じて課税される人頭税は、古代につくられた税制で、人類史上で最も原始的で過酷な税とされています。それが、この21世紀の公的医療制度に残っているのです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。

低所得者には一定の減額があるものの、子供の数が多いほど国保税が引き上がる均等割は、まるで人頭税。子育て支援に逆行しているという批判の声があり、全国知事会など地方公共団体からも均等割の見直しの要求が出されています。

昨日の、町長の平成31年度施政方針の中にも、0歳から18歳までの医療費の完全無料化が書かれていました。子育て環境の充実を図っていくためにも、均等割の削減は必要です。現行の国保税に対しての国庫負担増を求めるとともに、子育て支援に逆行すると言われているこの均等割の減額を求めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井議員の、国民健康保険税についての質問にお答えをいたします。

1点目の、国保税を協会けんぽ並みに引き下げることについてであります。

県から平成31年度の事業費納付金が示され、町の負担金が約2億円減額となり、その要因として被保険者数の減少であることは議員御指摘のとおりでございます。

加入者が減少する中、国が公費を投入している激変緩和措置も年々削減されるため、今後事業費納付金は増加していくことが予想されます。

国民健康保険の被保険者の年齢構成は高く、1人当たりの医療費は被用者保険いわゆる社会保険、中でも協会けんぽとの比較では、ほぼ倍額、所得階層での比較でも平均所得は半額程度との、構造的な問題を抱えており、各自治体を取り巻く環境も非常に厳しい状況にあります。こうしたことから、平成30年度国民健康保険制度改正の準備段階から、国において、公費を

3, 400億円毎年投入して財政基盤の強化を図っているところでございます。

議員御指摘のように、医療保険制度間の公平と国保財政の基盤強化は、国民健康保険制度を持続可能なものにしていくために重要な課題であると考えております。この問題につきましては、医療保険制度全体の課題として、国においてしっかり議論されるべきと考えております。町といたしましても、国からの財政支援は大変重要でありますので、こうした構造的な問題の解決を図り、安定的で持続可能な国民健康保険制度となるように、引き続き県等とともに、国に対して要望してまいりたいと考えております。

2点目の、子どもの均等割の減額についてであります。

平成30年第2回定例会における永井議員の一般質問にお答えしたとおり、低所得者世帯の負担軽減のため、7割・5割・2割の軽減措置を行っており、毎年の制度改正の中で拡充が図られております。所得のない子供がいる世帯であるということのみで、一律に減免を行うことは、国保制度が加入者に一定の負担を求めるものであることを踏まえると、適当ではないと考えております。仮に均等割について減免を行うこととすれば、さらなる財源の確保も必要となる、もしくは他の加入者への負担増となります。

こうしたことから、国民健康保険税の均等割の減額については、検討しておりません。

子育て世帯に対する援助としては、医療福祉制度で、昨年10月より18歳までの医療費完全無料化を開始したところでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今、町長のほうね、答弁いただきましたけども、県とか国に対して、そういった、ぜひともね、強く要望をお願いしたいんですよ。

実際、私もサラリーマンからこの議員になったんですけども、サラリーマンのときは私、出版社に勤めてたんで、出版健保というところへね、健康保険払っていたわけですけども、今回この国民健康保険になってからは、やはりこの高さにはびっくりしました。私自身はね、子供はもうそれぞれ独立してるんでね、関係はないんですけども。やはり、その中で子供を持っている世帯、かなりの負担増になっているんじゃないかと、私は想像をするところです。

ですから、市町村、全国知事会とかね、市長会とか、町村会、これが国のほうにしっかり要望を出してますんで、町としてもね、今回この回答にもありますけどもね、県等とともに国に対して要望してまいりたいと考えていますということで、これ、ぜひともよろしく願いいたします。

今回ですね、大きな問題になっているのが、この均等割の部分なんですけども、その辺についてちょっとお伺いしたんですけども。まず、今回国保の主体が県のほうに移管しまして、この前運協のほう参加させていただいて、いろいろお話は聞いたんですけども。

その中で1つお伺いしたいのはですね、この均等割の金額なんですけども、年間どのぐらいの額になるのか。これは昨年でも構いませんし、また今年そういったある程度数字が出たんで、今年の部分でも構わないんですけども、その総額ですね。また、その中で子供の部分、均等割の場合にはね、おじいちゃん、おばあちゃんとか、奥さんとか、そういったのも入ってるかと思うんですけども、その総額と子供の部分の額がどのぐらいなのか。あと、済みません、子供の人数もわかったらお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

何点か御質問をいただいておりますので。まず均等割の1人当たりの賦課状況について、平成29年度と平成30年度、例にとりまして、お答えさせていただきます。

均等割の額ですけども、平成29年度1人当たりの均等割額は、医療費分が2万3,000円、後期高齢者支援金分が2,000円、介護分が1万円となっております。医療分プラス支援金分で2万5,000円、40歳以上の介護分を加えますと3万5,000円となっております。

平成30年度、制度改正にあわせまして税率改正を行っております。平成30年度は、1人当たりの均等割額は医療分が2万2,000円、後期高齢者支援金分が7,000円、介護分が1万円でございます。その結果、医療分プラス支援金分で2万9,000円、前年比4,000円の増額。40歳以上の介護分を加えますと3万9,000円というふうになってございます。

続きまして、町全体での均等割の賦課の総額でございますが、平成30年度1月末現在の賦課状況におきましては、合計でいきますと軽減措置とかもありますので、軽減後の額でいきますと3億2,291万900円。介護分まで含めた1人当たりの金額としましては2万4,464円というような状況になってございます。

そのうち平成29年度のもので、子供の部分、18歳以下の均等割額をこの中で推計いたしますと、平成30年度は軽減後でございますね、2,001万2,900円。ちょっと細かい数字ですけども、試算では18歳以下の均等割総額、軽減後で2,001万2,900円でございます。18歳以下の子供たちの人数ですと、平均で999人の被保険者数というふうになってございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ちょっともう1回確認したいんですけども、29年と30年、これ式が変わって金額、この3万5,000円とかそういうのは、こちらのほうでもわかっている部分なんですけども。30年の1月現在で総額として、ごめんなさい、ちょっと3億2,000……、その後ちょっと聞き漏らしちゃったんですけども、ちょっと総額をもう一を数字お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、失礼いたしました。

じゃあ、もうちょっと詳しく御説明させていただきますと、平成30年度1月末現在の賦課総額ですけども、均等割、医療分で被保険者数が1万3,200人いらっしゃるんですけども、医療分で2億9,040万円。2割・5割・7割の軽減後がありますので、軽減後でいきますと2億2,059万6,200円。1人あたりにいたしますと1万6,711円。これが医療分でございます。

よろしいですか。後期高齢者支援金分でいきますと9,240万円。賦課総額。軽減後の金額でいきますと7,018万9,700円。1人あたり5,317円となります。介護分では、被保険者数が4,190人。賦課総額が4,190万円。軽減後の金額が3,213万4,000円。1人あたり7,669円となっております。

合計では、先ほど申し上げましたように、軽減後の総額で3億2,291万900円。介護分まで含めた1人当たりの金額としましては2万4,464円ということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 国保に関してはね、医療分、支援分、介護分ってあるんでね、なかなかちょっとわかりづらかった。総計の部分でよかったんですけども、その3つのね、総計の部分でよかったんですけども。

ちょっと確認しますけども、これ今の3億291万9,000円、これを全体の部分で子供に関しては999人でよろしいわけですね。で、2,010万……。ごめんなさい。ちょっとそこもう1回お願いします。子供の部分で。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 30年度、もう一度申し上げます。18歳以下の平均の人数は999人、軽減後の数字ですけども2,001万2,900円、2,001万2,900円でございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） どうも済みません。ちょっとゼロの位置が、ゼロが狂ってしまって。999人で2,001万2,900円という額ですね、わかりました。

私が今1番思ってるのは、均等割の部分の子供の部分のどうにか軽減にならないかっていうことで、いろいろお願い、一般質問の中でやってるわけなんですけども、この回答の中で、子供がいる世帯であるということによって一律に減額を行うことは、国保税が加入者に一定の負担を求めるものであることを踏まえ適当でないと。また、均等割に減免を行うことになればさらに財源の確保も必要となると書かれているわけなんですけども。この中で、はっきり言って今、国保の中でやっぱり低所得者ですとか、高齢化の人等々いるということ、国保の今、払ってる人の中で、さらなる負担を求めるっていうのは、あんまりよいことではない。これ、私も思い

ます。

その中で、じゃあどこから財源をとということがあるかと思うんですけども、私のほうとしては2つあるかなと。1つがこの間お話をしている中で、一般会計からの繰り入れ。これに関しては、今回都道府県に移管して、都道府県のほうとしては、それはなるべく少なくしようという方向にあるかと思うんですけども、現状として国からのお金がなかなか、国庫負担がない中で、やはり各市町村の中で一般会計からの繰り入れってのは必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、まずそれが私としては1番、いい形の方法かなと。先ほども言ったように、普通の協会けんぽとか、そういったところでは事業主の負担があって、被保険者の負担もあるという中で、国保に関しては事業主の負担……。事業主自体がないということもありますので、その負担がないということで、余計協会けんぽ等々からの差が増えて、倍近くなってしまっているという現状があります。ですから、やはり私としては一般会計からの繰り入れというのも、やはりある程度は必要になってこざるを得ないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。現在、一般会計からの繰り入れについては、法定分ということで人件費の分ですとか、あるいは丸福の波及増分とか、そういったものに対して繰り入れを行ってございます。国のほうでも、この赤字補填について、法定外の繰り入れをすることについては、制度改正の中においてもですね、決算補填等を目的とする一般会計の繰り入れ等については、計画的な解消、削減を目指すということでなっております。

これについては、ほかの国保以外の被保険者、被保険者といいますか、町民の方との整合性ということからも、そこだけ一般財源を投入するということは好ましくないと思っておりますので、これについては新たに法定外の繰り入れをする考えはございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時10分といたします。

午後 2時59分休憩

午後 3時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

永井議員。

○8番（永井義一君） 今、部長のほうの答弁の中で、県のほうもね、そういった形で締めつ

けっという言い方あれですけども、一般会計からの繰り入れという、この方法もあるかなという事で、私もお話をさせてもらったんですけども。

もう1点はですね、これ以前もお話して、今回保険主体が県に移行したということも含めて再度聞くんですけども、決算書の中で、29年度までしかないわけなんですけども、その中で支払準備基金が、これが2億8,000万ですか、あるかと思うんですけども、この基金に関して、今回の保険主体が県のほうに移管したということもあります。その2億8,000万をどういう形で活用するのかというの、これから1つの課題になってくるんじゃないかと思うんですけども。

先ほど子供の部分が999人、約1,000人で、金額として約2,000万。ですから、全額とまではもちろん言いませんけども、何らかの形で町としても、やはり均等割を少しでもね、軽くするためにも、この支払準備基金というのをね、活用することも1つの方法ではないかと思うんですけども、それに関してどうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず御質問にお答えする前に、先ほどの私の答弁の中で子供の人数ですけども、平成30年度999人というふうにお答えしたと思うんですけども、これが平成29年度の数字が999人で、平成30年度は957人でした。大変申しわけございません。訂正をさせていただきたいと思います。

それから、支払準備基金についてですけども、今後県に対する納付金等も、今回は下がってございますけども、1人当たりの医療費等については増えているという状況でございます。それから、激変緩和措置も今後だんだん減っていくということになりますので、単年度で考えればそれを充当するというのもあろうかとは思いますが、継続的に安定した運営を図るという面では、今後そこら辺を、基金を取り崩してですね、保険料に現時点で充ててしまうということは将来的に厳しい状況にもなろうかと思っておりますので、現段階においては基金の取り崩しというのは考えていないというような状況でございます。

基本的に、新たなそういう減免等については、国の財政支援の拡充、これがない限りはなかなか厳しい状況ではないかなというふうに考えてございます。国民健康保険法の第4条の中でも、議員おっしゃられるように、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないというふうに規定されてございます。子供の均等割の減免等も含めてですね、国の責任において行うべきというふうに考えてございますので、答弁にもありましたように県等とともにですね、引き続き国に要望してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ぜひともね、国に要望っていうのは強く私のほうもお願いしたい部分なんですけども、この2億8,000万円と、あとは毎回毎回の会計の中で翌年度への繰越金ってやつですか、これが平成29年度では5億3,732万7,000円が繰越金という形であります。大体、毎年毎年同じような額が翌年に繰り越されているというのが決算の中で見てとれるわけなんですけども、こういった部分ですね、以前は保険者が町のときに関しては、いろいろ繰越金だとか支払準備基金だとか、こういった形で使うんですよって話があったんですけども、具体的に県に今移管した中で、この支払準備基金とか、あと、その5億3,700万、29年度である繰越金、これに関してどのような形でそれを使うということも考えているわけですか。ちょっとそれ、教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

繰越金と基金のほうの取り崩しの件ですけども、現状では今のところ基金については部長の答弁あったように、今のところは使う見込みは、まあ必要がないかなと考えていますけども、まだ繰越金が議員御指摘のように4億から5億毎年ありますので、それで今度の税率改正とかを考える中で、税率改正とかまた当然納付金の金額によっては改定していく必要が出てくると思うんですけども、その段階で税率抑えるために使うとか、そういうことになっていくかと思えますけども。現状では、繰越金自体は年々減り続けてはいることは事実でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） いや、私が聞きたかったのは、町が保険者のときには医療が大分かかってどうこう、こうしたときに基金使うんですよとか、そういった答弁が、ちょっと細かいことまで覚えていませんけども、あったと思うんですよ、たしか。それに関して、今度は県になったときに、この基金だとかこの繰越金がどういう形で使うっていうのを予想してここにためてるのかってのを聞きたかったんですよ。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小林課長。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えします。

答えは同じになってしまうんですけども、使うとなると納付金の支払いの不足のときですね、税金が落ち込んだときに足りなくなる見込みのときとか、そういうところでは補填するような形で使うことになろうかと思うんですけども。で、医療費の実際の支払いは議員御指摘のように県のほうで税額面倒見るような制度になってますので、特に医療費が増大したからといって、特にまた基金を取り崩してという形はなくなると思います。だから、納付金の額の動向

によって基金を取り崩すとか、税率を上げるか、その検討の材料としてのどう使うかの判断になってくると思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） この繰越金にしても支払準備基金にしても、ずっと国民健康保険に加入している人たちが納めた中で、現在2億8,000万と5億3,700万が残っているわけですね。ですから、これに関して、私はこれを利用するということは新たなほかの人たちにね、国保に入っていない人たちとの差別っていう、ちょっと文言は今忘れましたが、他の加入者への負担だとか、国保入っていない人たちの差別にはならないかと思うんですよ。

ぜひともですね、ここの部分を均等割の、全額っていうのはね、もちろん厳しいと思うんですよ。先ほども単純計算中で2,000万円ですから10年でなくなっちゃう。単純計算、2億8,000万を使うとですね。そういった問題があるんですけども、やはり少しでも軽減して、回答の中でも出ているように、やっぱり貧困家庭も多い中での、収入が少ない家庭が多い中での国保が頑張ってる。で、なおかつ国保のね、今ね、滞納率っていうのもね、結構全国的には上がってる部分があるんですよ。ですから、そういったところもですね、国保税を引き下げることによって、その滞納率も減ってくるじゃないかと思うんですよ。

ちょっと私のほうでいろいろ調べてたら、岩手県の宮古市なんかではね、子供の均等割を完全に免除したとか、そういった資料もあります。これは一般会計からの繰入ってことでやったわけなんですけども。で、あとおもしろいのは、これ一般会計からの繰り入れでも、この宮古市はふるさと納税のうちの「市長おまかせ分」という何かそういったところがあって、何に使ってもいいですよというところでのふるさと納税の金額をそこに充ててると。地元のね、子供たちの均等割の減免に充ててるといふこともあります。

ですから、いろんな形でね、行うことはできるかと思えます。まるっきりできないんだよというんじゃなくて、どうやったらできるのかということ、ぜひとも前向きな形で考えていただきたいと思うんですよ。ですから、そういったまるっきり、回答の中ではね、検討しておりませんって最終的な文言でなってるんですけども、これ私、今回も含めて4回か5回国保の関係で質問しているかと思うんですけども、ぜひともですね、前向きな形で子育て支援ということ、考える上でも、ぜひともそういった形で、どういったら均等割を1割でも2割でも減免することができるのかなというところをね、ぜひとも考えていただいて、それでお願いしたいと思います。

最後に、今私のほうでちょっとお話したことについて、何か答弁があればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁があれば。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

答えは同じになってしまうんですけども、国保会計は国庫負担分と目的税である国保税で賄うという特別会計でございますので、ルール分以外の一般会計からの繰り入れとなりますと、国保加入者その他の医療保険加入者との公平性の観点から不公平が生じるということで、一般会計からのルール分以外の繰り出しはしないというのが基本的な考えでございます。

ただ、保険税をなるべく安くするというのは同じ思いでございますので、それにはやっぱり医療費がかからないようにしていくということで、データヘルス事業とかですね、医療費抑制をして、町民の皆さんに健康でなるべく病気にかからないような、そういうような対策に力を入れて、最終的に国保税も安くなる。みんなが健康で暮らせるまち、そういったものを目指していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今ね、基金とかそういったところに関しては、ちょっと部長のほうから話がなかったんで、あれですけども。ぜひともね、そういった形でいろんな町の中での基金だとかそういったお金、やりくりをいろんな形ですれば、少しでもね、軽減することができるかと思うんで、それをひとつお願いしたいのと、あと国のほうにね、県とか国ですね、阿見町としてもね……。

私どものほう——共産党のほうとしてもいろいろな形で国会等との要請は行っております。この全国市長会とかね、そういったところも、知事会か、やられていると思うんですけども。そういった形でもね、阿見町もぜひとも県のほうにも国のほうにも、ぜひとも強くね、そういう要請をお願いしたいと思ひまして、1問目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ちょっと2問目に移らさせていただきたいんですけども。その前にちょっと資料をね、配りたいと思うんで、議長のほうに許可をお願いします。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、それをちょっと見せていただいて。

〔資料確認〕

○議長（吉田憲市君） 永井議員、この資料なんですが、何のための資料でしょうか。

○8番（永井義一君） じゃあ、答えてからこれを、質問表読んだほうがいいですかね。

○議長（吉田憲市君） 今、資料渡された趣旨がね、一番上に表紙がついてて、回収しますということですよ。書いてあるんで、これ一般質問との関連だと思うんですが、説明をお願いいたします。

○8番（永井義一君） わかりました。これの時間も入ってんの。

○議長（吉田憲市君） 入ってます。質問時間は40分ですから、それぞれの議員さんが工夫を凝らしてね、パネルを持ってきたり、説明文をつくったりしてやっていますんでね、その質問時

間の中でお願ひします。

永井議員。

○8番(永井義一君) 今お配りしたのはですね、去年の12月に私も一般質問として提出したことを1回取り下げたっていうことがあります。内容的には各議員のほうに質問の趣旨みたいな形では回ったので、それとの、わかりやすくするために資料としてお配りしました。

続いてよろしいですかね。

○議長(吉田憲市君) はい、結構です。

○8番(永井義一君) じゃあ、改めて2問目の質問をいたします。

中学校での発達障害児に対する支援と学校、警察との関係についてです。

去年は、夏休み前に町内の中学校である事件が起きました。この事件の背景には、以前から学校と警察の連絡、連携が行われていたことがあり、そのことで先生方も思いもよらないような結果になりました。

学習指導要領の中に、生徒の発達を支える指導の充実というのがあり、教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。1番で「学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日ごろから学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること」、こういったことが書かれております。

また、特別な配慮を必要とする生徒への指導という欄にもこのようなことが書いてあります。「障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、活用することを努めるものとする。特に特別支援学級に在籍する生徒や、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し効果的に活用する」とあります。

今、小中学校の通常の学級に約6.5%の割合で学習面または行動面において困難のある児童生徒が在籍し、この中には発達障害のある生徒も含まれている可能性があるという推計結果、これは平成24年の文部省の調査なんですけども、それもあります。全ての教員が、特別支援教育等に関する一定の知識や技能を有することが求められているということが言われています。

今回この事件を契機にですね、今後そのようなこと起きないように願ひ、以下のとおり質問いたしますと。

まず、平成19年2月に出された文部省初等中等局長の問題行動を起こす児童生徒に対する指

導についてや、平成29年に出された児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果についてでの阿見町での指導状況はどうか。

次に、文科省は平成27年3月に学校と警察の連携に係る緊急調査を実施しています。これによると、茨城県では全ての小中高特別支援学校での学校警察連絡協議会——学警連というんですけれども、に加入しています。この学警連の内容はどのようなものなのか。また、この学警連の制度の活用率を見ると、茨城県は100%の活用となっています。阿見町での活用状況はどのようなのかと。

最後に、今回この事件の結果で、先生方も驚かれたと思いますし、それ以上に保護者の方も驚いています。今後、このような事件が起きないためには、町としてどのような手だてをとるのかを伺います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 中学校での発達障害児に対する支援と学校・警察の関係についての質問にお答えいたします。

1点目の、問題行動を起こす児童生徒に対する指導についてであります。

学校においては、教育活動全体を通して児童生徒の理解に努め、教職員と児童生徒が信頼関係を築きながら、指導に当たっております。いじめや暴力行為、他の児童生徒の学習を妨げる授業妨害に関しては、全職員が一丸となり、毅然とした指導を粘り強く行っております。

2点目の、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果についてであります。

平成29年度町内での暴力行為の発生は54件となっております。内訳は対教師暴力7件、生徒間暴力32件、器物損壊15件となっております。

3点目の、学校警察連絡協議会の内容及び活用状況についてであります。

学校警察連絡協議会は牛久警察署管内の小中学校及び高等学校と警察との連携によって児童生徒の非行防止及び健全育成を図ることを狙いとしております。内容については年2回の開催となっており、今年度は4月に牛久警察署長の講話及び部会別協議会、11月には各学校における生徒指導の取り組みに関する実践事例の発表及び研究協議を行いました。交通安全や不審者、危険箇所に関する情報、スマートフォンやSNS等のメディア安全教室、薬物乱用防止教室等の開催について情報の共有を図っております。

4点目の、未然防止のための町の施策についてであります。

教育委員会は、学校が問題行動へ適切に対応することができるように支援体制を整備することが重要であると考えます。特に発達障害児童生徒への支援については、専門家の助言や医療機関等との連携が必要であると考えます。今後も家庭、地域、その他関係機関の理解と協力を得ながら、教育現場を児童生徒が安心して学習できる場にしていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） はい。今回答いただいたわけなんですけども、ちょっと質問させていただきます。

まず1点目のところでですね、回答の中に教職員と児童生徒が信頼関係を築きながら指導に当たっておりますということが書かれてありますけれども、具体的にはどのような形で行われているのか、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

信頼関係といたしましても、1番児童生徒が過ごすのが学級でありますので、学級経営の中での基盤づくりを第1の条件として、それを各授業、小学校に関してはほとんど担任が行っておりますけども、中学校におきましては教科担任制であります。授業の約束事や学習規律、そういうことに関しても共通理解を図りながら、日々楽しい学校生活をするように心がけております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） そうですね、小学校ではね、担任の先生という形で1人がね、いろんな教科も教えると。中学校になると教科担任制っていうんですか、ちょっと言葉はあれですけども、そういった形でね、いろんな先生方が子供たちを見るっていう関係になるかと思うんですよね。ですから、学級っていうもちろんね、その学級の担任ってのはいるかと思うんですけども、やっぱり担任の先生プラスいろんな形での、英語の先生だとか、国語の先生だとか、そういった中でね、ぜひともいろんな形で子供たちの状況をしっかり見ていただいて、把握していただきたいということを思います。

それで、その次のですね、学警連についてなんですけども、これでちょっとお伺いしたいんですけども。学校警察連絡協議会ってのがあるわけなんですけども、ちょっと私のほうで調べた資料の中で、国が出してるやつなんですけども、平成27年のやつで学校と警察の連携にかかわる緊急調査ってのがありまして、その中で茨城県……。これ北海道から茨城県までずっとあるんですけども、茨城県については、まず加入率が100%、全学校が加入してる。

あと活用率ってのが出てくるんですけども、その活用率も100%という数字が。こういった形の活用率になるかわからないんですけども。その中で、調査結果の中をちょっと項目ずつと

見てた中で、協議会における学校から警察への報告、または協議の対象事案っていう調査項目が1つありまして、その中でいろんな犯罪行為とか不良行為を行った児童生徒とか、いろいろ項目あるんですけども、その中で実名で出してる所も約3割あるんですよ。ですから、えっと驚いたんですけども。阿見町に関しては、その辺はどうなんですか。ちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

先ほどの答弁にもありましたとおり、阿見町に関しましては牛久警察署のほうと年2回の開催をしておるところでございます。今、永井議員から御指摘ありました実名というのは恐らく……。阿見町の中では実名という事例は今までにはないんですけども。特別な配慮を要すると。学校だけでは対応し切れないというような問題事案に関して、実名を挙げて警察との対応連携をしていることであると考えます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ごめんなさい。今の答弁の中で特別な事案って話しましたね。ちょっと私どもも教師、先生じゃないんでね、具体的にどういったのがあるか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

恐らく緊急性を要するという、または継続性を要するような問題行動事案に関する事で、実名を挙げて連携をしているものと考えます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） わかりました。そういったことのね、ないようにしていただきたいわけなんですけども。その中で、先ほど年2回の学警連との開催で講話とかSNSのことだとか、そういったことが回答にありましたけども、個別案件に関して密に連絡するというようなことは今までありましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長君。

○指導室長（東治樹君） はい。私が阿見町の中で知り得た情報につきましては、特別個別案件に関しては情報はございません。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ごめんなさい。今のは東室長がここに赴任されて以降って意味合いでいいのかな。私が知り得たというところかというと。その辺ちょっとどういう関係なのか、教えてください。

○議長（吉田憲市君） 東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はっきりとした回答ではありませんが、ここ三～四年、四～五年に関して特別な事案はないということで牛久警察署のほうからお聞きしております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 牛久警察のほうから聞いてるわけですね。はい、わかりました。

それですね、以前今の教育長の前の菅谷教育長のときなんですけども、そのときにちょっとお話したときに、その学校と警察の連携という話をたまたま出たときに、こういった新聞の切り抜きをいただいたんですよ。菅谷前教育長のほうから。その中で、その切り抜きなんですけどもね、これ県の教育委員会と県の公安委員会の意見交換会の記事なんです。ちょっとごめんなさいね。いつの何々新聞って何も書いてないんで、ちょっと今になってはわからないんですけども。多分三、四年、もうちょっと前になるのかな、そのぐらいなんだと思うんですけども。

その中にですね、児童生徒の意向を考慮して警察に連絡する場合のタイミングが難しい。これに学校側の配慮と警察が求める迅速性の観点から、通報時期の判断の難しさが課題として上げられる。まあ、いろんな課題があったんですけども、たまたま今読んだのがそういった記事がここに書かれているわけなんです。で、その警察に連絡する場合のタイミングが難しいと書かれているわけなんですけども、特に今回の答弁の中にですね、特に発達障害の発達障害児童生徒への支援については、この裏側ですか、専門家の助言や医療機関等との連携が必要であるって、ここに、答弁に書かれております。

その中でですね、発達障害児の問題行動、これに関してですね、やはりこの答弁書にもあるとおり、まずは専門家である、学校でいうとスクールカウンセラーが相談すべきだと思うんですけども、こういった事案の中で、ここにも回答にも書かれているからそうだと思うんですけども、やはり何か問題が起きたときには、まず専門家であるスクールカウンセラーに相談すべきだと思うんですけども、私はそう思うんですけども、教育委員会のほうとしては、どのようにお考えですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、阿見町でも配置していただいております。その他、特別な配慮を要する児童生徒に関しましては、医療機関等にかかわっている事例もありますので、そういう中でいろいろな専門機関からの、対応に関してのアドバイスをいただきながら、保護者それから専門機関、関係機関と連携して個別の支援計画や指導計画を立てながら、保護者と合意形成を図って対応していくということを考えております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今回ね、こういった形で質問させていただいたんですけども、皆さん方に先ほどお配りした、これは個人情報もあるんで、後で返却させていただきたいんですけども。そういった問題の中で、私今回この質問する中で、やはり1番大事な部分は、こういった事案がもし今後起こるかどうかってもちろんわかりませんが、起こった場合でも、なるべくそういったことが大きく起こらないような形で、教育委員会のほうとしても、町としても、ぜひともそういった配慮っていうのか、指導っていうんですかね、をぜひともお願いしたいと思うですよ。そのことについて、教育長もしよろしければ一言お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 1番大事なのは、やっぱり子供と教師の信頼関係です。まず子供と教師が信頼関係を築ければ、保護者とも大体築けます。で、授業もうまくいきます。そういうふうな関係を学校全体でつくるために、年度初め担任による、例えばこの子についてはこういうことが苦手ですとか、こういうふうにするとうこういうような行動をしますとか、そういうのを職員会議で打ち合わせをします。そして、それはさっき永井議員のおっしゃった教科指導という形を中学校はとっとるからです。

そこで、共通認識を図り、やはり信頼関係。適切な言葉かけ、適切な対応はやっぱり子供が1番喜ぶわけですから、勉強も一生懸命やるようになる。そういう信頼関係を築くことに、そういう共通認識を図るような機会をどこの学校でもやっています。

こんなものでよろしいですか。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ちょっと突然指名させていただいて済みませんでした。

教育長のね、日ごろからそういった形で考えている部分だと思いますので、ぜひともね、そういう形で阿見町の教育行政を担っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

これで2問目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 3問目に移ります。

3問目ですね、自衛官の募集に対しての町の対応についてであります。

防衛省は、自衛官募集について全国の各自治体への協力要請を出しています。毎日新聞の社説によると、自衛隊法施行令では防衛省は自衛官募集に必要な資料の提出を自治体に求めることができる規定しています。しかし、法令上自治体側に名簿提出の義務はありません。このため、2017年度に紙や電子媒体で名簿を提供した市区町村は全体の36%にとどまっています。

また、自衛官募集のため住民基本台帳の閲覧や書き写しを認めている自治体は53%あり、合

わせると9割近くが何らかの形で募集に協力をしていることとなります。そのような中で、この阿見町にもそのような要請が来ているのか。また来ていたならば、どのような対応をとっているのかお伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 自衛官募集に対しての町の対応についての質問にお答えをいたします。

自衛官募集事務につきましては、自衛隊法施行令第114条から第120条において事務の内容がそれぞれ定められております。また、自衛官募集事務は地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、第1号法定受託事務と定められており、自衛官募集事務の一部を国にかわり県及び市町村が行うとされております。

これらの法令等に基づき、自衛官募集に関する広報宣伝や、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者に関する情報提供の要請が、防衛省から当町に対して行われております。

広報宣伝に関する要請への対応については、広報紙及びホームページ等による自衛官募集広告の掲載、区長回覧による自衛官募集情報の周知、町内の各施設への自衛官募集ポスターの掲示、町長及び自衛隊茨城地方協力本部長の連名による自衛官募集相談員の委嘱などを行っております。

また、募集対象者に関する情報提供の要請への対応については、募集対象者に関する情報を名簿として自衛隊茨城地方協力本部に紙媒体で提供をしております。

なお、この名簿の提供は、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づくものであります。自衛隊法第97条第1項は、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されております。また、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができることと規定されていることから、これらを法的根拠として名簿を提供しているところであります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 再質問させていただきますけども、まず県内44市町村があるかと思うんですけど、茨城ですね。その中で紙とかデータ、そういったものをですね、名簿を提出している自治体、また、18歳のみをピックアップして閲覧してるってこともちょっと聞いたんですけども、その辺の自治体の割合はどうなってますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

県内の情報提供の対応状況でございますけども、まず名簿による提供、これは阿見町も含まれますが、19団体でございます。それから、今議員のほうからの御質問にありました抽出したデータを閲覧させている団体、こちらが12団体でございます。そのほか、全てのデータ、名簿を閲覧させている団体が13団体ということで、いずれかの形で県内の団体については、44市町村情報対応をしているということでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、県内44で何らかの形でやられているということで、変な話、全国では9割、茨城県では100%というような形で思ってもいいかとは思うんですね。ちょっとお伺いしたいんですけども、まず自衛隊法とか自衛隊施行令にありますけども、そういったところで閲覧を、各市町村に閲覧させてくれることを、資料提出を求めることができるってことが書かれているかと思うんですけども、町としてその資料の提出に関して、この阿見町の個人情報保護法の中の条例の、たしか何条かについてお話があったかと思うんですけども、それはどこの部分に当たるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい。こちらですね、町の個人情報保護条例、こちらの第9条ですね、こちらで個人情報の収集目的の範囲を超えての利用、または実施機関以外への者への提供を禁ずるものとなっております。ただ、ただし書きの中で除外できるものもありまして、それが第9条第1項第1号法令等で定めがあるときの規定を適用させまして、阿見町は情報提供を行っているということです。

で、法令等の定めというのは、先ほど来お話が出ております、町長からの説明もありましたけども、自衛隊法それから自衛隊法施行例を根拠としているものでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 防衛省のほうがですね、市町村に協力を求める根拠となる、この自衛隊法とか同法の施行令なんですけども、これ市町村に資料の提出を求めることができると定められていますが、資料提出に応じる義務ってのは明記されていないわけですね。

これは東京新聞なんかに書いてあったんですけども、多くの憲法学者はですね、情報提供は自治体の義務とは言えないって形で指摘をしてるわけなんですよ。で、1人だけ名前があったのが獨協大学の右崎正博名誉教授、憲法とか情報法が専門の人なんですけども、その名誉教授に関しては、自衛隊法施行例について名簿の提出を義務づけているとは読めない。政府は都合よく解釈をしていると指摘しているというわけなんです。また、個人情報保護の観点からは、本人の了解を得ずに提供することには大いに疑問が残ると。自治体が名簿提供を拒否しても間

違っているとは言えないと、こういう話を東京新聞なんかに出しているということなんですけども。

そこでお伺いしたいんですけども、町としては提出義務はないという認識はありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、町長からの答弁にありましたけども、自衛隊法それから自衛隊法施行令、こちらを法的根拠として提出しているというような説明はありましたが、さらにですね、平成26年の第187臨時国会、こちらで住民基本台帳の情報利用に関しての質問が衆議院、それから参議院のほうで出されまして、それに対する政府の答弁があります。

それでは、その中では、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名、生年月日等の情報に関する資料については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により防衛大臣が市町村の長に対して提出を求めることができるというふうな答弁をしております。

また参議院においても、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名、生年月日等の情報に関する資料について、防衛大臣が市町村の長に対して提出を求めることができる法令上の根拠であると解されるというような答弁をしております。

さらに平成27年の3月31日付の総務省の、こちらは自治行政局住民制度課長通知というものがあまして、その中でも自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法の97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対して求めることができるというふうな見解が示されていると。

さらに今年度ですね、県主催の自衛官募集事務主管課長会議ですね、主管課長会議の中でも、その中に入っておりました資料についても、自衛官募集等の推進についてということで、特に自衛隊地方協力本部からの要請に対する募集対象者情報、氏名、生年月日、男女の別及び住所の4情報の紙媒体または電子媒体での提供をお願いしますというような資料も出されております。

そういったこともありまして、当町としては、これについては、紙媒体で提出しているということで、できる規定ではありますけども、これについては、法令の範囲内の中で適正に処理をしていくということで考えております。

ですから、義務ではないかどうかという部分については、町としては、これは提出できると、提出するという方針のもとで提出しているということでございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今部長のほうのね、ちょっといろんな答弁があったんですけども、その中で臨時国会の話がありましたけども、共産党としては、それは明確に反対はしております。

今現在、安倍内閣の中で憲法9条を変えるっていう動きがあって、その中に自衛隊を明記しようっていう動きがあるのは皆さんも御存じだと思うんですけども、そういった中で政府の方針として、やはりこういった形でどんどん自治体の自治を犯していると私は思います。

その中で、先ほど個人情報保護法のところの法令等に定めがあるときって話がありました。その中で、ちょっと私もいろいろ調べてみたんですけども、県内の自治体の中で先ほど紙媒体で出したのが19自治体あるという答弁がありました。その19自治体の中でも、個人情報保護法の中での実施機関、要するにそれは町が。実施機関外って、これは多分自衛隊とかそういった外部の部分だと思うんですけども、外部にもそういったのが法令等の定めで出せるっていうところが幾つかあるわけなんですけども。

逆に法令等で定めが、阿見町と同じような形で法令等に定めがあるときっていう条例があるところでも、紙媒体で出すだとか、ピックアップして出すだとか、そういったことをやってない自治体がたくさんあります。それについては、町としてはどういう認識を持ちますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい。町としましては、あくまでも個人情報保護条例の第9条第1項第1号に基づいて、こちらについては法令等に定めがあるときの規定を適用させて提供しているということでございます。ですから、あと……。

○8番（永井義一君） それでいい。

○総務部長（小口勝美君） はい。ということです。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 要は、その法令等に定めがあるからということを出していると思うんですけども、そういった定めがあるっていう自治体でも出していないというところはあると。ですから、そういったところがあるという、まず認識していただきたいのと、個人情報保護法との関係で、それこそ親も知らない間に自分の18歳になった子供が住所、氏名、年齢が自衛隊、防衛庁のほうに知らされているっていうことは、これは個人情報保護法の観点から言えば非常に大きな問題だと思うんですよ。

私どもが選挙のときに、選挙人名簿ですか、その閲覧に行きますよね。その中で、一生懸命手書きで書いて、閲覧して、で、その後に閲覧して必要なくなった場合には、シュレッダーで処理していただきたいっていうような形でね、指導があるわけですよ。今現在、自衛隊のほうに提出している名簿に関して、自衛隊のほうの扱いっていうのはどうなんですか。それを教えてく

ださい。

○議長（吉田憲市君） 永井議員，残り時間2分ですよ。

○8番（永井義一君） はい。

○議長（吉田憲市君） 小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい，お答えします。

いわゆる自衛隊のほうに提供された情報がどのような形で最終的に処理されてるのかということなんですけども，これについては，シュレッターを使っているかどうかというのは確認しておりませんが，ただ自衛隊地方協力本部において個人情報保護に関する法規を遵守して適正に管理されているということは聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員まとめてください。

○8番（永井義一君） はい。あと2分です。

今の答弁の中でね，はっきり言って確認はされてないわけですよ，町としては。自衛隊の人が資料としてもらった中で，それを募集のはがきかなんか出してるのかな，とは思うんですけども，その後の，じゃあそのデータをどうしてるのかっていうのは町としては確認してないわけですよ，現状として。ただ個人情報保護法にのっとってやってますよってだけで。じゃあ，1つだけ質問したいんですけど，それを確認したことありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい，お答えいたします。

処理してる現場とかいうのは確認しておりませんが，電話等での確認ということを知っています。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） こういった中で，そういった個人情報が私どもとしては大っぴらに出る。なおかつ自衛隊だけであって，じゃあ，そこで警察だ，消防だとか，そういった関係には全然ないわけですよ。自衛隊からのみ，そういった提供をお願いしますよと言われてることで出してるということで，これは大きな問題だと私思います。県内の中で，先ほど言ったように44市町村中で19の市町村があって，それに阿見町が当てはまる。これは非常に大きな問題だと思います。

これ以前，平和委員会でも調べたと思うんですけども，大分変わってる状況なんで，私としては，このことは大きな問題だということを言い添えて，これで一般質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで，8番永井義一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。会議の再開は4時15分といたします。

午後 4時04分休憩

午後 4時15分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長をいたします。

次に、14番紙井和美君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動してください。

14番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

防災意識の変革で危機管理体制の強化と助け合う力を高めよう。

本年3月11日で、発災から8年となる東日本大震災。いまだ5万人以上の方々が避難生活を余儀なくされています。近く起こるであろうと推測される災害に対して、阿見町は比較的災害が少ないという神話を一刻も早く覆し、有事に備えた住民の意識改革を行う必要があると考えます。

昨年12月の茨城県地震被害想定調査結果によれば、茨城県南部地震の阿見町の被害想定は、最大震度6弱、建物全壊67から73棟、半壊が755棟、死者2から4名、負傷者75から107名、避難者2,237から2,248名、ライフラインの停電率90%、断水率95%。あと茨城県沖から房総半島沖にかけての地震でも被災の統計が出ています。したがって、いつでも起こり得ると想定し、平時にその対策の強化を講じる必要があると考えます。

そこで、以下の5項目について質問をいたします。

まず1番目は、庁舎内の組織体制についてであります。当町では2017年8月危機管理監が誕生し、組織編成により現在防災危機管理課の中で防災係、消防第一係、消防第二係と分けられ、それぞれが仕事をしています。有事の起こった際は防災係が中枢となりますが、その体制についてお伺いいたします。

次に、現在危機管理課は町民生活部の中の課として位置づけられていますが、専門性を持って危機管理に従事し、有事の際は町長発信ですぐに発動し指示を通達できるトップダウンの素早い行動がとれるため、危機管理課を町長直結の専門部署として独立してはどうか。これは平成23年6月議会でも同じ質問をさせていただきましたが、再度お伺いをいたします。

2項目めは、自助・共助の強化、住民意識の向上についてであります。

災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自

助であり共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってまいります。この地区防災計画を立てる単位は、全国各自治体によって異なり、行政区や自治会、マンション管理組合や企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることができます。地区防災計画の策定は、全国で急ピッチに進み、そのあり方は各自治体の裁量に委ねられております。

そこで、以下6点についてお伺いいたします。

当町の地区防災計画について。

2、自主防災組織の充実について。

3、より多くの人が主体的にかかわることができるよう、地区ごとの防災訓練と総合の訓練と交互に行ってはどうか。

4、地区ごとのハザードマップの作成について。

5、住民の防災教育について。

6、防災のリーダーと防災士育成の支援について、を伺います。

次に、防災拠点の整備について、3点お伺いいたします。

1、庁舎や学校、公民館など災害時に防災拠点となる施設の非常用電源設備や、公衆無線LANの環境整備について。

2、体育館のトイレとエアコンの整備はどのように整えていくのか。

3、学校施設や通学路、避難路等のブロック塀の調査点検について現状はどうか。

お伺いいたします。

次に、児童生徒の防災教育について、2点お伺いいたします。

1、学校での防災教育はどのように行っているか。

2、児童生徒が自分の目で確かめ、計画に参画し、皆で訓練することで地域のつながりの重要性を学んでいくものと考えます。したがって、学校だけでなく地域にも共に参加することで、老若男女が一体となることを促進したいと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、女性の視点、さらに災害弱者の視点を防災対策に反映させることについて、3点お伺いいたします。

1、当町の防災に関して、女性の参画はどのくらい進んでいるか、意見が反映されているかについて。

2、障害者本人が参画したり、防災訓練への参加はなされているか。それを啓発し、参画を促しているか。

3、障害者が避難所を利用する場合のシミュレーションはなされているか。

以上の5項目16点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、防災意識の変革で危機管理体制の強化と助け合う力を高めよう、についての質問にお答えいたします。

1点目の、組織体制についてであります。

1つ目の、大規模災害等発生時における防災危機管理課の体制についてであります。

防災危機管理課長以下の防災担当、消防担当の職員は、災害対策本部事務局内の本部班の要員として編入し、本部班長である防災危機管理課長の指揮を受け活動いたします。

防災危機管理課は、火災等発生時においても各係の枠を超えて防災係員を動員するとともに、地震発生時、台風接近時等においても消防係員を動員して対応する等、平素から課の総力をもって危機管理に当たる体制にあります。

また、危機管理監の大規模災害発生時の運用であります。災害対策本部の本部長である町長及び副本部長である教育長の指揮を直接補佐するとともに、災害対策本部全般の活動を統制、指導等を行う仕組みになっております。

2つ目の、防災危機管理課の専門部署としての独立についてであります。

大規模災害等の発生時において、私以下全職員の総力をもって全庁横断的に迅速かつ的確に対応するためには組織のあり方が極めて重要であると認識しております。

現在、防災危機管理課は町民生活部に所属しておりますが、危機管理部署の現体制と独立させる体制のどちらが最も機能発揮に有利であるかを比較する等、危機管理機能が最も迅速かつ的確に対応し得る体制、あわせて避難指示の発令等の町長権限の危機管理部署への委任等についても今後検討するとともに、先進の危機管理体制を導入している他自治体の状況等も参考にし、「危機管理ができるまちづくり」を目指してまいります。

2点目の、自助・共助の強化。住民意識の向上についてであります。

3つ目の、総合防災訓練等の実施の方法を除く1つ目から6つ目の質問につきましては、全て関連する事項でありますので、総括してお答えをいたします。

現在町では、自主防災組織育成事業として平成28年度から地区防災計画ワークショップ及び防災リーダー育成講座を行っております。各行政区の地区防災計画を策定することにより地区ごとのハザードマップが作成できるとともに、自主防災組織の強化、住民の防災意識の高揚等に非常に有効であるものと思料しております。

また防災リーダー、防災士の育成につきましては、県の事業である「いばらき防災大学」を活用し、広く町民に防災士を取得する機会を紹介するとともに、各地区の防災活動の牽引役と

なる人材を育成するため、防災リーダー育成講座を実施してスキルアップを図ってまいります。本事業は3年目を迎え、平成29年度から地区防災計画の策定を完了した行政区と町との協働による避難所開設訓練を行っております。年々参加者が増加していることから、自助・共助の強化に役立っているものと考えております。

次に、住民の防災教育についてであります。各行政区が計画する防災訓練に町の消防団女性部が参画し、防火防災教室を披露して非常時持出し品に関する教育等を実施しているとともに、危機管理監による出前の防災講話、また、災害派遣の経験談等により、きめ細かな住民に対する防災教育を行っております。

3つ目の、総合防災訓練等の実施の方法についてであります。町では平成28年度まで毎年行っていた総合防災訓練を3年周期の実施に変更いたしました。このことにより避難所開設訓練、給水訓練、災害対策本部設置・運営訓練等のきめ細かな機能別訓練の実施機会が増加し、総合防災訓練では訓練できない災害時の実活動に準ずる訓練により、訓練の成果を積み上げております。

町では危機管理に関し、未整備事項、不十分な事項がまだまだあることから、引き続き、機能別訓練により災害対応力の向上に努め「危機管理ができるまちづくり」を目指してまいります。

3点目の、防災拠点の整備についてであります。

1つ目の、庁舎や学校、公民館など災害時に防災拠点となる施設の非常用電源設備や公衆無線LANの環境整備についてであります。

非常用電源設備については、災害対策本部を設置する本庁舎、及びその代替施設となる水道事務所に自家発電装置を整備しており、町指定避難所の一部である阿見中学校・朝日中学校・竹来中学校・あさひ小学校においては、太陽光発電による非常用電源設備を確保しておりますが、それ以外の指定避難所には、非常用電源設備が未設置の状況であります。

また、指定避難所としている公民館や学校施設に設置している防災備蓄倉庫へは、ポータブル発電機を備蓄しているところであります。

しかしながら、防災拠点となる施設の業務、及び避難所として業務運営を継続するための電力には十分とは言えない状況でありますので、今後も引き続き、災害等による停電時に備え、3日間程度の電力を維持できるように、自家発電設備の整備や燃料の確保に努めてまいります。

次に、公衆無線LANについてであります。役場庁舎等の住民サービス施設については、新年度早々に設置する方向で検討しておりますが、体育館等の避難所については、平時の活用も含め併せて設置する方向で検討してまいります。

2つ目及び3つ目並びに4点目の質問については、教育長から答弁いたします。

5点目の、女性の視点、災害弱者の視点を防災対策に反映させる、についてであります。

1つ目の、女性の参画はどのくらい進んでいるか。意見が反映されているか、についてであります。

防災に関する重要事項を審議する防災会議委員の選任については、災害対策基本法に基づき町防災会議条例で定めているところですが、女性の視点を反映した防災対策を実施するため、平成26年4月に、新たに男女共同参画推進会議及び消防団女性部の代表者を委員として委嘱し、現在35名の委員のうち、女性の委員が2名いる状況であります。

また、災害対策本部員については、町の部長級職員に加えて男女共同参画推進担当の女性職員を選任し、現在12名の本部員のうち、女性が1名いる状況であります。いずれにしても防災関係機関の代表者や町幹部職員が役職で選任されるため、防災担当課だけで女性委員を増やすことは困難な状況であります。

一方、防災担当職員については、現在3名の職員のうち、女性が1名で、女性用品や乳幼児用品の備蓄品整備や、女性に配慮した避難所運営マニュアルの作成等について取り組んでおります。

このように、女性ならではの視点を防災対策に反映することは、災害弱者といわれる要配慮者に対する防災対策につながり、ひいては地域防災力の向上に寄与するものと考えております。今後も引き続き、防災計画や防災組織等における女性の参画を積極的に推進してまいります。

2つ目の、障害者本人の参画、防災訓練への参加はなされているか。また、啓発し参画を促しているか、及び3つ目の障害者が避難所を利用する場合のシミュレーションはなされているかについては、関連しておりますので一括してお答えしたいと思います。

町の防災計画の策定及び町が主催する防災訓練において、これまでに障害者本人が参画・参加をしたことはございません。

しかしながら、障害者や高齢者、乳幼児等の要配慮者が避難所を利用する場合の生活環境の確保対策として、平時における取り組みや災害時の福祉避難所開設手順等を整理した福祉避難所運営マニュアルを平成29年1月に策定しました。

また、昨年度の避難所開設訓練においては、町の社会福祉協議会に御協力をいただき、障害者本人は参加しておりませんが、要配慮者の移送訓練を実施したところであります。

災害時に避難所というなれない場所で生活をしていくことは、不安や苦勞が多く、その中でも障害者などの要配慮者は、自力で避難すること自体容易なことではありません。迅速な避難や良好な避難所生活を送るためには、平時から防災訓練等に参加し、近隣との関係を築いておくことが重要でありますので、関連団体や施設等と調整を図りながら、防災対策への参画や防災訓練への参加について、啓発に努めてまいります。

また、今後も引き続き、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、近隣住民や自主防災組織などと連携を図りながら、要配慮者の避難や避難所生活を支援するための相互協力体制を整えるとともに、要配慮者のニーズに対応したきめ細やかな防災に関する普及・啓発に努めてまいります。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 3点目の、体育館のトイレとエアコンの整備について、お答えいたします。

体育館のトイレとエアコンの整備につきましては、現在、校舎のトイレ改修やエアコン整備のほかにも、校舎の外壁や屋上防水、プールの改修なども実施しなければならない状況にあり、現時点では難しいと考えます。

次に、学校施設や通学路、避難所等のブロック塀の調査点検について、現状はどうかについてであります。

昨年の大阪北部を震源とする地震による小学校のブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省から全国の教育委員会に学校施設の緊急点検を行うように通知がありました。点検の結果、阿見町では中学校に4カ所、小学校に1カ所の建築基準法違反の構造物を確認し、昨年の8月までに全て撤去しました。

通学路につきましては、警察、茨城県、学校、道路公園課、生活環境課、学校教育課で構成する通学路交通安全プログラムの中で注視してまいります。

4点目の、児童生徒の防災教育についてであります。

1つ目の、学校での防災教育はどのように行っているのかについてであります。

東日本大震災をきっかけに、防災計画の大幅な見直しを各学校において行いました。それをもとに、火災、地震といったさまざまな場面を想定した避難訓練などを実施しております。さらに、竜巻や落雷等の自然災害への対応についても、児童生徒に対して具体的に指導しております。

2つ目の、児童生徒が自分の目で確かめ、計画に参加し、皆で訓練することで地域のつながりの重要性を学ぶ。学校だけでなく、地域にも共に参加することで、老若男女が一体となることを促進したい、についてであります。

学校においては、火災や地震などの災害に対する避難訓練等、防災教育に当たっているところですが、阿見中学区では小中が連携した引き渡し訓練を行っています。今後、地域と一体となった訓練を行うためには、学校の枠を超えた地域の連携がさらに必要であると考えます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） どうも御答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず組織体制のあり方ということで、現在の体制と独立させる体制のどちらが最も機能発揮に有利であるか比較していくというお話がありましたけれども、例えば龍ヶ崎市、このような形で実施しております。そういった先進地の導入事例などを検証したことがあるか。その内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） お答えいたします。

現時点におきまして、龍ヶ崎のような危機管理に係る組織体制の独立につきまして、先進地の導入事例の検証等までには至っておりませんが、役場の危機管理部署の組織体制につきましては、総務部が危機管理業務を行ってきた時代から数次にわたり機構改編し、平成29年における危機管理監の採用、昨年7月における交通防災課から防災危機管理課への機構改編を経まして現在に至っており、逐次体制の向上に努めているところでございます。

また、今月に相互応援協定を締結いたします静岡県御殿場市の危機管理体制につきましては、元陸上自衛官である危機管理監を御殿場市長直轄とし、危機管理部署である危機管理課につきましては完全に独立しており、さらにその課の中には元陸上自衛官と元消防士の防災調整官2名を配置し、国民保護及び災害に係る危機管理に特化した市長直轄の組織となっております。

今後につきましては、この御殿場市や龍ヶ崎市等の他市町村の危機管理体制を参考にし、安全安心のまちづくり、危機管理ができるまちづくりのさらなる実現に向け、真に役立つ危機管理ができる、阿見町に最も適した危機管理体制の研究をしまいたいと、このように考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。

これは平成23年東日本大震災が発災した後に、このようなことで質問をさせていただいたわけですが、当時自衛隊の藤井議員も同じ質問をされておりました。そういった中で、やはり龍ヶ崎と御殿場、阿見、大きさは違うかもしれませんが、規模の大きさではないと思います。そういった組織体制のトップダウンの司令のあり方は、非常に大事な部分であると思いますので、今おっしゃったようにしっかりと検証していただいて、いち早くそのような形にさせていただければというふうに思っています。

次に、自助・共助の強化についてですけれども、多くの人の命を守る上で重要であることは本当に再認識、自助・共助は大事であるということを再認識され始めているところでございます。近年では、その自助・共助・公助の割合が7対2対1と言われております。要するに、9割

は自分自身と地域で助け合っていくということになっています。

そこで、住民の防災ネットワークの基礎となる自主防災組織と地区防災計画について、再度お尋ねをいたしたいと思います。各行政区等において立ち上げられた自主防災組織が、おかげさまで本当に増えているということで、これは大変うれしいことであるというふうに思っています。今後その行政区内の防災意識が、つながりが強くなり、そうした後各行政区ごとの連携を深めて、ゆくゆくは小学校単位で1つのブロックとして分けていくということなど、自主防災組織をより強固なものへと発展させるための考え方、また平成29年度から地区防災計画の策定が完了した行政区の現状と、地区防災計画のワークショップの内容について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

自主防災組織の育成と、それから地区防災計画等につきましては、以前にも特別委員会とか、一般質問等で触れているところがございますが、今回改めて御質問をいただきましたので、御答弁のほうさせていただきたいと思います。

また、再質問でいただいた数項目の内容につきまして、内容が関連しておりますので、私のほうから一括して答弁させていただきたいと思います。

まず、地区防災計画の作成ということで申し上げます。

その背景から申し上げますと、平成23年の東日本大震災、また平成28年に発生しました熊本地震、こういったところでも見られたように、極めて大規模な災害が発生したときには、町だけでは災害対応に限界があるということがクローズアップされました。有事の際の被害を少しでも減らすためには、議員御指摘のとおり自分の身を自分の努力によって守る、自助ですね、そういったところと、ふだんから顔を合わせている近所や地域の方々が集まって、お互いに協力をし合いながら助け合う共助、こういった部分が必要であることは再認識されているところでございます。

そこで、町の取り組みとしましては、全行政区において自主防災組織は結成されているものの、その中身を見ますと活動状況にはかなり開きがありまして、中には組織の名前だけで存在しているところもかなりあるのが現状でございます。今後ですね、地域の防災力を向上させるために、この自主防災組織の育成が重要な課題であるというふうに捉えておりまして、平成の28年度から向こう10年間を目安にしまして、自主防災組織のこの自助・共助を育むための活動を支援してまいります自主防災組織育成事業、こういったものに取り組んでおります。

この事業としまして、最終的にその成果品としまして触れましたそれぞれの地区が地区防災

計画、こういったものを作成することを目標として、自主防災組織が計画に基づいて自発的に活動を推進していくことが目的でございます。

また、この自主防災組織の育成事業につきましては、町内全地区を一斉に取りかかるということにはちょっと無理がありましたので、計画としては10年間というスパンを設けました。前半の5年間で全体の半分の地区を手がけて、あと残り後半の5年間で残りの地区の活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

そこで、まず平成28年度が1年目に取りかかっております。取りかかりとしましては、切り口としては、町内に土砂災害警戒区域を抱えている区域、こういったところを最初に手がけようということで、1年目の28年度には立ノ越、青宿、新町、廻戸、この4つの地区について実施をしました。

2年目の平成29年度につきましては、土砂災害警戒区域の残りの地区であります霞台、大室、竹来、南島津、追原、曙東、以上の6つの地区について行いました。

3年目の今年度30年度につきましては、土砂災害警戒区域の地区が終わりましたので、小学校が廃校になりなります旧吉原小学校の地区をエリアとします上吉原、中吉原、下吉原、新山、福田、大砂、この6つの地区について実施をしたところ……。今年度、済みません。吉原小学校地区の上吉原、中吉原、下吉原、新山、福田、大砂、以上の6地区について事業を行ったところでございます。

次に、この事業の内容について具体的に申し上げたいと思います。

この事業につきましては、年間4回のワークショップということで活動を行っております。で、ワークショップと申しますのは、御存じのとおり参加体験型のグループ学習、これということで4回の学習を行っております。

1回目としましては、現状を把握するための、実際その地区を歩こうと。歩いてみて災害時の課題を抽出してみようということで行っております。2回目につきましては、町歩きをしたその結果、洗い出されたところを10年後の目標等に掲げてまとめております。また、3回目につきましては、活動の方針それから内容の検討を行いまして、最後4回目には地区防災計画の取りまとめということで、そういうスケジュールで事業を行っております。

毎回ですね、各地区の参加者の方におきましては、各地区、地区の事情もありまして、5名から10名程度の区民の方に御参加をいただいて、この事業を進めてまいりました。

最終的に、この事業が1年かけて終わりました、成果品として地区防災計画、こういったものを完成するわけなんですけども、でき上がった地区防災計画につきましては、各地区の総会等で審議を行っていただいて、その後、町の防災会議に、この地域防災計画の位置づけについて審査を行いまして、町の計画への位置づけを行っているという流れでございます。

この地区防災計画につきましては、1番のポイントとなるところは地区の皆様が自分たちで考えて、その内容をつくる。その計画をつくるまでのプロセスがとても重要で、また、1回できたからといってそれで終わりではなくて、日々見直しをして、その計画自体が形骸化することないよう継続性を持たせていくということが大事なポイントであるというふうに思っております。

こういったワークショップ等の研修を経まして、我々事務方で感じているところとしましては、事務局がこの計画づくりをコンサル会社も入って一緒に行っているんですけども、コンサル会社のほうに丸投げをするということではなくて、我々事務局もその都度、その都度、顔を出して膝を交えて研修に参加すると。いろいろ、ああだこうだ意見を交わしながら行うことが、その地区の特性を導き出せていけるのかというふうに感じております。

また、今後ですね、でき上がった地区防災計画に基づいて、各行政区単位によらずに、もうちょっとエリアを広げて、例えば小学校区単位ですとか中学校区単位、こういったエリアをちょっと広げて、住民主体による訓練、こういったものを実施していくことが効果的であるというふうに思っております。

さらには、この計画の中に、さらに一步踏み込んで、どこどこ地区の何班の要支援者である誰々さんを誰がどのように助けていくか、そういった細かいところまでですね、取り決めをすることによって実効性のある計画になっていくのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。丁寧な説明をありがとうございます。

やはり、そのような地区防災計画を苦勞してつくる中で、本当にリーダーは非常に必要になってくると思います。そういった中から一人ひとりリーダーが誕生していくのではないかなというふうに思うんですけども。町はその地区を牽引する防災リーダーの役割は本当に重要でありまして、その育成に力を入れてらっしゃるなということを感じます。

当町の防災士の人数と活動家の人数、それで防災リーダーの育成講座の内容と、避難所開設訓練、その内容についてお尋ねしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。白石課長。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

まず、地区防災リーダーの育成について申し上げます。防災リーダーを育成する講座につきましては、さっき述べましたワークショップ事業、この事業と並行して実施しております。この事業の発端につきましては、町に存在する防災士の資格取得者に対しまして、さらにスキルアップ目指して町の防災に寄与していただきたいという観点から行っております。

その研修の内容につきましては、ワークショップに取り組んでいる地区に対しまして、オブザーバーという形で研修に立ち会っていただきます。そこで助言指導等をいただきまして、地区防災計画ができるまでのそのルーティンを見て学んでいただいたり、防災に関するリテラシー能力をさらに高めていただいております。

将来的には、まだ地区防災計画をこれから作成するところ、こういったところの地区に対しまして、先頭に立って指導をしていただきたい構想は持っております、その役割に我々も期待をしているところでございます。

また、リーダー育成事業。これも、今年で3年目を終えております。当初、このリーダーさんについても32名の賛同者がおりまして、このリーダー育成事業にかかわっていただいたんですけども、3年目はそのうち19名の方々が事業に携わっていただいております。この事業に御協力いただいた方々は、先ほど申し上げました防災士の資格を皆さん取得している方々でございます。

先日、座談会形式でこの防災士の方々に、この事業の一環で、この事業を行って思うところ、こういったところをお話を聞いてまいりました。そうしましたところ、町のビジョンが見えにくいとか、それから我々防災士同士の意見交換会的なものをつくっていただいて、横の連携をとることが必要じゃないかと。こういったところのさまざまな意見をいただいたところでございます。

これを参考にしまして、我々事務方も今後ですね、防災士同士の交流を深めることがすごく大切なことではないことというふうに捉えまして、町の防災士の連絡会、こういったところも将来的には見据えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） よくわかりました。皆さんがおっしゃる町のビジョンが見えにくいことと横の連携、これは非常に大事なことで、せっかく一生懸命やってらっしゃる内容のことを、やはり周知していくっていうことは大事なことだと思いますので、今後ともさらによりしくお願いしたいと思います。

次に、公衆の無線LANの整備についてお尋ねしたいんですけども、庁舎や学校、また公民館などの災害の防災拠点となる施設における整備は、喫緊の課題というふうになっています。災害時には欠かせないものであると同時に、教育や観光など多岐にわたって有効なシステムでございます。防災担当だけでなく、これは全庁挙げて取り組むべき問題であるというふうに考えている次第です。

Wi-Fi無線LANの整備については、平成27年9月議会に川畑議員が質問をされていま

す。先ほどの答弁の中で、新年度早々に設置する施設は何カ所で、どこでしょうか。情報広報課ですかね、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。公衆無線LANについて、お答えいたします。

ちょっと当町はですね、他自治体に比べまして大変立ち遅れておりました。これは、ちょっと全庁的総合的っていうような形で大変難しく考えていたんですけども、他自治体を見ますと、そうではなくて例えば店舗に無線LANを入れるような、そういった安価なやり方でもやっているところが見受けられましたので、当町につきましては、まずはそういったやり方で避難所ですとか、そういった公共施設に全庁的につけていこうというような、そういった方向に切り替えさせていただきたいと思います。まずはですね、役場庁舎の中でモデル的なものを、手法ですね、それをまず確立しまして、それを各施設にですね、あわせて整備していこうとは考えております。

それと、町長答弁にありましたように、体育館につきましては、平時は児童生徒の利用、それから夜間については、そういったスポーツのというような形で、なかなか利用頻度っていうのはないんですが、ただ避難所となりますと、大変重要な施設ですので、そこについても平時の活用も含めた中で、ちょっと検討していきたいと思います。

で、新年度につきましては、役場庁舎のほうのモデルが確定しましたらば、それを各施設にあわせまして、それで予算の範囲内で入れていくと、早急に。例えば光ケーブル等の工事等が必要とあれば、補正ですとか、そういった形で早期に対応した中で避難所、それから住民サービス、役場、予科練平和記念館ですとか、福祉避難所でありますさわやかセンター、そういったところにですね、入れていくような方向で今進めようとしております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。外国人の観光客の人も、日本はなかなかWi-Fiが整備されていないということで、非常に不便を感じているということをよくニュースで言われますけれども、本当に地域のコミュニティのところでもありますし、防災の拠点でもあります。

また、平時でも本当にいろんな方が利用する体育館ということもありますので、例えば移動式のWi-Fi無線LANですとか、そういうことも視野に入れて、どうか進めていただきたい、検討していただきたいというふうに考えています。

その体育館なんですけれども、イベントや式典にも使う、その体育館ですが、トイレとエアコンの整備については、地域の避難所である防災拠点となっているために、教育委員会だけで

なく各課が連携して進める場所ではないかなというふうに考えているところです。教育委員会サイドから各課に連携を図る体制をとっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

確かに体育館のですね、トイレとかエアコンについては、阿見町のほうでは立ち遅れております。紙井議員が御指摘のとおりですね、体育館は防災拠点、よく報道なんかでもですね、体育館に皆さん集まって避難しているというところは見ます。そういったことで、重要な施設ってことは、大変認識しております。ですが、体育館の、学校のことで言えば、まずその前にですね、やることあるんで、現時点ではちょっと難しいとは思っておりますが、防災という観点からですね、防災関係部門とか、関係各課と協力して、連携相談してですね、今後の対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。前回も体育館のエアコンは、ということ質問しましたが、そのときは子供たちのためにという部分でしたので、今回本当に防災ということで一歩踏み込んで、みんなが使うところということなので、どうぞ連携をしっかりとっていただきたいなというふうに思っています。

また、先ほど久保谷議員の質問にありました廃校跡地の利用のことなんですけれども、防災拠点としての利用も考えていただきたいなというふうに思っているんですが、体育館も含めた利用、活用は……。先ほど今後いろんな方向性で考えていきますという答弁ありましたけれども、これも視野に入れていただきたいと思うんですけれども、公室ですかね、お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。廃校になりました吉原、実穀につきましても、今避難所として指定されております。あと、また地域の要望の中にもですね、引き続き避難所として整備してほしいというような、そういった要望が出ておりますので、当然その要望といいますか、現状を確保しながら避難所としてやっていく方針でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 各小学校区ごとの防災拠点ということですので、それはきっちり考えていらっしゃると思うんですけれども、どうか今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

あと、女性の防災会議の委員ですけれども、先ほどの答弁の中で35名中2名、災害対策本部員に関しては12人中1人。これ少な過ぎると思いませんか。思いますよね。せめて2名を10名に、また1名を4名に増やしていただいて、せめて3割程度は確保をしてほしいなというふうに考えています。

先ほど防災計画や防災組織等に女性の参画を積極的に推進してまいりますと答弁いただいたんですけれども、では、どのように参画を促して増やしていくのか。それについて、どのように協議するつもりなのか、ちょっと具体的に教えていただければというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおりですね、現状で両方の機関とも女性の委員は全体の中でわずかであるところでございます。防災会議委員については、充て職で委員が選任されておりまして、災害対策本部員も役場部長職に女性が就任されない限り選出されないというところがあり、なかなか難しいところもあります。

ですが、今後ですね、防災会議委員につきましては、女性委員を増やすために女性団体を新たな選考組織に追加していくことやですね、先進自治体の例などを参考にして、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 阿見町の、例えば女性消防団、非常に優秀で全国でも本当に優秀なメンバーがそろっています。あと、男女共同参画のメンバーの方、代表ではなくって何人か出させていただくという方向も考えていただきたい。あとは一般公募で、例えば防災のことを少し経験している、あるいはそういう知識を持っている、そういう資格の中で一般公募してみるという方法もあると思うんですけれども、その代表じゃなく何人か出す、一般公募、それに関していかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

その一般公募での防災会議委員の選出ということでございますけれども、そういった部分についても、その手法、そういったものを適当なのかどうかというのも含めてですね、今後しっかり考えていきたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） この充て職というのはもうやめましょう。古いですね。広くいろん

な多様性の意見出していくということ、それに考え方を改めていっていただきたいなというふうに思っています。

最後に防災教育なんですけれどもね、防災教育のあり方について、ちょっとまたお伺いしたいと思います。特に子供や障害者、高齢者など、災害弱者とされる人にとっては、1番教育や訓練が必要ではないかなというふうに考えています。今までの訓練や教育は、本当元気な人だけがはつらつと防災訓練に参加しているという感じですね。また、子供たちにおいては学校という先生方に守られた空間の中で訓練を行っていますので、地域の訓練では本格的に参加はしていません。見学者ということになっている形になっています。ましてや障害者や高齢者は、実際有事においては1番うろたえて逃げ惑う、そういう人たちなわけですね。その家族も同様です。

しかし実際のところは、障害者、高齢者の方は家において、その家族は防災訓練に参加するっていう形ですよ。で、障害者も高齢者も、例えば障害者だけをくくって、それ専用の防災訓練をするということはあるかもしれませんが、実際有事になったときには、家族が抱えて避難するわけですから、そういったことも踏まえて、家族のためにも本人のためにも、どうか全部一体となってやる方向を考えていただきたいなというふうに思うんですね。そのような人たちを巻き込んで、一緒になって学び、訓練することで、本番では、有事になったときには本人はもちろんですけども、家族も何度かそういう学習をしていけば、この子を連れてこの経路でこの避難所に行くってというようなことを経験したことで、自信がついてくると思うんですね。そういった行動をとれるというふうに思っています。

先ほど答弁の中で、平時から防災訓練等に参加して近隣と関係を築いていくことが重要なので、関連団体や施設等と調整を図りながら防災対策への参画や防災訓練への参加について啓発に努めるというふうに答えていただきました。これをどうか、実際うたい文句だけではなくて、行動として起こしていただきたいというふうに思っています。意識の変革が一步進んだというふうに非常に期待をしているところであります。

そこで最後に1点ですけども、その関連団体や施設等との調整というのは、まず具体的にどのようなものか、お聞きいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

こちら先ほど町長の答弁の中で触れたとおりでございますけれども、今のところ要支援者がですね、実際に防災訓練に出て活動を行った事例はございません。また、呼びかけを行った経緯も特にございません。しかしながらですね、議員御指摘のとおり有事の際の避難行動を考えますと、人の手をかりなければ避難が難しい方々に対しては、平時から必要以上にかかわり

を持ちケアをしていくことが重要であり、これは当然のことであると認識しております。

そのために、事前に訓練を積んでおくことが大切なことでございますけども、激甚災害時に町、いわゆる公助ができる範囲も限られております。それも事実でございます。そのようなときにですね、町が何もやらないということではなくて、住民のニーズに全て応えたくても応えられないこともあるということ、やっぱり住民の皆さんもですね、十分認識をしていただいて、そのために先ほどありましたけども、平時から御近所の方々でそのような要支援者を助けていくという考え、いわゆる共助を養っていただくということが、やっぱり切に大切であると考えております。

また、具体的にですね、御指摘の関連団体や施設等との調整という部分につきましては、町の各福祉部門でかかわっている外郭団体、それから社協等の公共施設関係、または民間の福祉施設等を想定しております。今後御意見等をですね、賜りながら、訓練に反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。うちもそうですけれども、本当に知的障害であったとしても、説明すれば本当に理解をするんですね。そういったことから、わからないであろうということではなくて、きちんと説明してきちんと参加させるということが、その家族にとっても本人にとっても、最も地域にとっても大きなつながりになっていくというふうに思うので、その部分をどうかよろしくお願いします。ありがとうございます。

最後になりますけれども、自分だけは大丈夫って、阿見町は大丈夫、そう考えていた時代ははるか遠い昔と思わなくてはいけないなと思っています。誰かが守ってくれるという安易な気持ちも払拭しなければいけないというふうに思っています。

いつも、先ほどからも耳にする自助・共助・公助。自助は災害時に自分自身の命は自分で守るということ。共助は、町内会や学区区ぐらの顔の見える範囲内における地域コミュニティで災害時に力を合わせる。公助は、公的機関や個人が、地域や地域では解決できない災害の問題を解決をするということです。公助に関しましては、物理的に限界があります。阪神淡路大震の折にも30万人の人が被災をした中で、自衛隊の数は8,000人でありました。

共助は一人ひとりの命を守る最大の共同作業であると同時に、絆を深める最高のまちづくりにつながっていくというふうに考えております。無縁社会や孤独死を防ぐこともできます。単身高齢者が共助で救われることがあります。日ごろから地道な活動と隣近所の触れ合いを常に心がける、そういったこと簡単なことを持続していく。それが犯罪の抑止力にもなっていくのではないかっていうふうに考えています。

いま一度、あらゆる人々が自分の持てる力を人のために使っていく、助け合う気持ちを育む共生社会の阿見町になるように、そういう願いを込めまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は午後5時25分といたします。

午後 5時13分休憩

午後 5時25分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、続きましてプログラミング教育の充実と学校におけるICT環境の整備についてを質問させていただきます。

社会の新たな変化に対応するため、その時代に即した力を養うための教育が重要となってまいりました。御承知のとおり、2020年4月から全国の小学校で、コンピューターを動かす体験から課題解決の道筋を理論的に考える力を養うためのプログラミング教育が必修化されます。中学や高校では既に必修となっていますが、小学校の教育課程では行われていませんでした。

今やICT情報通信技術やAI人工知能は、家庭や職場では身近な存在として欠かせないものとなっており、その先端技術を自在に駆使するに力をつけるための教育が今後はますます重要となってまいります。しかし、課題となるのがパソコン機器や校内無線LANの整備、プログラミングにふなれな教員へのサポート体制などであります。

そこで、以下の4点についてお伺いをいたします。

1点目、プログラミング教育を充実させるための計画について。

2点目、教員へのサポート体制について。例えば外部の人材を授業に活用したり、教員研修に大学や企業への協力を得るなど、ICT支援員の取り組みについて。

3番目、パソコンやネットワーク環境の整備について。

4番目、ICT環境整備の課題と展望について。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） プログラミング教育の充実と学校におけるICT環境の整備についての質問にお答えいたします。

1点目の、プログラミング教育を充実させるための計画について、であります。

再来年度の完全実施に向けて、来年度は次の2つを予定しています。

1つ目に、プログラミング的思考を育むために適した教科や領域、単元や題材を具体的に洗い出し、プログラミング教育を位置づけた年間指導計画を教科横断的な視点で見直し、研修会において町内で共有することを予定しています。

2つ目は、1つ目の計画に基づき、プログラミング教育の授業の進め方についての事例研修の実施を予定しています。

2点目の、教員へのサポート体制について、であります。

I C T支援員等の配置は現在のところはありません。今後、各学校の指導の実態に応じて検討してまいります。

3点目のパソコンやネットワーク環境の整備について、及び4点目のI C T環境整備の課題と展望についてにつきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるI C T環境の整備方針」を取りまとめました。この整備方針では、2022年度までに学習者用コンピューターは3クラスに1クラス分程度整備、電子黒板等の大型実物投影機は各教室に1台の100%整備を目標水準としています。

現在町内小中学校で使用しているパソコンは、児童生徒用約350台、職員室と各教員用は約450台ございます。学習者用のパソコンは各校1クラス分程度の整備、電子黒板等の大型実物投影機は約80台で54%の整備となっております。ネットワーク環境の整備については、移動式の無線LANアクセスポイントを各校に整備しており、普通教室でタブレットパソコンを使用して学習することが可能です。

今後の課題と展望は、学習者用パソコンをさらに整備するとともに、学校現場でプログラミング教育を初めI C Tを十分に利活用できるよう、専門性の高い支援員等の配置も検討してまいります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございました。

このプログラミング教育については、前回栗原議員も少し触れていらっしゃいました。その20年度実施に当たりまして、19年度はプログラミング教育を位置づけた年間指導計画を見直すというふうなお答えでありましたけれども、ちょっと具体性に欠ける部分がありますので、どのように見直して、どう視点を変えていくのか。また、研修会で共有するというのはどのような内容で行うのか。事例研修とはどのような形で行うのか。それについてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現在学校で立てている年間指導計画にですね、どの学校のどの単元でプログラミング教育を

行うかを、文部科学省から示されたプログラミング教育の手引、または「未来の学びコンソーシアム」が運営するウェブサイト、小学校を中心としたプログラミング教育ポータル等を参照しながら位置づけてまいりたいと考えております。

研修会につきましては、有効な教材やプログラム言語の紹介、授業の行い方について、先進的な取り組みをしている事例等を取り上げていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。

あと教員へのサポート体制ということに対してですけれども、各学校の指導の実態に応じてというお話がありました。実態をどのように把握していくのでしょうか。また教員の反応はどのようなものか。今の段階ですね。また、パソコンにたけていて、プログラミング教育の即戦力になる教員の割合がわかればどのぐらいか教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

毎年行っております教育の情報化に関する実態調査の、今年の初めの結果によりますとですね、授業中にICTを活用して指導することについては84%、児童のICT活用を指導することについては74%の教員が、割にできる、ややできるというふうに答えております。ICTを使用した指導とか、児童へのICTの活用の指導に関しては50%ほどおりますので、各学校で中核となってプログラミング教育に当たれると考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ぜひ先生へのサポートを、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

茨城県では、新学習指導要領の施行に向けて教員の指導力向上が喫緊の課題であると。そういったために、小中高それぞれのプログラミング教育に対応する教員研修を実施しているところであります。県のほうでも、いろんなエキスパートプログラミング実践講座とか、いろんなものがあって、たくさん本当にしてらっしゃるなって。また、中高生に向けたプログラミングの指導を無料で行う。県のほうもすごく力を入れてるなってことを感じて、たくさんダウンロードして私も拝見いたしました。

当町でも、そのような講座に参加をされているのかどうか、お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えします。

今年度はですね、7月4日につくば市で行われました茨城県小中学生プログラミングプレゼンテーション及び教員研修に、町内の各小中学校より1名が参加しております。それから2月

5日古河市で行われました小学校プログラミング教育推進事業に係る公開授業に関しても、小学校教員から2人が参観いたしました。また、県の教育研修センターで行われておりますICTやプログラミングに関する希望研修に関しまして、4人が受講いたしております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） じゃあ、安心しました。古河市もすごく好評で、皆さんいろんな勉強になったというふうにおっしゃっているようであります。

また、専門性の高い支援員の配置も検討というふうなお答えだったんですけれども、具体的には、どのような人をどのように配置するか。どのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

専門性の高い支援員等につきましては、既に他の教科、領域等でも行っておりますように、地域の保護者または地域人材に広く募集をいたしまして、ゲストティーチャーや授業サポーターという形で参加を呼びかけ、また、やはりICT支援員の配置に向けましては、予算要望をする形で検討していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ぜひ、よろしくお願いします。

では、導入までに1年余りということなんですけれども、時間が本当に迫ってきています。今のうちから力をつけておきたいなというふうに思っているところなんですけれども、ホームページにはつくば市、龍ヶ崎市、あと美浦村など、他市町村ではホームページに大きく掲げながら、プログラミング教育が始まりますよっていうことを具体的に掲げて、先手を打っているんですね。

企業や大学やNPOなどの協力を受けるためにも、児童や教職員はもとより、保護者や地域にも啓発することは非常に大事ななっているふうに思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい。各学校におきましても、学校だよりそれから学校のホームページ等でも広く広報活動をいたしまして、やはり地域に埋もれてる人材等もおるとお思いますので、広く活用していけるように広報していきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ホームページにもぜひ載せていただきたいんですね。そうしましたら、それを見て、これは自分は協力できるなっている人が出てくると思うので、どうか広く皆

さんが見えるように啓発を促していただきたいというふうに要望します。

最後になりますが、今後ますます情報化社会に突き進んで、教育環境も大きく変わっていくことへの対応を、どうか抜かりなく。国や県からの指示だけではなく、町単独で豊かな取り組みを考慮していただきたい。そのように要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、最後に風疹の拡大予防に向けての取り組みについてを質問させていただきます。

妊婦が感染すると赤ちゃんに白内障や難聴など、そういった症状が出る風疹の感染拡大が懸念されております。風疹は、発熱や発疹、リンパ節の腫れなどの症状が出る感染症で、患者のせきやくしゃみを通じて広がってまいります。国立感染症研究所によると、昨年12月10日から16日までの1週間に報告された風疹の新たな患者は127人。昨年1年間で患者数は2,500人を超えてまいりました。2017年の患者数が93人だったのに対して、その約29倍増えている。これは、大流行した13年に次ぐ2番目の多さであります。

患者はほとんどが成人で、性別で見ると男性が約2,000人と8割を占めています。そのうち男性患者の8割は30代から50代。風疹の免疫を持つ人が少ない世代であります。この世代は集団接種の対象が女性のみだったり、その後個別接種に移行したことなどから予防接種を受けていない人が、この年代の中にはたくさんいらっしゃいます。30代から50代の男性で免疫を持たない人は、数百万人に上ると推測され、感染拡大を防止するにはこの世代への対策が急務となっております。

風疹が大流行した12年から13年は、患者数が1万6,000人を超え、45人の赤ちゃんが同症候群と診断されました。そのうち11人が1歳半までに命を落としたということもあり、現在妊婦の間で不安が広がっているところでございます。

厚生労働省では今年4月から21年末までの約3年間、現在39歳から56歳の男性を対象に、全国で原則無料でワクチン接種を実施をすることになりました。対象者はまず居住地の市区町村の医療機関で抗体検査を受け、結果が陰性の場合、予防接種を受けることができます。会社員であれば、職場の健診の際に抗体検査を受けることも可能であります。抗体検査についても原則無料となっております。国は、今後21年末までに30代から50代の男性の抗体保有率を90%以上にまで引き上げることを目指しているところであります。

そこで、町ではどのようにお知らせをして、啓発をしていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 風疹の拡大防止に向けての取り組みについての質問にお答えいたします。

風疹は、「人から人に伝染することによるその発生及び蔓延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病」として予防接種法の定期接種に位置づけられております。妊娠中の女性が風疹に感染すると、子供に目や耳などの障害を含む先天性風疹症候群が生じる可能性があり、一度風疹が蔓延すると、その影響を受けて先天性風疹症候群の発生も増加する傾向が見られます。そのため、風疹の蔓延の予防のために、全世代で集団免疫の獲得を達成する必要があります。国の対策としては、現在は幼児期に2回予防接種を受けることとされ、それ以前は、将来妊婦になる可能性のある女子ということで中学女子を対象に接種が行われてきました。

しかし、昨年7月以降、特に関東地方において30代から50代の男性を中心に風疹の患者数が増加していること、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催により、さまざまな国の人の往来が活発になることが見込まれ、国内で流行している感染症がその期間中に拡大するおそれがあることが懸念されることから、早急な対策が必要となっております。

このような状況に鑑み、可及的速やかに当該男性の抗体保有率を上昇させる必要があることから2022年3月31日までの時限措置として、予防接種法に基づく「風疹の追加的対策」が実施されることになり、本年2月1日の法改正により昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風疹の定期接種の対象とし、公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとされました。

予防接種の実施に当たっては、対象男性の約80%が風疹の抗体を保有していることから、まず抗体検査を受け、その結果で抗体がないことが判明した場合に定期接種を行うこととなります。

この追加的対策は、2019年度からの3カ年計画で段階的に行う方針が示されており、1年目となる2019年度については、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、クーポン券を送付して抗体検査とその結果に応じた予防接種を受けていただくこととなります。

阿見町においても、4月1日から実施される予定の国が示している集合契約による全国共通の仕組みを活用し、町民が抗体検査と予防接種を受けられるよう3月末までにクーポン券を送付するため、現在準備を進めております。なお、1年目にクーポン券を送付しない対象者についても本人の希望により、クーポン券を発行いたします。

制度の周知につきましては、対象者に個別にクーポン券を送付するほか、町ホームページ、広報紙等でもお知らせをしております。

また、風疹の抗体検査を受けるに当たっては、対象者の多くが働く世代の男性であることから、特定健康診査や事業所で実施する健康診断の活用、夜間・休日の抗体検査・予防接種の実

施に向けた体制整備について、関係団体において連携した取り組みの検討が進められております。国からの情報が随時出されている段階ですので、それを注視しながら迅速に準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 関東地方に患者数が増えているということでしたけれども、茨城県の患者発生の状況を教えていただきたいと思えます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

茨城県内の発生状況でございますけれども、平成30年1月1日から平成31年1月17日までに77件、県内で報告をされていますけれども、全て8月以降に集中しております、ここ数年の報告数を既に超えているというような状況でございます。患者の中心は、これまで制度で風疹の公的な予防接種を受ける機会が少なかった30代から50代の男性ということになってございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） やはりそうですね。ありがとうございます。

この中で、集合契約による全国共通の仕組みとか、夜間休日の実施体制とか、今までの予防接種の実施体制と少し違うようですので、少々わかりづらい部分がありまして、そのあたりお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

今回の追加的対策の対象者の多くは、先ほど答弁にございましたように働く世代の男性でありますので、居住地以外でも風疹の抗体検査や定期接種を受けられるように、実施体制を整備する必要がございます。このように、今回の対策では対象となる方が成人男性であり、可及的速やかに効果を上げる必要もあることから、国が主導的にですね、調整して、新たなスキームが導入されたということでございます。居住地以外でも抗体検査や予防接種を受けられる体制ができるということでございます。

具体的には、市町村は全国知事会に契約を委任し、全国の医療機関と検診機関は日本医師会に契約を委任し、そして全国知事会と日本医師会が集合契約を結ぶことによって、全国の医療機関と検診機関で検査や予防接種を受けられるようになるというものでございます。また、費用の請求と支払いにつきましては、国保連合会や国保中央会が代行して行いますので、医療機関と市町村の事務の負担が軽減されるというイメージでございます。

ですから、集合契約により居住する市町村の実施機関に限らず、全国の実施機関で抗体検査や予防接種ができるということになります。既に実施されている医療機関での対応や、それから特定健診と職場での健診で受けられますので、現在の現行体制の範囲ではありますが、休日や夜間、昼間の健診の機会に受けられるということになるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。4月1日からということなんですけど、迫ってまいります、間に合うのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） クーポン券の発行については、それに間に合うように現在事務処理を進めているということでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、新たな風疹対策が現場で着実に実施されているかどうかは、今後の各自治体の取り組みについてかかっております。当町においても、風疹の感染予防のために受診を促す仕組みをしっかりと啓発していただきたい。いろんところで促していただきたい。30代から50代だけでなく、風疹の恐ろしさをホームページなり広報なりで、また再度周知していただきたい。そのようお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、14番紙井和美君の質問を終わります。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

質問席に移動をお願いいたします。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず1項目め、保健事業の拡充について、6点にわたってお伺いいたします。

まず初めに、昨日の町長の施政方針に、次の時代に向けて重点的に取り組むべき施策を「阿見未来プロジェクト」と名づけたとありましたが、その1つと確信する子育て世代包括支援センターについて今回は伺ってまいります。

昔と違って、今は核家族化や地域のつながりが希薄になり、地域で妊産婦やその家族が支える力が弱くなり、妊娠・出産・子育てへの不安や負担が増加しており、新聞でも報道されていましたが、妊産婦の亡くなられた方の死因のトップが自殺という非常にショッキングなデータ

であります。妊娠中や出産後1年未満に死亡した妊産婦のうち、自殺が3分の1以上を占めていたと。こういったようなデータです。死因としては、産後に発症する産後鬱が、これが原因の1つであるというふうに考えられております。

平成26年9月、平成27年9月、12月と切れ目のない子育て支援策や、阿見町版ネウボラの取り組みについても質問して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援というのが大事だというふうにはずっと訴えてきましたが、市町村においては平成32年度までに子育て世代包括支援センターを開設し、ワンストップで行える拠点として整備することになりました。県内では、既に平成30年度までに21市町村で立ち上がっております。

地域のさまざまな機関とのネットワークの構築が要件の1つとされていますが、阿見町におきましては31年度いよいよ子育て世代包括支援センターが開設となりますが、支援体制の概要についてお伺いいたします。

妊産期の支援、出産直後の支援、子育て期の支援の取り組み、相談窓口あるいは相談室の設置についてどのように行っていくのか。また、産後ケアの事業として医療機関での通所型、宿泊型の利用内容と、産婦健診費用の助成サポート体制の取り組みについてどのように行っていくのかお伺いいたします。

2点目、スマートフォンやタブレット端末で使える電子母子手帳の普及が進んでおります。予防接種や定期健診のタイミングを通知してくれたり、健康診断のデータなど、発育状況を家族で共有できたりと、紙の手帳にはない便利な機能で子育て支援につながっており、データ保護の観点からも利点があり、導入する自治体が増えております。

例えば、現在風疹が流行しているが、自身が子供のころに予防接種を受けたかどうか確認しようとしても、親も記憶が定かでなかったり、母子健康手帳もなくなっている場合も、予防接種などの記録が電子化されているとデータはサーバー上に保護されているため、端末があれば確認することもできます。子育て世代の育児の負担を減らすことができれば、保健師等の多忙感の軽減にもつなげられ、その分より育児に課題を抱えている母親に時間を割き支援することができるようになるのではないのでしょうか。

新たなコミュニケーションツールとしても活用でき、核家族が進む若い世代に安心して出産・子育てができる環境づくりとして、電子母子手帳のサービスを導入することはできないか。

3点目、結婚後2年たっても妊娠しない状態を不妊の定義としております。晩婚化を背景に、不妊で悩む夫婦の割合が年々増加し、不妊治療を受けるなど妊娠・出産を目指す活動を妊活と呼ばれ、実際に不妊治療や検査を行ったことのある夫婦は6組に1組とされています。

また、不妊治療で大切なことは、男性が積極的に向き合うことで、とにかく女性が矢面に立たされがちですが、男性側に不妊の原因がある場合も多いと言われております。女性の体外受精

や顕微鏡受精などの特定不妊治療には助成が行われていますが、一方で妊娠するけれど2回以上の流産や死産を繰り返す不育症に悩む女性も増えており、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。

検査や治療をすれば約8割以上が出産できるようになると言われているものの、治療費は保険適用外のものが多く、患者の経済的負担になっています。県内の自治体で進んでいる不育症の検査、治療に公費助成としての取り組みはどうか。

4点目、妊婦が風疹に感染すれば、赤ちゃんが難聴や白内障、心疾患などになる先天性風疹症障害にかかって生まれてくる可能性があります。風疹拡大を防ぐために、厚生労働省は今年の2月1日予防接種に基づく定期接種の対象に、抗体保有率が他の世代に比べ低かった39歳から56歳までの男性の抗体検査と予防接種を、この春の4月以降から2021年度までの3年間無料化にする内容を加えました。

2019年度は、まず患者の多い39歳から46歳までの男性に受診券を送り検査受診を促し、47歳から56歳まででも市町村に連絡すれば受診券が発行されることになっていますが、阿見町の各年代層の対象者は何人になるのか。また、休日夜間の受診対応の取り組み、勧奨についてどうなのか。

5点目、小児インフルエンザ予防接種助成についてであります。インフルエンザは毎年多くの方が罹患する一般的な病気ですが、高齢者や小児は重症化しやすく、幼稚園・小学校などでは集団感染により学級閉鎖されるなど、社会的な影響もあります。さらにインフルエンザの予防接種は毎年接種する必要があるため、保護者の経済的負担も大きく、任意予防接種の中でも優先度が高いと判断されるところであります。

インフルエンザは、予防接種を行うことでかかりにくくなったり、かかった場合も重症化を抑えることができるとされております。生後6カ月から13歳未満は2回の接種が必要とされておりますが、阿見町では小児インフルエンザの任意予防接種の費用の助成は、接種1回のみで1,000円であります。多くの市町村のように、現行の1回から2回に予防接種の助成を拡大することはできないか。町長の見解をお伺いいたします。

6点目、肺炎の主な発症原因である肺炎球菌の感染防止へ向けて、2014年から65歳の人を定期接種の対象として指定。さらに70、75歳と5歳刻みの年齢に達する人が接種を受けた場合も、2018年度までの5年間を経過措置として65歳の人と同様に公費助成の対象としてきましたが、接種率が最も高い世代でも40%台にとどまっているため、接種率を高めるため成人用肺炎球菌ワクチンの公費助成が今年5年延長され、65歳の人々の定期接種から5歳刻みの年齢に達する人も2023年まで公費助成となりますが、はざまの年齢は対象外であります。

65歳以上全ての年齢で、生涯1回は公費助成の対象になるように拡充できないか。また、未

接種者に対する勧奨についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波議員の保健事業の拡充についての質問にお答えいたします。

1点目の，阿見町版ネウボラの取り組みについて，であります。

ネウボラとはフィンランドの妊娠・出産・就学前までの子育て支援施設のことで，フィンランド語で「助言，アドバイスの場所」という意味です。この仕組みを参考に，日本においても平成29年4月1日に母子保健法が改正され，妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て包括支援センター」の設置が規定され，市町村は平成32年度末までに同センターを設置するように努めなければならないこととされました。

当町でも，本年4月1日に阿見町総合保健福祉会館内の健康づくり課に同センターを開設し，妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っていく予定であります。

今回設置するセンターは，母子保健型で，母子保健事業との連携の強みを活かし，保健師等の専門職が，妊娠期から子育て期にわたり，さまざまな相談に応じ，その状況を継続的に把握し，母子保健サービス等の情報提供を行ってまいります。そして，必要に応じて，関係機関と協力して支援プランを作成し，妊産婦等を包括的・継続的に支援してまいります。

御質問の妊娠期の支援については，妊娠届け出及び母子健康手帳交付の手続を，これから支援を開始する大切な機会と捉え，保健師が全員について必ず面接を行ってまいります。この際，相談室として，リラックスして話ができるよう専用個室を設け，そこで妊婦さん全員を丁寧に把握し，必要な支援を行っていく予定です。

また，出産直後の支援としては，産婦健診や産後ケア事業を新規で開始し充実を図ってまいります。そして，出産2カ月ごろまでに，全員の産婦と乳児の家庭訪問を行い，母子の健康状態や育児についての相談支援を実施してまいります。

その後の子育て期には，乳幼児健診や育児相談等を活用して情報の提供と助言を行ってまいります。必要に応じて，子育て支援センターや子ども家庭課等の関係機関との連携を図り，保護者が不安なく安心して子育てができるよう，切れ目のない支援を行ってまいります。

2点目の，電子母子手帳のサービスを開始できないか，についてであります。

電子母子健康手帳とは，保護者が持つ母子健康手帳を電子化して，情報を管理したり，自治体からの通信ができるというものです。県内でも導入している自治体がありますが，これらはあくまで母子健康手帳を補完するものであり，一方通行のサービスとなります。町では，先に

御説明いたしました子育て世代包括支援センターの開設により、対象者の方に直接関わり、顔の見えるサービスを充実させていきたいと考えております。

一方で、保護者の方の情報管理の面では有効であるため、母子健康手帳とは別に、予防接種管理、育児記録について、無料で利用できる類似アプリケーションの紹介を行っており、お知らせ機能については、あみメールで情報発信を行っているところです。今後はこの機能についてもさらに有効に活用して、情報発信を行ってまいります。

3点目の、不育症検査・治療に公費助成としての取り組みについてであります。

不育症とは、妊娠しても、流産や死産を繰り返して元気な赤ちゃんが得られない状態のことです。治療により多くの方が出産することができるという研究結果が出されていますが、その検査や治療は保険適用のものと適用外のものがあり、保険適用外の検査・治療を行う場合には経済的な負担は大きくなることから、公費助成については、国や県の動向を注視するとともに、近隣自治体の状況も踏まえながら検討をしております。

4点目の、風疹の追加的対策についてであります。

対策の概要については、先ほど紙井議員にもお答えしたとおりでございます。

御質問の対象者につきましては、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、5,950人です。1年目の2019年度については、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、2月末日時点で対象者を確定することとされており、本町においては2,700人で、この方々には3月末までにクーポン券を送付いたします。また、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性は、3,250人です。2年目の2020年4月以降のクーポン送付の対象者等については、国より追って示されることとなっております。

5点目の、小児インフルエンザ予防接種助成の拡大についてであります。

インフルエンザは、通常の風邪と比べ、症状が重く、ときにインフルエンザ脳症など重症になる場合があります。感染力が強いことも特徴で、例年12月から3月の流行期には多くの方がインフルエンザにかかっています。

町としましては、インフルエンザワクチンを接種される際は、副反応などについても十分御理解をいただいた上で、重症化を予防するために受けていただきたいと考えておりますが、直接の感染を防ぐものではありませんので、手洗いや体調管理、人混みを避けるなどの予防行動を徹底していただくことも啓発しております。

県内の小児インフルエンザ接種費用の任意助成の状況につきましては、現在43市町村が公費助成を行っており、対象助成金額は各自治体で異なっております。本町では、生後6カ月から中学3年生までのお子さんを対象に、1回、1,000円の助成を実施しております。町としては、インフルエンザワクチンの接種を積極的に勧奨しつつ、助成金額については、今後も引き続き

検討してまいります。

6点目の、高齢者肺炎球菌予防接種についてであります。

高齢者の肺炎球菌感染症は、平成26年10月より予防接種法に基づく定期接種の対象となり、町では1件につき3,000円の助成をしております。また、平成30年度末までの5年間の経過措置として実施していた、65歳から5歳刻みで100歳までの高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種について、今般国において5年間の延長が決定されました。これにより、2023年度までの5年間の段階的实施をもって、既に接種歴のある方を除く65歳以上の全ての方に、再度、1人1回、定期接種の機会が設けられることになりました。

さらに本町では、平成29年第2回定例会で難波議員より御質問いただきました、定期接種を受けることができなかつた方や、経過措置におけるはざま年齢の方に対する救済措置といたしまして、町独自の助成制度を平成31年度より開始し、接種機会の充実を図ってまいります。

肺炎球菌感染症の予防接種は、その効果が長期間持続し、特に高齢者の肺炎予防に高い効果が認められており、町としましても1人1回、予防接種を受けていただきたいと考えておりますので、できる限り定期接種の機会を逃さず接種していただけるよう引き続き接種勧奨に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいま18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は6時20分といたします。

午後 6時11分休憩

午後 6時20分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開催いたします。

難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

まず、再質問を何点か御質問させていただきます。

今回、出産直後の支援ということで、まず産婦健診と、あと産後ケア事業、この2つの事業が新規になったということで、まず産後ケアについて概要をお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず産後ケアの事業の概要でございますけれども、家族等から十分な家事、それから育児などの援助が受けられない4カ月未満の産婦、それとのお子様で、産後に心身の不調や強い育児

不安等がある場合などに、近隣の産婦人科医療機関に業務を委託しまして、宿泊または通所で保健指導や育児支援を行うものでございまして、乳房の管理や沐浴、その他必要な保健指導が受けられる事業でございます。

自己負担としましては1泊5,000円、通所で1回2,500円。非課税世帯、生活保護の世帯は自己負担なしということで考えてございます。また、1人につき7日を限度としております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。1人につき7日ということで、限度ということで1週間ですよね。宿泊費があり、それぞれ7日、あわせて7日という認識でよろしいでしょうか。お教えてくださいますか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

宿泊と日帰り、あわせて7日ということでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

それでは、次に産後ケアの委託する医療機関ということで、前回の全協のときの御説明のときに、現時点では土浦の独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター、それとあと牛久市のセントラル病院という御説明がございましたけれども、その中に阿見町の医療機関は入ってなかったんですけれども、東京医科大学茨城医療センターでは委託できないものなんでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

御質問の東京医科大学茨城医療センターでは、現在産後ケア事業を実施していないというのが実情でございます。今後病院のほうを実施するということになった場合には、町としましても委託の方向で進めていきたいというふうに考えておりますので、病院との情報交換を引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） そうしますと、阿見町の妊婦さん、出産先っていうのは、医療機関の状況をわかれば教えていただけますか。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。阿見町の町民の方が出産している医療機関の状況でご

ざいですが、平成29年度出産された件数が367件ございまして、多い順では医療機関としましては、多い順でまつばらウイメンズクリニック、それから2番目としまして土浦協同病院、3番目が東京医大茨城医療センター、こういう順になっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今回は出産したところでなくても委託したということで、今後こういった病院とも契約、委託は可能なんでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康づくり課長田邊好美君。

○健康づくり課長（田邊好美君） はい、お答えいたします。

本来であれば出産した病院で産後ケアが受け入れるというのが、一番安心して使えるというところかと認識しておりますけれども、一番多いまつばらウイメンズクリニック、土浦協同病院、東京医大茨城医療センター、どちらも産後ケアの事業を実施しておりませんので、その次に多かった独立法人国立病院機構霞ヶ浦医療センターとつくばセントラル病院ではやっておられるということで、そこをお願いすることにいたしました。そちらの出産先ということでも、そちらを御利用いただけるということになります。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今後またぜひ近くの病院でできるような働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、産後健診の概要をお教へください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

産後健診の概要でございますが、産後2週間と1カ月の産後健診の費用を助成するというものでございまして、受診票を町のほうで発行しまして、医療機関に健診委託料を支払うということになります。産婦1人につき5,000円を上限に2回を助成するというものでございます。産後は産後鬱など精神的に不安になることから、心身両面の健康診断を受けていただきまして、産科医療機関と連携して産婦さんの心のケアが早期にできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 丁寧な、またお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に子育て世代包括支援センターのことについて、詳細をお聞きたいと思ひます。

ですけれども、御答弁では阿見町の総合福祉会館さわやかセンター内の健康づくり課に開設し、相談室と専用の個室を設けていくということでございますけれども、窓口や相談室、住民から妊婦さんからわかりやすくする、そういった看板の設置、またこれから新設しましたよ、するんだよという、そういう周知方法についてお考えがあればお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

子育て包括支援センター、さわやかセンターの中に設置するというので、看板については設置をしております。また、母子健康手帳交付時の交付場所の変更等につきましても、親しみやすいようなポスター等を掲示しまして、そのほかにチラシなんかも設置をしていきます。

ポスターの掲示、チラシの配布場所としましては役場、うずら出張所、図書館、そのほか各公民館や子育て支援センターなどを予定しております。そのほかに、「広報あみ」ですとかホームページでも広く周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。初めてのところですので、わかるようにお願いしたいと思います。

そうしましたら、入り口にもそういった、ここですよという、そういった立て看もできるということではよろしいのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 健康づくり課があるところに、子育て世代包括支援センターの看板は設置しております。そのほか、入ってきてすぐわかりやすいように、かわいらしいポスターなんかで広く周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

そして、また今回新たに子育て世代包括支援センターが開設したということで、新たな事業ということで妊産婦さんや乳幼児に対して、全員の取り組みを丁寧に行っていくという御答弁でございましたけれども、職員の対応として相当な時間、また手がかかるとは思いますけれども、妊産婦さんは急激なホルモンの変化によって心身ともに最も不安定な時期でもありますし、また虐待防止においてもこの間の支援は重要になってまいりますけれども、この取り組みは、子供を安心して産み育てていける阿見町にしていくためにも、非常に重要なものでありますけれども、ぜひとも充実したものにしていきたいと思っております。

阿見町の根幹をなす、そういった言い過ぎではないくらいのセンターかと思います。そこには、当然母子保健コーディネーターというような責任の職員の配置、また増員などは対応は大丈夫なんでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

まず初年度につきましては、健康づくり課の母子保健担当の保健師がセンター業務を担当させていただきます。基盤づくりを行ってまいります。

母子保健コーディネーターにつきましては、母子保健型の子育て包括支援センター運営、それですとか、各種事業や関係機関との調整などをコーディネートする役目を負うものでございまして、これは保健師のほうが行ってまいります。人材の確保等の問題もありまして、翌年度からは、さらに充実が図れるよう体制も含めて検討してまいりますというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

電子母子手帳ということについて、再質問させていただきます。この質問は、以前にも久保谷充議員からも御質問があったかと思ひますけれども、母子電子手帳を導入している自治体の状況をわかればお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

近隣の自治体では、稲敷市と龍ヶ崎市が平成28年の12月から導入を開始しているというふうに伺っております。市町村によって、この電子手帳の登録率は大きく違うようでございます。

登録している保護者の方からは、予防接種の管理に便利ですとか、子育て情報が得られるのでいいというふうに、そういう声が聞かれているようでございますし、まだ登録されていない方からは、登録が面倒だというような意見もあるように聞いてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 導入費用なんかわかりましたら、お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。今、お答えさせていただきました稲敷市と龍ヶ崎市が委託している事業者の場合ですと、人口規模により金額が違うようでございますけれども、年間約60万円から80万円ぐらいのようでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。電子母子手帳は、本当に導入すれば時期に合った情報提供が発信できる、当然そういったメリットもありますし、また町からの情報が流れますので、つながっているという安心感も感じられると思います。

また、行政が開始しております育児教室。そういった参加できなかった人向けにも動画配信、そんなものも行っていると聞いておりますので、大切なデータはバックアップされ、災害時などいざというときでも失われることはありません。核家族が進む中であっては、離れた地域に住むおじいちゃん、おばあちゃんなど、家族との共有機能ができ、また個々のデータを蓄積、子供の成長に応じた、これ医者がおっしゃってましたけれども、適切なヘルスケアの体制も整えることにつながれるということでもあります。

今後、活用の幅がより広がると考えられております。保健師さんの負担軽減にもつながれるものと考えられますが、検討課題に上げていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

電子母子手帳でございますけども、あくまでも現在の母子手帳を補完するようなものでございまして、妊娠期と子育て期の情報がアプリ登録者の妊娠月齢や乳幼児期の月齢に合わせて送信されるというシステムということで、育児書の情報がその都度送られてくるようなイメージで、それもあればサービスとしては非常によいと思っておりますけども、保健師の場合は、直接相談ができる人材でございますので、電子母子手帳とまた役割は、人では異なるということでございます。

そういうことで、さきに御説明いたしました子育て世代包括支援センターの役割の1つとして、妊娠から子育て期までの状況を把握すると。これ全数把握するということで、この時期の必要なサービスや、それから社会資源を検討することがございまして、町としては妊娠・子育て期の対象者の状況からどのような情報が必要になるかも検討して、より有効な情報提供や具体策を検討していくことが大事であるというふうに考えてございます。

また、妊娠期から全員と面談して保健師と相談関係をとっていきますので、その安心感は妊婦さんとか子育て期のお母さんにとっては、安心感は大きなものになると期待ができます。答弁にありましたとおり、まずは子育て包括支援センターによる顔の見える関係、顔の見えるサービスを充実していきたいと思っておりますので、この電子手帳については引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。引き続き検討課題に上げていただきたいと思えます。

次に、不育症についてでございますけれども、県内で不育症治療に対する助成を行っている市町村をお教え願えますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

県内では、現時点で13自治体、不育症に対する助成を行っております。市町村名で行きますと水戸市、東海村、常陸太田市、日立市、高萩市、行方市、鉾田市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、龍ヶ崎市、牛久市、かすみがうら市の以上13自治体でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 不育症の治療にかかる費用はどのくらいかお教え願えますか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

国立研究開発法人の日本医療研究開発機構の情報によりますと、不育症の一次スクリーニング検査、それから治療というものはほとんどが保険の適用ということになっているようでございます。一般に有効性、安全性等が十分に確認されていない研究段階の検査や治療については、医療保険が適用されませんので、そのため、それらの検査や治療については費用が大きな負担になっているということでございます。

対象者の方の状況により、治療の内容ですとか期間が異なるために、一概に金額、費用というものは把握が難しいというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。非常にお薬が進んで、本当に随分治療ができて出産に結びつくということでありますので、また、ぜひ前向きに検討をお願いしたいなと思えますけれども。

不妊症とあわせて、私今回調べておりました。そうしましたら、不育症のことにに関して、それとあわせて平成30年度県内で、不育症も不妊治療なんですけれども、そこに不妊治療費助成事業実施市町村の案内がありました。そこに男性不妊治療の助成自治体の一覧も表示されておりましたけれども、それを見て愕然としたんですけれども、44市町村の中で36の自治体に助成があったんです。そして阿見町はありませんでした。

今回、女性の不妊治療費助成についての質問ではありますが、やはり夫婦で向き合っていく

妊活でありますので、夫婦一緒に治療を受けてもらいたい。治療方法や妊娠への準備など共通意識を持つために、阿見町でもやはり保険適用外の男性の不妊治療の助成に、不育症の治療もあわせて、ぜひ取り組んでいただきたいと思うものなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

不育症の治療、それから男性不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減、それと少子化対策の推進を図るために、現在行っている不妊治療費助成内容を充実していくということは非常に重要であるというふうに考えておりますので、今後拡充する方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願いいたします。また、お子さんがより多く阿見町にも増えることが確信できる御答弁だったかなと思います。

それでは次なんですけれども、小児インフルエンザ予防接種の費用助成について再質問させていただきましても、答弁で検討するということは前向きにというふうに捉えてよろしいでしょうか。お答え願えますか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

インフルエンザワクチンの助成ですけれども、先ほどもありましたように県内で助成を行っているのは44市町村中当町含めて43市町村でございます。その中で、阿見町では昨年10月から子育て世代の経済的負担を軽減するための支援策といたしまして、18歳までの医療費無償化、これを実施しております。県内で、18歳までの外来を含めた所得制限なし、一部負担金なしとして行っているのは、平成30年度末で当町含め6自治体となっております。この拡大措置によりまして、町では年間ベースで約1,000万円超の支出の増額が見込まれているところでございます。

このように、町としましては病気になったときに経済的負担の大きい医療費の無償化を優先して行っているというのが現状でございます。予防という意味では、予防接種は非常に有効であるというふうに考えてございますけれども、さらなる助成につきましては、医療費も含めた子育て支援対策全体の中で引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。財政が厳しい中で、非常によくわかりますけれど

も、阿見町が他市町村と比較して劣ることのないようにしていただきたいとは思うんですね。44市町村の中で1回のみというのは、何と阿見町だけということであります。1回でも2回分まとめて2,000円、他は全て2回の助成になっているんですね。費用対効果からしても、インフルエンザが大流行した場合、医療給付費が伸びますよね。そうすると、当然当初予算にもしかしたら上乘せの補正を組む場合も出てくると思いますけれども、阿見町として医療にお金をかけるのか、予防に重点を置くのか、その辺はよくよく精査していただいて、考えていただければなと思います。

ここで教育委員会のほうでインフルエンザによる今年度の学級閉鎖の現状、また定義、どういう状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今年度ですね、阿見町の小中学校の学級閉鎖の状況ですけれども、12月の17日からですね、12カ所・12学級、学級閉鎖が起こっております。そのうち中学校が1学級、残りが全部小学校になります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 定義ですね。人数こう……。8人休んだらという、だと思えますけど正確な。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） 失礼しました。お答えいたします。

定義はですね、クラスの20%、2割の人数がお休みになったときに学級閉鎖になるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 毎年大変……。今年はどうだったんでしょうか。去年とか。済みません、お教え……。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

データはないんですが、役場の職員で見ると、かなりインフルエンザかかった職員が多くいたという状況、実はあります。ただ学校ではですね、そんなに例年と変わらないんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

実は親戚の子が亡くなりまして、インフルエンザで。一晩です。そしたら、事故だと思ってくださいって言うんですよね、ドクターは。確かに事故ですよね。そういう、怖いですよね、実際は。みんな蔓延しますけれども。やはりインフルエンザを打っておくべきだったんじゃないかな。

小学校のお子さんお二人を持つお母さんが言われたんですけれども、要望なんですけれども、下の子が小学校に上がって、もういろいろお金かかるし助成も1回なので1回しか打たないよと。そのようなお話を聞いた次第なんですけれども、ここでインフルエンザワクチン接種をなぜ2回必要なのか、専門家のほうから御説明いただければ。よろしくをお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁はできますか。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 専門ではないんですけども、一般的に言われてることで回答させていただきたいと思います。

原則的には13歳未満のお子様はワクチンの2回接種が望ましいというふうにされてございます。理由といたしましては、13歳未満の子供はインフルエンザワクチンにさらされた機会が少なく、また過去にワクチン接種を受けた回数が少ないためにインフルエンザに対する基礎免疫を獲得していることが少ないということだそうです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ぜひ、これ以上は言いませんけれども、精査していただいて、近い将来というか、この冬のそういった流行がありますけれども、それには間に合えばありがたいなと思いますけれども。これ以上は御答弁、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。現時点で、今度の、次の、来年度の冬の流行に間に合うかどうかというのはちょっとお答えするのはちょっと難しいんですけども、予防にお金をかけていくというのは非常に重要だと考えておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。よその地域より本当に劣ることのないようによろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。よろしく願い申し上げます。

移動販売車による買い物弱者支援……。

○議長（吉田憲市君） 2問目ですか。

○13番（難波千香子君） はい，2問目です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 引き続き，質問に入らせていただきます。

移動販売車による買い物弱者支援についてお伺いいたします。

移動販売車による買い物支援は，移動手段がなく買い物にお困りの方に自宅また近隣の公園，広場，集会場等で買い物の機会を提供するだけでなく，商品を自分の目で選んで手にする，こういった買い物の楽しみや，住民が集うコミュニティの場として多くの高齢者の方から待ち望む声が聞かれております。

平成29年12月の一般質問でも買い物弱者を支援する移動スーパーの取り組みについて質問させていただきましたが，平成31年度秋ぐらいの実施ができればと考えていますとの御答弁内容でありましたけれども，平成31年度予算の事業内容に上がっておりませんでしたので，今回は現状や進捗状況，今後の展開などを質問させていただきたいと思います。

1点目，施行運行実施時期はどのようになっているのでしょうか。

2点目，市場調査の把握の進捗状況，実施候補地の想定区域についてはどうでしょうか。

3点目，民間事業者との情報共有，実施回数，時間帯，運行ルート，品目数はどのようにされていかれるのでしょうか。

4点目，移動販売車の台数，車両購入費などの補助，助成制度はどのように考えておられるのでしょうか。

5点目，周知・啓発方法，見守り活動協定は今後どのように行っていかれるのでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 移動販売車による買い物弱者支援について，お答えをいたします。

移動販売車による買い物弱者支援につきましては，平成30年12月の第4回定例会において難波議員の御質問にお答えしたとおり，身近な場所で食料品などの生活に必要な物を購入できる店舗がない地域においては，移動手段を持たない高齢者にとって，買い物支援は重要な課題と認識しており，当町では，その対応として，移動販売を実施している事業者と連携し，平成31年度中に移動販売車による買い物支援の実施を目指していくものであります。

今回は，その後の状況についての確認の意味での御質問の趣旨かと思ってお答えさせていただきます。

1点目の，施行運行実施時期についてであります。

現在、新年度である2019年9月の第3回定例会に補正予算の計上、10月に事業者との契約という工程で進めたいと考えております。契約締結後、事業者において移動販売車の確保と改装に3カ月を要しますので、運行開始時期は早くても2020年1月になるものと想定しています。

2点目の、市場調査の把握の進捗状況、実施候補地の想定区域についてであります。

当初は3月に各区長への説明を行い、販売地域を選定することを予定しておりましたが、この時期は各行政区において総会や、多くの行政区で区長の交代もあることから、4月以降の早い時期に区長説明を予定しております。実施候補地の想定区域につきましては、町中央部や西部地域の買い物や交通が便利な地域を除いた区域を想定しております。

3点目の、民間事業者との情報共有は。実施回数、時間帯、運行ルート、品目数は、についてであります。

区長からの停留場所の提案を取りまとめた後、事業者において現地調査後、具体的な協議に入ります。品目数については、生鮮食料品や日用品などの購買頻度の高い生活必需品、約400品目程度を想定しております。

4点目の、移動販売車の台数、車両購入費などの補助、助成制度は、についてであります。

最初は1台より始めたいと思っておりますが、停留場所の拡大などにより必要となれば柔軟に対処したいと考えております。また、事業者に対する助成については、利益分を除く必要経費に対する支援を考えておりますが、具体的には今後協議をしていく予定です。

5点目の、周知・啓発方法。見守り活動協定は、についてであります。

対象となる地域においては、町や事業者が作成したチラシの戸別配布、地域の役員さんによる声かけなどを依頼したいと考えております。見守り活動協定は、今後事業者と協議してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） では何点か。御答弁の中で事業化に向けた今後のスケジュールということで、区長説明を予定してるということですが、具体的にどのようにやっていけるのでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず答弁にありましたように、対象区域となる行政区の区長さんを対象といたしまして説明会を行ってまいり予定でございますけれども、この方法につきましては、町が主催する区長会議等もございますので、区長会とも相談しながらその説明方法については、今後検討を進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひいたします。また事業者による移動販売は、阿見町にも以前稼働していたケースもあるんですけれども、撤退を余儀なくされた、そういったお店もありますけれども、そういうことに今回もならないように、やはりかなりの協力が必要ではないかなと思うんですけれども、事業者に対する助成に対しては、答弁では利益分を除く必要経費に対する支援を考えておられるということで、そういった答弁でありますけど、そうしますと、1日の売り上げをどのくらいに試算しておられますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

議員御質問のあったとおりですね、売上高が低いと事業が成り立っていかないという、撤退してしまうという可能性が高くなっていくということもあると思います。まずは地域の声かけなどの協力をいただきながら、町と、行政と事業者が一体となって実施していくのが望ましいと考えております。で、1日当たりですね、5万円程度の売り上げを想定をしているというところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） そうしますと、1カ所何人ぐらい集まっていたらという想定で、やはり進んでいくのかなと思うんですけれども、どう考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

できれば1カ所10人ぐらいは集まっていたらというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） そういったことも地域の方に御協力していただけるように、説明会ではお話していくということでもよろしいのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 済みません、今ちょっと聞き逃してしまいました。申しわけございません。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。もう1回。

○13番（難波千香子君） 今1カ所、飯野部長のほうから10人ぐらいはという思いを御答弁していただいたんですけれども、そういった思いを、やはりこちらの町と事業者との間でやっていくと成り立つということ、来ていただく住民にも一緒に協力していただくというよう

な事業になると思いますので、その辺のことも、事情もわかっていただいて、みんなで協力するんだよという、そういうこともしっかり区長会なり……。やはり1人でもいいのかなという、その辺のね、温度差があると思うので、お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 大変失礼いたしました。

議員おっしゃるとおりに、住民同士の支え合い、これがやっぱりあってこそ買い物支援で人が集まってくるということもございます。地域の方にも十分わかっていただいて、地域の方が協力してもらって、地域で呼びかけをしてもらおう。やっぱり、なかなか時間と場所を周知しても集まらないということもあろうかと思います。

やはり地域の方が呼びかけあって、この事業を盛り立てていくということは非常に大事だと思いますので、そこら辺も区長さん、それから実際にこれから希望とかとっていくんですけども、その希望する行政区に対しては、十分にですね、そういったことでみんなで支え合っこの事業を進めていこうということで、声かけ等をお願いするというので、十分に周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひしたいと思うんですけども、答弁の中に地域ですね、実施候補地の想定区域は町中央部や西部地域の、買い物が便利な地域を除いた区域を想定しておられるとの御答弁でございますけれども、中央部、西部、相当広い地域でございますけれども、それを除いちゃうと、そうすると東部と霞ヶ浦沿いなのかなという、その辺理解が、なかなか答弁から読み取れなかったもので、近隣店舗のもちろん配慮もしながら、具体的にこういうふうな地域にしますよっていうのが、やはりあっていただいたほうがいいのかなと思うんで、お答えいただけますか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

現在、詳細を詰めているところでございますので、現時点で具体的にはまだ申し上げられませんけども、生鮮食品、それから日常生活用品など店舗などが立地している場所、それから店舗から500メートル以内の地域も含まれますけども、また公共交通がある地域は除くという意味でございます。ですので、例えば西部地域といって朝日中地区を全部抜いてしまうとか、そういうことではございません。それから、また同じ行政区でも利便性が高い地域と低い地域、行政区も範囲が広いので、そういうところもあると思いますので、そういったところは考慮してまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにせよ、今回試行ということで始めたいというふうに考えてございますので、当初は

入っていないくても、その後要望がある地区等については、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そうしましたら、1日の販売マックス、運行回数というのも、それも随時検討するという事でよろしいんですね。今ここではお答えできないと思います。

週2回とか1回という当然、あと土曜日ですかね、そういった希望されている地域もありますので、そういった地元の声を十分反映していただいて、こういった移動スーパーでも土・日だけやっていただいているところもありますので、そういったことも考えて今後いかれるのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

販売する場所とか、そういったところについては、地元で場所等については決めて、要望していただくということになります。で、希望する日とかですね、場所について、要望については、今後事業者決めて進めていくわけなんですけども、事業者にも伝えていきますけども、まず試行ということで始めますので、段階的に進めてやればよいというふうに考えてございますが、現時点では月曜日から金曜日までの週5日程度で、先行している自治体の例なんかを見ますと、そういうところで進めてございます。

また、事業者の実績からいくと、割と日曜日とかは近隣に家族の方がいらっしゃる例が多くて、ほとんど販売実績がないというふうな、実際に行った実績からは、そういうような意見も聞かれているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 今後場所を決定していかれますと、地図に落としていくと思うんですけれども、その辺、一段落で、いつごろまでこれは仕上げていかれるおつもりでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、4月に対象とする地域の区長さんに説明をまず行っていきまして、その後5月に上旬連休がありますんで、その後になるかと思うんですけども、移動販売を希望する場合には、停留所——移動販売車がとまる場所ですね、の候補地を決めていただきまして、それを取りまとめた後、事業者のほうへ提出をしてですね、事業者が現地を確認してル

ートを決めていくということになります。その後実際のマップを作成していくということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今回、この事業に当たって、やはりかなり補填という、町のそういうことが出ないことを望むんですけども、みんなで支えていくそういう事業になるかと思うんですけども、その事業の目的、理念、そういうものはつきりしてないと、やはり厳しいのかなと思うんですけども、その辺、もしありましたら、ぜひお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、高齢等によるですね、買い物弱者への支援というのは、もちろんでございますけども、そのほかに外出の機会を設けることによって、買い物する場所まで歩いていくということで、買い物場所でのほかの人との触れ合い、こういったものも期待されますので、それによるフレイルの予防、要は要介護にならない予防ですね。それから近所での声かけ、それから高齢者が歩いていく場合に、近所の人と一緒に買い物をしながら付き添っていくというような、そこから始まる地域での支え合い活動、こういったものを期待しているものでございます。

住民同士の触れ合いなど、地域力を活かした介護予防にもつながりますし、高齢者の買い物支援といった生活支援の体制づくりにもなります。また、高齢者の見守りを兼ねるということも期待できると思います。そのほか、買い物環境がないということで、例えばひとり暮らしの高齢者の方等が、バランスのよい食生活の確保が困難になって栄養バランスを崩し、健康被害になると、こういったことを防ぐというような効果もあるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。最後に、災害の、そういったいつ地震が来るとも限らない。そういった協定ですね、この移動販売と。そういったことも今後は、今すぐじゃなくても考えられるのでしょうか。想定だけ、お考えをお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

移動販売車にはですね、品物としては水ですとか、食料品、それから生活必需品なんかを搭載してございますので、災害があったときに非常に有効というふうに考えてございますので、この協定等については、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。この2項目めの質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） それでは、3項目めの質問に移らせていただきます。

安全対策の強化について、5点お伺いいたします。

まず1点目、ドライブレコーダーを公用車に設置する取り組みが進んでおりますが、県内市町村の約8割が導入しているという新聞の記事も拝見いたしました。未設置7市町村に阿見町が入っていましたが、茨城国体を今年の秋に控え、防犯対策は急務であります。国土交通省によりますとドライブレコーダーを設置したトラック事業者は、事故が前年比で17%減ったと。また、設置により運転士の安全意識が高まり、事故を減らす効果があるというデータがあるそうです。

また、ドライブレコーダーの設置により職員の安全運転に対する意識の向上と、事故発生時の事実確認に役立つ目的にもなりますが、周辺を撮影しているため事故の捜査の有力な証拠として、いわば走る防犯カメラの役割も果たすことにもなります。阿見町の公用車設置への取り組みは順次進めていかれるのでしょうか。また、地域防犯活動の一環として、町内を巡回させている青パト——青色回転防犯パトロール車や、生活道路を移動するごみ収集車等への設置はどのようなのでしょうか。

2点目、安全対策を一層推進するためにも、警察署との協定を結び、阿見町の態度を明確にしてはどうでしょうか。

3点目、あおり運転等の抑制や犯罪のない町につなげるためにも、ドライブレコーダーの設置車である認識ができるように、独自のキャラクターの入ったステッカーを公用車に張ってはどうか。また、希望する町民にも配布し、町内の安全効果を図ってはどうか。

4点目、防犯カメラは犯罪抑止効果だけでなく、映像の記録を通じ発生した事故の解決に大きな役割を果たしています。今や、防犯カメラは地域住民を犯罪や事故から守るツール——道具に定着したと言えます。そこで阿見町における犯罪数はどうでしょうか。平成29年9月にも質問させていただきましたが、防犯インフラの充実強化のために、防犯カメラの今後の設置箇所と取り組みについてお伺いいたします。

5点目、通学路における交通安全を図るため、スクールゾーンの安全対策について現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 安全対策の強化について、お答えをいたします。

1点目の公用車へのドライブレコーダー設置の取り組みについてであります。

当町においては、82台の公用車がありますが、青色防犯パトロール車及び先般購入した議長車以外は、ドライブレコーダーは未設置の状況です。また、ごみ収集車については、町が委託した事業者の所有車両であるため、協議調整を行うなど検討する必要があると考えます。なお、県内の設置状況ですが、全44市町村のうち36市町村で導入されております。

ドライブレコーダーは、昨今、交通事故処理への円滑な対応だけではなく、安全運転意識の向上に伴いトラックやバス、タクシーなど事業用車両に設置が進んでおり、最近では、あおり運転による危険な行為を抑制する効果が期待されていることから、個人での設置も増えてきております。

また、ドライブレコーダーは、事故発生時における責任の明確化及び職員の安全運転意識の向上だけではなく、動く防犯カメラとして犯罪抑止、事件、事故の解決につながる役割を果たすものと考えられますが、一方で、公用車に設置したドライブレコーダーで撮影された映像は、個人の生活や容貌の情報が記録されるなど、町民等のプライバシー保護の観点での懸念もあります。

このような状況を踏まえて、公用車への設置については、ニーズと映像データの管理を踏まえた運用を図ることが重要であることから、要綱等制定を検証の上、導入する方向で検討していきたいと考えております。

2点目の、安全対策を一層推進するためにも、警察署との協定を結び阿見町の態度を明確にしてはどうか、についてであります。

牛久警察署との協定については、平成28年2月に防災行政無線を活用しての情報発信活動の相互協力に関する覚書を締結しており、ニセ電話詐欺等各種犯罪情報等について防災行政無線による放送を今年度は36回実施しております。

また、本年2月8日に、飲酒運転の根絶に関する覚書を締結し、町民に「飲んだら運転しない・運転するなら飲まない・運転する人には飲ませない」という三ない運動の浸透、規範意識の醸成について相互協力していくことを新たに決めております。

これら警察署との覚書の締結に基づく安全対策につきましては、今後も安心・安全なまちづくりに向けてさらに推進していきたいと考えております。

3点目の、あおり運転等の抑制や、犯罪のない町につなげるためにも、ドライブレコーダー設置車である認識ができるように、独自のキャラクターの入ったステッカーを公用車に張ってはどうか。希望する町民にも配布し、町内の安全効果を図ってはどうか、についてであります。

独自キャラクターの入ったステッカーを公用車に張ることや、希望する町民へ配布すること

については、ステッカーのデザインや必要数、費用等について検討したいと考えております。

4点目の、当町の犯罪数、防犯カメラの今後の設置箇所と取り組みは、についてであります。

茨城県警察本部から発表されている当町の刑法犯認知件数の推移を申し上げますと、平成25年の690件から毎年連続して減少し、平成29年は365件でしたが、平成30年は426件で前年と比較して61件の増加となっております。内訳としては、空き巣や事務所荒らし、自動車盗などの窃盗犯が全体の8割を占め、犯罪率では県内市町村ワースト9位となっております。これら犯罪発生状況を踏まえ、常日ごろから、町民一人ひとりが家屋の施錠や車両への盗難防止対策等、被害を未然に防ぐ対策への意識の向上が大変重要なことと考えております。

町としては、今後とも町民に対する防災無線及び青色防犯パトロール車による呼びかけ、町広報紙や町ホームページへの掲載、あみメールの発信など情報提供や啓発を行うとともに、警察、防犯協会、各行政区の自警団等関連団体と連携し、青色防犯パトロール、防犯キャンペーン、保育所等への防犯教室等の防犯活動を推進し、犯罪の抑止、被害防止に努めてまいります。

今後の防犯カメラの設置箇所と取り組みについてですが、これまで当町では、小中学校10校で42基、役場庁舎・公民館・ふれあいセンター・保育所など19施設で44基、合計29施設で、86基の防犯カメラを設置しています。また、不法投棄監視カメラについては15カ所に16基設置されております。

今年度には、警察本部の茨城県街頭防犯カメラ設置促進事業補助金を活用し、警察署と協議のうえ、町内の主要交差点等に合計5基の街頭防犯カメラを設置し、今年度末より運用開始していく予定であります。また、来年度は、町予算にて新たに1基増設する予定であります。

これら、防犯カメラの設置については、今後も警察との連携を密にし、より効果的な箇所への防犯カメラ設置について協議を進めながら防犯対策をさらに推進してまいります。

5点目の、スクールゾーンの安全対策についての現状と今後の取り組みは、についてであります。

スクールゾーンの安全対策については、通学路交通安全プログラムに基づき、町内の小中学校等から安全対策を指摘された危険箇所等15カ所について、平成30年8月23日に牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、町の各関係部署にて合同点検及び安全対策推進会議を実施しております。

また、平成30年5月に新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生し、6月に国の関係閣僚会議において登下校防犯プランが取りまとめられました。これに伴い、当町におきましても平成30年9月6日に阿見町登下校防犯プラン対策会議及び通学路合同点検を実施いたしました。町内小学校から指摘のあった12カ所について通学路交通安全プログラムと同様の関係機関にて実施し、通学路における危険箇所の改善に努めております。

今後も、これら交通安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、関係機関との連携協力を

図り、引き続き危険箇所の改善に努め、児童生徒が安心・安全に登下校できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後7時25分といたします。

午後 7時15分休憩

午後 7時25分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

難波議員。

○13番（難波千香子君） 手短に。お時間もないので。これは入れないでください。

それでは、再質問させていただきます。

まず、ドライブレコーダーの設置ということで、82台の公用車と、あと青パト2台ですよね、阿見町には。あと議長車以外は未設置の状況という御答弁がございました。82台の公用車の1日の平均稼働状況はどのようになっていますでしょうか。お教え願えますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長、小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

運行回数では把握してないので、走行距離で管理しております。で、特にデータとしてはっきりしてるのが管財課で管理している共用車として27台について申し上げますと、大体月曜日から金曜日、走行距離の多い少ないはありますけども、ほぼ毎日全車が稼働してるという状況です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） そうしますと82台がですか。27台が。

○議長（吉田憲市君） 小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい。ですので、まず管財課で管理している共用車についてはほぼ全車稼働しているということと、あと各課で管理している車についても道路点検とか、あとは業務等でやはりほぼ毎日稼働はしているという状況です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。そうしましたら、町内外ということで巡回しているという考えでよろしいでしょうかね。

それで、あと答弁では要綱等制定を検証の上導入する方向で検討するというところで。そういった要綱の概要は、どういったものを考えているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

先般ですね、県内の状況について、ドライブレコーダーの装着状況についての新聞記事がありまして、その中で公用車の、何ていうんですか、プライバシーに関する部分ですね、真実解明とプライバシーの保護のバランスのとれた要綱を考えるっていうのが、この記事の中で識者の見解として出ております。

また、石岡市でも運用についての要綱を制定して、ドライブレコーダーの運用を開始しているということですので、そういったもので、やはりいわゆる真実解明とプライバシーの保護のバランスのとれた要綱を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。よろしく願い申し上げます。そうしましたら要綱を検証した上で、しっかりとまた拡大につなげていくという解釈でよろしいでしょうか。設置していくということで。

○議長（吉田憲市君） 小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

公用車へのドライブレコーダーの装着につきましては、まず今ございましたようにドライブレコーダーの運用に関する方針ですね、そういったものを策定した上で、予算の確保ができ次第、順次装着のほうはしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） よろしく願い申し上げます。

それでは、次にドライブレコーダー作動中のステッカーの設置ということに移らせていただきます。昨年5月ですね、マクロミルの調査があるんですけども、そこに既に自分の車に装着している人が4分の1、また残りの人たちの間でも今後利用したいと考えている人が3分の2を占めたとの報告があります。私もこの3分の2に入ってるのかなって思うんですけども。公用車や希望する町民に配布することについて検討したいとの御答弁がありましたけれども、県内で実施している自治体があればお教えてください。

また、当町はどういったものを考えていかれるのでしょうか。また、今年の秋には国体がありますので、そういった中でそこまで設置可能なかどうか、そういったこともお聞かせ願えればと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

県内では本年2月よりですね、守谷市で市民または市内事業所でドライブレコーダーを搭載

している車両をお持ちの方を対象に、ステッカーの無償配布を実施しております。用意した700枚がなくなり次第終了とのことで、2月末日に担当課のほうで確認したところ300枚ほど配布しているということでございます。

また、守谷市では取手警察署とのタイアップのもと、ステッカーのデザインを特注で作成しており、ステッカーには守谷市と取手警察署の名入りとし、県警のマスコットシンボルの「ひばりくん」「こひばりくん」「こひばりちゃん」が描かれていたりしております。

阿見町で希望する町民へステッカーを配布することにつきましては、ドライブレコーダーを設置導入を検討しております公用車へのステッカー作成と同様にですね、ステッカーのデザイン、必要数、配布枚数とか配布対象者、それから作成費用等についてですね、検討していきたいというふうに考えております。ですので、設置時期については、まだ現在未定ということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。わかりました。そうしましたら、そういったものは公用車のほかに社会福祉協議会、また町内の事業所・企業、そういった団体への協力依頼とか、協力していただけたところへも配布は考えられるのでしょうか。お教え願えますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

社会福祉協議会と町内業者への配布についてもですね、希望する町民等に対して同様に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

あと、防犯カメラの必要性ということで、犯罪率ございましたけれども。その中でまず防犯カメラ、今年は5基と、来年度1基ということですがけれども、街頭防犯カメラ設置場所を、また詳しく教えていただけますか。お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

今年度5基の設置場所ですか。設置場所につきましては、まず1カ所目が阿見坂下のところですね。それから、東京医大のところの交差点。それからチサンインホテルの前の交差点ですね。それから吉原の新山のセブン-イレブンがあるところの交差点。それから旧吉原小学校がある交差点の5カ所となっております。それから来年度の1カ所につきましては、住吉の5差

路の交差点ということで予定しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。また今後、ぜひ推進をお願いしたいと思うんですけども。答弁のほうで、犯罪率は平成30年度は県内市町村でワースト9位との御答弁がありましたけれども、大変ね、阿見町も地域活動で防犯活動を推進していただいているわけですけれども、残念ながら今年の1月ですね、今年に入って阿見町はついにワースト1位という、そういうことも聞いております。大変残念なんですけれども。

警察庁によると刑事犯認知件数はピークだった、全国ですね、2002年の約285万件に比べて昨年は91万件と、全国は3分の1程度に減少に転じているということなんですけれども、その要因の1つには防犯カメラの設置台数増を、警視庁は挙げております。

そこで、防犯カメラの設置なんですけれども、住民からの要望箇所また不特定多数の人たちが集まる場所、公園——特に要望の多い若栗運動公園、道路も含めて不審者出没の通学路、ひたたくり被害発生の多い道路など、順次計画して設置台数を増進して、ぜひいただきたいとは思いますが、そういった計画はございますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 難波議員、残り時間2分になりましたのでまとめてください。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。防犯カメラの設置につきましては、その場所によってもいろいろ所管が変わってくると思っておりますけれども、道路の交差点の通行車両に対する防犯カメラの設置につきましては、町全体ですね、どこに必要なのか、どういった場所に必要なのかといった部分、費用的な部分もありますけど、そういった部分を総合的にですね、町全体で検討していく必要があるかと思っております。

それで牛久警察署とですね、設置については十分調整の上ですね、協議を行って計画的に実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そういった中、委員会とかは別に、グループでつくる、そういうのは……。わかりました。

それでは、スクールゾーンの安全対策ということで最後に再質問させていただきたいと思っております。御答弁のところ、通学路交通安全プログラムまた登下校防犯プログラムの答弁がありましたけれども、この構成メンバー、また概要、改善箇所についてお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

通学路交通安全プログラム、あと登下校防犯プラン、両方についてですけども、まず構成メンバーが阿見町の教育委員会、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、町内部の道路公園課・生活環境課で構成しております。

状況ですけれども、交通安全プログラムにつきましては、今年8月に合同点検を行いまして、15カ所の新規案件と継続案件8カ所、計23カ所の確認をしております。あと防犯プランのほうにつきましては、今年の9月にですね、やはり会議を開きまして12カ所の場所を確認しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。もう秒単位ですから、まとめるように。

難波議員。

○13番（難波千香子君） それでは最後の質問になるかと思えますけれども、五本松公園から信号機までの通学路が大変狭いという、そういった声もありますけれども、この危険箇所には入っていないかと思うんですけれども、グリーンベルトの設置、この辺の安全確保はできないでしょうか。

最後に、スクールゾーンの車両禁止の標識があるんですね。時間が7時半から8時半とかつてあるんですけれども、十数年にわたって見過ごされた経緯もございますけれども、全小中学校スクールゾーンの安全対策は、日常から担当関係部局との連携、それはどのようになっているのか、最後お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今お話がありました五本松公園の交差点からですね、五本松公園に行く箇所については、ちょっと今回のプログラムの中では点検箇所には入っておりません。で、国のほうでですね、平成27年に、この交通安全プログラムという制度ができましたので、それからは毎年定期的に関係課が集まって、こちらには警察あと竜ヶ崎工事事務所の方も一緒に来ていただいて点検しておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございました。担当部局との連携ということで、それがお答えということで。大変ありがとうございました。

以上で質問を終了させていただきます。大変に長丁場ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで13番難波千香子君の質問を終わります。

○15番（柴原成一君） 動議。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。何の動議ですか。

○15番（柴原成一君） 議会運営委員会の開催を求める動議です。このまま進めますと、次の一般質問を認めますと9時過ぎる可能性が大であります。皆さんの健康を考え、議運を開いて次の質問者を明日に送るということを審議したいと思います。

○議長（吉田憲市君） 議事進行の動議が今出ました。賛成の諸君いらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田憲市君） 賛成の諸君が3名いらっしゃいますので、動議は成立いたしました。

それでは、暫時休憩をして議会運営委員会を開催したいと思います。

午後 7時41分休憩

午後 7時49分再開

○議長（吉田憲市君） ただいま、本動議は成立いたしました。本動議を日程に追加し、直ちと議題とすることに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって本動議を日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

提出者から動議提出の説明を求めます。

15番柴原議員登壇願います。

〔15番柴原成一君登壇〕

○15番（柴原成一君） 動議の趣旨を言います。

ただいま7時50分でございます。次の質問者を、討論、質疑をすると恐らく9時過ぎ、9時半ごろまでなるのではないかと思います。ここで次の質問者を明日に送り、ここで閉会をしたいというのが動議でございます。

以上です。

済みません、皆さんの健康を考えて、ここで締めたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

久保谷議員。

○16番（久保谷実君） これ、きっと阿見町の議会始まって初めてのことだと思うんで、何時になったらこういうことが可能なのか、そこをきちんと決めておかないと、7時50分だからいいのか、6時50分ではだめなのか、その辺はきちんとしたほうがいいと思うんで。これから

の議会を進めるに当たってね。そこをお願いします。

○議長（吉田憲市君） それでは提案者に対する質問なので、提案者から答弁をお願いいたします。柴原議員。

○15番（柴原成一君） 私、議運長でもありますので、この日程を決めたのは議運で決めました。ただ、この日程6名、5名という一般質問者の数を決めたのは議運でございまして、まさかここまで遅くかかるとは思っておりませんでした。これは、ある意味議運の責任かと思えます。次の議運では、今後このようなときどうしたらいいか、今久保谷議員が言ったように何時になったらこういうことを変更できるのかと、そういうことも次の議運で検討したいと思えます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なし。ただいま議題となっております……。失礼しました。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 一度議運で決めたこと。そして、これ議運長の責任じゃないですから、こんなにたまたま長くなったのが原因で。これは決めたことはきちんとやるべきだと思っておりますので反対します。

○議長（吉田憲市君） 次に、賛成者の意見を求めます。

野口議員。

○7番（野口雅弘君） 本当に、私も議運の副委員長なんでちょっと恥ずかしいんですけど、もう先例で奇数になると前に6、5とか、5の4とか、そういうふうな形をつくって、いつもそれだからということで私が意見出しちゃったもんですから、それで決まったようなもんですけど、実際8時過ぎて次の日考えたら、やっぱり一応普通に帰る9時ごろまでに、遅くても9時までには家に帰れるぐらいまでにはしとかなないと、体的にもきついと思えますので、私はこの動議に賛成します。

○議長（吉田憲市君） ほかにございますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。今の動議の原案に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数です。よって原案は成立いたしました。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） それでは、次の質問者の質問は明日に送ります。

それでは会期日程がですね、一番最初に配られた日程がですね、6名、5名です。ですから、明日の日程がですね、次の質問者のですね、日程が、明日の1問目の日程になります。

それに対して御了承願えますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） それでは本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 7時57分散会

第 3 号

[3 月 7 日]

平成31年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月7日（第3日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
情報広報課長	遠藤康裕君
管財課長	飯村弘一君
危機管理監(防災危機管 理課副参事兼課長補佐)	押切俊樹君
生活環境課長	石神和喜君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
学校教育課長	柴山義一君
学校給食センター所長	木村勝君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

書	記	野口和之
書	記	湯原智子

平成31年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成31年3月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成31年第1回定例会

一般質問2日目（平成31年3月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. 学校教育法と阿見町の教育について 2. SDG sの取組みについて	教 育 長 町 長
2. 栗原 宜行	1. 子ども達の安全は守られているか 2. 行政改革は進んでいるか	町 長 町 長
3. 柴原 成一	1. 児童・生徒の交通安全教育について 2. 給食費の未納・未払いについて 3. 実穀小学校の利用について	教 育 長 教 育 長 教 育 長
4. 樋口 達哉	防災関係計画の策定状況について	町 長
5. 倉持 松雄	1. 地域コミュニティの形成について 2. 児童虐待の予防と対策について	教 育 長 町 長
6. 石引 大介	ドライブレコーダー設置の推進について	町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。昨日は、大変御苦勞さまでした。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可をもらってから反問してください。

初めに、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

質問席に移動願います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

文部科学省によると、21世紀を展望した我が国の教育のあり方について、次のようにあります。

これからの学校は、生きる力を育成するという基本的な観点を重視した学校に変わっていく必要がある。

学校の目指す教育としては、生きる力の育成を基本とし、知識を一方向的に教え込むことになりがちだった教育から、子供たちが自ら学び、自ら考える教育への転換を目指す。そして、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育てていく。

生涯学習社会を見据えつつ、学校で全ての教育を完結するという考え方をとらず、自ら学び、自ら考える力などの生きる力という生涯学習の基本的な資質の育成を重視する。

そうした教育を実現するため、学校は、ゆとりのある教育環境で、ゆとりのある教育活動を

展開する。そして、子供たち一人ひとりが大切にされ、教員や仲間と楽しく学び合い、活動する中で、存在感や自己実現の喜びを実感しつつ、生きる力を身につけていく。

教育内容を基礎・基本に絞り、わかりやすく、生き生きとした学習意欲を高める指導を行って、その確実な習得に努めるとともに、個性を活かした教育を重視する。

子供たちを一つの物差しではなく、多元的な、多様な物差しで見、子供たち一人ひとりのよさや可能性を見出し、それを伸ばすという視点を重視する。

豊かな人間性と専門的な知識・技術や幅広い教養を基盤とする実践的な指導力を備えた教員によって、子供たちに生きる力を育んでいく。

子供たちにとって、ともに学習する場であると同時に、ともに生活する場として、ゆとりがあり、高い機能を備えた教育環境を持つ。

地域や学校、子供たちの実態に応じて、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する。

家庭や地域社会との連携を進め、家庭や地域社会とともに子供たちを育成する開かれた学校となる。

このような、真の学びやとしての学校を実現していくためには、学校の教育活動全体について、絶えず見直し、改善の努力をしていく必要があるとされています。

次に、育成すべき能力ということで、1点、論理的思考力や科学的思考力を育てること。また、事象を数理的に考察し処理する能力や情報活用能力を育てること。

そして、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感、公德心、ボランティア精神、郷土や国を愛する心、世界の平和、国際親善に努める心など、豊かな人間性を育てるとともに、自分の生き方を主体的に考える態度を育てること。

そして、一人ひとりの個性を活かすための教育の改善というところでは、生きる力を育む上では、一人ひとりの個性を活かした教育を行うことは極めて重要であり、そうした観点から、教育課程の弾力化、指導方法の改善、特色ある学校づくり等を一層進める必要がある。

小中学校における改善ということで、小中学校においては、教育内容の厳選によって生じるゆとりを活かし、ゆとりを持った授業の中で、子供たちの発達段階に即し、チームティーチング、グループ学習、個別学習など、指導方法の一層の改善を図りつつ、個に応じた指導の充実を図る。

また、自ら学び、自ら考える教育を行っていく上でも、問題解決的な学習や、体験的な学習の一層の充実を図る。

このようなことを踏まえて、平成29年3月31日に、文部科学大臣より指導要領が発表されました。それをもとに、昨年3月に、阿見町教育振興基本計画後期計画が策定をされました。

そこで、質問をいたします。

後期基本計画に関して、前教育長は、「現在（いま）をみる 未来をつくる」阿見町教育委員会のキャッチコピーを掲げ、策定をいたしました。

そこで、阿見町のこれからの教育の取り組みについて質問いたします。

1点目、後期基本計画の基本理念に関して、教育長はどのように考えていますか。

「未来を拓き生きる力を育てる教育の推進」とありますが、どのような教育を進めていくのですか。

3点目、「豊かな心と健やかな体の育成」とありますが、どのように進めていくのですか。

4点目、「社会全体での教育力の向上」とありますが、どのように推進していくのですか。

5点目、「安心・快適で質の高い教育環境の創造」とありますが、どのように推進していくのですか。

6点目、総合的な学習の時間はどのように取り組んでいくのですか。

7点目、前回での一般質問で、外国人労働者、留学生について質問がありましたが、外国人労働者、留学生の増加に伴い、日本語指導や生活指導、保護者対応など、人的配置の必要性和早期対応が求められているが、どのような対策をとるのか。

8点目、前教育長のもと、働き方改革を推進してきましたが、目的と実績と問題点は何ですか。

9点目、教育委員会制度は、平成27年からどのように変わりましたか。

10点目、総合教育会議の意義をどのように考えていますか。

以上10点に対して質問いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 皆さん、おはようございます。

今、答弁書には書いてないことを、ちょっと前段で触れさせていただきます。

今、川畑議員の前段の教育に関する思いといたしますか、考えを聞かせていただきまして、本当に私も感動しました。思っていることは同じですよ。考えていることは全く同じだというふうに思います。

それでは、答弁書に沿って答えさせていただきます。

1点目の、後期基本計画の基本理念に関して教育長はどのように考えていますかについてであります。

教育基本法の理念のもと、豊かな自然環境に生まれ育てられてきた阿見町の風土・歴史・伝統を踏まえながら、教育課題に的確に対応し、阿見らしい教育を進め、子供たちの生きる力を醸

成し、自立的支援をしていくことが求められています。そのために、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、活用・探求などの学習活動を通じた思考力・判断力・表現力の育成を図っていくことが重要です。

また、低下が懸念されている家庭教育の支援に努めながら、阿見町で育つ子供たちが郷土や平和を愛し、未来を担っていけるような豊かな心を醸成していくことが必要です。

2点目の、「未来を拓き生きる力を育てる教育の推進」とありますが、どのような教育を進めていくのですかについてであります。

重点事項として、1つ目は、小中学校9年間を通した切れ目のない教育の推進、2つ目は、自立を促す確かな学力の醸成と教師・指導者の育成・支援を進めてまいります。

3点目の、「豊かな心と健やかな体の育成」とありますが、どのように進めていくのですかについてであります。

重点事項として、健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実を進めてまいります。

4点目の、「社会全体での教育力の向上」とありますが、どのように推進していくのですかについてであります。

重点事項として、地域ぐるみで進める家庭力、地域の教育力の向上を進めてまいります。

5点目の、「安心・快適で質の高い教育環境の創造」とありますが、どのように推進していくのですかについてであります。

重点事項として、1つは、安全・快適かつ質の高い教育環境の形成、2つ目は、小中学校の教育環境と適正配置の検討を進めてまいります。

6点目の、総合的な学習の時間はどのように取り組んでいくのですかについてであります。

この時間は、平成29年に告示された学習指導要領において、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すことを目標にしています。これを受けて、各学校の各学年の実態に応じて具体的なテーマを設定して、さまざまな教育活動に取り組んでいます。

7点目の、前回の一般質問で外国人労働者、留学生についての質問がありましたが、外国人労働者、留学生の増加に伴い、日本語指導や生活指導、保護者対応など、人的配置の必要性と早期対応が求められているが、どのような対策をとるのかについてであります。

現在、あさひ小学校にある日本語指導教室では、学習や生活に必要な日本語や日本の文化についての習得を目指しています。その他の学校においては、個別の対応で本人の課題を克服できるように対応しています。

また、保護者対応については、スマートフォンの翻訳ソフトなどを使いながら対応している学校もありますが、さまざまな言語に対応し切れていないのが現状です。国際交流協会や留学

生を受け入れている茨城大学とも連携を図り、通訳や翻訳ができる人材の各学校への紹介等の対応に努めてまいります。

8点目の、前教育長のもと働き方改革を推進してきましたが、目的と実績と問題点は何ですかについてであります。

目的は、児童生徒と向き合う時間を確保するという事です。それに向けて、業務の役割分担・適正化の着実な実行、学校が作成する計画や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制等に取り組んでまいりました。

具体的な実績については、主なものとして、タイムカードの導入、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校教育指導員等の専門職の配置、統合型校務支援システムやICT機器の導入、各種研究事業等の適正化、教職員や児童生徒の行事の精選、各種コンクール等への出展についての見直し、夏季休業日における学校閉庁日の設定、運動部活動の運営方針の策定と運用開始、留守応答機能つき電話機の設置、共同学校事務室の設置です。

問題点については、1つ目として、過労死ラインの月80時間以上残業の教職員の割合は、数字上は減少傾向にあるものの、依然として多岐にわたる膨大な業務が学校内には残っており、新学習指導要領の実施により授業時間が増加するなど、勤務時間内で学校や教員が本来行うべき業務を完了させることは極めて厳しい現状にあるということです。

2つ目として、基本的に学校以外が担うべき業務、必ずしも教師が担う必要のない業務とされながらも、例えば、給食費等学校徴収金の公会計化のように、改善が実現していない業務が多く残されていることです。

今年度は、教職員対象のストレスチェックを実施し、希望者には医師の面接を行うこととしております。今後も平成31年1月に中央教育審議会から出された答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に基づき、各方面の理解を促進させ、対策を具現化していくことが必要だと考えております。

9点目の、教育委員会制度は平成27年からどのように変わりましたかについてであります。

平成27年の教育委員会制度の改正は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置、教育に関する大綱を首長が策定することが明確化されたものです。

10点目の、総合教育会議の意義をどのように考えているかについてであります。

総合教育会議は、町長と教育委員会が十分な意思疎通、相互連携を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくための協議・調整を行うものと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

阿見町の教育振興基本計画、これが後期基本計画がスタートして1年、もうたとうとしております。進捗状況を確認しながら、再質問していきたいと思っております。

一番初めの質問なんですけども、1点目、この基本理念に関して、教育長、どのような感想を持ってられるか。私も今回、この後期計画、よく読ませていただきまして、どこでどういうことが書いてあるかっての、全部一通り目を通しました。答弁の初めの内容は、この内容のまんまなんで、教育長の率直な、後期基本計画、総体的にどのような、この理念のもとにこの基本計画がつくられたというものを、どのような感想を持たれてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 川畑議員におかれましては、この教育基本計画をよく読んでいただいたということで、大変ありがとうございます。

役場に来て、私も感じたことなんですけど、こういう計画がたくさんあるんですよね。その中で、やっぱりどれを読むかというのは、非常に大事になってくるのかなと。全部読むのが本当はいいんでしょうけど。

私はこれを、教育長になるちょっと前ですけれども、友人の海野さんという方からいただきまして、これは読んどきなさいと言われたもんですから、一応最初、目を通し始めたんですけど、なかなか現実的でなかったもんですから、私にとって。そのときは読みませんでした、途中までしか。「阿見町の教育」というのについては、隅から隅まで読ませてもらいました。

で、時間がたちまして、実は、これの存在はそのとき知ったんですけども、それ以後、なかったもんですから、忘れてまして、で、川畑議員の質問があって、今回は私も熟読させてもらいました。

これについて思ったことを率直にまず申し上げますと、1年半かかっているんですね、これをつくるのに。それなりの方たちが何回か、10回ぐらいでしたかね、会合を持って完成させたものです。私の教育理念は、さっき川畑議員がおっしゃったのと全く同じようなものですね。違和感を感じるころは一つもありませんでした。

ただ、これをずっと読ましてもらって感じたのは、違和感は幾つかあります。でき上がったものに対してそういうことを言っているのかどうか、ちょっと自分も自信ないんですけど、率直に言って前段が長過ぎます。だから、これはできればあと3分の1ぐらいはカットできたんじゃないかなというふうに思いました。

あとは、こういう基本計画ですから、教育内容について全体的に網羅されています。ちょう

ど1年がたったんですけれども、その進捗状況というようなお話もちよっとありましたけど、それについて、私がこのやつを意識して重点化してやったということはありませんでした。まだ、なって四、五カ月ですので。でも、その四、五カ月の間にこれを読ませてもらい、そして実際、学校の様子を見ながら、来年はこれとこれとこれぐらいは重点的にやりたい。この中に全て載っているものです。そういうことは許されるのかなというような思いで、今おります。

以上です、はい。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

じゃあ、もう1点、教育長にちょっと質問させていただきます。

文科省の方針が大きく変わりました。その変わった理由は何だとお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長、答えますか。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） これはですね、私は言っちゃいけないことをばんばん言っちゃうような気がするんですけど、私は文科省が全ていいとは思っていません。問題点はたくさんあります。でも、変わらざるを得ないということが現実的にはたくさん起こっているわけです。それはなぜ起こっているのか。少子化の影響もあると思います。やっぱり、何ていうんですかね、震災などで象徴的に出てくるような場面がありますけれども、人と人のつながりであるとか、そういうのが非常に、何ちゅうんですか、おろそかになってきているみたいな。虐待についてもそうですね。ですから、変わらざるを得ないというのが現状だろうというふうには、自分は思っています。

ただ、文科省に対しても、私は時々電話等では意見を申し上げてます。これは、やっぱり納得できないことは現場の意見を聞いてもらうという意味で申し述べているんですけども、実際には軽く聞き流されていますけどね。

そんなことで、変わらざるを得ないという状況が生まれてきつつあるので、文部省としては先手を打ってやったようなつもりはあるのかもしれませんが。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。初めにちょっと教育長の御意見をいろいろと、感想なんかも伺いたくて質問させていただきました。

さて、1点目の1としてちょっと、思考力・判断力・表現力の育成とあります。具体的にどんな形でやるのか、その大まかなビジョンであったり方向性は、どのように教育委員会として考えていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

思考力・判断力・表現力の育成ということで、現在はICTの活用を阿見町としても大変力を入れております。台数等に制限はありますけども。それから、やはり自分の意見を他者と共有して、共同しながら学習を進めていくということで、ペア学習やグループ学習、その内容を進めていっております。それから、最後にですね、自分の気持ちを振り返るという、振り返りの大切さということで、阿見町全体で学習のほうを進めているところであります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

こちらの基本計画の45ページに「未来を拓き生きる力を育てる教育の推進」とあります。その中で、確かな学力の醸成とありますが、今、ICTも出てきましたが、ペアグループ、また振り返り、グループ教育とあります。その中で、AIのプログラムについての調査研究はしたことはございますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

AIに関しましては、まだ町のほうでは特に取り組んでおりませんで、そうはいたしまして、やっぱりICTの活用が各学校の授業には欠かせないものとなっておりますので、台数の確保等に関して、それからICTを、昨日の御質問にもありましたが、プログラミング教育等も関係してくると思うんですけども、活用できる、利用できる教師力の向上や、パソコン等も各家庭にもありますので、全体的な生活の中でICTを活用するという意識を高めていくということも、学校教育の中で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

次に、58ページにICTに関する指導力の向上とあり、主な事業が入ってます。その中の4つ目に、学力向上支援システムの導入検討とありますが、この進捗状況はどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

そちらに58ページに書いてあります学習ソフト、ライズeライブラリーというものがあまして、各学校の子供たちが使うパソコンの中にインストールされております。こちらに関しましては、いろいろな図形、それから教材、教具等もありますけども、家庭で活用できるというシステムもございますので、現在のところ全部の学校で取り組んでるわけではありませんが、先進的なあさひ小学校のほうで、各家庭に、要するに個人のパスワードがありますので、家庭

にパソコンがある家庭であれば、パスワードを使って、このラインズeライブラリーを開いて、ドリル学習等が家庭でできるというようなシステムでありますので、それを町のほうで全体で普及させて、家庭学習等にも使っていくことが可能かなというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次に、4点目の件なんですけども、地域ぐるみで進める家庭の教育力、地域の教育力の向上の中のコミュニティ・スクールに関してどのような研究を……。あるんで、その中のコミュニティ・スクールに関してどのような研究をしたか。これはP89ページですね。で、どのような研究をしたか。あと、これはコミュニティ・スクールは、スクールコミュニティといったところで、初め国立から始まって、それでコミュニティ・スクールに展開された。で、これは実施している自治体、学校は数多く、今ありますが、視察をしに行ったことがあるかどうか。行ったことあれば、何か所あるんだろうか。その辺、2点お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

視察に関しましては、残念ながら、今のところ行ったことはございませんけども、コミュニティ・スクールに関しまして、阿見第二小学校がモデル地区ということで、来年度実施をして、再来年度は阿見町全体にそれを普及していくということで計画しておるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 以前、民生教育常任委員会で行ったことがあるんですね、実は。で、行った人は、そのとき次長だったんで、もう退職していません。コミュニティ・スクールに関しては、前の前の教育長のときに、私が強力にやったほうがいいんじゃないかって話は、もうしてあります。もう結構時間がたちますが。

そういう中で見てみますと、非常に地域によってさまざまなやり方があって、違ってます。国立で始まったんで、大玉村っていったところは、それをそのまま取り入れてやろうと思ったら、全く合わなかったって、当然そうなんです。ですから、多分、第二小をモデルにしてやるとはいっても、地域によって全然違います。立地条件も違えば、生活環境も大きく違うところで、同じパターンのコミュニティ・スクールってのはちょっと考えにくいんで。ですから、これはもう各学校独自の、特色を持って進めていかれたほうが良いと思います。

やってるところ、ちょっと何か所か見てこられると、具体的なイメージが湧くと思います。今ここでやると、それだけで終わっちゃうんで、次に進みますが、そういうこともぜひ研究していただきたいと思います。

5点目として、質の高い教育環境の形成とあります。さっきICTの話も出ましたが、どの

ような教育環境を、これから具体的に整備していくのか。そういう計画があるのかどうなのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 一般的に、物理的なですね、教育環境ということが言われることが多いんですけども、一番子供にとって大事な教育環境というのは学校の教員です。ですから、私、皆さんにも意見を聞いていただいた機会に、優秀な人材を確保する、それから人材を校内で育成するというようなことを、一応方針で申し上げましたけれども、それがまず一番の基本になるというふうに考えています。

はい、以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 当然、人は非常に大事であります。優秀な人を来ていただく、そしてまた育成する。非常に大事なことであります。

ハード面では、何かありますか、ほかには。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

ハード面につきましては、これまでもですね、町のほうの3か年実施計画に計画を計上させていただいて、その中で、学校の古くでいえば耐震化工事や、ここ最近ではですね、トイレの改修工事、エアコン設置工事と。で、今度は屋根の防水工事とかですね、プールの改修、そういったものをですね、その3か年実施計画の中に予算要望していきながら進めるような計画を持っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

ちょっとここで紹介しておきたいことがあります。1点目、文科省の方針が大きく変わったのは、世界情勢も変わって、グローバル化の中で、自然環境も大きく変わり、社会状況も変わり、もう変化の激しい中で、日本の教育のレベルって、そんな低いわけではない。識字率も世界で一番いい。で、誰もが学ぼうと思えば専門的な学習もできる環境にある中で、1人当たりの名目GDPのランキングを見ますと、今、直近のデータで見ますと25位なんですね、低いんです。

何が問題なのかっていうと、多分皆さんお気づきだと思うんです。いろんなこれは政策展開していくにしても、何にしても、近隣の自治体とか周りを見ながら、様子を見ながらやることによって、みんな平均化してだめなんです。やるべきことはスピード感を持って、やっぱりき

ちんと考えて、そして実施をしていく。そういうことが大事であると思うんですが、そういう教育がなされてないところが大きな、これは私、原因だと思うんですね。で、文科省は、その辺をまず一つ押さえてやっていく。

で、今、ある仕事は将来、今の子供たちが学校を出て、社会に出たときには、ほとんどの仕事がAIにかわったり、オートメーション化の中で、どういう仕事につくか、そういうことが非常にこれは課題になってくる。そうすると、本当に生き抜く力ってのを、どう教育の中で育てていくか。本当に大事なものは、これから教育になっていくと思います。

そこで、経産省がエドテックっていうのを、ちょっと造語なんですけど、エデュケーション掛けるテクノロジー、これは新しくつくられた造語になっています。未来の教室とエドテック研究会といったところで、ちょっと講演聞いて、資料ももらってきたんで、ちょっと紹介したいと思います。

エドテックって、聞いたことありますか。ないですか。はい。これ、教科学習とAIで、AIの活用の一例です。しっかり力をつけて、そして効率化できないかと。これは数学の授業で進めたそうなんです。AIを使うと、まずは一人ひとり自分で進められる。個別性が非常に尊重される。先生、生徒、また児童の時間は限られているんですが、それを非常に効果的に圧縮することが、これは実験データでできてます。その中で、じゃ、余った時間で何やるかっていうと、一人ひとりの探求していく時間がとれる。

例として、どういうことかという、これは麴町中学校です。1、2年生で実験をしました。COMPASSという会社でキュビナってAIが入ったタブレットを使って、これを数学やるんですね。で、一人ひとり教材が違うんです。なぜかっていうと、問題を解いていって、できる子はどんどん先に進むし、できないでつまづく子は、後ろでAIが動いて、これができないのは、こういうことが理解できてないから、ここからやっていきましょうという形で、もう全部引き上げてくれるんですね。で、担任の先生が直接教えるんじゃなくて、別のタブレット持って、子供たち20人が20人いれば、その子供たちの進捗状況が全部わかる。で、つまづいてる子をフォローしていったり。

この教科、数学の勉強に関しては、全然もうやり方が違ってきた中で、じゃあ、どういう効果が出たかっていうと、年間でおさめなきゃいけないカリキュラムの実習の必要な時間が半分以上で短縮されましたとあるんですよ。で、学力は、特進クラスって、できる子たちばかり集めたクラスあるんですが、そのクラスよりも上です。こういうことなんです。

で、余った時間でプログラミング授業をやっていく。だから、今ある教科の時間の中で、やろうと思えば、使い方によってはできるってことなんです。で、自動車の自動走行であったり、曲がるところは円周率を習ったもの、そういうのを全部入れて、車、模型を動かしてや

っていく。それ用のプログラムを使っていく。もう1つ、ドローンを自動で飛ばす。X軸、Y軸、Z軸、そういうところを使いながらやっていると、そういうプログラミングと一緒にあって、その時間の中で全部、特別に設けなくても、そういう機材を使うことによって、十分効果は出るし、使える。それが1点。

小学校でも、プログラミング教室、使ってやるんですね。これはどんな形でやるかっていうと、体育の授業とセット。1時間目、5対5のノータックルのラグビーをやります。強いチームも弱いチームもある。2時間目は戦術のプログラミングをチームでいろいろ考えるんです。で、3時間目やります。弱かった女の子のチームが勝ったりするんです。そうすると、戦術的な一つのそういう考え方。ですから、そういう戦術的な、コンピューターの好きな子は、そこからスポーツに入っていく。また、スポーツが得意な子供はスポーツから、またプログラミングの授業に入っていく。非常に相関関係があって、非常に面白い、そういう内容です。

もう1つは、平成29年の3月31日、さっきの中学校の指導要領の中の前文の5番目ですね。これからの学校には一人ひとりの生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者の価値ある存在として尊重し、さまざまな人々と共同しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるように。この持続可能な社会のつくり手、この後、質問しますが、SDGsのその一つのを根本として、教育プログラムをつくったところがあります。それがESDと呼ばれています。エデュケーション・フォー・サステナブル・ディベロップメント、そういうことなんで、持続可能な開発のための教育。

これは八名川小学校でやっております、手島先生と私も3回ほどお会いして、先日も八名川小学校の発表会にも行ってまいりました。非常に効果的な内容です。これは八名川小学校でESDを実践をして、9年間、非常に効果が上がってます。それがあつたがゆえに、持続可能な社会のつくり手ってのが文科省のほうで入れた。そういう実証結果のもとに、こちらも変わってきている。そのESDの学びってというのは、横断的に学ぶ、総合的な学習をやる。やる中で、さまざまな学力、また問題解決能力が子供たちに身につけていく。そうすると、自然と学力も上がるんですね。

算数に限ると、6年生、最後は応用編なんかでは、ほかの学校と比べて18ポイント上だそうなんです。学力をつけるためにやるのではなくて、本当に生き抜く力をつける、このESDを進めていく中で、結果論として学力もしっかりついていくっていうような教育プログラム。その秘訣は何かというと、学びに火をつけるっていうこと。学びに火をつける。これがキーワードでやってこられたようです。

ですから、そういうことを含めると、私も資料いっぱいありますし、実際に本もあります。

これよくできています。『学校発・E S Dの学び』。前にも以前、教育委員会の人にお貸ししましたし、ぜひこれはさまざまな参考となりますので、皆さんでちょっと学んでいただくと、いろんなやり方があるなっていったところで、具体的に展開ができるかと思います。

それともう1点、適正配置といった部分も、先ほどありました。学校の適正配置に関しては、統廃合の問題も当然入って、これは議論を深めていくと思われませんが、情報をもっと議論をする人たちに、教育委員会のほうできちんと出していただいたほうがいいと思うんですが、その辺どうでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

適正配置に関しましてはですね、適正配置になった後の学校に関してもですね、アンケートを調査したり、そういったものについて、またアンケートをしていただいた保護者のほうにもフィードバックしておりますし、まだ適正配置はできていないところについてもですね、いろいろ地域の方、保護者の方と話をし、情報提供していく。当然、それに対しては、こちらのほうでも積極的に情報提供していきながら進めていきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

情報提供の内容なんですが、ちょっと別角度から。これは総務省、財務省、そして文科省絡みで進めてきていますね。そもそも論は人口減で、その中で税収が少なくなってく中で、公共施設の維持管理をどうするか。そうすると、学校教育現場の公共施設の面積が非常に大きいんで、そこを削ろうじゃないかっていったところから、実は始まってきてますね。そういうところもきちんと話をされたほうがいいと思います。

そういう中で、現役世代の減少、税収の変化、将来の負担、また公共施設の維持管理費の圧縮の必要性があるという中で、学校というものもその中に入ってきた。そういう中で、アンケートなんかとってみても、世代によっては多分全然違ってくるかと思えます。ですから、どういうところをターゲットに、どういうふうにとったデータを読み解いていくかっていったところも非常にこれは大事になってきますし、その中で一番大事なのは、誰を中心に考えていくんだっていったところになると思います。

あそこは子供たちが学び、子供たちが生活する場所。その中で、特に声を出せない子供たちの声を、どのように拾っていくかが大事ですが。そして、基本的なところというのは、学校とは何なのか。主役は誰か。そしてまた、子供たちに質の高い教育を提供するにはどうするか。要するに、これから子供たちが厳しい社会に出て行くときに、どういう教育環境がいいのかっていったところを含めて、で、当然、財源の問題であったり、税金を使って教育していくんだ

ろうから、それが最も効果的に行われるように考えなきゃいけない。

そういうことを考えますと、先ほどのE S D、あれによって地域のコミュニティ・スクールも全部あの中に入って、仕上げてできるわけなんですけど、子供たちがきちんと学ぶといったところ、どういう学びが必要かというところ、これは考え方でしょけども、ある意味で、余りにも少人数だと厳しい。多様な意見を聞いて、その中で問題解決をしていくということになると、非常に厳しい環境になることも含めて、将来を見つめて、これはぜひ、さまざまな角度から、深く議論していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

いろいろな方に情報提供していくのですね、今言った御意見なども参考にしながら、これから検討したいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それともう1点、学校の合併問題で、非常に議論を深めたのが、新潟の聖籠町なんですね。本が出てます。そこは中学校を統合するときに、かなりの時間をかけて議論をして、中学校だけじゃなくて、私たち大人の社会人の教育もどうするかということも全部含めて議論しました。専門家も入れて。で、そこの中学校の名前が、聖籠町民立中学校なんですね。町民立なんです、そうなんです。ですから、そういうところのやり方、社会教育との兼ね合いも含めて、ぜひ、本も出てますので、なければ貸します。教育委員会の人に1冊、本が貸してあります。ぜひ学んで、それも参考にさせていただきたいと思います。

次に、8点目の、働き方改革の件。今までどのように働き方改革を進めてこられてのか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたけども、タイムカードの導入から共同学校事務室の設置まで、働き方改革を、今年度、重点的に行ってまいりました。答弁の中には、月80時間以上の残業の教職員の割合は、数字上は減少傾向にあるということで、本町でも、10月から毎月、全教職員の時間外勤務を集計して、指導室のほうに、教育委員会のほうに提出させていただいております。そのデータを校長会、教頭会、教務主任会、それから教育委員のほうにお示ししております。今年度末3月までを統計をとったものを、4月には各学校に配布していきたいなというふうに考えております。

ただ、やはり依然として多岐にわたる膨大な業務がありますので、今後の課題といたしまし

ても、やはりスクール・サポート・スタッフ等の配置を考えていながら、必ずしも教師が担う必要のない業務や、教師がやらなければならないもの、たくさんあると思うんですが、そこから辺を精選した中で、マンパワーを活用していただければというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次に、この改革を推進してきましたけども、先ほども、まだまだ業務が多い、時間内で終わらない、ありました。そういう中で、教師が担うべき必要のないと思われる業務、これはどれぐらいありますか。ここに出てる以外にもたくさんあるんじゃないかと思うんですが。こちらの答弁に出てる以外のことで、どういうことがありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

教師のほうで学校の中で子供に向き合う時間は、もちろん授業が最優先ではございますけども、朝、放課後の登下校の見守りや学校内外の環境美化等に関しては、特にスクール・サポート・スタッフ等がいれば解決する問題ではないのかな。それが先ほどありましたコミュニティ・スクールの地域のサポートスタッフ等にも関係してくるのかなというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次に、お尋ねしたいのは、働き方改革の意味っていうのは、現場では議論されたことはありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、町での働き方改革の数々の施策に関しまして、各学校には、校長会を通して投げかけておりますし、働き方改革も含め、学校ではコンプライアンス研修等も行いながら、業務の改善ということで、職員会議またはミニ研修のほうで研修しております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 投げかけて、それでまた研修もしているということなんですが、教員一人ひとりが、この働き方改革をやる本当の意味は何なのかということをお聞きし、また皆さんで議論して深めたことはありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えします。

そこまで詳しく教職員一人ひとりがということになると、各学校の現状がわからないことは現実ではありますけども、教職員の働き方の時間に関するガイドラインも出されました、月40時間、年間360時間と。それに関しましても、先ほど申しましたとおり、今年度の10月から3

月までの時間外勤務時間の統計をとった上で、個人的な目安が出てくると思うんですね。それを各学校の管理職が面談をしながら、このガイドラインに沿った働き方ができるように、各自が努力していく、目標を設定しながら進めていくということが大切であると考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

今、なぜこういうことをお聞きしたのかというと、例えば、教育現場において、お子さんたち、児童生徒の皆さん一人ひとりが、なぜ勉強するんだってことを本当に真剣に考えたことがあるかどうか、それでやりとりはあるかどうかなんですね。今、働き方改革もやんなきゃいけないからやってるって、上から言われてやってるのか、本当に真剣にその意味を深く捉えて、考えてやってるのかによって、これは全然中身も、それから働き方改革をやってく中で、日々の生活も全然違ってくるはずなんですね。

ですから、ぜひ一人ひとりが自分の頭で考えるっていうこともやっていただき、ともに議論を真剣に深めてくってことも、非常に大事なんじゃないかなと思って、今、お聞きしたんです。

手島先生にお会いして、ESDのああいう一つの新しいプログラムを開発して、東京都から認定されて、研究発表も先日ありました。手島先生の一つのキャッチフレーズってのは、先ほど言いました、学びに火をつけろ、子供たちの学びに火をつける。要するに子供たちってのは、先生、どういう先生が、指導者がいいかっていうと、これは私はもうずっと今まで生きてきた。で、いろんな研究者、学者、先生とも会ってきました一つの私の結論としてどういうことかっていうと、自ら学び、常に成長しようとして努力してる人じゃなければ、子供たちの学びの心に火をつけることはできないんですよ。働き方改革っていうのは、自ら学ぶ時間を、私は、つくることだと思うんですね。自らの学びに火をつけて、やはり深く探求して、情熱持ってやっていく。その姿勢が子供たちにも伝播していく。こう私は思っております。

そうしますと、この八名川小学校の手島利夫先生なんかにも会っても、それを非常に感じます。手島先生のESD、これからそれによってどういうふうには自分を変えていくかっていうと、教育で世界を変えるって、そういう自分自身にキャッチフレーズっていうか、そういうものを、思いを持って、現場で今、現場っていうか、そういう形で活動をしておられる。

ですから、やっぱり本質的な、本当の深い意味を一人ひとりがどう考えるか。それはぜひやってください。やらないと、上から言われた。教育委員会から言ってきた。で、形式的で、長続きしません。手を抜くと、すぐ改革はとまっちゃうし、やっぱり現場の第一線からそういうところを深く議論して、そして教育委員会で、ぜひそのサポートをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、申しわけございませんでした。

今、おっしゃっていただいた、私の心にも、自ら学び成長することができる教員でなければ、子供たちに心に火をつけることができないというお言葉、本当に感動いたしました。そういう理念をもとに、阿見町としても先生方一人ひとりに対して、意識を持つだけではなく、なかなか議論するっていう時間は、一斉にとるのは難しいと思うんですが、やはりその意識をした上で、先生方一人ひとりがどういう考えを持って、今後の教育に取り組んでいくかっていうことを話し合っていくことは、子供たちの未来にとって非常に大切なことでもあります。教育委員会としましても、今年度の働き方改革のいろいろな事業もありますが、教育の本質ということをもう一度頭に入れながらサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ぜひお願いしたいと思います。

そういう中で、今、ESDのこともちょっと紹介して、これはここで話すと非常に長くなるので、話しはしません、後で資料もお渡し、お貸ししますんで、ぜひ見ていただいて、検討していただきたい。また、各学校で特色のある教育を進めておられると思うんですが、そういう中で、こういうものも取り組んでやってみたいっていうようなところがあれば、ぜひサポートをしていただきたいと思ったんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

今までも、各学校との意見交換という場というのは、なかなか校長会、教頭会、教務主任会等でのものや、各種研修会の中でのものがあつたわけですが、やはり先生方個人個人の意見や、学校単位での意見を集約しながら、今、何が必要かと、これから何ができるかっていうことを教育委員会としましても考えながらサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひサポートしていただいて、阿見町の各学校が特色のあるすばらしい学校になるようお願いしたいと思います。

じゃあ、質問の9点目の再質問をちょっとしたいと思います。

新制度になって、その中でいじめ問題等も対応が変わってきましたね、この中にね、いじめ問題もあって、制度設計変えられたのかなっていうのも大きな問題ありますが、具体的に、このいじめに対する問題の対応に関しては、具体的にどのように変化しましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

いじめに関しましては、各学校でもいじめ基本方針を作成しております。校内の研修の中で

活用していくこと。それから各学校でも最低学期に1回はいじめに関するアンケートをしながら、町としても、いじめに関するアンケートをとった後が大事でありますので、必ずその日に集計をすると。その日に対応するというところは徹底してお願いしているところでもありますので、いじめ等に関しても、その子供さん、親御さん、いろいろなところから情報は入ってきますが、話しやすい、情報を提供しやすい、その雰囲気づくりっていうものが、各学校、特に学級の基盤となることだと思いますので、信頼関係づくりに関しましても、さらに強化してまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） よろしく申し上げます。

いじめ問題、これは市民にとって大きな問題にはなるんですが、昨日も校内の暴力の教師に対する一件もありました。そういうものを含めて、教育といったものを、憲法上、そこから解釈すると、いじめ問題も、ああいう校内暴力問題も、一つの見方っていうのができてくると思うんですが、そういうことは考えたことはありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

憲法上の解釈までは、ちょっと私どものほうでは考えておりませんでした。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次長が手挙げたんで、次長答えられるのかなと思ったんですが。

実は先日、生涯学習課で開催した地方自治マネジメント講演会ありましたね。あの中にそれが出てるんです。で、学ぶってことは、実際に現場でそれをどう、学んだことを深めていくか。あの中身で全部できるんですね。じゃ、一人ひとりの人権とは何なんだ、教育とは何なんだ。

で、義務教育ってのは、子供たちにとって、義務ですか、権利ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

私は、子供たちにとって教育を受ける権利があると思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 正解でございます。子供たちにとっては、子供たちにとってだけで……。教育ってのは全ての人にとっての権利ですね。これは義務教育の義務ってのは、その保護者であったり親であったりに課せられていることで、子供たちの権利になる。じゃ、権利って一体何なんだっていうと、憲法13条に出ていますね。で、全ての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。その下に、全部解釈が出てます。それを読み解

くと全部出てきますね。個人の尊重、誰もが等しく尊い。で、生命の権利が基本。で、自由に生きることができる社会が必要。

その中で、公共の福祉っていうのが出てきます。公共の福祉に反しない限り。これは誰の権利も等しく保障されるっていう内容ですね。で、その中で、自分の権利を実現するために他人の権利を奪うことはできないって話もされてたと思います。それは全ての権利の中には制約が含まれる。権利の内在的制約って言われる、これは憲法を学んでいってれば当然のことですね。権利の内在的制約。そうすると、学習権は誰にでもある。

ところが、教室において、学校において、暴力やいじめやさまざまなことをやって、学習する権利を、ほかの人たちの権利を奪うということは、反していますね。ということは、これは他の人の権利を奪うこと、そういうことをするのは、やっぱりそこにいる権利をなくすっていうことになってきます。そういうことをきちんと子供にも、そしてまた保護者にも、教えていくことも学校としての、これは非常に大事なことなんじゃないか。

それは、なぜこういうことを言ったかと言いますと、こちらに出てますね、後期基本計画の2章の第1節、6、主権者教育。それと3章の第4節の1、人権教育の推進とあります。ですから、自分が他人に迷惑をかけ、他人が学ぶ機会を妨げるような人は、学校というところで学ぶ権利を失うってことにつながるっていうことを、きちんとやっぱり子供たちにも保護者にも教えるべきだと思うんですね。要するに、その子たちをフォローすることによって、ほかの大勢の学ぶ権利が奪われるってのは、これは余りにもおかしな話で。

ですから、やはり法治国家なんで、憲法が基本で、で、教育の権利はその中の教育権の中で教育基本法ってのは定められてる。ですから、法にのっとった上での解釈をすると、そういうふうになってきます。ぜひ、毅然とした態度できちんとやっぱりそういうところで言うことによって、子供たちの主権者教育っていうのもきちんと学ぶことはできる、子供たちが。そしてまた、保護者に対しても、主権者として、また人権教育もこういうものを通して学ぶことができると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

子供たちの人権教育に関しましては、特に学校教育の中では、道徳の時間に子供たちに感じさせる、考えさせるということで取り組んでおります。やはり教師側の一方的な教えではなく、体験を通して子供たちで考えさせていくことが大切であると考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） その他、公民っていうところもあって、当然、憲法も入ってきますね。9条ばかりやってるんじゃないくて、こういうところをきちんとやっぱり学ぶべきだと

いったところ、実践的に。そういうことが非常に私は大事であると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

公民に関しまして、中学校3年生のほうで学ぶことになっておりますので、今、選挙権の問題等もありますし、高校生になる上でのつながりということで、小中連携や中高連携っていうこともありますので、高校での教育課程、それから小学校、中学校での教育課程に関して、指導要領に関して、確認しながら、やっぱりそこら辺を連携していくことが大切であると考えております。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） じゃあ、最後の10番で、10番の質問をしたいと思います。

総合教育会議に関してなんですけど、今まで何回行われたかといったところと、どこが主催しているのか、その2点お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

これまでですね、総合教育会議、3回ほど行っております。で、事務局はですね、教育委員会の学校教育課が事務局となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） これを見てもみますと、首長が招集と。で、会議が原則公開となっております。ですから、これは本来であれば、町長部局が開催して進めていくべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、川畑議員がおっしゃるとおりですね、今回のこの制度改正で総合教育会議ができたわけですけども、その中にもちゃんと示されておりますとおり、まず事務局はですね、町長部局の

ほうで行うというのが大原則と明記されております。ですが、阿見町のほうではですね、そのときにですね、多分、長部局と教育委員会部局のほうで話し合いをしてですね、長のほうから補助事務を教育委員会のほうに委任を受けてやっているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） じゃあ、本来、町長部局でやるべきところを、このまま教育委員会でやるということで捉えていいんですか。それとも、近い将来、町長部局のほうで、これは開催をしていくってということで捉えていいんでしょうか、どうなんでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○12番（川畑秀慈君） 今まではわかりましたよ。これからはどうするんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、川畑議員からですね、原則のお話もありまして、これまでは教育委員会部局でですね、事務局をさせていただきましたが、今後、そういったことの御提案もありましたので、長部局のほうと改めて検討、相談することもできるかと思っておりますので、考えてみたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

教育委員会のほうへ、働き方改革も含め、ESDそしてAI、最新のプログラムのちょっと提案をさせていただきました。やはり、常に最先端のことも研究しながら、そしてまた、教育のレベルを上げるのには現場でどうするかっていったところも大事ですし、特に、教職員の自ら学ぶ心に火がついてるかどうかっていったところが最も大事なところになってきますので、その点をよろしく願いいたしまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

町のSDGsの取り組みについて伺います。

SDGsは、世界を変えるための17のゴールを掲げております。これを一言で言うと、誰一人取り残さない持続可能な社会の構築ということになってまいります。現在、世界また日本でも、政府においても、各省庁において積極的に取り組んで、これは進めています。また、茨城県でも進めております。近隣においては、つくば市、これは昨年、もう手を挙げて始めました。また、隣の美浦村も、これに関しては総合計画の中に入れて検討していくというようなことであります。

そこで、阿見町においては、このSDGsについての取り組みはどのように考えているか、

それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

SDG s の取り組みについての質問にお答えいたします。

SDG s は，持続可能な開発目標の略で，誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため，2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であります。先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として，貧困や飢餓の根絶，環境対策，平等の実現など，2030年を年限とする17の目標が掲げられております。

国においては，関係行政機関相互の連携を図り，SDG s を効果的に推進するため，2016年5月にSDG s 推進本部を設置し，同年12月にSDG s 実施指針を決定しました。このSDG s 実施指針では，持続可能で強靱，そして誰一人取り残さない経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指すことをビジョンとして掲げ，目標とする17項目のうち，あらゆる人々の活躍の推進，健康・長寿の達成，持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備などの8項目を日本の優先課題として設定しております。

SDG s 推進本部による拡大版SDG s アクションプラン2018では，地方創生に向けた自治体SDG s 推進事業として，先進事例創出と普及展開活動を通じたSDG s の浸透を目指し，29の未来都市と10のモデル事業が選定され，県内ではつくば市が選ばれております。

また，平成30年12月21日に閣議決定された，まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で，地方創生の一層の推進に当たっては，SDG s の主流化を図り，SDG s 達成に向けた観念を取り入れ，経済，社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映することとされております。

茨城県においては，平成30年11月に新しい茨城県総合計画を策定し，第1部，将来構想の時代の潮流の中で，SDG s の達成に向けた取り組みを加速化していく必要性に触れているとともに，各施策において17目標と関連するアイコンが表示されております。

以上のように，国，県においてもSDG s の取り組みが推進されている状況にあります。

SDG s は，当町が地方創生を推進し，持続可能なまちづくりを進めていく上で必要な側面を17の目標として示している枠組みと捉えることができます。

今後，国際社会や国の要請に対応するため，各種計画や戦略，方針の策定や改定などにおいて，この枠組みをどのように町の施策に活かしていくかが課題であると認識しておりますので，国，県や近隣自治体の動向を注視しながら，先進自治体の成功事例の学習を通し，SDG s という政策理念の導入に向けた調査研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

町では、まだ取り組みはしてはおりませんが、しっかりとまた研究をして、一步一步進めていっていただきたいということを要望します。

その中で、まず初めに、担当部局の方中心に、自ら学ぶということをぜひお願いしたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

当然、世界の枠組みとなりまして、国も各省庁で推進をしておりますので、これからですね、その辺はしっかりと研修して、今後のですね、いろいろな計画に盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ぜひよろしくお願ひいたします。

今日の私のテーマは、この中に出ているんです。基本理念のところに出ています。「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」とあります。ですから、やはり、学び合い、そしてまた議論を深め、支え合い、そして輝く人をつくっていくことがまちづくりにつながるんだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） これで12番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願ひます。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。

それではですね、通告書に基づきまして質問をいたします。

今回は、子供たちの安全は守られているかについて質問させていただきます。

本年1月24日、千葉県野田市の小学校4年生が、父親からの虐待を受け、尊い命を落としました。さらに、昨年3月には、目黒区で5歳の女兒が虐待により亡くなりました。この1年で痛ましい事件が続いています。

厚生労働省が発表した平成29年度児童虐待相談対応件数によれば、全国の児童相談所で対応した件数は13万3,778件、前年と比較して109.1%、この1年間に増加したのは1万1,203件、

過去最高となっています。このような状況があり、今国会でも、民法の、親の子供に対する懲戒権の見直しや、児童虐待防止法の体罰禁止などの改正議論が活発になっています。

しかし、一方で、虐待防止には母親支援の必要性も指摘されています。児童虐待の加害者で多いのが父親、母親であり、母親支援を並行して実施しなければ、虐待はなくなりません。母親支援により、その母親が更生したという事例が多く報道されています。

そこで、阿見町の現状と防止対策について、以下の4点について伺います。

- 1つ、虐待事件後、事件報道後の対応について。
- 2、阿見町の児童虐待の実態について。
- 3、これまでの虐待防止の取り組みと今後の防止対策について。
- 4、母親支援としての子ども・子育て支援について。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、子供たちの安全は守られているかについての質問にお答えをいたします。

1点目の、虐待事件報道後の対応についてであります。

今回の事件を受け、国からは、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の調査依頼があり、2月1日以降一度も登校・登園していない児童生徒について、町内全小中学校、保育園等へ調査をお願いしているところであります。

また、児童相談所に対しては、在宅で指導している全ての虐待ケースに関する緊急安全確認の依頼がなされ、今後、児童相談所から町へ情報提供等の依頼があった場合には、十分連携を図り、必要な協力をしていきたいと考えております。

町としましては、現在かかわっている家庭について、引き続き相談・支援を行っているところであります。

2点目の、阿見町の児童虐待の実態についてであります。

海野議員の、児童虐待に関わる件数とその対応についての質問にお答えをしたとおりでございます。

3点目の、これまでの虐待防止の取り組みと今後の防止対策についてであります。

町では、保育園や学校からの情報提供や一般からの電話通告等に対し、児童の安全を確認するため、自宅等への訪問を実施しております。危険度の高い案件については、関係機関との情報共有を図り、一時保護の実施を含め、対応を協議しております。

今後の防止対策としては、これまで同様に、子供が在籍している保育園や学校で、身体的な異常や日常の様子について目を配るとともに、健康づくり課で実施している乳幼児健診や家庭訪問時に身体や家庭状況の確認を行い、虐待が疑われる案件の早期発見に努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターと、子供家庭総合支援拠点が一体的に支援を行うことで、さらなる体制強化を図ります。あわせて、189、「いち早く」を町民に周知することで、地域の見守りにより一人でも多くの目が届くことで、虐待防止につなげてまいりたいと考えております。

4点目の、母親支援としての、子ども・子育て支援についてであります。

海野議員の質問にお答えしたとおり、さまざまな保護者支援を行っております。母親の気持ちに寄り添い、本当に困っていることは何かを引き出すことが必要であります。自己否定から自己肯定へ変えていく支援など、心の支援も含め、丁寧に向き合いながら接していくことが重要であると考えております。

あわせて、安心して子育てができる環境づくりも重要であります。少子化や核家族化、親の就労形態の多様化等により、子供を取り巻く環境は大きく変化をしております。虐待に至ってしまう事案は、子育て家庭全体からすると少数ではありますが、虐待につながってしまうような状況を少しでも予防するためにも、保育施設や保育事業の充実を図り、安心して子育てができる町を目指してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

そうしましたらですね、答弁書に基づきましてですね、再質問のほうをさせていただきます。

まずですね、栗原さんのほうの報道はですね、実際の1月24日に起きた後ですね、2月に入ってから報道のほうがなされたという形になりまして、若干のタイムラグがありますがけれども、この報道後ですね、町民の皆さんからの問い合わせというのは増えましたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

報道後、町民の皆様からのお問い合わせというのはございませんでした。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうしましたらですね、今、町内ですね、虐待事件が起こったとする、そういった場合ですね、一連の対応としては、どのような対応をされているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、子ども家庭課に相談、それから通報、それから電話、来庁によって連絡等があった場合にですね、虐待の相談、通告受付票というものがございまして、それに基づき、できる限りの情報を収集、聴取するということでございます。受け付けた案件につきましては、まず課内で安全確認や調査の時期、それから方法を検討いたします。これは緊急受理会議というふうに通常呼んでございます。

一番の優先は、子供たちの安全でございますので、家庭訪問により、48時間以内に児童の安全確認を行うとともにですね、あわせて情報収集を行ってまいります。48時間以内といっても、緊急性の高い場合には即時対応をしているというような状況でございます。

安全確認につきましては、子供たちに直接会って確認をさせていただきます。それから、そのときに、子供たちから直接話を聞いて情報収集した後、保護者から話を聞くという段取りをしております。

このとき、保護者を責めたりする、批判したりするのではなく、何か支援できることはないですかということで提案をしております。その結果、支援を受け入れる姿勢がある場合と、ない場合があると思うんですけども、その受け入れを拒むような場合は、再度訪問して相談に乗るということをお伝えしてございます。

あわせて、関係各所より必要な情報の収集、調査を行っております。町民課におきましては、世帯構成や転入・転出歴、それから社会福祉課では、生活保護の受給の有無、それから健康づくり課では、健診時あるいは新生児訪問時の状況や結果、それから、例えば小学校の小学生などは、学校から登校の状況ですとか、子供の様子や家庭の状況など。それから、小学生の虐待案件などについては、そのお子さんに兄弟姉妹がいる場合もございまして、そういった場合には、保育園に通っている場合などもありますので、その子の虐待が受けているかどうかということも園に対してですね、状況、あざがあるかどうかですね、傷があるかどうか、あと送迎時の親御さんの様子など、そういったものを情報を収集をしているという状況でございます。

そのほか、児童相談所にですね、一時保護ですとか、児童福祉施設の入所歴、相談歴がないかなども照会しているというような状況でございます。

次に、緊急性の判断がある場合、それから一時保護の判断等についてでございますけれども、収集した情報、それから訪問して面会した結果をもとにですね、緊急性や一時保護の良否について判断を行っております。重症度によっては、児童相談所へ通告して、すぐに一時保護というふうになるケースもございます。

そのほか、ケース会議、個別支援会議とかケース検討会とかいうふうに呼んでございますけれども、これにつきましては、関係機関が集まりまして、一時保護の実施の判断ですとか、一時

保護解除後の支援の役割分担などについて協議を行ってございます。ただ、一時保護には至ってないけれども、継続して見守りが必要なケースの場合には、その支援方法や、各機関で役割分担などについても協議を行ってございます。

以上のように、子ども家庭課におきましては、学校に通う子供たちだけではなく、児童保護の担当部署としましては、18歳未満の全ての児童に対しての案件にですね、対応をしているという状況でございます。

いずれにしましても、町としましては、一連の情報共有だけではなく、例えば、健康づくり課では、妊産婦から乳幼児の時期において包括的な支援を行っておりますし、それによって虐待の予防、それから早期介入につなげております。また、社会福祉課においては、生活支援に関する相談や支援など、個々のニーズですとか、家庭の状況に応じて、最善の方法で解決が図られるように、町全体としてケースにかかわっているというような状況で対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今、部長からの御案内がありましたけれども、こんなにきめ細かなですね、対応をされているということは、なかなか知らなかったもので、恥ずかしい気もいたしますけれども、私も含めてですね、多くの方々が思うのは、やっぱり、小学校の4年生ということがありましたので、特に学校のほうはですね、中心になってやられているのかなってということも考えていたんですけども、教育委員会としては、どういう御対応をされていたんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） お答えいたします。

各学校におきましては、県から出されております、虐待から子供を守るという対応マニュアル、及び土浦児童相談所から出ております、学校における虐待通告までの基本的な流れに基づき対応しております。

学校の中で担任や養護教諭等が虐待を疑う状態を発見した場合には、生徒指導担当や管理職へ報告し、組織的な対応をするように指導しております。

また、相談窓口や学校には通告の義務があることを明記した文書を全保護者に配布し、未然防止、早期発見に努めております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。学校もですね、きめ細かな対応をされているということがわかりました。

御答弁の中ですね、要保護児童対策協議会というような部分で、いろいろできてきております。その中でケース会議とかというものはあるんですということは、今、部長のほうのお話でございました。この協議会の部分でですね、課題として提示されているものも結構ありましてですね、その中に、情報の確認だけで協議会が終わっていて、役割分担の部分が不明確になって会議が終わっているというような部分が指摘されています。

阿見町の場合ですね、この協議会においてですね、役割分担というのは明確になっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

御質問の要保護児童対策地域協議会におきましては、代表者会議を年1回、それから実務者会議を年3回、実際の事案を検討する個別支援会議を年に10回程度開催しているところでございます。

まず、代表者会議におきましては、児童相談の状況の報告、情報の共有、意見交換を行ってございます。実務者会議におきましては、代表者会議と同様でございますけれども、実務者レベルで、さらに詳細に年3回程度実施をしまして、情報の共有を図ってございます。さらに、個別支援会議におきましては、具体的な事案について、児童相談所、子ども家庭課、教育委員会、それから学校、保育所などが集まりまして、それぞれのケースによって対象は違うとは思いますが、対応を検討してございます。その中で、具体的な見守りや保護者の支援などの役割分担を明確にきめ細かく決めているということでございます。

そういうふうに、それぞれ役割分担を明確にしながら、きめ細かな対応に努めているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうしましたらですね、ちょっとこれは確認なんですけれども、昨日、海野議員も同じように、子供たちの生命の部分で虐待のことを一般質問されておりました。この確認なんですけれども、町への相談件数が63件ありますよというところで、その推移については、平成27年度から30年まで、直近の部分で回答があったと思うんですけれども、27年度が55件、28年度が51件、29年度が63件で、30年度が73件というふうに記憶しているんですけれども、この答弁でよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、御質問のとおりでございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） それでは、虐待の区分についてはですね、どのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

区分につきましては、ネグレクト、身体的虐待、それから心理的、性的、それから不登校、その他という区分になってございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうしましたらですね、先ほど確認させていただいた、直近のですね、30年度、平成30年度の73件という形で、29年度よりも10件も増えているわけですよ、阿見町の相談件数が。これのですね、相談内容の、内容別の件数等ですね、内容があれば、詳細がわかっているならば、御案内いただきたいと思うんですが。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

30年度、31年2月の時点では、相談件数が73件でございます。虐待の内訳といたしましては、ネグレクトが16件、身体的虐待16件、それから心理的虐待が8件、性的虐待は、これはございませんでした。それから、その他というのが31件、不登校が2件、合計73件でございます。

平成29年度に比べまして、全体で10件ほど増えてるんですけども、増えてるところは、内訳としましては、ネグレクトで2件、身体的虐待で4件、心理的虐待で同じく4件、合計10件増えてるという内訳になってございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

ネグレクトがですね、こんなに増えてしまったというのが意外なんですけれども、これ全国ベースで見ると、29年度の速報値ということで出ておりますけれども、全国で考えればですね、心理的虐待がですね、54%ということで、一番多いのが心理的。阿見町の場合は身体的が多いということで御答弁があったんですけども、ネグレクトについてもですね、身体よりは少ないという状況になっています。

阿見町自体がですね、阿見のそういう相談の中でですね、特異性があるのか、これは今後の分析によるんでしょうけれども、実はですね、心理的な部分、全国でも一番多いと言われていた心理的虐待についてもですね、実は、ずっと統計をとってから多いわけでもなくて、25年

からですね、身体的虐待を追い抜いたというような格好になっています。この辺の部分ですね、かなり専門家も分析もなされると思いますけども、阿見の場合、性的虐待がないと、0ということで、安心はしております。

ただ、実際に、先ほども御案内しましたけれども、これずっと件数としては伸びているんですよね。一度も停滞したりとか、下がったとかいうのはなくて、全国的にはずっと伸びているんです。昨年度と比べて1万1,000件も増えましたって、私、御案内しましたが、1万1,000件って、いいかげんにしろよって感じになっちゃうんですよね。1年で、つまり12カ月でいけば1,000件、月1,000件増えてるってこと、ほぼほぼ、なりますんで、これはそういう相談があって、通告の義務があったということで増えていって、その後、重症化してないということであればいいんですけれども、本当にこういう状態だということは、この今回の報道によってですね、気づかされたという部分があって、この部分何とかしなければいけないというふうに思っております。

これまでの対策と今後の対策について、防止策について、またお話を伺いたいと思うんですけれども、昨年ですね、5月。今まで伺ったのは、今年の1月の栗原さんの報道後ということなんですけれども、昨年ですね、目黒区の5歳児の虐待のときの報道後は、どのような対応をされたんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

町としましては、そういった他市町村の事例を教訓にいたしまして、被害を最小限に食い止めるなどですね、適切な対応がとれるように、相談や通報に対して、さらにきめ細かに情報収集し、関係機関と連携をして対応をとっているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

教育委員会のほうにもですね、ちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど伺ったのは、小学校4年生ということで、児童だということですよ。今回伺いたいのは、5歳ということで、学校に入っていない未就学のお子さんの場合ですね、教育委員会としては、そのような対応をされたんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

就学していないということであっても、兄弟等がいる場合もありますので、関係機関と連携して対応しております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そこまで配慮していただいて対応されてるということで、安心いたしました。

実はですね、茨城県でもですね、野田市、目黒区と同じようにですね、今までに痛ましい児童虐待死亡事件が発生しています。平成24年の9月ですけれども、やっぱりこれは生まれたばかりの女児を母親が虐待で死亡に至らしめた。また、27年の9月についてはですね、3歳の男児がですね、靴の履き方が逆になってるということ、いくら言っても聞かないということで、頭部を打撲してですね、出血して亡くなった。平成28年度についてはですね、生後2カ月の女児ですけれども、アパートで、やっぱり母親から虐待を受けて死亡したという形で、3件茨城県でもございました。

今までの部分ですと、他府県のことなので、それは確認という部分は何か甘くなるってことはないんでしょうけども、実際に茨城県としては27、28と連続して起きたということがありましてですね、かなりその部分の指示、指導についても、強いものがあつたとは思うんですけども、この県内の3件の事件発生後はですね、どのような対応だったんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

児童相談所から提供されます、こうした事案があつた場合にですね、死亡事例の検証報告書というものが提供されるんですけども、これなどを確認しまして、情報をまず共有をします。そして、今後の対応策をどのようにしたらよいかということで、常日ごろから参考にしてございます。

さっき御紹介いただきました直近の事例としましては、平成28年7月、生後2カ月の女の子が自宅アパートで母親から首を絞められて死亡したという事件があつたということで御紹介いただきましたけども、例えば、この事件では、母親が産後うつ傾向があつて、保健の主管課において、うつの傾向が、ハイリスクであるかどうかの評価が行う体制が整っていなかったということで、その可能性が認識できていなかったという点。それから、そういったことで、助産婦の出張相談などを行っていましたが、リスクの状況等の共有がされていなかった。それと、児童福祉主管課との情報共有も行われていなかったというようなことが報道されてございます。

当町におきましては、現時点でも健康づくり課で出生児については、全数訪問調査等も行ってありますが、今後さらに、子育て世代包括支援センターを整備することで、全ての妊婦との個別面談というのを実施していきますので、産後うつ等の心のケアも、医療機関と連携して実施をしていくようになります。

そして、虐待対応の主管課である子ども家庭課にも情報を共有しながら連携することで、こういったリスクの高い案件を早目にキャッチしてですね、未然に防ぐように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今までですね、町内でとられている対策についてですね、事例に基づいて検証したわけですが、今からですね、じゃあ、今、どんな方法で、これを防止されているんですかということで、それに力点を置いて、質問させていただきます。

御答弁にもありましたけども、189、いち早くということで、町民に周知するというところで御答弁がございましたけれども、これ具体的にですね、どのような周知方法をお考えなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

具体的には、町民の皆さんに、まずは広報あみへの記事への掲載、それから、さわやかフェアでの啓発活動なんかを行ってございます。さわやかフェアでは、こういったポケットティッシュ、189が明示して、これをですね、お配りして、あと、この中にこういうオレンジリボンなんかも入った形で、普及啓発っていうことで行っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 今、部長からもありましたけれども、この虐待についてはですね、オレンジリボンという運動がされているということで、本当に不勉強で申しわけなかったんですけども、されているということでございます。で、今、一旦ございましたけれども、ティッシュの中にですね、オレンジリボンを实际入れてやってるよということで、これは子ども家庭課さんの前のカウンターにも置いてあるということなんですけれども、オレンジリボン運動についてですね、どのように今後されていくのか、どのように認識されているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

オレンジリボンにつきましては、児童虐待防止のシンボルということで、子供の虐待を防止するというメッセージが込められております。子育てを温かく見守り、子育てのお手伝いをする意思があるということを示してございます。

先ほども答弁さしあげましたけれども、さわやかフェアの啓発活動時に、「いち早く」の周知とあわせて、ポケットティッシュを配布し、その中にオレンジリボン——これ職員のほうが手づくりで入れて、つくっております。これを入れて啓発活動なんかを行っております。また、普段から、子ども家庭課の公用車のボンネットにもオレンジリボンを貼っております。普及活動を行っておりますが、今後さらに多くの皆様に、この189、いち早く、そしてオレンジリボンを知っていただくように、さらなる周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうしましたらですね、この研修がですね、いろんなところでやられているんですけども、実は、厚労省と横浜市が出資してつくっている研修センターがございます。子どもの虹情報研修センターということなんですけれども、ここがですね、31年度について、市町村の虐待対応研修というのを開催する予定ということで聞いております。こちらへのですね、参加について検討されていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

御質問にあったとおり、本年7月に、市町村の虐待対応指導者研修というものが、7月9日から11日にかけて3日間にわたって実施される予定であるということで、承知はしてございます。ただ、今回の研修につきましては、参加の要件が、児童虐待関連業務経験通算5年を満たした者ということになっておりますので、現時点では、当町では該当者がおりませんので、参加予定はございませんが、今後、こういった要件を満たして、また開催ということであれば、出席する方向で検討してまいりたいと思っております。

そのほかの研修もいろいろあるんですけども、そのほかの研修としまして、町ではですね、児童相談所主催の、要保護児童の担当者研修ですとか、ペアレント・トレーナー・リーダー研修、養成研修などに積極的に参加をしております。また、昨年からですね、茨城虐待予防ネットワーク勉強会というものが、東京医大の茨城医療センターの小児科の先生を中心に開かれておまして、町の相談員がここに参加しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、10番平岡博君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 午後もまたよろしく願いいたします。

そうしますと、4番、4点目のですね、母親支援のところの、子供、保育、子育て支援についてお伺いをいたします。

まず、保育施設の充実がですね、やっぱり母親の支援としては重要になってくると思います。昨日の一般質問の部分からですね、いろんな部分の新設があるとか出ておりますけれども、ここで一回まとめという形の中でですね、保育施設の充実についてはどのように進んでいるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、待機児童が多い年齢でございますけれども、母親が育児休業が終了する1歳児が多い状況でございます。最近では、育児休業が延長できる事業所も増えていることもありまして、2歳児の待機児童というのも多くなってございます。

こうしたことから、この対応策としまして、4月から、本年4月からの開所を目安にですね、0から2歳児を保育する家庭的保育事業所、これを2カ所。1カ所につきましては、本年1月に既に開所済みでございます。さらにあと1カ所ということです。それと、そのほか、定員12名の小規模保育事業所1カ所を4月の開設を目指して、今現在、整備を進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

私は、ホームページでですね、家庭的保育事業ということで、お一人の方がやりますということで御案内がありましたので、以前見たときにはいらっしゃったんですけども、その方がやめられて、で、新しくされたということで、よかったなと思ったんですけど、プラス、また1つですね、の方がやられるということで安心をしました。また、12名以下の小規模についても増えているということで、それだけ、先ほどからずっと相談件数も多くなってきて、実際にそういう虐待に結ぶ方の中では、やっぱり0から2歳までの子供たちを持たれているお母様たち

が、やっぱりかなり多いということなので、この部分のサービスを充実するというのは、防止策についてもですね、いい対策になるだろうと思います。

それで、続いてですね、これも紙井議員を初めですね、多くの議員の皆さんも以前ずっと質問されていることなんですけれども、保育サービスの充実についてはですね、どのようになっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

いろいろあるんですけども、まず1つに、病後児保育というのがあります。これを実施している施設は、町内で3施設ございまして、病後児保育の利用は、平成29年度、29名の方が利用されている状況でございます。

それから、病児保育につきましては、日常の医療面での指導それから助言を行う指導員、それから医療機関との連携を密にする必要があるということで、医療機関で実施するのが最善であるというふうに考えておきまして、現在、東京医大茨城医療センターでの実施に向けて協議を進めているという状況でございます。

そのほか、一時保育でございますけれども、これは保育所等を利用してない家庭においても、保護者の急病や断続的な勤務、冠婚葬祭や育児疲れ等の私的理由により、一時的に保育が困難となる場合に、一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整えているというものでございます。私立保育所のほうでは4カ所、平成29年度では827件、公立では3カ所で、平成29年度で46名の方が利用されているという状況です。

それから、延長保育ですけども、これも通常の保育の利用時間以外に保育を受けられる延長保育がございます。延長保育、私立の保育園5施設では、おおむね18時から19時あるいは20時まで実施しているというところがございます。そのほか小規模事業所とか家庭的保育事業所でも延長保育のほうを実施してございます。ちなみに、私立保育園の平成29年度の実績でございますけれども、1施設当たり1日平均9.5名の方が利用されているというような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

病後児保育についてもですね、今、3カ所ですか、あるようになったということと、一時保育、延長保育についても実績があるということでございます。

病児保育についてはですね、今までなかなか進んでないということだったんですけども、町長公約にもありますようにですね、この保育の部分の充実ということで、今やられていて、

今、部長からもですね、医大さんの部分とも詰めているということで、阿見にも待望の病児保育施設ができるだろうということで安心をしました。

これは答弁は要らないんですけども、御答弁は要らないんですけど、内閣府のですね、文教改革の中で、全国いろいろ見てみますと、やっぱり病児保育についてはですね、なかなか医療、先生がいなきゃいけないとか、保育士さんがいなきゃいけない、常駐しなきゃいけないとかっていうのがありまして、内閣府のほうではですね、その法律の明確化という中で、ある程度離れていても、専門的に、駆けつけていただけるだとか、お願いをする保育士さん、看護師さんがいる場合は、医療機関でなくても病児保育ができるように、実際になっているということで、そういう事例も、今、内閣府のほうのホームページ見れば載っています。

今、医大さんのほうとも詰めていただいているということでございますけれども、さらに進めていただいて、一日も早く子供たちが保育できるようにお願いしたいというふうに思っております。

それから、ファミリー・サポート・センターの現状は、今、どのようになっていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

ファミリー・サポート・センターでございますけれども、これは地域の育児に関する相互援助活動によりまして、安心して子供を育てる環境づくりと、それと女性の社会参加を支援するために、助け合いの心を持った地域の人々の協力により行う会員方式の有料の福祉サービスで、町が社会福祉協議会へ事業のほうを委託をして行っております。

社協に登録していただいた協力会員と利用会員が、社会福祉協議会のコーディネーターの連絡調整によりまして、乳幼児や児童に、預かりや車を使用しない送迎サービス等の相互援助を行っております。

具体的には、保育施設の保育の前後の預かりですとか、保育施設への送迎、放課後児童クラブの後の預かり、冠婚葬祭や親が病気や外出のとき、その他、相互援助活動としてふさわしいサービスとして行っている状況でございます。

時間としましては、午前7時から午後9時までの時間帯。対象は町内在住の妊婦、それから小学校6年生までの児童ということになってございます。利用料金は1時間、現在は400円でございます。2人目以降は300円。また、30分当たりになりますと、その半額の金額をいただいているという状況でございます。

利用実績ですけれども、平成30年度12月末現在で、利用回数が126回、利用時間としましては404.5時間、平均して1回当たり3.2時間の利用ということになってございます。また、協力会員のほうは、登録が23名、利用会員の登録は221名というような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ファミリー・サポート・センターもですね、実績がこういう形で伸びているということで、その多くの会員さんのほうでですね、対応していただけるということで、うれしく思います。

今まで、虐待についてですね、いろいろお伺いいたしました。昨年12月、野田市のホームページでですね、児童虐待防止についての市民への案内がホームページに載せられていました。それからわずか1カ月後、栗原心愛さんの事件が起きました。野田市は検証会議を開催しましたけれども、出席した児童相談所の担当の方がですね、その議題に入った途端に退席されたということで、さらに批判が高まりました。今、千葉県で検証委員会を立ち上げて事件の解明に向けて進んでいます。今の野田市のホームページには、市長さんと教育長さんのほうのお詫びの掲載が載っているということでございます。

また、結愛さんの事件ではですね、社会保障審議会児童部会、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の報告でですね、香川県の児童相談所が、虐待が疑われる事案にもかかわらず、危険性を判断するリスク・アセスメント・シートの記入をしていないと。重大な手引き違反があったということで指摘をしています。また、受け手の品川児童相談所においてもですね、引き継ぎの認識に甘さがあったのではないかとということで検証結果が出ております。

今回ですね、一連の部分の中で、阿見町ではですね、学校、教育委員会、子ども家庭課、健康づくり課など、多くの皆さんが全力を尽くされていることがよくわかりました。

そしてですね、先ほどからもありましたけど、オレンジリボン、これが今、子ども家庭課さんのほうでですね、手づくりでつくっている、職員さんがつくっているオレンジリボンなんですよね。私もですね、今、国体のためにですね、これバッジをつけておりますけども、身につけてですね、見守りたいというふうに思っております。子ども家庭課さんがですね、虐待防止のためにいろんなキャンペーンだけではなく、ふだんから子供たちを見守っていたことが、すごくよくわかりました。

児童虐待は、子供たちの成長を妨げ、心の病気の原因となる深刻な問題です。子供の命にかかわる問題です。子供たちの命を守るために、できることを全てやるということで、私も見守っていくことをお約束し、1問目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） では、2問目の質問をさせていただきます。

2問目につきましてはですね、行政改革は進んでいるかということで質問させていただきます。

平成26年度から始まった阿見町の行政改革も、本年平成30年で終わります。国は、地方に対し、厳しい財政状況の中でも、安全かつ良質な公共サービスが効率的に実施されるよう、地域の実情に応じ、自主的に行政改革に取り組むよう、自治体のほうにも要請をしています。また、多くの住民の皆さんも、自らが住む自治体の充実したサービスが受けられるよう期待をされているところでございます。

国からの要請や住民からのニーズが大きくなる中、阿見町の行政改革の状況について、以下の3点についてお伺いいたします。

1つ、これまでの行政改革の取り組みと成果について。

2点、5年間の課題と、次期行政改革の取り組みについて。

3番、RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションやAI—OCRへの取り組みについて。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 行政改革は進んでいるかについての質問にお答えをいたします。

初めに、阿見町での行政改革の経緯について説明をさせていただきます。

町の行政改革につきましては、平成8年6月に、阿見町行政改革大綱を策定し、以降、社会情勢の変化や地方分権の進展などに伴い、改訂を重ねながら、着実に成果を上げてきました。

現在は、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする、阿見町行政改革大綱に基づく取り組みが終盤を迎えており、かわって、平成31年度から平成35年度を計画期間とした、次期行政改革大綱を平成31年2月に策定したところでございます。

1点目の、これまでの行政改革の取り組みと成果についてであります。

平成26年度からの5年間における行政改革の取り組みの成果につきましては、行政改革大綱実施計画の進捗状況を、実施・目標達成、一部実施・試行、調査・検討・準備の3つの区分で把握しております。

平成29年度末時点の達成状況としましては、全58項目中、20項目が実施・目標達成、37項目が一部実施・試行、1項目が調査・検討・準備となっており、おおむね順調に進捗しているものと考えております。

具体的な例を挙げますと、行政評価における外部評価制度の確立においては、職員による事務事業の内部評価が適正に実施されているかを検証する外部評価委員会を、平成26年度から平成28年度までの3年間開催し、職員の事務事業評価スキルの向上を図ってまいりました。平成29年度からは、事務事業の可否を外部委員に検証していただく外部評価制度を実施しております。

ほかにも、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進、町税の収納率向上、町営住宅の収納率向上、東部工業団地への企業誘致の促進など、着実に成果を上げております。

2点目の、5年間の課題と次期行政改革の取り組みについてであります。

まず、これまでの5年間については、自治体における行政改革のあり方が変化してきた時期ではないかと捉えています。それまでの国主導による職員数削減の流れから、限られた人員の中で住民ニーズに応じていくために、それぞれの自治体が工夫を凝らしながら、業務の効率化や財源の確保を行う時代に転換してきました。

その中で、阿見町においては、事務事業の見直しについては、外部評価の仕組みを確立し、公共施設の管理については、公共施設等総合管理計画を策定した上で、公共施設の延床面積を30年間で20%削減するという方針を定めました。

これからの行政改革においては、特に財政的な視点が重要であり、次に向けた課題としましては、これまで構築してきた外部評価の仕組みや公共施設等総合管理計画を踏まえ、財政的な効果につなげていかななくてはならないという点が上げられます。

このような課題を踏まえ、平成31年度からの次期行政改革大綱では、未来をつくるまちづくりをテーマに、3つの基本方針として、財政硬直化の改善、将来を見据えた資産の管理と組織の効率化、町民参画と協働のまちづくりの推進を上げ、7つの推進施策、7つの重点目標を設定しました。

さらに、推進施策を具体的に進めていくため、28個の取り組みをまとめた実施計画を策定しました。実施計画では、年次計画に沿ってそれぞれの取り組みを進め、進捗状況や社会情勢に応じて毎年度見直しを行いながら、進行管理を行ってまいります。

このような取り組みを進めていくことで、財源の確保を中心とした行政改革の推進に、職員一丸となって取り組んでまいります。

3点目の、RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションやAI-OCRへの取り組みについてであります。

RPAとはロボットによる業務自動化、AI-OCRとは光学文字認識のことを指し、先行して実施している事例としましては、茨城県庁とつくば市が上げられます。

茨城県においては、予算令達時の財務会計システムへの入力業務、教職員の出張旅費の入力業務、国民健康保険事業の確認業務、水産試験場漁獲情報のシステムデータの処理業務の4つの業務に関して検証を行っております。

つくば市においては、市民税課で新規事業者から送られてくるデータの基幹システムへの登録業務や、法人市民税の電子申告の審査業務などの5つの業務をシステムに置きかえる作業の検証を行っており、5つの業務の合計で、年換算約330時間の削減効果が出たと報告されてい

ます。

これらの事例を参考とした場合、当町において想定される各種業務につきましては、現在、茨城計算センターに業務委託をしている部分と重なります。

したがって、阿見町の現状では、既に他市町村と共通のシステムを使用していることから、単独でRPAに対応したシステムを構築する場合に非効率になってしまうということが考えられ、また、実用にたえ得るシステムを構築するためには費用が高額となることも考えられます。

これらのことを踏まえて、関連市町村の間で連携を図りながら、可能性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それではですね、再質問のほうをさせていただきます。

まず、この前の全協でですね、執行部の皆さんからですね、つくられた、この大綱と実施計画をいただきました。行政改革は、これに沿ってですね、やられるということでございます。中身のほうもですね、いろいろ見させていただきまして、かなり進むであろうという、31年度についてはですね、期待をしているところでございます。

その中でですね、御答弁にもありましたけれども、なかなか財政状況の中でですね、財政硬直化ということで、なかなか見えづらい、例えば数値化されているのであれば、ここですれば目標達成しますよということになるんですけれども、その財政硬直化というのは、確かにもう日本自体が、全ての市町村がですね、硬直化しているわけなので、これをどういうふうに捉えていけばいいのかというのを、ちょっと悩ましいところなんですけれども、阿見町の財政硬直化の推移、考え方、それについてはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

阿見町の財政硬直化の推移ということでございますけれども、一般的に財政硬直化を示す指標とされているのが経常収支比率となりますので、その経常収支比率の推移を述べさせていただきます。この経常収支比率につきましては、比率が高くなるほど財政の硬直化が進行しているという指標になります。

当町の経常収支比率は、平成25年度92.9%。で、この年度の県内市町村の平均は88.2%。で、比率の高いほうからは4番目となっております。その後は、平成26年度は92.1%、平成27年度は91.8%、平成28年度は91.4%と、改善傾向で推移しておりまして、平成29年度、直近の決

算になりますが、平成29年度は90.9%で、県内市町村平均が90.3%で、県内市町村で20番目という位置にあります。

しかしながら、依然として高い数値となっておりますので、今後も財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

その推移をですね、お示しいただいたときに、経常収支比率が参考になるんだよ。それを見ていけば硬直化の推移がわかりますよということでした。これをですね、削減していったり、やっていく部分の行政改革推進委員さんが、本部の下にあって、見ていきますよということが、この最後とかにいろいろ書かれているわけですけども、このメンバーの構成は、今、どうなっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口総務部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まずですね、学識経験を有する者としまして、町内の各大学、県立医療大学、茨城大学農学部、東京医科大学茨城医療センターの教職員ですね、と、あと、公認会計士の4名。あと、企業またはこれに類する団体において組織運営の経験を有する者ということで、JA、それから町商工会、そして金融機関、あと地方公共団体の職員経験者として4名。そのほか、町民を代表する者として、町区長会から1名、さらには公募の委員として1名の合計10名で構成しております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうそうたるメンバーということですね、さらなる行政改革が進むんであろうというふうに思います。

この行政改革大綱の中でですね、平成32年については、今の委員さんが一巡するとか、任期が来るので、そこで一回見直しとか、考えたいよということが書かれていたと思うんですけども、平成32年度の総括を考えたときに、一度、民間コンサルのほうにですね、新たな視点をとということで実施するようなお考えはありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

この行政改革大綱等の委員の更新といいますか、切り替えのときに、総括を民間委託したらいいんじゃないかというような御質問だと思うんですが、現時点で民間コンサルタントへの委託による外部評価といったものは考えておりません。

理由につきましては、これまでの外部評価の経緯とともに御説明いたしますけども、民間コンサルタントによる外部評価については、阿見町では、平成24年度と25年度の2年間、構想日本の支援をいただきまして、外部評価の一つの指標である事業仕分けを実施しております。この際にですね、外部評価にかかる事業選定、さらにはヒアリングの流れ、評価の方法など、外部評価制度の運営のノウハウを事務方として得ることができました。

そして、その後なんですけど、町長からの答弁にもありましたように、平成26年度からは28年度まで3年間、民間事業者に委託をせずに、外部の委員で構成する外部評価委員会を設置して、特に町職員による事務事業評価、いわゆる内部評価が適切に実施されているかを外部委員が評価し、職員による内部評価の精度向上を図ってまいりました。

平成29年度からは、次の段階として、事務事業の是非を評価する形として、行政改革推進委員会において外部評価を実施して、現在に至っているというところでございます。

これまで阿見町で取り組んでまいりました外部評価につきましては、それぞれの段階を経まして、進化させてきたものでございますので、現在の事務事業の是非を評価する形が、平成29年度から始まり、まだ2年しか経過していないという状況でありますので、総括もできないということです。当面の間は現行の形で、民間コンサルタントへの委託はせずに、外部の委員で構成する行政改革推進委員会で外部評価のほうを続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

過去に委託したことがあって、そのノウハウは十分町内に蓄積されて活用されているということだったので、改めて、そこで民間コンサルに頼むことも、私も、ないなというふうに思っております。

今、お話の中でですね、外部評価をする中で、内部評価をしながらしているというところの中でですね、1つの事例としては、補助金の適正化という形で実施計画の中にも入っています。これは全協のときにもですね、体協さんのところで、いろいろ一律何万円とかというのありましてですね、副会長さんとですね、私が所属するゴルフ部会の会長さんも、今、いらっしゃるわけですけども、補助金って確かにですね、本当に皆さんとしては、かなり死活問題みたいなところがありましてですね、この評価について適正に行われるためにはですね、外部評価の中に、内部評価の1次、2次評価をされた後に、外部評価に移ってですね、より実態を、評価委員さんのほうにですね、お示しをしながら、適正化を進めていただきたいというようなことも、考えでもあるんですけど、その1次評価、2次評価についてですね、実施されるかどうか。これはいかがでございますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） 現状ですね、補助金の適正化の部分についての取り組みと申しますか、仕組みのほうを御説明いたしますと、まず、内部評価ですね。先ほどの外部評価の答弁の中でも触れておりますけれども、内部評価として、職員による事務事業評価を行っております。その中に、補助金についても、この事務事業評価の中で評価を行っております。さらには、財政課において、各課に対して補助金の決算額や繰越金の状況、団体の活動内容について調書を提出させており、執行状況を確認しながら、次の予算編成に活用しているというところです。これが内部評価という部分になるかと思えます。

さらに、外部評価ということになります。こちらにつきましては、先ほど来、説明しておりますように、平成29年度から、外部評価として、町が単独で支出している補助金を対象に、行政改革推進委員会で外部評価を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうしましたらですね、研修・自己啓発のところを、ちょっと行政改革のところでお伺いしたいんですけども、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修をやりますという形で、実施計画にも入っておりますけれども、この実施頻度、または定着化に向けてですね、どのように進まれるおつもりでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まずですね、ハラスメント研修につきましては、これまでの実施状況としましては、平成24年から26年度、さらに30年度に実施しております。31年度も実施を予定しているところでございます。また、メンタルヘルス研修につきましては、23年度、26年度、27年度に実施しているというところで、対象者につきましては、主に管理職、課長補佐級、係長級の職員を対象として研修を実施しております。

研修を学んだことにつきましては、各所属に持ち帰りまして、実践してもらうことで、その研修の成果の定着化を図っているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

では、通信教育制度、研修制度についてお伺いいたします。これもですね、人材育成という形の中ではですね、町長が公約とされていたところでございますが、これも制度と費用の助成

とかですね、どういうふうな制度になっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

研修につきましては、特に通信教育制度等がございますけれども、職員研修への参加意欲を高めると。あとは、自己啓発意欲の促進を図るということから、通信教育講座を受講する者に対して助成を行っております。こちら、職員に対して公募により受講者を募りまして実施しているもので、受講費用の2分の1、1万円を上限として助成をしております。

また、今、申し上げたものについては、これは任意の研修になりますけれども、義務的研修として、主事級の4年目の職員に対して、自治研修所、茨城県立の自治研修所の研修、または通信教育から希望する講座科目を選択してもらって受講する制度を実施しております。こちらにつきましては、必須の研修でございますので、全額公費負担で実施しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

通信教育、自己啓発の中でですね、ちょっとお伺いしたいんですけれども、私もですね、公共政策大学院というのをですね、制度が日本にはあります。町長もですね、公共政策大学院、明治大学大学院を修了されたということで、この専門職は、法科大学院であるとか、あとは経済であるとか、公共政策であるとかですね、社会人がスキルアップと、かなり専門性のあるものを修得するということで、国のほうがですね、進めているところでございます。このようなですね、専門職大学院への進学についてですね、バックアップというのは考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） こういった、今、御質問のありました専門職大学院への進学に対するバックアップということなんですが、こちらにつきましては、現在のところ、実施しておりません。こういった制度は当町にはございません。ですが、やはり人材育成の手法の一つということにおいては、非常に成果があるというか、必要性というのも感じておりますので、今後、調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

調査をしていただくということで、身近にですね、身近に、専門職大学院修了者がいらっしゃいますので、実際どうだったか、町長、今での大学院でのですね、内容について、また感想

等もですね、いただければありがたいと思いますけど。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それでは、お答えさせていただきます。

私も2年前に終わりましたので、直近ですから、申し上げますとですね、私が行ったところは公共政策専門の大学院でして、全国からそういった志を持った方々が集合していました。その中で、国会の先生、それから県会議員、市町村の議員さん、それから都庁、それから県職員、区役所の職員、そういった人たちが集まって学ぶ場所でありました。私も10年間議員やらせていただいて、ある程度の公共政策ということで自信を持って入りましたけれども、大変多くの皆さんにいろいろな御指導いただいて、先生方もたくさん、そういった専門の先生が、財政から何からまでのがそろってまして、特にですね、私が感動を覚えたのは、職員さんがですね、ものすごく一生懸命に公共政策を学び直していると、こういった姿に感動し、授業の内容も先生からの講義が半分、あとは半分は政策論争というようなことでもございました。

こういったことですね、当町からも、そういった職員がいれば、私は経費負担というのは少ししてあげてもいいんじゃないかということで、就任した間近に、担当課には話をしております。区役所、それから都庁、この方々は、経費の半分ぐらいの負担をもらっているというようなことでした。それから、議員さん方は政務調査費が使えるというようなことで話しておられました。こういったところで、いろんなところの情報を収集して、自分のスキルアップにつなげるということは、職員にとってもいいことでもありますので、進めてもらいたいというふうに思っています。今、研究をしているところだと思いますので、いい結果が出てくるんじゃないかと思って期待をしているところであります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

まさしく町長の言われるとおりでですね、学び直す機会を得て、そこを行って達成した職員さんはですね、やっぱりかなりモチベーションも高くなり、そういう方がですね、庁内にまたいい影響を与えていただけるものと思っています。本当にいろいろと財政厳しい中でございますけれども、自己啓発、研修の中でですね、研究をしていただければというふうに思っております。

それでは、横文字のほうの部分にですね、ちょっと移らせていただきます。3点目でございます。

ロボティック・プロセス・オートメーション、今ですね、民間では、もう当たり前になっておりまして、さまざまな部分でもやられているというところでございます。そして、そういう民間手法の部分ですね、行政にもどうでしょうかということで、茨城県についてはですね、

この回答書にも書かれてもいますけれども、いち早く都道府県の中ではやられているということでございます。そして、つくば市についてもですね、やられているということで、大体RPAをですね、自治体で話をすると、阿見さんのですね、地元ですよみたいなところがあって、かなりやられてますよっていうことを聞きます。

そこでですね、もう誰が何と言おうと、これは削減効果はもう本当すばらしいんですよ。多分、民間のほうの会社も入りながら、これ削減効果を出していますので、かなりすごいついていう形の中の見せ方としてもすごいとは思いますが、それも差っ引いてもですね、削減効果はあると。

今、この茨城計算センターの部分の業務委託を県内の市町村で組んでるので、なかなかそこからの部分としては、二重、三重にはできないし、そこから抜けるということも難しいので、検討を要するよということでもございましたけれども、実際に削減効果をですね、御案内すればですね、つくば市においてはですね、市民税課の部分でいけば、総労働時間が、今16名、3万6,155時間あるんですけども、その中で、年間として5,727時間が、このRPAの導入により削減できるであろうというふうに出ております。

削減の部分は、あとまた、熊本、今年、熊本にもまた行ったんですけども、そこでですね、NHK熊本放送でですね、たまたま熊本の宇城市がこれやって削減効果がすごいですというのを、ちょっと特集で流れてたもんですから、そこでいろいろ調べ直してみると、宇城市についてもですね、5年間の費用対効果としては、3,620万円が見込めると。時間数とすると3,632時間の部分が削減できると。

ここ宇城市についてはですね、ほかのところと何が違うかっていうと、地震の災害がありましたので、それによるですね、マンパワー不足がずっと深刻になってたというところが、つくばさんであるとか、茨城県だとかっていう部分の通常の業務の削減とはちょっと違ってました。災害復興業務がですね、避難所運営、それから物資の配給・運搬、それから家屋等の調査、それから住民支援とかですね、通常業務以外に、そういう災害業務が入りですね、とても深刻な労務環境になっていたということで、これを導入したという形になっています。

実際に、こういう効果があります。で、茨城県に問い合わせはしたんですけども、実際に実証が済みましたと。それを実装するわけですけども、それについて、やっぱり市町村も、県内市町村についても、やれるところについては手を挙げていただいて、一緒に手を携えて出されて、そういう形の効果を出して、削減効果を出したいという県のほうからの回答でした。

あとですね、県のほうからは、県内の市町村さんの中にもですね、31年度予算に盛り込んでいるところも、予算を、調査予算を盛り込んでいるところもありますよという形で御案内がありました。

今、都道府県についてはですね、13の都道府県がもう実際に導入計画が検討が入り、31年度からは実装に入るというところでございます。市町村については、まだまだ27の市町村に限られていますけれども、それでも多くなっていくだろうというふうに思われます。県からすれば、例えば大きい阿見が手を挙げていただければ、例えばいろんな部分でありだぞと。そういう制約があっても、大きい阿見が動いてくれれば助かるなというような感じでございます。

近隣市町村の部分ではですね、問い合わせ等なんか、特別そういう問い合わせ等はありませんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。情報広報課長遠藤康裕君。

○情報広報課長（遠藤康裕君） 近隣市町村からの問い合わせがありましたでしょうかということですけど、残念ながら、1件もまだありません。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） そうですね、なかなか予算のところとかですね、いろいろ絡みがあると、そういった形になると思うんですけども、実際に方法が、先ほど言ったようにですね、宇城市とかいろんなところの自治体がやっている部分というのは、一律ではないんですね。例えば宇城市については、費用的にはかからない。つまりシステムが違うので、例えばつくばと同じシステムかっていうと、そうじゃないんですよ。で、いろんな事例がある中でですね、調べていくと、低コストで、しかもシステム改修がそんなにない。つまり茨城計算センターでお世話になっているグループを逸脱しても、抜けても、やんなきゃならないというようなシステム構築にはならないとかですね、いろいろあります。

そこでですね、やっぱり先進的な取り組みは、職員さんの皆さんがですね、やっぱり、じゃあ、調べてみるかという形でですね、まず思っていたかないと、なかなか前には進まない部分が多いです、ですので、先ほどの川畑議員のほうもありましたけれども、ちょっとお願いですけれども、まずはちょっと一歩進んでみるかという形の中でですね、御努力いただいて、その部分の成果をですね、県内の各市町村のほうにお示しをいただいて、阿見町がさらにいい町になっていくようにですね、御助力をいただきたいという形の中でですね、2番目の質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時といたします。

午後 1時49分休憩

午後 2時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、15番柴原成一君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

15番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔15番柴原成一君登壇〕

○15番（柴原成一君） 児童生徒の交通安全教育について質問いたします。

最近、車を運転していて危ないなと思うことがありました。小中学生に対して、どのような教育指導をしているのだろうかと疑問に思い、質問いたします。

過去10年間における、小学生、中学生の通学、帰宅途中の事故件数はどのくらいあったのか。2つ目、どのような教育指導をしているのか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 児童生徒の交通安全教育についての質問にお答えいたします。

1点目の、過去10年における小学生、中学生の通学、帰宅途中の事故件数はどのくらいあったのかについてであります。

文書規定により保存されている報告書に基づいた過去5年間の件数をお答えさせていただきます。平成26年度は4件、平成27年度は6件、平成28年度は5件、平成29年度が7件、今年度は1月現在で5件となっております。中学生による自転車での事故が多く、原因としては左右の確認を十分にせず交差点へ進入し、自動車と接触する、いわゆる飛び出しが多くなっております。

2点目の、どのような教育指導をしているのかについてであります。

各学校におきましては、学校安全計画に基づき、交通安全に関する指導を行っております。小学校では、町生活環境課の交通安全教化員による交通安全教室を、中学校では牛久警察署に御協力をいただき、新1年生を対象に、正しい自転車の乗り方の実技指導や自転車点検を行っております。

登下校につきましては、育成会を中心とした保護者、教職員による交通安全指導を行っておりますが、今後も、小中学生それぞれの発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る必要があると考えております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。

過去5年間の記録，これしかないのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい，お答えいたします。

町のほうで文書管理規定というのがございまして，記録は過去5年前のものは廃棄処分しておりますので，5年前のものまでしかございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 今，統計問題で，国会で問題になっています。子供の安全を守るっていうことは，一番重要なことだと思います。昔，各小学校の校庭には，交通安全教室の教習所みたいな区画がありました。今はありません。過去どうだった。過去こうだったから，今こうなった。例えば，この5年間で事故件数が横並びです。これをゼロにしようという強い気持ちがあればゼロにならないと思います。ですから，過去にこうやった，で，こうなったということが必要だと思います。結局，報告書はないけど，その件数の統計とったものはありませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい，お答えいたします。

統計的なものもですね，ありません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ぜひ，これから，統計，10年，20年，30年と統計をとって，交通事故ゼロを目指してもらいたいと思います。といいますのは，今，5年間で，たった5年間で横並び。先生方も大変だと思います。しかし，子供の安全を守ることが最優先ではないかと思うわけです。私も，この前，危なかったのは，そのキセキ関東甲信越の本社があって，その手前にちっちゃな霞ヶ浦営業所というキセキの営業所があるんです。協和発酵のほうから行って，その営業所に入ろうとして，その手前に十字路がある。すと，右側に……。ですから，ウイーカーってというのは30メートル手前に出してますから，交差点前で出しちゃったんですね，右に入ると。すと，左側から中学生が来た。三，四人来た。で，私がウイーカーを右に出してるんで，その十字路を真っすぐ……。私は右に曲がる。子供たちは真っすぐ行きたかったんで，私が右へ出したんで，これは曲がるんだなと思って，ひょいと来たんですね。すと，私もブレーキかけるようなスピードで走ってますんで，お互いとまって，何事もなかったんです。そうか，これって，子供が勘違いしたんだなということなんですね。

これは，どういうふうな教え方をしてんだろうということでの質問なんですけど……。飛びま

す、済いません。学校安全計画というのは、という答弁がありました。この学校安全計画というのは、どういう計画なんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

各学校で安全計画を作成しております。内容につきましては、各学校での月の安全目標、それから安全管理に関しまして、施設設備等に関して、それから安全指導に関しても、年間で計画をしております。学校行事等では、先ほどお話しさせていただきました交通安全教室に関しましては、町内小中学校全学校で実施しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） わかりました。

それで、指導なんですけど、答弁では、中学校では、牛久警察署に御協力いただき、新1年生を対象に、正しい自転車の乗り方とか、点検の仕方をとということなんですけど、新1年生だけに指導しているということでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

小学校におきましては、1年生から6年生までが全学年、学年別、大体が1、2年生、低学年。中学年3、4年生、高学年5、6年生ということで、5、6年生に関しましては、自転車を体育館のほうにコースをつくって体育館に自転車を入れて、実技講習を行っております。

その延長としまして、中学校では、校庭に交差点等を白線を使って引きまして、全員生徒が自転車をヘルメットをかぶって用意して、講習を聞いた後、実技練習を行うということで取り組んでおります。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） それは年に数回行われますか。それとも、もう1回きりで終わりでしょ。年に1回なんですか。それとも半年ごとに1回とか、どうなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほど申したとおり、安全計画に載っている、ほとんどが5月、年1回に実施となっております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） わかりました。

それと、先ほど答弁がありました報告書。5年間のうちは残っているけど、それ以前はない。で、その残っている5年間の報告書の先生方の共有、こういう事故があったという共有はして

おりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

報告書に関しましては、事故報告書というのが、書式がありまして、そちらで詳細について、指導について、全て教育委員会のほうに報告していただいております。

それから、救急搬送等の重大な事故に関しましては、各小中学校にファクスで送信しておりますし、毎月の校長会、教頭会、教務主任会では、交通事故等の報告をさせていただいております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） こういう事故があったから、次、こういうふうな気をつけようということしかないと思うんですね。ですから、私、子供いないんで、学校のことが本当によくわからないんですけど、こういう事故がありました。皆さん気をつけましょう。そういうことは、担任の先生や、いうことで説明していらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。東指導室長。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

毎日のように、朝の会や帰りの会を使用しまして、学級担任のほうが、交通事故に関しましては、命を守る大切さということで、教育しております。また、新聞記事や事例等をもとに、具体的な交通ルール、交通違反等に関しましても、随時指導しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） わかりました。

教育長、この過去の件数からいうと、変わらないですよ。教育長、交通事故をゼロにするためには、何か方法はありませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長、答弁しますか。教育長。

○15番（柴原成一君） いや、議長、議長。質問を変えます。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 交通事故をゼロを目指すべきだと思いますが、いかが考えますか。

○議長（吉田憲市君） 教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 全くそのとおりで同感でございます。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 子供の交通事故ゼロを目指して頑張っていたきたいと思います。要望して、1問目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 2問目の質問です。給食費の未納、未払いについて質問いたします。給食費を払わない保護者がいると聞いています。どのような理由で払わないのだろうかと思ひ、質問いたします。

1つ目、現在、給食費の未納、未払いは、どのくらいの金額になるのか。

2つ目、払わない理由は何か。

3つ目、現在、どのような対応をとっているのか。

4つ目、今後、どのような方法で集金していこうと考えているのか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 給食費の未納、未払いについての質問にお答えいたします。

1点目の、現在給食費の未納、未払いはどのくらいの金額になるのかについてであります。

平成29年度決算といたしましては、現年度分と過年度の繰り越し分を合わせて、1,024万527円となっております。

2点目の、払わない理由は何かについてであります。

今までの滞納整理の経過記録によりますと、保護者の仕事や生活上の理由により、一括では払えないが、一部納付や納付約束をしているケースが多くあり、払う意思はあるが、生活上の理由により期限までに払えず、遅れて納付するものが増えております。

3点目の、現在どのような対応をとっているか、および4点目の、今後どのような方法で集金していこうと考えているのかにつきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

給食費の滞納整理につきましては、平成29年度までは、催告書の送付と訪問による滞納整理を実施しており、催告書の送付件数は134件で、収納件数は14件、約21万円の収納になっております。

訪問による滞納整理は、教育委員会職員に小中学校の教頭先生も同伴して実施しており、49件の訪問件数に対して、収納件数が15件、約41万円の収納になっております。

平成30年度からの滞納整理につきましては、訪問による滞納整理では留守の御家庭が多くあるため、効率が悪いこともあり、また、給食費の徴収については、学校における働き方改革に関する文部科学省からの通知が出されているとおひ、基本的に学校以外が担うべき業務とされているため、小中学校の教頭先生に負担をかけていた従来の訪問滞納整理は見直し、時間と労力の効率にすぐれた、電話や文書による催告に切り替えることを検討しております。

今後は、電話や文書による催告で、未納分の給食費を徴収してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。

現年、過年分と合わせて1,000万円を超えています。これは過年分というのは、5年以内のことなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長木村勝君。

○学校給食センター所長（木村勝君） はい、お答えいたします。

過年度分の滞納額ということなんですけれども、これは5年分ということではございません。5年以上前にさかのぼったものであっても、滞納として記録されて、滞納額にカウントされているものが含まれております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 給食費に限っては、滞納処理というのはないと考えていいんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。木村所長。

○学校給食センター所長（木村勝君） はい、お答えいたします。

給食費に対しての法的な措置による取り立てということかと思われるんですけども、給食費を取り立てるための法的措置といたしましては、裁判所に申し立てをしまして、支払い督促という手続をもって差し押さえ、滞納処分をするというような手続がございます。ただ、実際は、それは最終的な法的な措置になりますので、まずその前に、保護者と直接連絡をとり合って、なぜ納められないのか、そういった納付のための相談、直接対面した相談と。あとは電話によるお話ということもできると思うんですけども、そういったところから、まず取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） じゃ、最終的に、今、裁判になっているケースは、今、何件かあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。木村所長。

○学校給食センター所長（木村勝君） はい、お答えいたします。

阿見町ではございません。近隣でも、そういう法的措置による裁判による取り立てというものを、ちょっと私は確認しておりません。県外では、あるかと思えます。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） これ、時効で、例えばもう時効消滅っていうか、そういうことで、取れなくなるというケースはないですね。というのは、督促してれば、ずっと請求が続くわけですから。それはどうなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。木村所長。

○学校給食センター所長（木村勝君） 給食費の時効についてなんですけれども、民法の規定がございまして、2年で時効は成立するというような法的な規定がございまして。ただ、それは時効の援用ということで、保護者の方から、もうこれは時効なんで、もう取らなくていいんですかというような申し立てがあったときに成立する時効ということになっております。2年たったから、もう自動的にその債権の権力が無効になると、そういったものではありませんので、保護者からの申し立てがあつて成立する時効でございます。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ちょっとよくわからないんですけど、保護者が、もう払わなくていいですよと言ったら、いいですよということになっちゃうということですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。木村所長。

○学校給食センター所長（木村勝君） 時効が成立するためには、催告を出すとか、いろいろアクションをして、それに対して何も反応がなくて、で、例えば、分納の約束をしましたとか、一部納付をしましたとか、そういった行動があれば、そこからさらにまた2年というような、時効の期限が中断して延びるってというようなことはあるんですけども、何も保護者の方との接触もとれずに、何も無い状態で2年過ぎてしまったものについて、相手方から、もうこれは払わなくていいんじゃないですかというような申し立てがあつたものについては、時効は成立すると考えております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ということは、催促してるから、時効はないというふうに考えてよろしいですよ。要は、結局、催促しないわけじゃないですよ。催促してるんですよ。はい。ということは、時効の方はいないというように判断してよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。木村所長。

○学校給食センター所長（木村勝君） 催告を出したから、払ってくださいという通知を出したから、それをもって時効が中断するということは、ないと思っております。催告を出したことによって、相手方と交渉ができて、結果的に一部納付があつたとか、納付をしますという約束があつたとか、そういった時効を中断する要件をするものがあつて、そこから時効が中断するというように考えております。

○議長（吉田憲市君） 木村所長ね、時効中断の理由っていうの、4つあるんだよね。そのうちの時効中断の理由で、請求とかそういうのをやった場合に時効中断するんですよ。それは、今、所長が言っているのは、何かちょっと違うようなニュアンスなんだけど。

〔「聞いているのは、不納欠損について聞いているんだと思うんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 私語を慎んでください。

じゃあ、柴原議員。

○15番（柴原成一君） 議長、ありがとうございます。いろいろアドバイスありがとうございます。不納欠損ですし、時効の中断というのは、請求書出せば、その時点で時効は中断すると、私は思ってるんです。ですから、請求書を出し続ければ、その人からは必ず取れる。自己破産したら別ですけど、と思ってます。で、こういうのが1,000万以上たまっちゃってるんですね。これは、何でこの質問するかというと、ある床屋さん行ったら、しゃべりながら、未納の人いるんだってね。ああ、そうだよな、どのぐらいになってるんだろうというふうにしたもんで、聞いているんです。

これは確かにね、先生方による徴収ってのは大変だと思います。答弁にもありますように、働き方改革ですか。本当にこれは酷だと思います、そこまでやれというのは。

ということで、私が思ったのは、この給食費にかかわらず、固定資産税、国民健康保険税、町営住宅の家賃、いろんな延滞があると思いますね。ですから、全庁一丸となって、集金チーム、これをつくったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。これは、こっちの部局なのであれなんですけど、その辺、通告してないですけど、その辺は町長いかがでしょうかね。

○議長（吉田憲市君） ちょっと待って、ちょっと町長、待ってください。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） そういうことができればですね、いいかなという御提案だと思いますけれども、やっぱり税金と給食費は法的な性質が違うんで、一緒には、ちょっとできないんですよ。ですから、それを一緒にした行動、取り組みというのは、ちょっと難しいかと思えます。済いません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） わかりました。

先生方、忙しい。すると、どうすればいいか。私は、単純に考えて、じゃあ、外部に委託するかなとかね、いろいろ考えるんですけど、集金業務って嫌な仕事ですから、大変だと思います。要は、こんな滞納を許したんでは町民が許さないということなんで、何とか知恵を絞って、滞納を少なくする、ゼロにする方法を考えていただきたいと思えます。で、その方法を皆さんで考えていただいて、私も考えますけど、何か方法があれば、こういうふうにしますというふうにしていただきたいんですが、その意気込みをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する……。はい、朝日次長。あ、教育長。じゃ、はい、教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） もちろんですね、私も滞納整理やったことあるんですよ、校長のときに。で、これは引き継ぎで一番先に引き継がれたことなので、教務主任さんを案内につけて、春休みにまず滞納整理やりました。それ終わって、今度は全校集会で、新しい校長先生ですと紹介されるわけです。それで、今度は校長としての演説をぶつわけです。これはもう自分では、非常に矛盾を感じまして、その当時の渡邊義雄先生に申し立てました。これは校長が、学校の教員がやる仕事ではないと思いますと。すぐに納得してくれて、次の年からはやらなくてもいいようになったんですけど、いつの間にか、教頭先生が今度は駆り出されていたんですね。教頭先生の職務というのももちろんあるわけですから、滞納整理というのは、その中にはもちろん入ってません。やっぱり教頭先生も教育者ですので、やっぱりあの滞納整理に当たるというのはふさわしくないと、私も考えます。

これ100%収納というのは、昔はそうだったんですよ。何でか。それは役員さんが直接歩いて、給食費を預かったわけです。こうなれば100%だったんですね。ところが、それが手間暇が大変だというので、どういう方法があるのかということで、振り込みになったわけです。そうしたら、もう口座の中にお金がない人が結構出てきたということで、実際、こういうことで、どこの市町村でも、この滞納整理については苦労してます。100%にするのには、いにしえの方法に戻るしかないという感じはしますけども、それはやっぱり結構な、非常に大きいだろうというふうに思います。

何とか皆さんに協力をいただいて、いい方法があればというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。

私は昔、不動産の営業、賃貸の営業もやっていたんですね。すると、家賃を延滞する人います。で、家賃を延滞する人は、ためちやうと、家賃でも何でもためちやうと払えなくなるんです。ですから、すぐさま催促するのが優しさ。ところが、営業だとかですね。私は、自分のキャッチフレーズが営業的センスを町政にというキャッチフレーズなんですけど、おっくうがらずに、ちょっとでも滞納したら請求するのが優しさだというふうに思って、取り組んでいただければと思います。

私は、訪問による滞納整理は効率が悪いという答弁がありましたけど、私は訪問したほうが一番いいんじゃないかと思ってたんですが、この辺のところは実際にやってる方じゃないとわからないんでお任せしたいと思いますけど、滞納ゼロを目指して、知恵を絞って、行動していただきたいと思ひまして、第2問の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番(柴原成一君) 3つ目の質問をいたします。実穀小学校の利用についてでございます。

現在、朝日中学校の増築工事が進められております。増築に私も同意をしました。議会が同意をしました。しかし、後から考えたことなんですが、実穀小学校を朝日中学校の分教場、例えば、実穀中学校とかとして利用できなかったのか、お尋ねいたします。

○議長(吉田憲市君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長(湯原正人君) 実穀小学校の利用についての御質問にお答えいたします。

朝日中学校の増築部校舎については、地域の人口増加に伴い、現在3月末の完成をめどに建設を進めております。4月より教室等が活用できます。議員御指摘の、旧実穀小学校を朝日中学校の分教場として利用できなかったのかについては、旧実穀小学校を利用するに当たり、さまざまな課題が考えられます。

施設の面では、エアコンの整備、トイレの改修等の問題があり、整備するのに改修費用と時間を要すると考えます。

また、生徒の教育面においては、クラスの配置や通学距離が変わること、特別教室等の配置、新たな教育教材の確保、教科担当教員の業間の移動などのさまざまな問題があります。

このような課題等を考慮し、旧実穀小学校を分教場とするのではなく、朝日中学校の敷地に増築校舎としたものです。

以上です。

○議長(吉田憲市君) 柴原議員。

○15番(柴原成一君) この質問は、やはり町民の方から、何で実穀小学校を中学校にできなかったのと言われて、えっと思ったんですね。要は、一言も自分の頭には、そういうことを考えてなかったんです。ですから、そのまま来て、あれ、そうだなというのがこの質問なんですけど、例えば、答弁にありますけど、改修費用とかエアコンの費用とか、これだったら、自分にそういう頭があったら、例えば比較検討して、どっちが費用対効果でよかったのかな。そのとき考えないで来ちゃったけど、比較検討もしないで同意してしまったな。議会も全員同意しちゃったんですね。

ですから、今回これを反省として、次回こういうことがあったら、よく議論して進めたいと思ひまして、反省の意味を込めての質問でした。ですから、再質問はいたしません。どうもありがとうございます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(吉田憲市君) これで、15番柴原成一君の質問を終わります。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 関係者の皆様、そしてたくさんの傍聴の皆様、大変長らくお待たせいたしました。5番樋口達哉でございます。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

温故知新。古きをたずね、新しきを知る。昨今、災害の歴史の教訓を、現代の防災に活かそうとする試みが進んでおります。皆さん、よく御存じの『方丈記』では、「行く川の流れば絶えずして、しかももとの水にあらず。よどみに浮かぶうたかたは、かつ消えかつ結びて久しくとどまりたるためしなし。世の中に人と住みかと、またかくのごとし」鴨長明の『方丈記』があらわすのは、よく無常観だと言われますが、そこにあるのは、静かな無常観ではなく、はかない世のありようを説明するための、世の不思議だと言われております。そこには、800年ほど前に、平安京を襲った5つの災害が、まるでルポルタージュのように、生き生きと迫真の描写でつづられております。

まさに、昨年を「災」という1文字であらわした現在の日本は、『方丈記』が執筆された当時に劣らぬ激変の時代であり、多くの日本人が、先の見えない世の中で、どう生きてらいいのかを探し求めていると言えるのではないのでしょうか。

さて、先の見えない世の中だからこそ、災害を想定し、備えることが重要になります。これまで災害が少なかったと言われる阿見町は、逆に災害がそこまで差し迫っているという立場に立って想定し、備える必要があると考えます。

政府の地震調査委員会は、2月26日、太平洋の日本海溝沿いで起きる地震の長期評価を発表いたしました。東日本大震災後の平成23年11月に公表した暫定的な評価を、新たな地形に基づき訂正いたしました。具体的には、今後30年以内にマグニチュード7以上の地震が起きる確率は、依然高く、その確率は、宮城沖で90%程度、茨城県沖においては80%程度に上方修正されております。

ここで、私は、東日本大震災の平成23年11月の暫定的な評価に基づき、平成26年3月に修正された阿見町地域防災計画は、被害想定が拡大した今、現状の被害想定に合わない内容になりつつあると危惧をしております。

しかしながら、我が阿見町は、平成29年8月に危機管理監が配置され1年半が経過。阿見町の防災計画の骨幹となる阿見町地域防災計画を初め、格別の計画を鋭意策定していると伺っております。

そこで、防災関連計画について、以下の4項目。

1、千葉町長の防災における基本方針。

2, 現在作成している計画等の種類。

3, 問題点, 対策。

4, 今後の展望について質問いたします。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員, 1つ抜けてない。4点でいいですか。

○5番（樋口達哉君） はい。

○議長（吉田憲市君） 4点でいいんですか。5点あるよ。

○5番（樋口達哉君） 失礼いたしました。3番の, 策定の進捗状況を, 緊張の余り抜かしてしまいました。お詫びして訂正いたします。

○議長（吉田憲市君） 全部で5点ね。

○5番（樋口達哉君） はい。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君, 登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 樋口議員の, 防災関係計画の策定状況についての質問にお答えいたします。

1点目の, 千葉町長の防災における基本方針についてであります。

私の防災における基本方針につきましては, 先の町長選挙後の議会において, 所信の一端を述べさせていただいたとおり, 未来に責任を持てる魅力あるまちづくりを理念とした町政運営の基本方針の中で, 町民の皆様が安全で安心して暮らし続けることができるよう, 危機管理ができるまちづくりを目指し, 諸施策を推進してまいりたいと考えております。

特に, 各行政区の自主防災組織を中心とした町民の安否確認ができる体制づくり等, 町民の自助意識の向上に留意しつつ, きめ細やかな共助・公助を整備し, 災害等発生時において, 迅速かつ確かな災害対応ができる体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

2点目の, 現在策定している計画の種類についてであります。

我が国の災害対応は, 近年のたび重なる自然災害の教訓等から, 政府主導による傾向にあり, 国, 都道府県による応援等の体制整備や, 災害発生時の迅速な対応等, より一層スピード感を増している背景に鑑み, 現在, 災害発生時において防災関係団体等の応援を受けるための, 阿見町広域受援計画, 及び被災した他自治体を阿見町が応援するための, 阿見町災害受援計画を新規に策定しているところであります。

さらに, 福島県及び茨城県下において原子力災害が発生した場合, 災害協定に基づき広域避難を受け入れるための, 阿見町広域避難受入計画による, いわき市編, 及び, ひたちなか市編, また, 稲敷地方広域市町村圏内市町村に洪水被害が発生した場合に避難者を受け入れるための,

河内町編の3件の各種計画についても新規に策定中であります。

また、昨年度新規策定を完了しました、阿見町業務継続計画——BCPにつきましても、第2次計画への見直し作業を進めているところであります。

3点目の、策定の進捗状況についてであります。

阿見町広域受援計画、阿見町災害応援計画、阿見町広域避難受入計画のいわき市編の3件につきましても、次年度の上期に運用開始できるよう進めているところであり、阿見町広域避難受入計画のひたちなか市編及び河内町編につきましても、鋭意策定中であります。

4点目の、問題点、対策についてであります。

具体的な問題点につきましては、今後、計画の運用を開始し、計画の検証段階において明らかになることも予想されることから、的確な見直し、改定等を図ってまいりたいと考えております。

また、先に述べました現在策定中の5件の計画は、全て町として初めて策定する計画であることから、特に役場職員に対する周知徹底を図る必要性があるとともに、災害発生時において職員が実際に行動できるよう、教育訓練につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の、今後の展望についてであります。

現行の阿見町地域防災計画は、政府、茨城県の防災を取り巻く体制整備等の経年変化に追いついていない現状にあるとともに、昨年末に茨城県が新たな被害想定を作成した節目に鑑み、次年度以降、大幅に計画を改定するとともに、現在新規に策定中である各種計画を、新たな阿見町地域防災計画の下位計画として位置づけ、整合を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 千葉町長の防災に関する強い決意をお伺いいたしました。阿見町災害対策本部長として、引き続き、安心安全なまちづくりに邁進していただけるよう、切に要望いたします。

それでは、再質問をさせていただきます。

2点目の答弁にありました、新規に策定中の、阿見町広域受援計画と、阿見町災害応援計画の位置づけ、概要、施行時期などについて伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） 両計画の位置づけ、概要、施行時期につきまして、お答えいたします。

阿見町広域受援計画と、阿見町災害応援計画の位置づけであります。両計画ともに阿見町

の災害にかかる最上位計画であります阿見町地域防災計画の下位計画として位置づけ、策定しております。

計画の概要であります。阿見町広域受援計画につきましては、町が大規模震災等に被災した場合におきまして、国、県、他市町村、協定締結団体、ボランティア等の応援を整々に円滑に受け入れ、応援を受けるための計画であります。内容につきましては、受援の手順、受援団体の整理、各災害協定の運用担任、各団体別の受け入れ要領、また、他市町村の応援職員に対する基盤の付与、及び早期戦力化、交代要領等々を盛り込んだ計画であります。

次に、阿見町災害応援計画につきましては、反対に、他自治体が被災した場合、阿見町が被災自治体を応援するための計画であります。内容でございますが、同じく応援の手順、予想される応援業務内容、あとは職員の派遣要領、あとは職員の平素からの準備及び心構え、職員の人材育成等々を盛り込んだ計画になります。

両計画の施行時期であります。関係部署の紹介、防災会議の審議、決裁等々を経まして、次年度の上期には運用をできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 施行時期は次年度の上期ごろということで承りました。

災害は、あすにも起きる可能性があります。計画の内容に完全性を期すのは当然でございますが、適時性を重視して速やかに改正、暫時修正するなど、災害に臨機応変に対応できるように備えていただきたいと要望いたします。

2点目の再質問ですが、同じく2点目の答弁にありました、阿見町業務継続計画——BCPについて、第2次計画への見直し、作業中であるということですが、昨年3月の第1回定例会の私の一般質問に対して答弁がありました。BCPの見直し時期については、次年度すなわち31年度の上半期に実施したいと考えている。第2回目の災害対策本部設置運営訓練の場において、災害対策本部の錬成とあわせ、BCP第1次計画を検証したいと考えている。具体的に見直す点は、計画全般を検証しつつ、特に初動対応から3日、1週間ごろにおける非常時優先業務について、災害対策本部の各部の業務内容、業務の着手時期、実施すべき業務の欠落、追加の有無などについて検証し、第2次計画に盛り込みたいという趣旨の答弁をされましたが、その実行状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。押切管理監。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） はい、お答えいたします。

BCPの見直しの実行状況であります。前年度作成しました1次計画、これにつきましては、実効性を向上させるという観点で、昨年8月に実施いたしました第2回災害対策本部設置

運営訓練、この想定は発災3時間後から発災3日までを訓練したものであります。その場において検証をいたしました。その成果物であります、各部から提出されました各業務の着手時期や、あと実施すべき業務の追加事項、欠落事項等の修正事項につきまして、現在、第2次計画として盛り込んでいるところでございます。

また、先ほど述べさせていただいたとおり、新規に作成中である計画との整合性も図りつつ、留意していきたいと思っております。

なお、BCPの施行時期であります、他の計画と同様、他の計画の整備と整合を図りつつ、同じ時期、次年度の上期までには運用を開始したいと、このように考えております。災害の切迫性を感じつつ、スピード感を持って整備したいと思います。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

災害の発生時、想定外であったという言いわけは許されません。あらゆる事態に対応できるバトルリズム、将来にわたる順次表などを準備して、周知徹底を図っていただきたく要望いたします。

3点目ですが、阿見町広域受援計画のいわき市編は、次年度上期に運用開始予定であるというのに対して、ひたちなか市編、河内町編は、いつごろ運用開始予定であるのか、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。押切管理監。

○危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） はい、お答えいたします。

まず、この3つの計画の差異であります、いわき市の計画につきましては、避難元であるいわき市につきましては、広域避難計画の整備は終わっております。また、次に、ひたちなか市と河内町につきましては、避難元である自治体の計画がまだ未整備という状況であります。

その中で、まず、ひたちなか市編であります、現在、ひたちなか市につきましては、先月、避難所にかかわる住民に対する説明を終わったところであります。また、次年度につきましては、市民に対する調査、アンケート等を実施する予定でありまして、また、輸送力、あとは要配慮者をどう運ぶか等々の裏づけが、まだとれてないというところで、その裏づけを整備したいと聞いております。このことから、ひたちなか市の計画策定については次年度以降と予想しております。

しかしながら、避難元の自治体の計画ができていないのに、そのできていない状況の中で、この間ですね、何らかの原子力災害が発生し、広域避難受け入れが生起した場合、それに備えるために準用する計画として、ひたちなか市編を保持する予定であります。

今後につきましては、ひたちなか市の計画作成と並行して、整合を図りつつ、この準用する

計画を基盤に、正規な計画として作成したいと考えております。

また、その運用の時期につきましても、ひたちなか市と同時期に運用を開始したいと、このように考えております。

次に、河内町編であります。運用開始時期につきましては未定であります。この河内町につきましては、阿見町と美浦村が受け入れることになっておりますが、まだ河内町、阿見町、美浦村、この3者の頭がそろってない状況であります。したがって、3者の認識を統一し、整備してまいりたいと思っております。その運用の時期につきましても、今後、調整としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

本件に関しましては、いわき市、ひたちなか市、河内町というカウンターパートがいる特性がありますが、危機管理監におかれましては、現役在職中、関東甲信越一円の防災全般を担当されていたというふう聞いております。その知見を活かし、他市町との関係をリードし、準用計画を充実深化していただくよう要望いたします。

今、準用計画というものをつくって、実際の本計画ではないけれども、何かあったらば、これを対応するという事をお聞きしまして、非常に安心をいたしました。これを充実して、有事の際には対応していただきたいというふうに要望いたします。

4点目ですが、現在、策定中の5件の計画が、阿見町として初めて策定するものであることから、役場職員に対する周知徹底を図る教育訓練の具体的方策についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

現時点におきましては、構想案の段階であり、具体化はできておりません。現在、策定している計画を実行するに当たりまして、最も訓練を積まなければならない事項といたしましては、受援及び広域避難の受け入れであると考えております。したがって、各種計画を職員に説明する危機管理教育を実施するとともに、受援及び広域避難の受け入れに特化した図上訓練である災害対策本部設置運営訓練、いわき市、河内町等との共同による広域避難受け入れにかかる現地、現物を使用した実動訓練等をですね、実施することによりまして、役場職員に対して、周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 災害発生時、一つ確実に言えることは、訓練していないことは有事には

できないということだと思えます。危機意識を持って、役場の職員の皆さんにも周知徹底を図っていただきたいと要望いたします。

5点目の答弁中、現行の阿見町地域防災計画を、経年変化に対応させるため、31年度以降、大幅に改定する必要があるということは、議論をまたないところであります。阿見町地域防災計画と、阿見町各66地区の地区防災計画の関係について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

各行政区が策定する地区防災計画と、阿見町地域防災計画の関係でございますけれども、毎年、策定を完了した地区防災計画は、阿見町防災会議を開催いたしまして、審議、決裁を受け、阿見町地域防災計画の下位計画に位置づけているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 次に、30年度末における地域防災計画の作成状況を伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

昨日の紙井議員の一般質問の答弁でも重複するかと思えますけれども、地区防災計画の策定は、平成28年度から本格的に着手いたしまして、3年目になります。本年度末において策定を完了する行政区につきましては、16行政区でありまして、全66行政区のうちの24%が策定を完了したということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

それでは、66地区全ての地区が地区防災計画を作成する目標時期はいつでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

現在、毎年度6行政区ずつの計画の策定を進めており、66の全行政区の計画策定を完了する目標時期といたしましては、7年後の2025年度でございます。しかしながら、本事業は3年目を迎えておりまして、早期にかつ自主的に地区防災計画を作成したい旨の希望等があることにつきましては、目標時期の短縮が可能かどうか、そういったものも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ぜひ、実効性のあるものを作成して、周知徹底していただきたいと思っています。

最後に、本定例会を最後の務めとして、DRONE、ドローンされる退職者の方々に、これまでの奮闘に対し、心から敬意を表するとともに、今後は地域の防災リーダーとして活躍されることを祈念いたしまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、5番樋口達哉君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時10分といたします。

午後 2時58分休憩

午後 3時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、18番佐藤幸明君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は全員の18名です。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） つまづきましたので、転ばないように注意いたしますから。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

地域コミュニティの形成について、今までもう何回目になるのか、ちょっと忘れちゃったけれども、皆様もう既におわかりのことだと思いますが。

町の職員は、町が定めた第6次総合計画に基づいて作業をすることが原則であります。人がつながるまちづくり、地域コミュニティの大切さが記されています。これを無視して、区長さんや皆さん方がさまざまな活動を通して課題を解決してくれれば、自然にコミュニティも深まるものと考えます、と他人任せにして、本郷二丁目を近隣市町村に類を見ない通学区割りをしてしまったことは、後世に対し重大なことを残してしまったこととなります。

あさひ小学校開校1年前、教育長、教育次長、学校教育課長、都市計画課長と私の5人で話し合ったことがありました。文科省の方針とは、望ましい姿であって、阿見町に100%適合するわけではないと思います。町の条件、文科省の方針を照らし合わせ、阿見町にとってよりよい学校とはどんなものなのか検討するのが教育次長の役目なのではないのかと私は申し上げましたが、教育次長は、通学区割りは学校再編検討委員会で決めたことなので、我々には一切口出しはできませんでしたとのことでした。それでは、教育次長は何の働きもしなかったことに

なりますよと。そんなことがありました。

それから1年、あさひ小学校は開校し、さらに1年が経過して、今春、第1回卒業式を迎えます。地域や登校班に悪影響が出る前に、通学区域の見直しをすべきと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

第2問は自席にて質問します。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 地域コミュニティの形成についての質問にお答えいたします。

議員御質問の、当町にとってよりよい学校とはどんな学校かですが、学校教育において、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、町内小学校では一定の集団規模が確保されていることと考えます。

また、小学校の設置者である町においては、地域の実情に応じて、教育的な視点から、活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められていると考えます。

地域や登校班に悪影響が出る前に見直すべきと思いますが、いかがですかについては、平成30年第4回12月定例会において答弁させていただいたとおり、今後とも引き続き、人がつながるまちづくりを進めながら、区長さんを初め、その地域にお住まいの皆さんがさまざまな地域活動を通して、地域の課題について、その解決に向けた取り組みをさらに積極的に行うことで地域のコミュニティも深められていくものと考えております。

今回、第1回の卒業式や第2回の入学式を迎えるに当たり、児童の教育環境を第一に考え、今後とも地域や児童数の実情等を踏まえながら、見直しの検討をまいります。

答弁書にはありませんけれども、一言つけ加えさせていただきます。

教育次長の責任が重大であるというふうに指摘されていますけれども、それはもちろん責任重大でない職員はおりません。ただ、ここでもし倉持議員が述べるのであれば、これは教育長ということになります。それをちょっとつけ加えさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 私で、教育次長の責任と言いましたのは、教育長は先生ですから、これは文部省の指示に従うほかないと、私はそう思ったんです。あのときは、こういう話しました。学校教育課長は子供たちが勉強しやすい環境をつくる。そういうのが責任です。それから、阿見町にとって……

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、倉持議員、マイクをもうちょっと……。

○17番(倉持松雄君) ああ。教育次長は教育長の言い分と、それから阿見町と、その間に入って判断をするのが教育次長としましたので、私は教育次長の意見が重大だと言ったわけですが、今後、変更いたします。

それでは、再質問をさせていただきます。

当町にとってよりよい学校について説明をいただきました。私は何回も、何のために質問をしているのかわかっていただけなかったかと思いますが、私は今まで、この通学区割りについて何度も話をしてまいりました。私も振り返ってみますと、29年の3月ですか、教育長室で、教育長と教育次長、学校教育課長、それから都市計画課長と、私と4人と話し合ったんです。そのときに、これは教育次長の責任だよと言ったのはそのときです。これからは改めますが。

それは29年ですけれども、28年、もっと最初のことは、これはもっと早い時期なんですけど、こういう話、その通学区割りの話が出て、平成28年の7月ごろから、私は近所の人と話し合っ、7月26日、27日、8月30日とか、8月いっぱい、それから本郷二丁目の方や近所の方、そういう方と話し合っ、7月29日には教育委員会から私のところに電話をいただきました。教育委員会の1人が、7月30日ですか、私の家にも来てくれました。それから、教育次長と、先ほど申しあげました学校教育課長、都市計画課長と私と5人で話し合ったこともございました。それから、教育委員会へ私が行って、皆さんと面会したこともございました。それから、その年、もっと遅れてから、教育次長と学校教育課長と話し合ったこともございました。相当な回数、行ったんですよね、私も。

その間に、私が通学区割りの話以外には、したことはなかったと思います、そのほかには。それが当町にとってのよりよい学校というのは、今、教育長から説明がございましたようなものでございましたが、私の本当のお尋ねしたいところは、文科省では、二、三クラスが適当ということでございましたけれども、阿見町にとっては、そういうところもあるかもしれませんが、あさひ小学校においては、そういう状況じゃないんですね。ですから、文科省の言うことは100%は聞けないと思うんです。

あのときだって、いろいろな話ありましたよ。中には、これ一丁目、二丁目、三丁目の人は優先的にあの学校に入れるべきだと。新小学校ができるからって、約束して土地を買ったんだという人がいっぱいいました。

それからですね、そんなこと言うんだったら、学校を建てる場所が間違っただと。もっとうずら野に建てればよっただと、こうやって言われることもございました、私、あっちのほうの人に。

それから、あれは区画整理のときで、減歩でつくっただ学校だなんて、いろいろ言われましたよね。

でも、そんなこと言ったって、うずら野に建てるって、場所がないから建たないでしょう。ほんで、今さら、子供の割合を計算して学校を選ぶなんてことはできなかつたわけですから。だから、そういうときに、いろんな条件をひっくるめて、阿見町にとってよりよい学校とはどうだと、私、それを聞いてるつもりですよ、いつも。そのほかに聞いたつもりはございません、一回も。

ですから、私が先生方はどんなことを勉強してるなんて、そんなことはわかりませんから。ですから、今、教育長から答弁されたことは、私の質問とは大分かけ離れてたと、そう思ってるんです。

もうちょっと、ですから、私の、何回も協議会でも言ってるわけですから、私の心はわかっているはず。ですから、もうちょっと、目を覚まして答弁をしていただきたいと。簡単に言えば、そんな気持ちでございます。

それからですね、まず、その違いについて、その意識の違いについて、どのようにお考えだったか、ちょっとお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、倉持議員のほうからですね、倉持議員は、あの通学区域では、あさひ小学校はよろしくないという、多分、思いで、今回こういう御質問、これまでもそういった御質問で……。

○17番（倉持松雄君） あさひ小学校、何て言いました。

○教育次長（朝日良一君） ええ、そういうふうに、今、私、言いました。そういう思いで倉持議員は質問されたのかということ、お答えさせてもらおうと思っておりますが、違いますか。今の通学区域では、あさひ小学校は学校としてよろしくないのではないかという思いがあつて、こういう質問を倉持議員はされているということで、私は理解したんですけど、違いますでしょうか。今、首ひねってると。じゃあ、もう一度、もう一度、よろしく、済いません、理解ができなくて。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 本郷二丁目はあさひ小学校にすべきと、こういうことですよ。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） ありがとうございます。

今の質問の意図は、通学区域ではなくて、本郷二丁目全体があさひ小学校にすべきという御意見で質問されてるということでよろしいんですね。はい、わかりました。

ちょっとお答えが、ちょっとずれるかもしれませんがけれども、今の、本郷二丁目も含む通学区域については、私ども教育委員会のほうとしても、最善、これが一番いいとは思っております。

せん。これはもう前から倉持議員にもお話しさせていただいていると思いますが、そういう考えではありません。

ですので、今後、毎年、今言った本郷二丁目も含めましたところで、ちょっと見直しをしていくという考えでございます。それが今回の答弁の、ちょっと違っているということであれば、それが本来の答弁の答えになるかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） そこへ話を戻してもらえれば、私も質問していることが、ちょうど真を捉えて答弁をいただいているということになります。

それからですね、この答弁の中にはですね、それがわかれば、この真ん中の質問は、再質問はやめます。

で、一番最後ですね。地域や児童数の実情を踏まえながら、見直しの検討をしてみたいということでありました。これは、児童数の実情を踏まえというのは、何のことなのかと、ですね。で、12月の質問のときに、本郷二丁目を全部あさひ小学校に入れるとしたら、本郷二丁目からあさひ小学校に今の子供が何人、毎年できるか、いるか。それから、あさひ小学校が、平成31年度から36年まで、何人の推計は出てるんですよ、この前、答弁してくれたから。

で、今さら、実情を踏まえなんていう言葉では、前の答弁したことは真実性がないということになっちゃうんじゃないかと思うんですよ。もう既に、この数字がはっきり出てるんですから、今から実情を踏まえなんていう言葉は出るわけがないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

以前はですね、そういった、その時点のですね、児童数の説明をさせていただいたときはありました。ですが、当然、学校はですね、また1年、1年、卒業して入学する子供がいるということで児童数が増えます。その中で、今言った実情というのは、住民基本台帳で、これから6年間、これから新しく入る学年について、その状況を見て、それとあと、今、本郷二丁目の空き地ですね、その辺を毎年推移を見てます。それがどのぐらい空き地が減ってきているのかと。そういったものを照らし合わせながら、将来を予測して、検討しているということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、12月にいただいたこの数字は、もうペアだということですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

その時点では、その数字が一番最善の数字でございました。これがまた、今度4月にですね、新しく、3月、4月の時期に転入する方とかもいらっしゃいますので、それはまた毎年ですね、5月ぐらいの時点で調査をかけて、それを検討して、7月、8月の時期にですね、町のホームページ等で、その検討結果を公表したいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 何で発表しても結構ですが、あなたの説明した、この数字が、そんなにころころころころ変わっちゃったんじゃあ、これ話にならないですよ。少しは、自分で答弁したんだから、少しは信憑性がなくちゃ困るよ。信憑性。信憑性について、どうなんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

その時点で、その数字は正しい数字です。全然間違った数字ではありません。私も自信を持っております。で、今、私が説明させていただいたのは、毎年そういった数字を出していくと。それは当然、変化するんだと。阿見町は転入、転出が多い町ですから、そういうことで、また増えるかもしれない、減るかもしれない。そういったことについて調べるということをお話ししてるんです。よろしくをお願いします。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） いやあ、ちょっとね、話つてのは、幾らか軸がないと、落ちつかないんですよ。どっちも動いたんでは、ふらふらして。昨日、久保谷議員の質問にこんなこと言いましたね。統合っていうのは、児童数が何人になったら統合するんですかと、久保谷議員が聞いたときに、人数は関係ないんですと。100人の学校も300人の学校も。300人の学校、100人に吸収合併するんですか。そんなの聞きましたよ。そういう答弁では、どっちもふらふらしちゃあ、話がない。やっぱり話には筋が要るんです。

ですから、今回は、これはもう、あなたが発表したんですから、この数字は真実のもんですよって言って、これから話しなくちゃ。これが年中動いたんじゃあね、とても。じゃ、統計なんて、どんなことと思うんですか。まあ、簡単に言えば、私は、少しちょっと、ずっと流れを見て、少し目を覚まして答弁していただきたいと、そう思いますよ。だって、これあんだもん、これ。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

その数字は……。今、倉持議員は、その数字が動いていると。その数字が間違っているというふうに、私に質問されたのかと思います。違いますか。そういうことではないんですか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） これ、ちゃんとあなたも、学校教育課長が、全部言ってくれたの見たんでしょ、これ。ほんで、これ間違っていないと。これでいいんだと伺って、こっから話始まってるとお思いますよ。ですから、私は、今さら児童数の実情を踏まえてなんていうことは、って言ったら、前の言葉がおかしいと思うんです。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） 濟いません、うーんとですね、はい、お答えします。

その時点では、その児童数を踏まえて、通学区域を継続すると、見直しできないっていうふうな資料のときの根拠の数字です。それを、これから毎年見直ししますので、毎年の最新の数字を出して、それで検討していくということに使うんです。数字は、その都度その都度最新の新しい数字、人数ですね、児童数をもとに、鑑み、見直しをするということです。そこは、倉持議員も御理解していただけてないんですかね。どう説明したらいいのか、ちょっと私もわかりません。濟いません。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 理解できれば、何回も質問やりません。理解できないからやってるんです。そんなにちょいちょい出した数字変わったら、何も言うことできないでしょうよ。で、ここ、このままで一つ。だって、この数字、教育委員会室で、学校教育課長も2人にも話しましたよね。これ間違いないと、なったんだから。

そんで、それですよ、私、12月議会のときに、約300人の余裕があるんじゃないかと、こう言いましたよね、300人、あれ。これありますよ、議会だよりも。そしたら、教育次長は、この答弁にはこういうことが書いてあるね。児童数の増加に伴い、普通教室が不足する際に、多目的教室を普通教室に転用した場合の計算になりますので、余裕があるわけではありませんって言いましたね。

これ、前の質問では、1,050人まで入りますと、あなた答弁したんですよ。1,050人。これ、この違いはどうなんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

前の質問でも、普通教室を多目的教室に転用するという考えのもとに、1,050人って御説明したと、私は記憶しております。今回も、同じことで、普通教室が不足する場合には、その多目的教室をですね、普通教室に転用するので、そうなると、今言った、その300人ぐらいの余裕があるように見えるでしょうという御答弁をさせてもらったと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それはあなた違うでしょうよ。300人があるように見えるが、それは余裕はないと言ったんでしょ。余裕があるわけではないと言ったんですよ。違うんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

ちょっと説明不足があったようですが、今、おっしゃるとおりですね、余裕があるわけではありません。今、普通教室の中で考えてますので、多目的教室を普通教室に転用するという状況にはなっておりませんので、余裕はありません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 前には、多目的教室を転用すると、最大で1,050人入れるという答弁したんですよ。それは忘れましたか。ちょっとお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

決して忘れてはおりません。そのとき、今の、私もそのときの説明を、今、説明させてもらいましたけれども、普通教室が足らなくて、多目的教室を転用する場合にはという、ちゃんと説明もさせていただいたと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 増加に伴い、普通教室が不足する場合に、多目的教室を普通教室に転用して、した場合に、計算だから、計算して、これ計算だけで、多目的教室は使っちゃいけないんですか。これによると、計算だけのように感じますよ、これ。あの教室は、見るだけ、計算するだけ。使用はできないんですか。どういうときに使用するの。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

現在もですね、あさひ小学校の多目的教室は、多目的教室で使われております。決して使っていないわけではございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 話というのはね、ここに軸を置いて、こっから話しするの。この軸を動かして、このときはこっちのつもりが、このときはこっちにする。べたべたべたべた色紙張ったみたいで、そういう話じゃ、これは議会の話として、大丈夫ですか。ちょっとはっきり言って、私、教育次長には、はっきり、顔でも洗って、目覚まして答弁してくださいよ。だっ

て、一々軸が動いちゃうんだから。

1,050人と言ったのは間違いないでしょ、あれ。1,050人。ただね、言葉尻つかんで、ああです、こうですって、1,050人というのは間違いないね。そのときは教育長はいなかったからわからない。

○教育長（湯原正人君） 聞いててもわかります。

○17番（倉持松雄君） そうですか。で、今度は、いや、あんとき言ったのは、普通教室が不足したときに言ったんであって、多目的教室を使うんだよと言っただけであって、言っただけで、使えないって。言っただけですかね、どうなんですか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、倉持議員、質問をさ、簡潔にまとめてもらって、何を言いたいのか、ひとつお願いします。

○17番（倉持松雄君） はいはい、はい。

○議長（吉田憲市君） その教室の数じゃないと思うんだよね、言ってるのはね。

○17番（倉持松雄君） はい、はいはい。

○議長（吉田憲市君） ひとつそれ、よく吟味してお願いいたします。

○17番（倉持松雄君） 私もそんな回りくどい話はしたくないの、なかったんですよ。でも、そういうふうにつまづいて言っちゃったんです。私は、まだ余裕があるんじゃないかと。そうして、本郷二丁目の人を新小学校へ、あさひ小学校に入れてもらいたいと。そうすれば、隣近所の人がみんな同じで、地域のコミュニティも図れるんじゃないかと。そういうことを思って、それを目的で、それでなるべく早くと言ったのは、これから先、あんなでぼろぼろぼろぼろと別な学校へ入学する人がいては、行ったものの、いや、今度は学区割り変わったので戻ってきてくださいと、そういうことはできないと思います。それだもんで、そういう悪影響が出ないように、なるべく早くみんな同じ学校に行けるような区域にしてもらいたいと。私からすれば、もう28年ごろからそれをやってるわけですから。ついこのごろ始まったわけじゃないんですから。それをお願いしたいと言っているわけです。しりとり合戦じゃございませんが、そんなことはいたしません。それを、ぜひ町長にも御理解をしていただきたい。お願いしたんですが。私の真意はそれです。

○議長（吉田憲市君） 今、倉持さんのね、目的はおわかりになったと思うんで、それに対しての答弁をお願いいたします。朝日次長。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

こちらとしましてもですね、今の通学区域を一日も早くですね、見直しができるようになりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 町長の御意見も、ちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 前回にも、私はお話ししたと思うんですけども、今の問題点としてはですね、区域が決まって、もう始まっているわけですよ。で、問題はたくさんありますよ。おっしゃっていることもよくわかります。しかし、もう始まった以上は、これでやってくしかないという、私はそう思っているんです。その中でですね、先ほど来、人数の目が出てますけれども、今いる、現在の子供数、それが0歳児だとかってというのはわかります。だけど、これから張りついていく、新しく移り住んでくる人は、どのぐらいの子供さんを連れてくるかという、そういったものが全然わからない状況ですよ。ですから、一概に、もうすぐ、じゃあ本郷二丁目のために開放してしまうっていうことができるかどうかっていうことなんですよ。それ理解してもらわないといけないと思いますね。

これは、再編検討委員会で、この学区を決めたわけですよ。ですから、それにのっかって始まったわけですよ。その中で、8月31日、9月1日で分かれる。私からしたら考えられませんかよ。だけど、現実的に起きているわけです。これは議員の皆さんも了解しているわけですよ。だから、こういう大きな問題は、真剣に、慎重にならなくちゃいけないと、私は思っています。

で、さあ、これからどうするかということになりますけれども、ある程度の、今、毎年、現在の状況を確認して、7月、8月のホームページにも提示しますって。それは見直しというか、現在の状況を確認して、さあ、将来どうしようかっていうことなんで、その見直しなんです。ですから、すぐに4月1日から学区区域を変えますっていうわけには、これはいかないので、これは理解していただかなくちゃいけないというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 町長の気持ちもわかりました。それは町長だって、そう簡単にね、返事はできないと思いますよ。間違ったら大変だから、やっぱり。これは慎重にするのはわかります。でもまあね、本郷二丁目を隣近所の子が別々の学校に行くような区切り方って、これどこにもないと、前にも質問しましたら、近隣市町村には、多分どこにもないと思いますよ。こういう話をしました。

まあ、簡単に言えば、ケーキをもらったときにね、ケーキ。あれ、上にクリームなんかついてて、カステラありますね。普通の人には、ああ、分けて食べてくださいって分けたら、普通の人には縦に切りますわ。これ水平に切っちゃって分けたと同じですよ。そんなことが。これは2つに切れば、どっちも、本人の勝手でしょうが。そういうのが、社会的には認められないと、私は思うんです。町長だっておかしいって笑い出してる。町長だっておかしくて笑っちゃうよ

ね。本当ですよ、これ。

ですから、まあ、教育次長が、いやあ、どこにも、そういうのはどこにもないって言ったよなっつたら、いや、私、言わねえと。そしたら何ちゅった。多分と言ったんだと。多分って言ったって。いや、まあ、私は同じと思いますけどもね。

町長がそういう気持ちでいてくれるならば、私もいつまでごちゃごちゃ質問はしていませんで、町長にお任せをして、ぜひ。この質問はこれでやめます。

それでは、次に……。

○議長（吉田憲市君） 2問目ですか。

○17番（倉持松雄君） 2問目、2問目に移ります。

○議長（吉田憲市君） はい、じゃあ、一回着席してください。

倉持議員、2問目お願いします。

○17番（倉持松雄君） 児童虐待について伺います。

これはもう、前の方にも、海野議員と栗原議員から詳しく、もう説明されましたので、私も大方その気持ちはわかります。

千葉県野田市の小学4年生の女兒が虐待によって死亡した事件がありました。驚いたことに、秘密を守るとして約束して書かせたアンケート、お父さんに暴力を受けてます、を、父親に渡してしまったということですが、これは先生としては無責任なこと甚だしい。先生方は信用をなくしたと思います。

また、柏の児童相談所の、お粗末なことに、信頼できるところではないと印象を与えてしまったと思います。

しかし、これは他県のことでありまして、当町の議会で取り上げる問題ではないと思いますけども、しかし、茨城県や阿見町ではこんな心配ないと思いました。しかし、後日の新聞で、全国では虐待8万人、22%増という報道がなされました。そこで、私は、いや、こんなにあるんでは、茨城県でも、阿見町も、これは心配しなくちゃならないだろうと。

そこで、阿見町の現状と対策、予防と対策をお尋ねしますということで、しました。

前にも、ほかの方にも答弁してあることですから、簡単で結構ですから、よろしく願います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 倉持議員の、児童虐待の予防と対策についての質問にお答えいたします。

海野議員、栗原議員の質問にお答えをしたとおりであります。町の現状については、平成

29年度の相談件数は63件で、対応としましては、家庭訪問を167回行い、案件によっては、児童相談所と連携をして一時保護を実施し、虐待や育児放棄を最小限にとどめる対応をしております。

予防対策については、これまで同様に関係機関との連携や情報共有を図り、子供たちの命を守ることを最優先とし、あわせて保護者への適切な支援も行いながら、虐待防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 阿見では、このような事件が起きないように、ひとつ先生方によりしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、2番石引大介君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

2番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔2番石引大介君登壇〕

○2番（石引大介君） 皆さん、お疲れさまです。3月定例会最後の質問をさせていただきます、石引大介です。昨日は長丁場、まことにお疲れさまでした。大変にお疲れのことと存じますが、今回も一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、通告に従い、質問に移らせていただきます。

今回は、ドライブレコーダー設置の推進について質問させていただきます。

近年、あおり運転など危険運転が社会問題となっています。そのような背景から、急激に普及したのがドライブレコーダーです。ドライブレコーダーとは、事故やニアミスなどにより、急ブレーキ等の衝撃を受けると、その前後の映像とともに、加速度、ブレーキ、ウインカー等の走行データをメモリーカードなどに記録する装置のことです。

ドライブレコーダーを使うと、事故やニアミスがどのように発生したかが正確にわかります。このため、事故が生じたとき、事故の原因や、どちらに過失があったのか等について、記録映像がありのままに事実を映し出すので、例えば損害賠償等の事故後の処理や手続もスムーズに進みます。裁判の証拠として使われるケースも出ています。

また、ドライブレコーダーを搭載することで、運転者の安全意識が向上することなどが期待され、未然に危険運転行為や交通事故を抑制することにも有効とされています。

そのほかにも、ドライブレコーダーは、移動可能な防犯カメラとしても有効なものでもあり、犯罪発生時に時には重要な情報源にもなります。ドライブレコーダーを動く防犯カメラとして

活用すれば、地域における防犯対策にもなります。

このようなことから、既に多くの自治体でも、公用車などへの設置が導入されています。

そこで、阿見町でも、安心して暮らせる地域社会の実現のため、ドライブレコーダー設置の推進をどう考えているかお伺いたします。

1つ、ドライブレコーダー購入者への助成は考えているか。

2つ、バイク用ドライブレコーダーの普及促進に取り組む考えはあるか。

3つ、公用車へのドライブレコーダー設置状況はどうなっているか。

4つ、公用車へのドライブレコーダー設置計画はあるか。

以上、よろしくお伺いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 石引議員の、ドライブレコーダー設置の推進についてお答えをいたします。

1点目の、ドライブレコーダー購入者への助成は考えているのかについてであります。

ドライブレコーダーによる安全運転意識の向上や犯罪抑止効果については認識しておりますが、これらの効果について、社会的に広く認識されるようになったのは最近のことであり、ドライブレコーダー購入の補助を実施している市町村は、全国的にまだ少ない状況であります。

現段階では、ドライブレコーダー購入者に対し助成を行うことは、財政上困難であることから、現在考えておりませんが、今後については、社会情勢や国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

2点目の、バイク用ドライブレコーダーの普及促進に取り組む考えはあるかについてであります。

自動二輪車や原動機付自転車等は、事故による致死率が極めて高く、四輪車以上にドライブレコーダーの必要性が高いものと考えられます。また、機動性にすぐれているため、生活道路を通行することが可能であることにより、危険性が一層高まるため、ライダーの安全運転意識向上につなげる効果があるものと考えられます。

これらのことから、自動二輪車や原動機付自転車等へのドライブレコーダー普及促進については、四輪車等と同様に、今後、調査研究していきたいと考えております。

3点目の、公用車へのドライブレコーダー設置状況はどうなっているかについてであります。昨日の難波議員の質問でお答えをしたとおりでございます。

4点目の、公用車へのドライブレコーダーの設置計画はあるかについてであります。

現時点での設置計画はありませんが、導入についての考え方は、昨日、難波議員の質問でお答えをしたとおりでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、ドライレコーダー購入の助成を実施している市町村は、全国的にまだ少ない状況とこのことですが、全国的にどれぐらいあるか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

正確にはですね、確認できていないんですけれども、一応全国的にはですね、神奈川県湯河原町、それから奈良県五條市、それから大阪府吹田市の2市1町という形で、今のところ確認しているのが、その自治体という形になります。

あと、内容とかですか、いいですか、はい。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） わかりました。

確認なんですけど、茨城県内で実施している自治体はございますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

県内で実施している自治体はございません。ただ、昨日の難波議員の一般質問の中で、守谷市が、助成ではございませんけれども、無償のステッカーを配布しているということでの話はございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） わかりました。

もう1点ですね、ちょっとお伺いしたいんですけれども、阿見町内での交通事故の件数等の状況っていうのは、どういうふうになっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

平成30年、昨年ですね、これは1月から12月まででございますけれども、発生件数が185件、そのうち死者数が3件、それから負傷者数が238件、それから飲酒運転、交通事故の件数が4件というふうになっております。

ちなみにですね、平成29年ですと、発生件数が209件、死者数が2人、それから負傷者数が260人、飲酒運転の交通事故件数が2件。それから、平成28年ですと、発生件数が214件、死者数が1人、負傷者数が268人、飲酒運転の交通事故件数が1人ということでございます。

発生件数で見ますと、若干少なくなっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。件数的には減少しているんですが、ちょっと残念なことに死者数は1人増えてしまっているという状況で、ありがとうございます。

続きまして、昨日ですね、難波議員が鋭い御質問でですね、御質問していただいた、公用車のほうについて、ちょっと何点か、私のほうから質問させていただきたいんですけども、公用車なんですけども、過去、公務中ですとか、公用車を使用中に起きてしまった事故などの件数の推移というのは、どういうふうになっているか、教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

公用車の事故件数ですが、直近の5年間ということで、今、数字のほうは持っているんですけども、事故の種類としましては、幸いにも物損事故ということで、人身事故はございません。26年度が12件、27年度が11件、28年度が9件、29年度が11件、平成30年度、今年度、一番直近の数字として15件という推移になっております。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

もう1点、ちょっと質問があるんですけども、公用車への導入についてということで、昨日の難波議員の質問の中の御答弁で、導入する方向で検討していきたいという御答弁があったかと思っております。昨日、小口部長の御答弁の中で、予算がとれ次第、設置していくというような御答弁があったかと思うんですけども、これ、予算がとれたら、一気に設置を進めるのか、それとも違う方法で設置を進めていくのか。もし、何ていうんですか、決まっていれば結構なんですけども、どのようなことを検討されているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

やはり、公用車を管理する立場としては、ドライブレコーダーについては、当然、本来の目的である事故の記録、映像記録ということのために必要であり、あと副次的には、安全運転への意識向上ということで、入れていくわけですけども、事故の危険性を考えれば、当然、使用頻度が高い車、いわゆる走行距離の高い車。さらには、費用対効果というものを考えれば、装

着してより長く使える車ということで、年式の新しい車。そういったものから、順次つけていくような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

今回の私の、ドライブレコーダーのちょっと質問なんですけど、今回、私にですね、御提示いただきました答弁書の中の、語尾ですね。今後については、社会情勢や国・県の動向を注視していくですとか、あと、よく見るんですけど、今後、調査研究していきたいということがあったんですけども、もちろんですね、周囲の状況を見て、調査研究していく、そして新しい施策を打ち出すっていうことは、非常に大切だと思いますし、慎重にですね、しっかりした取り組みになっていくと思います。

しかしですね、取り組むものによっては、スピード感というものを重視しなければいけないこともあるのではないかなと思っております。

やはりですね、阿見町が全国の先駆けとなって、新しい施策を力強く推し進めていくことで、阿見町に全国から注目が集まって、本当にうまくですね、メディアの方の力をかりたりして、阿見町をPRするというのも大切だと思うんですけども、その点って、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。

町長の答弁の中ではですね、こういった公費の助成ということでは、やはり社会情勢、国・県の動向などをですね、注視して対応していきたいというようなことでございます。

先ほど、石引議員の質問で、県内の状況っていうことで聞かれております。まず、その県内においてはですね、まだどこの市町村も、こういった助成に取り組んでいるという自治体はないということでございますので、その中でですね、やはり町といたしましては、限られた財源の中で、住民ニーズに合った、効率的な、あるいは効果的な事業を、必要な事業をですね、いかに進めていくかということが、やっぱり大事だと思いますので、そういった部分を含めて、いろいろ調査研究をしながらですね、対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

ちょっと、少し話が外れてしまっていたのかもしれないんですけども、やはりそういったですね、何でも、何ていうんですかね、先に行くことによって注目をされるっていうのが、や

はり全国の行政の取り組みっていう部分もありますし、やはりそういったことを活用して、阿見町のPRをしていくっていうことも必要になってくるかなと思いますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

次にですね、ドライブレコーダーは移動可能な防犯カメラとしても注目が集まっているというお話をさせていただきました。昨日の難波議員の質問の中でですね、当町の犯罪数、防犯カメラの今後の設置箇所と取り組みはという質問の中でですね、町内では、29施設で防犯カメラが86基、不法投棄監視カメラが16基、主要交差点などに5基の街頭防犯カメラ、そして来年度には新たに1基増設ということで、全部で103基の設置になるかと思うんですけども、31年度、1基増設するというので、予算書をちょっと確認させていただいたんですが、こちらの予算が100万と9,000円が計上されていましたが、こちら内容はお間違いないですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

来年度につきましては1基の防犯カメラということで、間違いないです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 濟いませぬ、費用に関しては、100万と9,000円で間違いないでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 生活環境課長石神和喜君。

○生活環境課長（石神和喜君） はい、ただいまの質問についてお答えいたします。

100万と9,000円、これは防犯カメラ1基、そのとおりでございます。そのほかにですね、維持管理費及び電気代として、来年度予算で、電気代、合計これは6台分になりますが、18万1,000円。さらに点検代ですね。点検代といたしまして、これも6カ所合計22万3,300円を予定しております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

1基設置するのに、大体100万円。そして、6台分ということなんですけど、電気代が18万ということは、1台当たり3万円。で、22万なんで、約3万5,000円ぐらいが、防犯カメラ設置した場合、ランニングコストと設置費用とかかってくるということなんですけど、全国に先駆けてですね、先ほど、大塚部長からの御答弁にもありましたが、ドライブレコーダーの設置の助成を行っている湯河原町、神奈川県湯河原町と、あと奈良県の五條市のほうを、ちょっと私もですね、調べさせていただいたんですが、こちらの補助対象なんですけれども、購入費及び取

りつけ費の2分の1、限度額を1万円とされていらっしゃいました。

つまりですね、同じ費用で、固定型の防犯カメラと、ドライブレコーダー、移動可能な防犯カメラ、こちら比較した場合、100万円で防犯カメラは1台、移動可能な防犯カメラ、ドライブレコーダーは100台分の防犯カメラが町内に誕生するっていうふうにも考えられるんですが、このあたりはどうお考えになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、やはり24時間撮影可能であることから、犯罪の抑止効果があると。それから、犯罪発生時に容疑者の特定にも役立つなど、安全安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を担うという観点で、今年度ですね、30年度、これは県の補助を受けまして、5基設置するというような形になってまして、1基上限が20万ということで設置しているところでございます。

それから、31年度、来年度は1基ということで、これは補助がつかなくて、1基単独、単費っていうような形で設置するんですけども、やはりそのほかにもですね、これからですね、防犯カメラについては、その必要性というのが、やはり高まってくるというふうに考えておりますので、来年度1基の予定ではなっておりますが、これも経産省のほうからの要望、それから協議して調整してきた中で設置するというような形になっておりますので、今後ですね、また必要な箇所というのは非常にあるかと思っておりますので、そういった部分、まだ町全体で防犯カメラが十分に整備されているというふうには考えておりませんので、そういった部分をまず最初に、その防犯カメラの必要性っていうことを鑑みまして、そちらの整備を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 今、部長の御答弁にもございましたようにですね、防犯カメラとドライブレコーダーっていうのは、やはり本来の目的っていうのはちょっと別になるかとは思ってはおります。なので、ちょっと先ほど比較したのは、ちょっと私もですね、あえて、ちょっと無謀かなと思ったんですけども、ちょっと今、意見させていただいたんですね。

その理由っていうのが、やはり町内全域に防犯カメラを設置する場合には、やはり多額の費用と維持費がかかってくるので、もちろんその財源確保とか時間もかかってくると思うんです。なので、ぜひですね、観点を改めて、防犯カメラを増やすのにはお金がかかったり時間がかかるのであれば、その防犯カメラにかわるようなものを、少しでも推進していくっていうものが大切かなと思ったので、ちょっとお話をさせていただきました。

次にですね、こちらもですね、同じく難波議員の質問の中でですね、公用車や青パト、ごみ収集車などへのドライブレコーダー設置の質問がございまして、ごみ収集車については、町が委託した業者の所有車両であるため、協議調整を行うなど、検討する必要があるという答弁がございました。

ドライブレコーダーといいますと、皆さんですね、自動車用、四輪車用ですね、そちらのほうを思い浮かべるかと思うんですが、今はですね、質問もさせていただいたんですけれども、バイク用、つまり二輪車用ですね、こちらのドライブレコーダーも普及し出しております。

そこでですね、町内くまなくですね、走る二輪車として思い浮かぶのが、郵便局ですとか、あとは早朝の新聞配達業者とかが思い浮かぶんですが、こちらの方々とですね、協議を行っていただいて、もちろん必要であれば、公費助成なども検討していただいて、バイク用のドライブレコーダー設置推進の取り組みを行う、こういった取り組みについて、どう思われますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。大塚部長。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

今の石引議員の質問の中で、公費も含めてということ、それも入るわけですか。公費補助も。

○2番（石引大介君） そうです、公費負担、必要であれば。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 公費の助成ということでありましたら、今のところはちょっと考えてはございませんけれども、それにつきましては、やっぱり今後の課題として受けとめて、先ほども申し上げましたが、そういった調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） そうですね、公費の助成に関しては、もちろん必要であればなんですけれども、やはり郵便局さんもそうだと思いますし、そういった新聞配達の業者もそうだと思うんですけれども、やはり働いていただく方の安全を守るっていうのは、もちろん会社の責任だと思うんです。

なので、もしですね、そういった業者のほうで、そういったドライブレコーダーの設置とかを検討してるのであれば、私がですね、何を申し上げたいかといいますと、既に助成を行っている、先ほどもお話しした、神奈川県湯河原町の交付要綱の中の条件でですね、交通事故原因の究明、犯罪被害者の検挙等、警察の捜査に資する必要がある場合は、記録データを提供し、警察の捜査に協力する旨の同意ができること、及び捜査協力依頼に使用する電子メールアドレス等の連絡先を提供することができることというような条件が含まれております。

なのでですね、ただ単に町のほうから助成をするっていうわけではなくて、その助成を受け

るかわりに、こういった何か協力依頼があったときには情報を提供しますよというような相互理解のもとで、こういった施策を展開ができれば、安心安全なまちづくりの推進が、さらに加速していくと思うので、こちらのほう、ちょっとお話をさせていただきました。

済いません、次にですね、町長にちょっとお伺いしたいんですが、町長は、飲酒運転撲滅運動として、三ない運動に力を入れられ、町内各所から署名を集めるなど、精力に活動されています。安心安全なまちづくりに取り組まれている中で、今回のドライブレコーダー設置促進については、どういうふうにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

公用車につきましては、昨日、難波議員にも回答したとおりでございます、これは大分前から、公用車にはつけたほうがいいのではないかということで、話をしたところ、その当時では、音声データも入ってしまうというようなことで、職員それからお客様、町民を入れたときの会話等も漏れるのではないかなというようなお話もあったものですから、その辺のところを検討しましょうということで、今回、公用車のドライブレコーダーに関しては、順次つけていくというような方向で、方向づけができたんだろうと思います。

先ほど来のお話の中でですね、町民にということで、今さっきちょっとここでデータ調べたので、正確なデータではないかもしれませんが、今、町内に3万1,200台の乗用車、登録されているというようなことなんですね。そこへ5,000円補助してもですね、1億5,000万です。1万だと3億円っていう形になりますね。これは今の財政状況の中でもですね、補助をするという分については、大変な金額になりますので、これは今のところ、ちょっと難しいというふうに思っています。幾らのものをつけるかっていうこともあるでしょうけれども、1,000円では、もう全然足しにもならないと思うので、やっぱり先ほど言った、湯河原でも1万円上限というようなことですね。1万円ということは、大体それだけでも3億円になってしまいます。そういったことで、ちょっと今は難しいのかなというふうに思います。

それから、スピード感を持ってというようなお話ありました。これはそのとおりだと思います。できることならやりたいというふうに思いますけれども、やっぱり少しこういった状況を見ていくと、補助が得られるということも考えられます。今回も、いいときだったので、補助がいただけましたけど、エアコンの問題も、少し遅くなったので補助がもらえたなんていうこともあるわけですね。

それだけ社会的にそういった問題が出てきていますので、もしかしたら補助がいただけるのではないかなというふうにも思いますので、そういうときにチャンスがあるときにやるということの形にしかない、今の段階ではないと思います。

それから、先ほど防犯カメラとしてというようなことで、これはほかの、例えば、先ほど言われていた郵便局だとか新聞配達だとかっていうことでつけていただいて、その情報提供っていうことで提携、いろんなことを結ぶっていうことについてはですね、これは前向きに検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

ドライブレコーダー設置には、財政的な問題ですとか、いろいろな課題はあるかと思えます。しかしですね、そのような中でも、やはり阿見町が全国の先駆けとなって取り組みを広げていく。ドライブレコーダーに限らず、新しい施策を力強く推し進めていく。そのことで、町民の皆様が安全で安心して生活できる町ができていくのではないかなと思っております。

ぜひですね、阿見町が茨城県の先駆けとなり、そして全国の先駆けとなり、力強く新しい施策を打ち出していただくとお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、2番石引大介君の質問を終わります。

休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月8日から3月19日までを休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

午後 4時17分散会

第 4 号

[3 月 20 日]

平成31年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成31年3月20日（第4日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女 共同参画センター所長	高須徹君
防災危機管理課長	白石幸也君
生活環境課長	石神和喜君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	中村政人君
社会福祉課長	煙川栄君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
道路公園課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	井上稔君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成31年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成31年3月20日 午後1時30分開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第14号 | 阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正） |
| 日程第2 | 議案第15号 | 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について |
| | 議案第16号 | 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第17号 | 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | 議案第18号 | 阿見町水道事業給水条例の一部改正について |
| | 議案第19号 | 阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第20号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| | 議案第21号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第22号 | 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号） |
| | 議案第23号 | 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| | 議案第24号 | 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| | 議案第25号 | 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号） |
| | 議案第26号 | 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| | 議案第27号 | 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| | 議案第28号 | 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第29号 | 平成31年度阿見町一般会計予算 |
| | 議案第30号 | 平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第31号 | 平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第32号 | 平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 議案第33号 | 平成31年度阿見町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第34号 | 平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第35号 | 平成31年度阿見町水道事業会計予算 |

- 日程第 5 議案第 36 号 町の区域の設定について
- 日程第 6 議案第 37 号 町道路線の廃止について
議案第 38 号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午後1時30分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第14号 阿見町空き家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）

○議長（吉田憲市君） 日程第1，議案第14号，阿見町空き家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）を議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、こんにちは。本当に素晴らしい天気のもと、新年度予算が決まるのかなと思うと、本当に素晴らしいと思う次第でございます。

千葉町長の当初からの予算が初めて計画されたわけでございます。そういう中で議員もですね、一緒になって真摯に取り組み、町発展のために渾身の努力を重ねていきたいと考えておるところでございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、平成31年3月8日午前10時に開会し、午前11時31分まで慎重審議を重ねました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め19名の出席をいただきました。議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は4名でした。

まず初めに、議案第14号、阿見町空き家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）について質疑を許しました。空き家の隣の家から、雑草、倒木等の苦情があり、処理はどのようにとの質疑があり、また、空き家等について「等」の説明をお願いしたいとの質疑がありました。それに対して、雑草及び倒木等についての対応状況、近隣の住民から御指摘を受け

た場合、職員がまず現地に確認、写真撮影、所有者等を調べ、通知しお願いする、速やかに送っている状況でございます。28年度が69件、29年度が58件、本年度現時点で84件の苦情。空き家等の「等」という定義でございますが、住んでいない、または、使用していない家屋という定義ですとの答弁。今年度84件、本人のところに連絡がとれて対処してもら割合はどのくらいでしょうかとの質疑に対し、無反応のものはまことに遺憾ながら50件でございますとの答弁です。

続きまして、無反応者に対する指導はどのようにしているかとの質疑に対し、助言指導、勧告指導、この時点で固定資産税の小規模宅地の軽減、この適用がなくなり、固定資産税が5倍程度に上がります。次に、命令書を通知いたします。そして、仮執行という手順、代執行までいきます。その後の事務処理として費用の回収等、手間が相当かかるので、基本的な姿勢といたしまして、発生抑制をしていくと考えておりますとの答弁です。

条文の中の応急措置の内容について、地域住民の生命、身体または財産に危害が及ぶことが明らかな場合で緊急を要するとき、この「緊急を要するとき」というのは、最小限の応急の措置、そして、具体的な事例がありましたらとの質疑に対しまして、想定される範囲——強風で瓦等が近隣に飛散する、または、昨年10月1日台風24号が阿見町を襲いました。午前中に通報をいただき、中央地内でトタンが近隣のお宅から雨戸に飛んできました。その道が通学道路であり、午後には学童が通るとい御指摘を受け、稲敷消防署阿見分署に相談をし、消防署に対応してもらったとの答弁でございました。

次に、緊急を要すると判断する、これはどなたになりますかとの質疑に対し、緊急性を要する場合、スピード感が求められ、まず担当者、もしくは私が基本的には現場に行きまして判断し、所有者等を至急調べ、基本は所有者に連絡をし、その一方で同時並行して庁舎内の部長等に相談をして判断して対応を行う手順ですとの答弁でございました。この中で「私」という言葉がありますが、これは生活環境課長を指しております。

続きまして、順を追って町長まで報告し、最後には町長名で決裁をするという形になるのかという質疑に、御指摘のとおりですということです。対応と同時に事後の確認、まちの財産に損害を与えるということにもなりかねないということで、慎重に行わなくちゃいけないという答弁でございました。

また、応急措置のときの予算措置、31年度の予算措置についてはどのように講じられているかとの質疑に、基本的に全額所有者に請求するものです。直接的に相手と所有者との事務対応になりますが、粘り強く交渉することが基本です。屋根瓦やトタン等が飛散し、応急的には屋根の上にブルーシート等で養生すると。直接的に被災しないよう具体的対策をとります。1回当たり10万円で3回分を想定していますとの答弁です。

9条と11条の内容、2つに分けた部分のところの説明をとの質疑に、9条で町長は空き家等の所有者等が前条の規定による勧告に応じない場合、または、著しく管理不全な状態であると認められるときは、当該所有者に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができると、特別措置法の命令措置ということです。今回の条例は旧条例として、その後制定されました特別措置法、法律に基づいて優先して改善しておりますとの答弁でございました。

応急措置、即時執行との色合いが強くと、現条例よりかなり規制が強いと見られる、自ら解体する作業をした場合に補助をしますよという国の仕立てになっていると、そういう部分がきつくなっているのかどうかということ、その辺の説明をもう少しお願いしたいということがございました。それに対して、苦情等発生件数は確実に年々増えている、町内においても直近の数字で465件という空き家を確認しており、強力な措置をいたしますという答弁でございました。加えまして、明確に空き家等ということで、明確にするための表現をしたという補足がございました。

条文についていろいろ細かな質疑がございました。その後にはですね、委員から「大変細かな質疑が多くて済みません」というような話もございましたが、ちょっと細かな質問が多かったもので、ここでの報告は控えさせていただきます。

その中で最後にですね、質疑を終結し、討論に入りました。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

御賛同のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成の発言を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第15号	阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
議案第16号	阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第17号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第18号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について
議案第19号	阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について
議案第20号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第21号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、議案第15号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、議案第16号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第18号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第19号、阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について、議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第21号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上7件を一括議題といたします。

本案7件につきましては、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 先ほどに引き続きまして、議案第15号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてを報告いたします。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第15号、阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち総務常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、確認の事項が1件あり、質疑、討論ともになく、討論を終結いたし、採決に入り、議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第21号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち総務常任委員会所管事項でございます。質疑を許しましたところ、消防団員の報酬の改正、意図があって今回改正したのかとの質疑に対し、今回14年ぶりの見直しで、社会情勢、景気の状態等が大幅に変わっており、現状に合わせ報酬単価を適用すべく見直しを図りましたとの答弁。活躍している消防団への増額は考えてないのかとの質疑に対し、団員の士気を上げるためにも、今後引き上げる方向で考えていますという答弁でございました。

続きまして、125万6,000円の増額になっております、総額では幾らになるのかとの質疑に対し、948万7,000円との答弁。

次に、市民活動コーディネーター17万、国際交流推進員が12万9,700円、具体的な活動はとの質疑に、市民活動コーディネーターの目的は、協働のまちづくりを進めていく、市民活動を支える支援組織としてのセンターの役割の充実と運営の強化を図るとの答弁。また、国際交流推進員、出入国管理法、難民認定法の一部改正があり、5年間で最大34万人と言われる外国人の来訪者が増加すると見込まれております。地方自治体も町内外国人のサポート体制を充実、そして、強化が求められていると、国際交流協会の組織体制の再構築を図る必要性があるとの答弁でした。

質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なく、採決に入りました。議案第21号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、こんにちは。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成31年3月8日午後1時57分に開会し、午後3時19分まで慎重審議をいたしました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め18名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず最初に、議案第16号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、この弔慰金の支給を受ける条件と限度額について質疑があり、町民が災害に遭われ死亡した場合に支給される弔慰金です。生計維持者については500万円、それ以外の方については250万円ということです。遺族の範囲につきましては、配偶者、子、父母、孫、

祖父母です。災害援護資金の保証人につきましては法改正があり、市町村独自で定めることができるようになりましたので、保証人がいる場合は無利子、いない場合は1.5%に改正をしています。また、災害弔慰金の貸し付けにつきましては、東日本大震災以降、貸し付けの実績はございませんとの答弁でした。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第16号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第17号、阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号、阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について質疑を許しましたところ、現行は学識経験者があるものと幅広い感じがするのですが、改正では非常に専門的な人を想定しているようですが、どのような人を想定していますかとの質疑に対し、文化財に関しては特段資格はありませんので、大学で専門的に学んだ方や文化財保護の業務に従事した方を想定していますとの答弁でした。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第19号、阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、実穀地区公民館整備検討委員会、同じく吉原地区とあるんですが、どのようなことを協議するのですかとの質疑があり、吉原小、実穀小が廃校となり、この校舎をどのように活用していくかの検討する委員会です。メンバーはそれぞれ12名です。どちらも6行政区ですので、1行政区から2名ずつの方に参加をしていただき、委員会を組織する予定ですとの答弁がありました。

委員の中に若い人たちの意見も取り入れられる会議にしてくださいとの要望があり、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第21号、阿見町特別

職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） 皆さん、こんにちはそれでは。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成31年3月11日午前9時58分に開会し、午前11時7分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案審議のため、執行部より千葉町長を初め9名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず初めに、議案第18号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町水道事業給水条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、観光振興基本計画策定委員会の経緯と内容について教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、観光振興計画は平成28年度に作成いたしましたけれども、この計画の中で町の観光の骨格となる観光事業を創出するために、来年度から観光プロデュース推進事業を開催いたします。この中でプロデュース委員を選定して委員会を立ち上げるもので、内容は観光価値の創出と観光資源のブランド化と採算性を見込める観光事業の構築を目指すもので、委員会は8名以内で年間12回の会議を予定していますとの答弁がありました。

次に、観光プロデュース推進委員はどういう方が選ばれるんでしょうか、かなり専門性を持っていないと難しいと思うのですがとの質疑があり、執行部からは、もともとプロデュース委員会というのは平成23年に開催いたしてまして、そのときの委員長でありました流通経済大学名誉教授の香川先生が埼玉にお住まいですので、県外からの参加ということになり、今お話をしています、内諾をいただいております。その他、観光業に関して見識を有する者としては、株式会社JTBの茨城南支店の榎さんにお話をしているところです。ほかには、茨城かすみ農業組合の方、また、阿見町商工会、阿見観光協会、株式会社常陽リビング社、茨城大学農学部を依頼しているところですのでとの答弁がありました。

そのほかに質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第20号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第21号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第15号から議案第21号までの7件については、委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から21号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第22号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第23号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第24号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第25号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
議案第26号	平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第27号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第28号	平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第23号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第24号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第25号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、議案第26号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第27号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第28号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）、以上7件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 続きまして、議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち総務常任委員会所管事項、質疑を許しましたところ、財政調整基金5億4,000万円減額になっています。繰越金で3億8,400万円の増額となっている具体的な説明をとの質疑に、これまでの投入額が規定額2億9,457万3,000円となっている。前年度からの繰り越してきました6億7,850万円にこれを合わせる形で、全て残りの3億8,392万7,000円を投入させていただいていたということでございます。

最終的に財源不足となった部分にこの財政調整基金を投入し、投入額2億6,294万8,000円という形になっていると。中で国体への一般財源の投入、2億2,086万3,000円、そのほか財源調整的な部分で約4,000万円の財源調整が必要という説明でございました。

6億7,850万円でも前年度分を必ず合わせているということなのかとの質疑に対し、前年度に余った額が今年は6億7,850万円でしたけど、毎年そういう形で最終的に3月補正で全部投入するという答弁でした。

続きまして、19ページ、1311防災管理費について、罹災証明書交付等共同整備事業の負担金の減額、罹災証明書の発行にかなりの時間を要したという事実がある。国の災害対策基本法が改正され、自治体の迅速な罹災証明書の発行が義務化されました。国の機関で、防災科学技術研究所が開発をしました被災者生活再建支援システムというシステムが、熊本の被災地でかなりの効果を上げた。茨城県でもここに着眼し、県内市町村一同がこのシステムに係る共同整備ができないかと検討し、茨城県内市町村ほぼ全てが賛同し、事業に取り組んでいくということになりました。

地域安全対策費1111交通安全対策事業22万5,000円の役員報酬、人数が減になったのかとの

質疑に対し、人数の減ではなく出勤回数の減少ですという答弁でした。出勤回数はその質疑に、出勤回数16回を予定しており、夜間12回もございますということです。

続きまして、町民活動推進費の中の集会施設整備事業、新築で2地区、土地購入で3地区という形で聞いている、約600万円の減になっている、この理由はどの質疑に、3つの行政区から敷地購入の補助要望が出、このうち1地区が諸事情により敷地購入が延期になりました、今回の執行の行政区は上本郷地区との説明でした。

地域安全対策費1313の自主防災組織の育成事業8万3,000円、自主防災育成ワークショップ業務委託料ということですが、委託金の差額でしょうかという質疑に対し、契約差金との答弁。

続きまして、選挙費、県議会議員選挙、無投票になったけど減額されている、選挙長報酬と選挙立会人報酬、金額は少ないんですけど1万1,000円と9,000円、予算の段階で出てきてもおかしくないんじゃないかという質疑に対し、県議会議員の一般選挙に係る選挙長に対する報酬を今回から当町のほうで事務を所管することになり、選挙管理委員会の委員長が選挙長になるということで改正があり、今回ここに補正で増額ということで掲載させていただいたと。それから選挙立会人報酬、こちらも選挙事務の移管により選挙に係る選挙立会人、立候補者の代理人ということで報酬を載せてありますとの説明でした。

ほかに質疑なく、討論に入りました。討論なく、議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の議決決定に御賛同をいただきたく、お願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに続きまして御報告申し上げます。

議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、ひとり暮らしの家庭に対する愛の定期便について質疑があり、民生委員の方が確認をして、その方が見守る形でお勧めをして本人が使うという形です。なお、ひとり暮らしは町内に約1,200世帯ですとの答弁がありました。

次に、就園奨励事業の負担金補助金交付金についての減額について質疑があり、これは私立幼稚園に在園する園児の保護者の所得に応じて私立幼稚園就園奨励補助金を交付する事業です。実質、幼稚園児が144名おりましたが、昨年よりも園児数が減っているということで減額ですとの答弁がありました。

次に、敬老会委託料の減額について質疑があり、今までは行政区開催と合同で開催するところがありました。今回については全て行政区開催に変更したため、町の負担は少なくなったということです。今回変更するに当たっては、約1年間かけて移行していったわけですが、行政区開催のほうがやりやすいという声の一方で、補助金が足りないなど、お金の要望が結構多かったですの答弁でした。

次に、第3子以降出産奨励金について質疑があり、当初50人分を見込んでいましたが、もう少し増えそうだということで15人分増額しましたとの答弁でした。

次に、保育所運営費の中の保育士賃金と保育士業務委託料について質疑があり、保育士賃金は20名欲しかったのですが13名しか集まらなかった、パートのほうは6名の方が働いています、そのための減額ですとの答弁でした。

次に、放課後健全育成事業業務委託料減額について質疑があり、30年度からあさひ小が新たにでき、吉原、実穀のクラブが統合されたということで、当初の見込みというのはある程度見込みの見込みのような形です。それを30年度から3年間の契約を結ぶに当たり、見積もりを再提出させて契約をしました。その結果、511万2,000円の減額となっておりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について質疑を許しましたところ、阿見町で人工透析をやっている人の人数についての質疑があり、医療費の状況の冊子を持っていないために正確な数字がわからないので、後ほど調べますとの答弁でした。後ほど24人ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第23号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第26号、平成30年度阿見町介護健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第27号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、道路新設改良費の請負費3,013万9,000円減額計上の詳細を伺いますとの質疑があり、執行部からは、1路線が相手方との交渉で同意が得られず今年度には工事ができないということで、工事費約1,600万円ほどが次年度送りになります。それ以外については、発注済みの契約差金になりますとの答弁がありました。

次に、約1,600万円とはどの地域ですかとの質疑があり、執行部からは、土浦市との境にございます立ノ越地区、霞ヶ浦高校よりも水郷方面に向かった地区の道路整備事業でございますとの答弁がありました。

次に、農業委員会委員報酬と農地利用最適化推進委員報酬の増額の内容についての質疑があり、執行部からは、歳入に農地利用最適化交付金というものがございます。こちらの財源を用いまして農業委員さんたちの報酬に充てているものでございます。この交付金の使い道というのが、農業委員と推進委員の活動及び農地の集積・集約化の実績に応じて交付するというものでございまして、ほかの費用に充てることができないものでございます。との答弁がありました。

次に、県バス運行対策交付金31万8,000円の増額の内容についての質疑があり、荒川沖駅東口から医療大学間のバス運行経費になります。県の茨城県運行対策費補助条例補助金制度に基づいて額の確定に伴っての増額補正で、バス運行の赤字補填分ということで載せてありますとの答弁がありました。

次に、住宅維持管理費の解体・仮設工事費の412万円の減額の内容についての質疑があり、執行部からは、当初予算では過年度分の実績から10棟ほどの解体費を見込んでおりました。実際解体できたのが2棟にとどまっているということで、その差額が減額になった理由ですとの答弁がありました。

次に、今、解体できる状態で残っている町営住宅がありますかとの質疑があり、執行部からは、1戸1棟のものであれば、用途廃止と決定されている住宅については、その年度に解体するような計画でおりますが、吉原等ですと1棟の中に3戸、4戸とつながっているような長屋と呼ばれるものがあります。1戸が出てしまっても、棟自体を解体することができないというものが何棟か存在しますが、1戸1棟で建っているものについては、今のところ解体できる範囲で解体しておりますとの答弁がありました。

次に、平地林保全整備事業の362万8,000円の減額になっていますが、場所はどこですかとの

質疑があり、執行部からは、この減額につきましては場所が当初予算のところから減ったというよりは、設計金額のほうが減ったということになります。30年度から県のほうの積算の単価が変わりまして、それで減ったということになりますとの答弁がありました。

次に、新規就農者事業の阿見の現状というのはどうなっているのかとの質疑があり、執行部からは、29年度までは8人で、30年度に5人ですから、13名の方が国の補助金で支援をしているということになりますとの答弁がありました。

次に、今の関連で新規就農の支援事業を受けるには、いろいろな制約、条件があると思いますが、一つだけ確認したいのですが、親元で就農した場合は対象にならないのでしょうかとの質疑があり、執行部からは、今年度までは親元就農に関しては新規就農者の国庫補助金の支援の対象になりませんが、31年度は親元就農についても条件付で可能性があるかと聞いておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第24号、阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を許しましたところ、繰越明許費の公共下水道整備事業の1億9,817万9,000円のうち、主な工事の繰り越し理由について伺いますとの質疑があり、執行部は主な理由としましては、吉原地区の下水道工事約1億4,700万円、県事業の進捗による関係で繰り越しになるということです。あと約4,000万円、荒川本郷地区の下水道工事、こちらが送電線の移設の関係で、今協議しておりますので、それで繰り越しの設定をさせてもらっておりますとの答弁がありました。

次に、維持管理費2,200万円ほど増額になっているが、その理由はとの質疑があり、執行部からは、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理費負担金2,209万6,000円の増額、この負担金につきましては、汚水排水量に応じまして、流域下水道事務所に支払う負担金となっています。こちらにつきましては、前年度の汚水排水量の生産及び今年度30年度の実績見込み汚水量で算出をいたしまして、増の補正をさせていただくものですとの答弁がありました。

そのほか質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、平成30年度阿見町公共下水道特別会計補正予算（第5号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第25号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を許しましたところ、実穀上長地区受益者負担分担金23万2,000円がプラスになっているが、何名加入したのかという質疑があり、執行部からは、今回新規加入が1件でございますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、平成30年度阿見町農業集落排水特別会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第28号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第28号、平成30年度阿見町水道会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は14時45分といたします。

午後 2時32分休憩

午前 2時45分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第22号から議案第28号までの7件については、委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第28号までの7件は、原案どおり可決をいたしました。

議案第29号 平成31年度阿見町一般会計予算

議案第30号 平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第31号 平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第33号 平成31年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第34号 平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号 平成31年度阿見町水道事業会計予算

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算、議案第30号、平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第31号、平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第32号、平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第33号、平成31年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第34号、平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号、平成31年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月5日の本会議において、予算特別委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔予算特別委員会委員長難波千香子君登壇〕

○予算特別委員会委員長（難波千香子君） それでは、命によりまして、予算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、14日、15日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め、関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算については、反対討論が2件、賛成討論が3件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第30号、平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号、平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第32号、平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第33号、平成31年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第34号、平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、反対

討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号、平成31年度阿見町水道事業会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

なお、審査の詳細につきましては、全委員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより、討論に入ります。

まず、反対者の発言を許します。

高野議員。

○4番（高野好央君） 私は、議案第29号、平成31年度一般会計予算に反対させていただきます。

反対理由は、新入生入学祝い品事業であります。

保護者負担の軽減であれば、ランドセル以外のものも考えられるのではないのでしょうか。保護者が本当に欲しているものと、この入学祝い品事業の内容には、大きな開きがあると思います。町長公約というだけで議論もなく話が進んでいくこと、ランドセルを辞退した方には別のものは考えてないという、同じ納税者に対して平等性が担保できていないことなど、新規事業であれば、なおさら始める前に深い議論があつてしかるべきだと思い、私は納得できない部分があるため、反対させていただきます。

○議長（吉田憲市君） ほかにございますか。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算案については、住民から寄せられた意見を代弁する立場である議員の私としては、まだまだ検討され得るべき課題が残された状態の中ではありますが、その皆様方の願いを附帯しつつ賛成の立場として討論いたします。

○議長（吉田憲市君） 賛成討論ですか。

○14番（紙井和美君） 賛成討論です。

○議長（吉田憲市君） 今は反対討論です。

○14番（紙井和美君） 順番じゃないですか。

○議長（吉田憲市君） 反対討論の方を今は求めていますので。

○14番（紙井和美君） わかりました。

○議長（吉田憲市君） 反対討論の方はいらっしゃいますか。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） 交互にやるんじゃないかと思ってました。

○議長（吉田憲市君） 交互にやりません。まず、原案に反対の発言を許します。

○15番（柴原成一君） 議案第29号、平成31年度一般会計予算に反対いたします。

先ほど高野議員がおっしゃったように、まだ事前の議論が深まっておりません。私たちは、お手紙をいただきました。保護者の方からだと思います。そういう方たちの声を真摯に受けとめ、もっと議論を深めてから進めたいと思い、一般会計予算に反対いたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対の方はいらっしゃいますか。

永井議員。

○8番（永井義一君） 日程第4で一括になってますので、私はですね、まず、議案第30号、阿見町国民健康保険特別会計予算、それとあと、34号、阿見町後期高齢者医療特別会計予算、35号、阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず、国民健康保険特別会計です。国保会計では全体として減額になってはいますが、個々の人の納付額を見ると、阿見町のモデルケースでは1万3,900円の増になります。町は茨城県への移管に関して昨年の3月議会で、「繰越金や支払い準備金を有効に活用し、被保険者の大幅な負担増にならないように配慮したいと考えています」、こう答弁しています。しかし、実際は、先ほど述べたとおりの負担増になっています。また、子供の均等割の部分に関しても、1人当たり2万9,000円の負担となり、子育て支援に逆行します。一般会計からの法定外繰り入れもそうですが、被保険者が自ら納めた繰越金や支払準備金をもっと活用すべきです。よって、この予算に反対をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、日本共産党としましては、75歳を境とした保険制度の変更には反対をしておりますので、この予算にも反対をいたします。

次に水道会計です。昨年、水道料金の体系が変更になり、多くの方から喜ばれています。また、私の地元の鈴木区の平成30年度の決算においても、公会堂の水道料金が大幅に下がったということで役員の方からも歓迎されております。しかし、昨年もお話ししましたように、今回の改定でも、住吉地域での月の使用量が28立方メートルまでの方は値上がりになってしまいます。決算の推移を見ますと、昨年度の料金体系の改定を土浦地域と同様にしても、水道会計はゆらぐことはないと思います。よって、この予算にも反対をいたします。

発言の途中なんですけれども、賛成の立場での発言もよろしいですか。

○議長（吉田憲市君） まだ、今、反対の発言者を許しております。

○8番（永井義一君） まだいいですか。じゃあ、もう1回やっていいわけですね。

○議長（吉田憲市君） はい。これから賛成者の発言を許します。

反対の御意見の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） 私は、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算案については、住民から寄せられた意見を代弁する立場である議員の私としましては、まだまだ検討されるべき課題が残された状態の中ではありますが、その皆様方の願いを附帯しつつ、賛成の立場として討論いたします。

今回の予算案の中の、新入生入学祝い品事業では、住民からの税金を大切に使う上において、保護者のニーズを的確に捉え、住民の声を十分に反映させることや、また、平等性においても課題が残されております。しかしながら、今予算の中には、ほかにも子育てにかかわる事業や、町政に関心を持っていただきたい、開かれた議会を目指す議会インターネット配信事業ほか、さまざま重要な案件が盛り込まれております。それを予定どおり進めていかなければなりません。町長におかれましては、この予算を有効に使いながら、一人ひとりに寄り添う、優しく暖かな町政運営を遂行してほしいと心から願うところであります。

以上のことから、今後もより多くの声が反映される町政となりますよう、強く要望いたします。賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに、賛成者の討論を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） じゃあ、先ほどと続きまして、最後にですね、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算に対して賛成の立場で討論を行います。

今まで、一般会計に関しては、多くのところで不備、不足しているところが多々あり、私自身、反対をしてきました。しかし今回は、18歳までの医療費の無料化の問題、あと、保育士の待遇改善、あと、準要保護者への入学金前倒し支給など、私が今まで一般質問で取り上げた項目が実施される予算となっています。私としてもこれは画期的なことだと考えます。また、入学祝い品のランドセルの無償配付なども町民の方々に喜ばれております。このような施策は、対象者が100%納得することはなかなか難しいことだと思いますが、町民にとって喜ばれるものは行うべきです。

以上、一般会計の部分で、まだまだ問題点はありますが、今回はこの案件に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成の諸君。

海野議員。

○9番（海野隆君） 私は、平成31年度阿見町一般会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

本予算には、千葉町長が、昨年の選挙の際、有権者と約束した町民生活を前進させるさまざまな政策が事業化されております。例えば、長年手がつかなかったふるさと納税への本格的取り組み、透明性ある入札を実現するための電子入札システムへの取り組み、協働のまちづくりを目指した地域予算の試行的実施など、みんなが主役のまちづくり事業、18歳までに拡大した医療給付事業、保育士人材確保のための保育士等処遇改善助成金、学校における教育相談事業を充実させるスクールカウンセラーの配置拡充などがあります。

予算特別委員会で焦点となった新入生入学祝い品事業のランドセル無償配付事業についても、千葉町長が、昨年の選挙の際、子育て家庭への支援のために実施すると公約した政策であります。この公約は、今年4月に入学する新入生には間に合いませんでしたけれども、そのため、今年はプレミアム付き商品券を贈り、学用品の購入に充当してもらうことになっています。今年度予算が成立すれば20年4月に入学する子供たちにランドセルがプレゼントされる予定でございます。

千葉町長は、若い世代を町に呼び込み、定住促進を図るために、新1年生となる子供たちに何か記念になるものをプレゼントしたい、保護者に対して入学にかかわる出費の支援をしたいと考え、幾つかある政策の中からランドセルの贈呈を選択いたしました。その理由は、ランドセルは通常、6年間を通じて誰もが使用すること、ランドセルが4万円から10万円と高額なものが多くなってきたこと、特注デザインの高級品などをオーダーする家庭もあること、金銭的事情からお下がりを使うこともある家庭もあるということなどから、差別なく、みんなでそろって同じランドセルをと考えたようでございます。県内では、日立市が1975年から実施しており、既に12市町が無償配付して、ノウハウがあることも理由だと聞いております。

予算特別委員会では、このランドセルの無償配付について、町民が望んでいない、現金や商品券のほうがよいという町民が多い、ランドセルよりは体操服のほうがよい、選ぶ楽しみがなくなる、障害等がありランドセルを背負えない子供たちがいるなどという質問がありました。町長及び執行部からは、対象者は阿見町に住民票を有する者全員、私立小学校や特別支援学級なども対象、ランドセルを背負えない子供たちには代替品を考慮する、ランドセルはメイド・イン・ジャパンの合皮で、4色の中から選ぶようにする、配付した後、改善のためにアンケート調査を行うという答弁がありました。障害等がありランドセルが背負えない子供たちには代替品を考慮するというように、事業にかかわり課題になっている点については事前に検証する

ことを約束しており、また、事業執行後にもアンケートなどを実施して、事業の改善点を明らかにしたいと答弁しておりました。

今日の新聞に、阿見町では昨年見られなかった地価上昇点が増加したというふうに報道をされております。こうして、阿見町が地域間競争で優位に立ってきた今こそ、若い世代を呼び込む政策が詰まった予算を成立させることが重要だと思います。あえて言えば、阿見町の政策が全国をリードしているとか、県内で最も進んでいるというようなことでは決してありません。おくれていた政策を近隣市町村と肩を並べるように、負けないように、あるいは少しだけ頭を出せるようにしているという現状だということを、私たちは認識しなければなりません。したがって、私は平成31年度阿見町一般会計予算に賛成をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに討論ございますか。

川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 私も、今ありました、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

今回のこの予算、さまざま今、重要な予算が組まれている話がありました。この31年度予算の主な事業の一番最後、ここには議会インターネット配信事業というものも含まれております。これは、私が委員長をして進めている内容でございます。この予算が通れば秋からの議会はネット配信がされて、多くの方々に阿見町の議会の内容が見ていただけるようになる、そのような大事な事業が入っております。

ただ、その中で、さまざまな議論がありました。この新入生入学祝い品事業で、保護者の軽減のため小学校入学予定の新1年生に入学祝い品を贈呈します。非常に素晴らしい内容なんですけども、実は、今回私は、SDGsに関して一般質問しました。これは、持続可能な開発目標です。目的は何か。誰ひとり取り残さない。この事業においても、この新1年生、入学される方、誰一人取り残さないで、皆が喜んで、町からお祝いがしていただけるような、そういう事業にこれからまだまだ知恵を出して進めていただくことを要望して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ほかに討論ございませんか。

石引議員。

○2番（石引大介君） 私もですね、平成31年度阿見町一般会計予算、こちらに賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどからですね、ランドセルの話が出てるんですが、私はですね、このランドセルの施策というのは、町長の公約でも何でもないと思っております。やはり、将来を担う子供たちのために実施する、素晴らしい施策だと思いますので、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号から議案第35号までの7件については、委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長の報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、順次、採決をいたします。

初めに、議案第29号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 結構です。

起立多数であります。よって、議案第29号は、原案どおり可決することに決しました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 動議。議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議を提出させていただきたい動議を発令いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいま、14番紙井和美君から、動議として、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議が提出されました。

動議提出の理由は、今の理由でよろしいですね。紙井議員のね。

〔「言っていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 言っていないですか。じゃあ、動議提出のですね、簡潔な説明をですね、お願いいたします。自席からで結構です。

○14番（紙井和美君） まず、附帯決議について申し上げたいと思います。

町内では今まで一度も出されたことはありません、附帯決議に関して。附帯決議とは、議決された予算内容に関しまして、それに対して付され、そして、事業が施行されるに当たり意見や希望などを表明する決議であります。附帯決議に対し、修正案というのがありますが、それ

はもとの案に修正を加えて提出するものでございます。

今回は、予算の新入生入学祝い品事業の1,429万6,000円については賛成しております。ランドセル無償配付も、それ自体をなくしてしまいたいというふうには思っておりません。したがって、今回、その附帯決議を出させていただく内容は、先ほど予算が通りました平成31年度阿見町一般会計予算のうち、新入生入学祝い品事業について、保護者の方々から要望をお伝えするものでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります。

賛成者、いらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） ただいま、1名の賛成者がございました。この動議は所定の賛成者が出ましたので、成立をいたしました。

では、動議の内容を配ってください。

〔決議案配付〕

○議長（吉田憲市君） それでは、お諮りいたします。

議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議を、会議規則第22条の規定により日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議を、会議規則第22条の規定により日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 結構です。

起立少数であります。よって、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議を、日程に追加し直ちに議題としないことに決しました。

この動議は、賛成少数により直ちに日程に追加しないことになりました。よって、動議の日程は、本日の議事日程より日程7の後に追加し、議題といたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第30号についてを採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案どおり可決であります。

議案第30号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 結構です。

起立多数であります。よって、議案第30号は、原案どおり可決をすることに決しました。

次に、議案第31号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案どおり可決であります。

議案第31号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって議案第31号は原案どおり可決することに決しました。

次に議案第32号を採決いたします。本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第34号は、原案どおり

可決することに決しました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 結構です。

起立多数であります。よって、議案第35号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第36号 町の区域の設定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第36号、町の区域の設定についてを議題といたします。

本案については、去る3月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第36号、町の区域の設定について質疑を許しましたところ、吉原地域の区域の指定、このエリアに何件の家があるのかと、そして、その方々に対しての周知の方法を教えてくださいとの質疑がありました。阿見吉原土地区画整理事業地域内の西南工区の町の区域の設定の変更ということで提案し、西南合わせて43世帯、104人ということでございます。

周知の方法ですけれども、年度明けの4月か5月ぐらいに、各戸に関係行政区において回覧にて今後のスケジュール等をお示ししたいとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入りました。

議案第36号、町の区域の設定について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に議員各位の御賛同をお願いしたく、本日の最後のお願いでございます。よろしくお願いをいたし、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第37号 町道路線の廃止について

議案第38号 町道路線の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第37号、町道路線の廃止について、議案第38号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る3月5日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より、審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第37号、町道路線の廃止について質疑を許しましたところ、サーストーン牧場の5328号線は、今、どういう形になっているかとの質疑があり、執行部からは、整理しなければいけないのが、使用料及び滞納分を全て全額精算してもらおう話をして、3月5日に30万7,621円を入金していただきました。その上で、地域の方から、道路に携わる地権者、それと行政区の区長さんから同意書をいただいた上で、事業のほうを進めていきたいという説明をさせていただいているとの答弁がありました。

次に、若栗消防署の脇の7312号線は、廃道になっているのかとの質疑があり、執行部からは、

こちらは現在既に、消防署敷地の一部分を町道認定しているということでございますとの答弁がありました。

そのほか質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、討論を終結し、採決に入り、議案第37号、町道路線の廃止については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第38号、町道路線の認定について質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、討論を終結し、採決に入り、議案第38号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第37号から議案第38号までの2件については、委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第38号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

決議案第1号 議案第29号平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議

○議長（吉田憲市君） それでは、次に、追加日程第1、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議を議題といたします。

提出者からの動議提出の説明を求めます。

14番紙井和美君、登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） それでは、ただいま議題となりました附帯決議議案につきまして、提出者を代表しまして提案理由を説明いたします。議案文の朗読により提出理由とさせていただきます。

決議案第1号、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算に対する附帯決議。

本予算案における新入生入学祝い品事業について、本事業は、保護者の負担軽減を目的とし、小学校入学予定の新1年生全員に入学祝い品を贈呈するものである。これは、子育て支援の一環としては有効な事業の1つであると評価しており、保護者の期待も大きいのではないかと考える。ただし、その品目の内容についてはランドセルに限定されており、保護者からは、十分な調査を行った上で皆が喜ぶ事業としてスタートさせてほしいとの声が多数寄せられている。よって、以下のことについて検討していくことを求めるものである。

1、入学祝い品の贈呈に関し、寄せられた声に耳を傾けながら、より多くの声を十分に反映させられるよう、措置を講じること。

2、全ての新入生の保護者が、公平性と平等性を担保できる手法や仕組みづくりについて、十分に協議し、検討すること。

以上、決議する。

平成31年3月20日提出。提出者、阿見町議会議員紙井和美、同じく川畑秀慈。

○議長（吉田憲市君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 今、附帯決議、提案者からる説明がありましたが、まずね、子育て支援というのは、幅広い政策が今、展開をされております。先ほども申し上げましたけれども、例えば、18歳までの医療費支援の拡充、あるいは保育士、これもそういう意味では保育士の処遇改善の助成金、第3子以降出産奨励金、広い意味で子育て世代包括支援センターの設置とか、

つまり、今年予算にですね、子育て支援の多くの予算が、まず入っているってことを認識されてると思うんですけども、その中で、あえてね、その中の1つがランドセル無償配付事業だというふうに子どもは理解をしているんですね。お金で配るのではなく、商品券で配るのではなく、やっぱり記念になるものを、しかも平等になるような形で、多分、町長はですね、選択をして、それで6年間全員使うだろうということで、その政策を選択してやろうとしてるわけですね。それで、1番、2番、十分な調査を行った上で皆が喜ぶ事業というのは、具体的にはどんなものかってふうに認識をして提案をされてるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 御質問ありがとうございます。

私のもとには、お母様から、皆さんのところですね、手紙が参りました。私は、このランドセル事業、町長が本当に子育ての支援に対して一生懸命取り組んでいるということは推察しております。そういったことでランドセルがいけないとは申し上げておりませんが、町長が就任してから、6月の議会で私も調査をさせていただきました。そうしたところ、その中で、ランドセルじゃなく、いろんな意見がありました。ランドセルが欲しいという声もありました。そういったことから、いろんな調査をする中で、先日、お母様方から予算特別委員会の折にお手紙をいただきました。この内容に全て書かれていると思いますので、これを朗読させていただきます。最初のところははしょりますけれども。

「子育て真っ最中の私たちから、安心して子育てできる、ずっとこの町で暮らしたいと思える、魅力ある阿見町になってほしいという思いをお伝えしたく、お手紙を書かせていただくことにしました。

子育て支援として、新入学のお祝い事業を御考案いただき、大変ありがたく感謝申し上げます。平成31年度小学校新入学のお祝いに阿見プレミアム商品券を配付されたことは、友人からの情報や、あみ広報で承知しております。小学校入学時に必要となるものの中には町外のお店でしか購入できない物も多数あり、せっかくいただいたプレミアム商品券が役立てられず残念だったとの声もありました。

千葉町長が公約として、ランドセルの配付を掲げていることは承知しております。小学校入学前の子を持つ側からいたしますと、これまで祖父母を含め家族全員で、市販の多くのランドセルやかばんを見て、子供の希望を最優先にどんなものがよいかを選び、購入することを楽しみにしてまいりました。ランドセル配付となると、どのようなものになるのか、子供の体に合うのかなど、不安は尽きません。子供自身が多種多様の中から選ぶ喜びと、親たちの子供の成長を祝う喜び、楽しみを奪われたように感じ、大変心を痛めております。また、障害を持つ子

の中にはランドセルを背負うことが困難な場合もあり、お祝い事業という名称が悲しくも腹立たしくもあるとの意見がありました。

小学校入学時の案内で準備するよう指示される体操服や学用品等、学習に必要なものは、指定されたものを必ず購入しなければなりません。しかし、かばんに関しては、通学用かばんと記載されており、ランドセルとは指定されていません。通学用かばんにおいては、ランドセルでなくても個人の自由、個性を尊重し、子供の体や成長に合わせたものを選ぶことが許されてもよいのではないのでしょうか。

平成31年10月より消費税増税もあり、経済的負担となってまいります。健全な児童生徒の育成のため教育環境の充実を図ること、新入学などの成長を祝う事業として御考案いただいたものであるならば、阿見町在住の義務教育課程にある児童生徒全員の支援となりますよう議論を深めていただけないのでしょうか。

町長、教育長にもお手紙を出させていただきました。皆様に議論を尽くしていただきたいと切にお願い申し上げます。御回答いただけましたら、議会日より、あみ広報に掲載していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。」

ということで、33名の代表者の名前で来ております。これが、私がもう一度じっくりと考え直してみませんかと提案した、そのきっかけでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はありませんか。

海野議員。

○9番（海野隆君） 実はね、私もですね、町長がね、公約をした後ね、もう1年ぐらいになるかな、この間、私は残念ながらね、来年度入学するっていうお子様がいる御家庭の方々とも話したことがありますけれども、一度もそんな意見をね、聞いたことなかったんですよ。それで、突然ね、議会開会中に、今日、傍聴にいらっしゃってるかどうかわかりませんが、その方たちの署名があったお手紙がですね、議員にそれぞれ配付されたと。

いや、こういう声もあるんだなということで、私も思っておりましたけれども、しかし、予算委員会でのですね、いろいろと議論を聞いていると、特定の議員が、1月ごろから既にですね、町長とお会いして、その意見を伝えていると、こういうふうには経過が明らかになりましたね。私はね、議員というのはね、町民の声をね、議会に反映する、それから町政に反映する、これは本当に大事な仕事だというふうに思います。そうだとすると、既に1月にね、そういう声をお聞きになっているとすれば、私は全然知らなかったんだから、そうすると、国民にはね、憲法で保障された請願権というのがあります。意見や要望を請願として議会に届ける、こういう権利があります。その権利を保障するためには、その議員はね、請願という形で議会にその

声を反映して、そこで議会としての議論をしっかりと尽くすと、こういうことは、議員にはね、これ、責任ですよ、議員の。これをやらないで、突然ね。

私は少なくともそういう声を聞いたことないんだけど、突然ね、議会開会中にそういうお手紙が来るというのは、しかも、そのお手紙をもとにですね、附帯決議を出すということについては、大いに疑問があると言わざるを得ません。これは本当に1週間前だっけ、2週間前か、紹介議員となって、議会にしっかりと請願という形でやれば、各委員会ですね、しっかりと議論できると私は思いました。今回、本当に唐突な話だったし、しかも、ここで附帯決議をね、それをもとにやるというのは、私としては賛成できないということを申し上げます。

それから、先ほど、一般質問のね、反対議論で、議論が尽くされていないという話がありました。町長が誕生してから、6月、9月、12月、今度の3月。反対した議員がですね、一般会計に反対しました。この人たちが、一般質問ですね、ランドセルについてね、一般質問したことないんじゃないですか。それで何で議論が尽くされたとか、尽くされてないとかって言うてるのか、まずわかりません。

そういうことで、そのことについてはいかがですか。なぜ、唐突に、1月から既にかかっていたのに、議会にしっかりとそれを届けなくて、唐突にこういう形でやっているんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 御質問ありがとうございます。

1月から現在に至ってまでですけども、その道程を、もちろん保護者の皆様にはお話をしました。ただし、3月5日という期限があります。これは予算特別委員会でもお話ししましたよね。しました。もう少し、一般の、本当に毎日子育てをして、東奔西走しながら子供の世話に一生懸命になっている、そういったお母様の実情を、やっぱりもう少し理解しなくちゃいけないと私は考えています。一般町民の方が、それは附帯決議ではなく、意見書として3月5日、じゃあ、その日に出しましょうっていうほど、そういう勇気も、そしてまた、いろんなそれに対する決断も難しいというふうに、私は今回、思っています。

3月5日の時点で締め切りですよってということになりましたけれども、そのときにはこの33名の人数は集まっていませんでした。しかし、この内容としては、先ほど私が申し上げたことを、質問者、覚えてらっしゃるかどうかわかりませんが、附帯決議に対し、修正案はもとの案に修正を加えて提出するものだということで、予算に反対しているのでもなく、お祝いをするということに関しては、本当にこれはすばらしいことだと私は何度も申し上げます。そういった中で、もう少し議論を尽くしていただきたいというのが今回のお母様方の意見です。ですから、決してランドセルがだめだというふうには申し上げていません。

私が6月の議会の直前に調査したときにも、ランドセルはぜひ欲しいという方もいらっしゃいましたから、しかも、町長の公約でありますので、なるだけこれは推進したいという思いもあります。一番当初、1月にその話があった直前には、実はランドセルでない方向で署名活動をしたいというお話がありました。でも、署名活動っていうのは町長に幾ら話しても全く無駄っていうときに発動するものでありまして、それはやはり穏やかな状況ではないと私は申し上げました。そういうことで町長との話し合いが始まり、保護者の方も町長室に足を踏み入れるのは本当に足が震えて、がたがたしていらっしゃいました。それがお母様方の実情なんですね。

ですから、請願権、法律をたてにとってそういう話をしていらっしゃいますけれども、逆に申し上げたいんですが、その請願権にぎりぎり間に合うほど立派な原稿をつくってできる方ばかりではない。字が書けない方、障害者の方、本当に勇気がない方、そういう方は請願できないんですか。違いますよね。議会の中っていうのは、どんな意見でもそれを取り入れて議場の中で審議していくというのが仕事になっております。私はそういうふう考えていますので、数が多いとか少ないとか、そういうことではなく、こういう声があるので聞いてください、今回はそういうことで出させていただいたので、その請願権が3月5日に間に合わなかった理由、それはそこにあります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。質疑は簡潔に。

野口議員。

○7番（野口雅弘君） そっちは討論やってるんだけど、討論は聞きたくないんで。

実際の話ね、こういう声があるのは私も知ってます。これは何人か、一人、二人かな、聞いたのは。ランドセルに関しては、ランドセルじゃないほうがいいって言った人も一人か二人はいました。いろいろな地区の集まりのときに、その話、私、してありますから。今回、ランドセルが出るみたいですよっていうことを言っちゃった場で一人か二人いましたね。ほかにはそんなにはいなかったんですけど、これを、より多くの声を十分に反映させるってことがどういうことになるかっていうことは理解してますかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） まさしくそのとおり。実は私、6月の議会のときに、町長に、私はこれだけの少しの人数ですけども、アンケートをとりましたと。そういった、今の話の中でも何人かいらっしゃったんですよ、いい悪いの話が。ということは、ほかにもたくさんいらっしゃるということなんですね。

勘違いなさっては困るんですが、これ、ランドセルを何としてでも廃止しようという話では

ありませんからね。あくまでいろんな意見があるということで、もう一度全ての意見を聞いてほしいということが、この一番のポイントなんです。ですから、そのときに、私は6月にも申し上げましたけれども、町長に、事前にアンケートをとって、ランドセル、それでもいいでしょう、ランドセルがいいと言う方が7割、8割いるのであれば、それはじゃあ阿見町の意向なので、それに従ってありがたくいただきますよと。それをすると、この1,429万の予算をせっかくって文句言われては本当にもったいない話だと思いますから、事前にアンケートをとっていただきたいということを6月の議会でお話をしました。そのときの答弁が、わかりました、ランドセルは絶対にやっていきたいけれども、アンケートをとることも重要と思うので考えていきたいと思いますという答弁でしたが、先日、予算特別委員会の中では、その発言はそういう意味ではなくって、その後でアンケートをとることだというふうに、紙井議員は勘違いをしているというふうに言われましたけれども、実際、あの流れの中では、事前にいろんな意見を聞こうという、そういった流れの話になっていますから、私はそれを信じて待ちました。そういうことです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 野口議員。

○7番（野口雅弘君） 実際の話ですけども、私、町長がランドセルって限定したときに、もうランドセルだと思っちゃったものですからどこでもしゃべっちゃったんですけど、実際ね、寄せられた声っていうと、本当にランドセル要らないって一人の人が言ったとき「何で」って聞いたら、おばあちゃんなんですけど、私が買うからっていう意見でした。これも、本当にそういう感じはわかるんですけども、実際の話ね、もう1回、ランドセルって決めて予算つけちゃって、今からアンケートを聞いて、今からですよ、6月で商戦終わっちゃうのに、今さらアンケートとっても間に合わないですよ。気持ちはわかります。ですから、来年度はとると言ってるんですから、今回だけはランドセルをやってみて、それで、どうしても嫌だという人がアンケートでいっぱいいたら、これは町長間違ってますよ、やっぱりほかにも欲しい人がいるんですと。今ではもう間に合わないですから。来年度のランドセルはもう間に合いません。これははっきり言って決まっちゃってます。ですから、来年度、アンケートをとると言ってるんですから、そのアンケートを聞きながら決めてけばいいんじゃないですか。

○議長（吉田憲市君） 提案者に質問をしてください。

○7番（野口雅弘君） そういうふうにしたらいいんじゃないですかと私は思うんですけど、いかがですか。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ちょっと、今、野口議員のアンケートの話

が出ましたんで、私のほうから。

昨年の6月の一般質問で紙井議員がとったデータをパーセンテージにして出しました。そうしますと、いや、人数が多い少ないは別にしても、一つの指標として、これは認識していただきたいと。客観的なものですから、数字は。

20代から30代の方、30名。大体、新入生を抱えてらっしゃる方ってのは、この世代が非常に多いと思います。その方の中で、ランドセル賛成と言った人が5名だそうです。パーセンテージにすると16.7%。83.3%の人たちは、ランドセルはいいとは答えておりません。それは、多分、ランドセルどうですかという、それだけのアンケートだったと思うんですけども。で、40代から50代の方でこれに賛成した人が11名、42.3%。これは賛成者ですね。で、ランドセルに賛成してない方は57.7%。60代以上の方は、これは、お孫さんがいて、自分がランドセルを買う楽しみがあるとか、いろんな方が対象としていらっしゃるでしょうけども、この方の中で、24名のうち賛成の方が29.2%で、70.8%の人はランドセルではない。

そうしますと、全体を見たときに、28.8%の人がランドセルに賛成。賛成じゃない人は何が要るか聞いてませんよ。71.2%がそれ以外の物をと。こういうものを見たときに、対象の方が、お母さんたちが、賛成してるのが16.7%ってなってくると、その16.7%の人へのランドセル、これはいいと思います。でも、そうじゃなかった人、また、先ほど、話があつて商戦が終わっちゃうってのは、本当に、今はどんどん早くなってゴールデンウィーク前後、終わったあたりで終わるような話もあるんで、買われた方もたくさんおられると思います。そういう方たちのこともやはりきちんと対応していただきたい。そういうことを込めて、今回、この附帯決議ということで、公平性、平等性ということを入れさせていただきました。

○議長（吉田憲市君） 久保谷議員。

○16番（久保谷実君） 何か話があれですけども、そもそも、なぜ今、附帯決議が出るのかと、これ1月から町長と話し合ってるんですよ、この問題については。そうだとしたならば、1月から今までの間に全協も何回もやったし、あるいは、そういうのを全協でもむとか、あるいは、先ほど、海野議員が言ったように、請願を出してきちんと委員会で論議をするとか、そういうことが大事だったんじゃないかなと。

議員は、非常につらい立場ですけども、出てきた議案に賛成か反対かを決議すると、私はそれが議員の一番大きな仕事だと思っています。それには、いろんな思いを込めて、みんな賛成反対をするわけですけども、今、ここで、こういう附帯決議が出てきても、なかなか議論する時間がないですよ、これ。だからなぜ、1月から町長と話してたのに、その間に全協なり、要望なり、請願なりを出して議会にかけなかったかと。議会にかければ、もっともっと深い議論ができたわけですよ。今のパーセンテージも6月にわかってたわけでしょう。そしたら、それ

をもとにして、全協か何かのときに発言すればよかったと思うんだよね。それをずっと黙ってきて、突然、最初の日に手紙が来て、それで今の短期間でこういうふうにとやると。私には、そこは理解できない。

議員はとにかく、出てきたものに対して賛成反対をきちっと言う、それが私は議員の仕事だと思ってますから。この附帯決議っていうのも議員に認められた権利でしょうから、やることは別にやぶさかではないですけども、ここで附帯決議出すよりは、もっともっと深い議論ができた。そういう時間があったんだから、やるべきだったと思います。

どうですか。

○議長（吉田憲市君） 14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 今のお話は、もう何回も答えていますよね。お母様方の心情を考えてということ。私も、ランドセルは一生懸命やりたいということなので、できればいい方向でさせてあげたいということ。そして、6月の議会で前向きにアンケートすると私も思っていたこと。そして、その言葉を信じて待っていた部分もあります。

これ、本当に、皆さん、ちょっと勘違いするかもしれないですけど、町長が出すことに対して何か反対しようとか、そういう意図でやってるんじゃないですからね。とにかく、そういうことで、何で6月に質問した後、何もなかったのかっていうことですけど、6月に私がアンケート調査をした80名の方々と、今回、この要望書を持ってきた方は全く別の方です。その当初、とった方ではありません。しかも、私、今回会ったお母様方は、一人を除いてはほとんどが初対面です。最初の方も「紙井議員さんですよ」って私のほうに来た感じです。ですから、急に降って湧いたのではなくて、急にそういう機運が盛り上がった、もしくは、11月ですね、11月に商品券が配付されたということで、お母さんたちは「ああ」ということになりました。そういったことで、情報を最初から知っている議員とか、町民ばかりではないので、そういったことで私もまた新たな思いで、こうやってお母様方の意見を聞くということになりました。

以上ですが、いかがですか。

○議長（吉田憲市君） 質問がね、同じような質問という形のとれるような気がします。違う角度で質問してください。

○16番（久保谷実君） お母様方が町長室に入ってるに足が震えてたと。よくわかります。しかし、そこに議員が関係してたらば、その議員は、その人たちに対して、こういう方法もあるよと、こんな方法もできるんだよと、それも議員の大きな仕事だと思うんですよ。私が最初から言ってるのは、なぜ今になってこの附帯決議が出るんだと。その前に時間があったでしょうって。議員がそこに一緒に行ってるんだもん、町長室に。この間、予算委員会で町長が言いましたよね、町長室に来ましたって。そういうときがあったんだから、請願もあり得る、いろ

んな形ができるんですよと。これは町民の権利ですから、きちんと議員はその人たちを教えるやると。そのほうがよっぽどきちんとした議論ができたよ、そういうことを言ってるんです。

○議長（吉田憲市君） 14番紙井和美君。同じような答えであれば、もう何回もやっても同じですから。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。同じことを言わせないでいただきたいなと思っておりますので。

1月に会って、今、3月の議会ですよ。本当に1カ月ぐらいしかないわけですよ。一般の方が。

○議長（吉田憲市君） 私語は慎んでください。

○14番（紙井和美君） 議員がというお話がありましたけれども、私はそのときには請願書、そういった方法もあるということをお話ししましたが、議員が旗振って、お母さん方についてこいというものではないですよ。町民の声を、ボトムアップで下から出てきた、そういう思いを私は届ける役、パイプ役です。これで行こうって、ちゅうちょするお母さんを引っ張ってやるということは、これはできないと思いますよ。できますかね、皆さん。皆さんの近くの町民の方々は本当にそういう思いが強いんですね、きっと。そういうふうに言われるっていうことは。そういう意味で、今の質問に対しては、なかなか機が熟さない、勇気が出なかった、方法はわかっているけれども3月5日にまでは至らなかった、それが答えです。同じことを聞かないでくださいね。

あと、附帯決議、これは本当に阿見町で初めてなんですよ、出てきたのが。皆さん、お母さん方も、ものすごく勉強してらして驚きました。もともとそういう能力がある方ばかりなのかなと思いましたが、今回、この件に関して、突然、政治に興味が出て勉強し始めたというふうにおっしゃってました。私のもとには、この手紙だけじゃなくって、すごい分厚い書類が、こんなのを勉強したんですけど、これ、どうでしょうかって送られてきてびっくりしました。そういうことで、附帯決議ということは、町長への弾劾をすることでも何でもなくって、予算が通った後で、この予算をこのように有効に使う上でしっかりと協議してくださいねという要望書なんですよ。それをちょっと、もう1回皆さん、考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 質問のね、要旨をきちんと、討論じゃありませんので、まだね、きちんと質問してください。

海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

ただね、その附帯決議というのは、議会として、執行部にですね、やっぱり申し入れる、そういう性質のものです。したがって、通常は議員間の十分な納得と合意を得るためにですね、附帯決議を出そうとする人はですね、やっぱり、根回しというところとちょっとおかしいかもしれないけれども、文言も検討しながらですね、原則としてやっぱり全会一致で出していくと。だって議会として附帯をするわけだから。だけど、今回、私は初めて、附帯決議を出すっていうのが今日初めて動議で出されて、文言も今読みましたよ、これ。ちょっと、やっぱり余りにも抽象的で、どんなことを附帯決議で求めているのかも全然わからない。

なぜ、これは質問ですよ、なぜ、この附帯決議を議員間に十分な合意をつくるために努力をしなかったんですか。突然、こんな議場で動議なんかで出す、そういうふうにしたんですか。本来は、もっと前に。時間もあるんだから。予算委員会終わってから、大分時間あったじゃないですか。そこで、こういう附帯決議を出したいんだがと普通こういうふうにやりますよ。附帯決議ってそうです。ここは会派がないから、それぞれね、議員にお話しするとか、あるいは各常任委員長にお話をし、それでその全体の合意をつくっていくとか、そういう努力をしないでね、ここで附帯決議をどんと出していく。こんなの到底理解できる、つまり議会のルールっていうものを全く無視してるようなね、こういうことやったらね、請願者っていうかな、請願にはなってなかったんだけど、こういう思いを持った人たちもちょっと不満っていうか、残念なんじゃないですか。なぜ、我々に、もっと早い時間にですね、附帯決議の文言も含めた、つまり、議会全体としてやっぱり通るような形でやるべきだと私は思うんだけど、なぜやらなかったんですか。

○議長（吉田憲市君） 附帯決議に対して、なぜ今、附帯決議が出てきたんだということに対しての答弁をお願いします。

紙井和美君。

○14番（紙井和美君） おっしゃるとおりです。本当におっしゃるとおりです。それは私の落ち度だと思います。早くにこの附帯決議を出そうとわかっていたら、皆さんに根回しをしたと思います。ところが、私もちょっとこの知識が余りありませんでした、正直なところ。ですから、決まったのはほんの1日前ですね。

で、附帯決議という形にしようと、その附帯決議を出すのも、動議なのか、この中に組み入れるのかっていうのも、本当にいろいろ勉強しました。動議って言ったら問題あることをがっとう出すようなイメージがありますけれども、ここに入れてくださいよっていうお願いの動議ということ。この議会ではいろんな動議が出ますけども、そういう動議として出すほうが形としてはいいのではないかということになって、動議で出そうということになりました。早くからわかっていませんでしたので、それは本当に私は残念だなと思うところです。

そして、動議を出そうとしたときに、また、この附帯決議を出すことに当たって一番最初に町長に附帯決議を出させていただけますと、その次に議長に附帯決議を出させていただけますということで、前もってお話をさせていただきました。ここで突然、議長に手を挙げて、附帯決議ではなく。

この附帯決議自体の言葉も何ですかという感じのところ、そういうことで、確かに時間の猶予がなく、それは非常に申しわけなかったと思ってます。ただし、その知識がなかったということで、附帯決議ということを知ってスタートした後は、ルールにのっとってちゃんと町長にもお話しし、議長にもお話しし、きちんとした段階を踏んでさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 野口議員。質問はね、要旨をきちんとお願いします。

○7番（野口雅弘君） 31年度阿見町一般会計予算に対する附帯決議なんで、これ、反映させるように措置を講じるというのは、31年度に講じてくださいってということなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

14番紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 31年度も何も、今のこの段階において、今後、これを審議していただきたいということですので。もちろん、31年度も入りますけれども、ただね、もう配付されることは決まっている。だから、大変申しわけないけど、その後になりますっていうお話をしたときにも、実際もらってしまう私たちの年代、これはどうなるんですかという話もありました。ですから、この31年度の予算の中で考え直してほしいというのが保護者の方からの願いでもあります。後でいろいろ協議をしていきながらね、それは考えていただきたい。

ですから、ここに何をしろって具体的に掲げていません。ですけど、この投げかけられたラウンドセル、それはみんなどうなのかっていう、この素朴な意見に対して、きちんとみんなでもた考え直して、もっといいものにしたらどうかということをお話し合うきっかけになればいいかなというふうにも思っています。それで、前回、予算特別委員会のお話を聞きましたけれども、町長からは、障害者に対しては、前、お母さん方が私のほうに見えたので、その後、しっかりと協議をして、障害者のことは考えていきますと。ただ、一般の小学校に行くお子さんたちのこと、また、私はもう買ってしまったので、これは必要ありませんと言った人のこと、それはまだきちんと精査されていないので、そのあたりの平等性をお願いしたいというふうにも思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ここでですね、質疑、それから答弁も、堂々めぐりのようなので、質

疑はもうなしということにしたいと思いますが。これをもって質疑を終結したいと思います。

ただいま、議題となっております、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 繰り返しのようになってしまいますけども、今回の附帯決議、本来はですね、議員間の十分な合意がやっぱり必要となると思います。議会として出すわけですから。原則としては、全会一致が望ましいと思われま。

そもそも新入生入学祝い事業のランドセル無償配付事業については、新入学児童を持つ町民の方々から、私自身はですよ、反対であるとか、配付方法を変えてほしいとか、現金で配ってほしいとか、そういう意見は残念ながらね、聞いたことなかったんですね。今議会開会中に突然、町民の方から署名をつけた、代表者も入ってましたけども、手紙が来たことでね、実は戸惑っておりました。その後ですね、予算特別委員会での質疑を聞く限りでは、こうした町民の動きに、今、紙井さん御自身がお話になってましたけども、1月ごろから深く関与しているということがわかりました。

町民の皆さんがね、行政や議会へ、意見や要望を請願するのはね、憲法で認められた国民、町民の権利ですから、議員は、そうした陳情や請願の制度、システムを知る者としてね、町民の意見を議会で議論するために、深く議論をしてほしいというふうに言いましたけども、議会で議論するためにもね、あるいは、町民の権利を保障するためにも、請願という方法で議会に届けるべきだったのではないかなと思います。その時間は十二分にあつたと思います。

その上で、今回のランドセル無償配付事業についての附帯決議のことについてですが、町長、執行部からはですね、予算委員会の際にも、配付した後、事業についてですね、改善のためにアンケート調査を行ってしっかりと検証するという答弁がございました。特にね、障害等がありランドセルを背負えない子たちには代替品を考慮すると。県内12市町で、これは実施されておりますけれども、石岡市あたりではそんなことをしてないわけですよ。そういうこともやるということで、事業にかかわり課題となっている点についても、事前事後にですね、しっかりと改善点を明らかにしたいというふうにもう既に表明しております。

したがって、附帯決議にある点、いろいろここに書いてありましたけども、附帯決議にあ

る点については、既にもう十分、執行部、議員の間でやりとりをしてる内容だと、しかも、執行部はそれに十分配慮するというふうに表明しておりますので、議会としてさらに附帯決議をする必要性はないものというふうに私は考えておまして、附帯決議については反対をしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対の発言者は。

井田議員。

○3番（井田真一君） 私も反対の立場で討論させていただきたいと思います。

今回、本当に附帯決議というのが阿見町議会に出て、すごく勉強になったことだと思いますが、ここに書かれている1番、2番、入学祝い品の贈呈に関して、より多くの措置を講じるだったり、2番の項目に対しても、これはちょっと私からすると当たり前のことで、もしこれが本当に執行部として行われないうのであれば、これは議会として必ずストップさせなきゃいけない案件だなどと考えております。

仮に、この附帯決議というものをつけるっていうことがあるのであれば、正直、私のほうとしては、消防団に関することや自営業に関すること、たくさんいろいろな案件がある中で附帯して決議したいことが山のようにある状態なので、今回、このような形で、子育て、とても大事なことですけれども、大事なことっていうのはたくさんあります。それに関してこの附帯決議っていうのは私はもうされてるものだと認識しておりますので、もし、この附帯決議が、何て言うんですかね、ほごになるようであれば、これは議会として必ずやらなきゃいけない、チェックしなきゃいけない仕事だと思いますので、今回、この件に関しては全てに附帯されているという私は認識を持っていますので、反対させていただきます。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対者。

野口議員。

○7番（野口雅弘君） 実際の話、私は、来年度に限っては措置を講じることというのは不可能に近いということで、出した時点でこれを認めて賛成しちゃうと措置を講じるしかななくなっちゃうんで、措置を講じることが来年度はできない、これは、はっきりしてますんで、私は申しわけないけども反対させていただきます。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対者。

石引議員。

○2番（石引大介君） 私もですね、こちらの反対の立場から討論させていただきます。

まずですね、やはり保護者の方々がいろいろ御意見等あるのはもちろん私も聞いておりますし、逆に私もまだ小学生の子供を持つ親としてですね、いろんな意見を持っております。ただ、こちらの案件でですね、附帯決議というものを行った場合、例えば、ほかのものに対して何か

意見があった場合、全てにおいて附帯決議を行っていかなくやいけないとか、そういう事例にもなっていくと思うんですね。なので、やはり具体的にですね、きちんとどうするかという、本当に先ほどもよく出てるんですが、本当にこの附帯決議案こそですね、深い議論が全くできていないような状態で議会として判断するっていうのは、やはりちょっと私はそぐわないと思いますので、こちらは反対のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対発言者。

永井議員。

○8番（永井義一君） 先ほどからのね、議論を、討論を聞いてて思ったんですけども、私は2つの点についてお話しさせていただきます。

まず、1点目なんですけども、このお手紙が皆さんのところに来た。これに関しまして、実際のところは、突然、いろんな団体から来る、それを議題としてあげるっていうことは、議会のルールの問題があるかと思うんですよ。ちゃんとした手続を踏んでやるのであれば、十分に議案として乗っけていいと思うんですよ。先ほど、紙井さんのほうからの話で、請願とか、そういう話も考えたっていう話がありました。

私も何回か請願という形で受けて、請願の場合には、それこそ一人でも構わないわけですよ。もちろん、多い方が、それはそれでいいわけなんですけども。ですから、1月からの問題に関して、私は逆に、一人でも二人でもという部分も考えれば時間があつたかと思うんですよ。それで、請願で出せば、議会のほうで受け付けて、この問題だったら民生教育常任委員会のほうで議論すると。その中で、今、請願者の方が委員会に参加して話をすることもできます。または、紙井さん自身は、総務常任委員会ですから、民教のほうの請願者になっても十分お話しできると思うんですよ。ですから、そういう形でやらなくて、突然、議員のところの手紙が来てやるとなると、変な話ですけれども、何でもありになってしまうと思うんですよ。どこの団体からも来て、議会の判こも通さないで来て、じゃあ、それを議論に乗っけてもらいましょうという、変な話ですけれども、いろんな形で大変な騒ぎになると思うんですよ。やっぱり議会は議会として一つのルールがあるわけですから、そのルールを守った形で、ちゃんとした形でやるべきだったんじゃないかなと私は思います。それが、まず1つ目の理由です。

2つ目なんですけども、これは今、お話しされましたけども、やはり、先の討論の中で平成31年度からという話がありました。今の状態の中で、事業が進んでいる中で、これからそれをやると非常に混乱をしたいと思います。なおかつ、ランドセルをやるということは、ある程度、個数の関係でもスケールメリットがあつて、ある程度の金額でできるというようなことが考えられます。この前ね、予算特別委員会の中でも町長のほうがね、1回やってみて、それで来年

度にもう1回、それが正しかったのか、よかったのか、もう1回、アンケート等々で検証を試みるって話がありました。ですから、平成31年度からやるということに関しては、実質的に私は無理だと思います。

以上の2点の理由で私は反対いたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対の発言を許します。

久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 先ほども言いましたように、私は、議員は、賛成か反対かと、この二者択一しかないと考えてます。この附帯決議、こういう内容が出てくるんなら、もっともつと前に出て、それを大いに全協でも何でも議論をして、そんで。これは東京都なんかもやりますよ。附帯決議を出すのは1年ぐらいその中でやる。これは対執行部ですから、議会の中でこうやるんじゃなくて、執行部に対してこういう意見を物申すというのが附帯決議ですから、そうだとしたら今回の附帯決議は余りにも性急過ぎると。もっともつと時間をかけて出さなければならぬと。そして、議員は執行部が出してきたものに対して賛成か反対かの態度を示すしかないと。私は、よって、この附帯決議には反対いたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） では、次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者、ございませんか。

高野議員。

○4番（高野好央君） 私は、先ほど一般会計予算のほうに反対しました。ただ、予算のほうが決まりましたので、せめてですね、町民、そして保護者の声を十分に酌み取っていただきたいと思い、附帯決議に賛成させていただきます。

それと、先ほどからお話を聞いてて、手紙のほうは何か紙井議員が扇動したような感じに話になってるんですけど、私はちょっと話を聞いてて、扇動してないから請願じゃなくて手紙になったんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成者の討論を許します。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） 私も先ほどの一般会計予算に反対いたしましたが、この附帯決議には賛成いたします。その理由としましては、ここにあります公平性、平等性というのが、まだ十分に議論できてない。事前に十分議論を尽くしてくれというお母様方の気持ちを酌んで、附帯決議に賛成いたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成者はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） ほかに討論ありませんか。

栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 私は、この附帯決議について賛成の立場でお話をします。

○議長（吉田憲市君） 私語は慎んでください、高野議員。手を挙げて。

○6番（栗原宜行君） まずですね、附帯決議自体がですね、予算が通っていなければ附帯決議ができないわけです。通ったから附帯決議ができるわけなので、事前のときに調整しろというのは基本的に無理なんですよね。つまり、否決されるかもわからない、今日の3月20日じゃなければこの附帯決議は出せないんですよ。で、実際に、今までの質疑の中で予算委員会においても、例えば、執行部のほうからですね、障害者の方たちのための分はやっていただきました。私が申しましたけれども、私立の方はどうするんですかって。その私立のことも考えていただけるっていうことでした。じゃあ、今、実際にいらっしゃるほかの方はどうですかという、要らないところにはあげませんと。考えてません、あげませんという形がこの前の予算委員会でも出ました。そういったことがあったので、今日、予算が成立したから附帯決議を出されたと私は思ってます。

ですので、私は全然そういう面では、どこが主体か。議会も確かに私は議員ですから大事ですけれども、やっぱり町民がこういうふうに困ってて、こういうふうにしてほしいという、その主体のことに寄り添わなければ私は議員じゃないと思ってますので、その附帯決議を出させていただいて、より執行部においてですね、より深く考えていただきたいということで賛成いたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成者の諸君、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算附帯決議についての動議に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 結構です。

起立少数であります。よって、議案第29号、平成31年度阿見町一般会計予算の附帯決議についての動議は否決をされました。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

それでは、議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを終了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成31年第1回阿見町定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 野 口 雅 弘

署 名 員 永 井 義 一

参 考 资 料

平成31年第1回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第14号 議案第15号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第36号</p>	<p>阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定について（全部改正） 阿見町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 総務常任委員会所管事項 町の区域の設定について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第16号 議案第17号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第26号</p>	<p>阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について 阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）</p>

民生教育 常任委員会	議案第27号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
産業建設 常任委員会	議案第18号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第24号 議案第25号 議案第28号 議案第37号 議案第38号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号） 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号） 町道路線の廃止について 町道路線の認定について
予算特別委員会	議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号	平成31年度阿見町一般会計予算 平成31年度阿見町国民健康保険特別会計予算 平成31年度阿見町公共下水道事業特別会計予算 平成31年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算 平成31年度阿見町介護保険特別会計予算 平成31年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 平成31年度阿見町水道事業会計予算

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成30年12月～平成31年2月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	1月31日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回臨時会会期日程等について ・その他
	2月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例会会期日程等について ・その他
議 会 報 告 運 営 委 員 会	2月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日程の確定 ・開催会場の決定と会場の確保 ・報告会方式の決定 ・各常任委員会及び議運、特別委員会等の報告者の人選 ・チラシ及びポスターの企画、作成、配布方法と箇所 ・参加者確保のための方策 ・前回の報告会のアンケート結果の掲載 ・5月開催までの準備スケジュールの確定 ・次回委員会開催日 ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	1月7日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第159号の発行について ・その他
	1月21日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第159号の発行について ・その他

全 員 協 議 会	2月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・阿見第一小学校空調設備改修工事について ・その他
	2月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度阿見町予算内示について ・飲酒運転の根絶に関する覚書の締結について ・がん・健康意識向上動画「みんなが取り組む健康づくり」の作成について ・その他
	2月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町第6次総合計画後期基本計画の策定状況について ・第74回国民体育大会セーリング競技会の進捗状況について ・町の区域の設定について ・行政改革大綱の策定について ・平成30年度外部評価の結果と町の対応方針について ・阿見町空家等対策の推進に関する条例の制定等について ・阿見町子育て世代包括支援センターの開設について ・阿見町の中小企業金融支援策について ・阿見町政治倫理審査会委員の委嘱について ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・阿見町農業委員会委員の任命につき同

			意を求めることについて ・その他
--	--	--	---------------------

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月6日	第1回全員協議会 ・平成31年第1回定例会提出案件の説明		久保谷充 永井義一
	2月13日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会議長選挙について ・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について ・平成30年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・平成31年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算 ・一般質問（基幹的設備改良事業による施設の老朽化対策等整備計画について）	信任投票 原案同意 原案可決 原案可決	久保谷充 永井義一
牛久市・阿見町斎場組合	2月1日	第1回全員協議会 ・平成31年第1回斎場組合議会議案の概要説明について ・運営状況の報告		難波千香子 野口雅弘

	2月13日	<p>第1回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） 平成31年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	<p>難波千香子</p> <p>野口雅弘</p>
茨城県後期高齢者医療広域連合会	2月25日	<p>第1回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例の制定について 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	<p>久保谷実</p>

茨城県後期高齢者医療広域連合会	2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴えの提起について ・ 訴訟上の和解について ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて 	原案可決 原案可決 原案同意	久保谷実
稲敷地方広域市町村圏事務組合	2月22日	第1回定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について ・ 平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号） ・ 平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第2号） ・ 平成31年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算 ・ 平成31年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計予算 ・ 専決処分の報告について（和解に関すること） ・ 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）） 	原案同意 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案承認 原案承認	平岡 博 樋口達哉 石引大介

